

42979

教科書文庫

4
210
41-1909
20000 73451

# Kodak Gray Scale



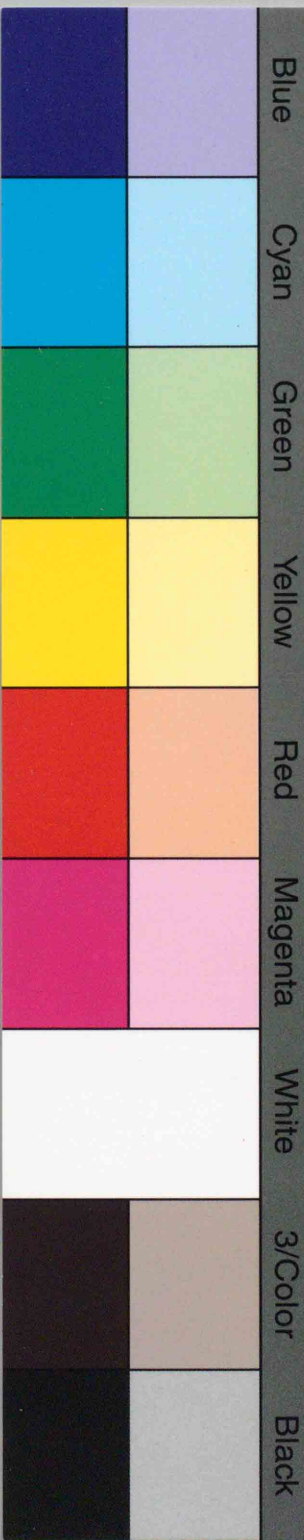
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Inches 1 2 3 4 5 6 7 8  
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20



新編  
41  
200

3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

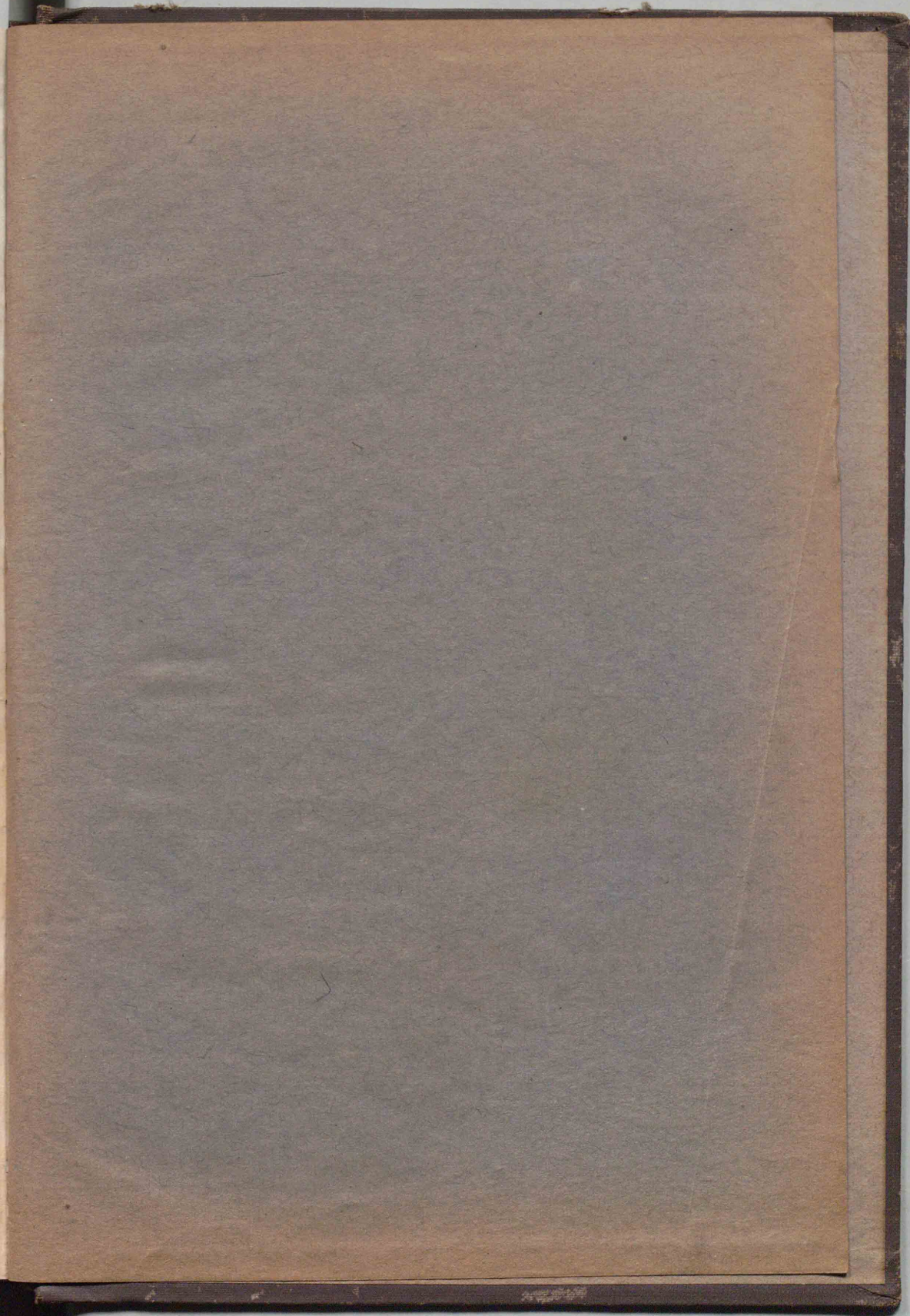
資料室

教科書文庫  
4  
210  
41-1907  
2000073451

42

210

明43



日三十二月三年十四治明  
濟定檢省部文



# 新日本史

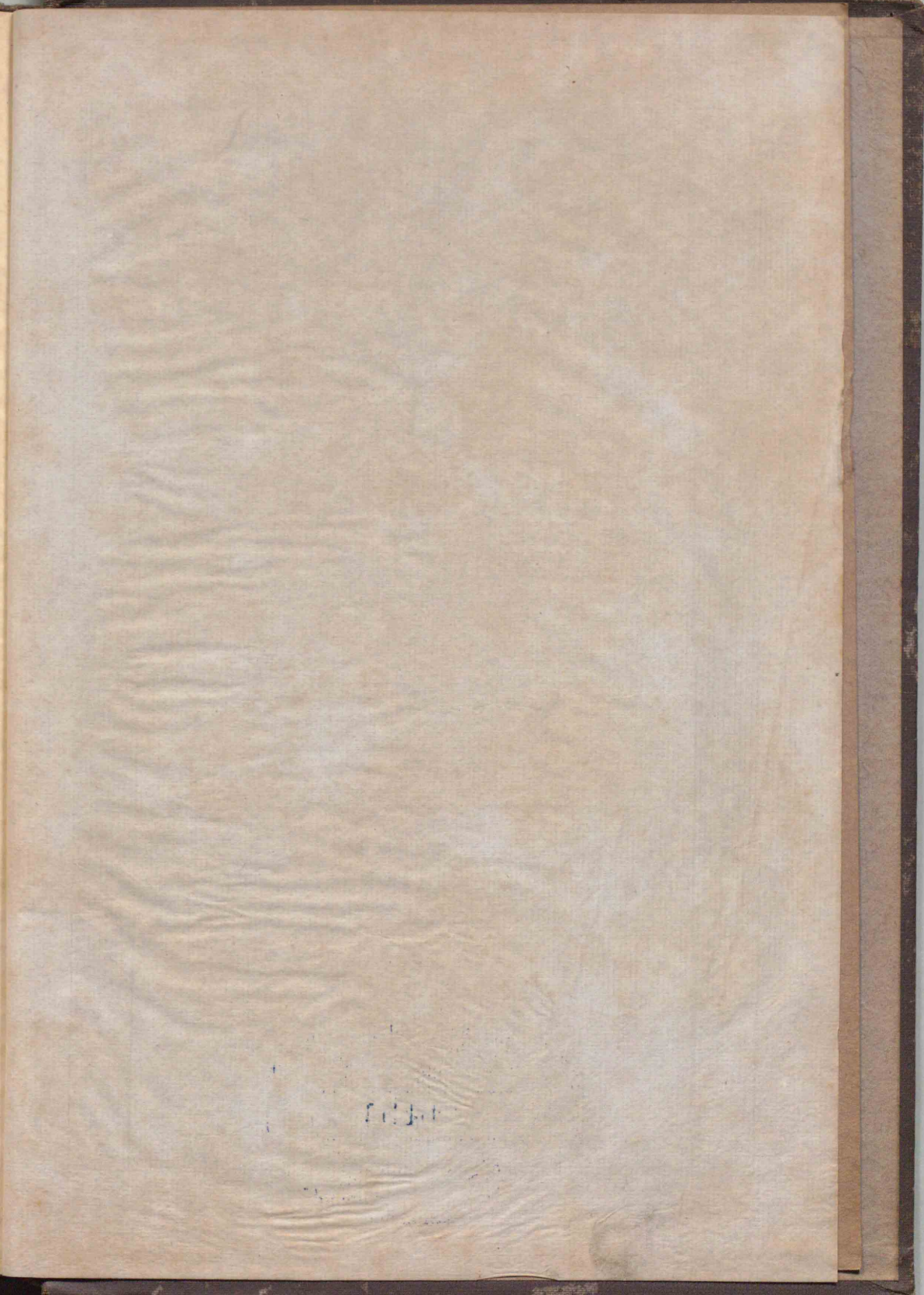
文學士 上原 益藏 著

株式會社啓成社刊



広島大学図書

2000073451



例言

一、本書の用途。

中學校五年級の日本歴史教科書。

一、本書の準據。

文部省訓令の教授要目、及び中等教育に經驗ある先輩學友諸氏の意見。

一、本書の挿畫。

史料編纂掛、その他諸家秘藏の畫軸・繪卷・繪屏風等。

一、本書の校閱者。

東京帝國大學文科大學教授文學博士三上參次先生。

編者より教官諸氏に

一、一學年、一週一時間の短時日に、初級よりは、やや深く入りて、日本歴史の全體を教授し了へんとするは、決して容易の業にあらず。従ひてこれに用ひて適切なるべき教科書を編まんとするも、また、至難の事なるのみならず、或は、絶対に不可能にあらざるなきかを恐る。もし、さあらんには、教官その人も、教科書編纂者も、文部省より訓令せられし中學校教授要目の大方針に戻らざる限りは、時宜によりて、頼る、大膽に、教材の取捨を行ふ必要あるべし。換言すれば、中等教育において、比較的、より重要なべき或るものの爲には、比較的、より重要ならざる何ものかを犠牲に供せざるべからずと信ず。編者が、本書を編むに當たり、本文には、主として、政治外交制度の沿革を叙述し、風俗文藝宗教等は、おほかた、これを參考課中に配當したるは、蓋し、如上の理由に基づく。

一、參考課は、學生諸子の自習用に供せんが爲に設けたるものなれども、もし、教官諸氏にして、藝術の方面より、國民思想の發展を説き、社會文化

の進歩を述べんとせらるる場合あらば、本文中の或るものを省略して、これに代ふるに、參考課中の或るものを以てするも妨なかるべし。また、特に、時間に餘裕あるか、或は、補習科の設ある學校においては、參考課、及び附録要解を本文同様使用して、更に、これを敷衍せられんには、殆ど、別種の新教科書を得たるが如き感あるべし。

一、普通の教科書ならんには、教官諸氏の敷衍すべき餘地を充分に存し置くこと可なるべきも、本書の如き特殊のものにありては、寧ろ、反對に、なるべく、教官諸氏が説明の勞を省き置くべき必要ありと認む。卷末に三種の要解を附載せる、地名・人名・物名の初出におほかた振假名を施せる、行文の平易にして説明的なる、皆、これが爲なり。

一、一課を三頁乃至四頁となせるは、一時間の分量として、一見、多きに過ぐる感あらんも知れず。されど、こは、叙事の、飽くまで、説明的なるが爲にして、所收の史實は、比較的、多からざるを信ず。

一、對外關係を叙述すること、他の史實よりは、やや、詳密にして、挿畫も、多

く、この方面のものを選びたるは、これらの史實及び挿畫が、ただに一時、學生諸子の感興を惹き起すこと多大なるのみならず、現在にも、將來にも、これらの智識は、一般の人人に、より多く必要なりと信ずればなり。

一、現代名流の氏名にて讀み方の疑はしきものは、一、その家に就きて、これを確めたり。されば、何人も、本書の振假名に信據せられて可なり。

一、清韓二國の地名・人名・物名の左側にその國音を附記せるは、將來に、多少の裨益あらんかとの婆心に過ぎず。もし、煩はしければ、邦音のままに教授せらるること、もとより、妨なし。

一、編者が、書肆の囑に應じて、本書の編纂に着手してより、はや、三年を経たり。その間、稿を易ふること再三、微力の及ぶ限りを盡くして、稿、漸く、成るに至りしが、印刷、了はりてのち、更に、これを通讀すれば、編者みづからにさへ、意に満たざるふしの甚だ多かるに、恥ぢざるを得ず。されば、編者は、教官諸氏より、多くの示教あるを待ちて、全く、本書を改作し得べき日の、一日も早からんことを望みて止まず。

編者より學生諸君に

一、五年級における日本史の授業時間は、至りて、僅少なるが故に、諸君は、ただ、教官諸氏の講義にのみ依頼することなく、幾分は、進みて、みづから學べんとする覺悟なかるべからず。編者が、本文のほかに、參考課を設け、卷末に三種の要解を附載せるも、蓋し、諸君の自習、または、豫習用に供せんとする微意に出でたるなり。

一、諸君は、教場に出でて、教官諸氏の講義を聽くにさき、だち、まづ、附録の要解を參照して、一通り、日課を豫習し置かるべし。諸君にして、この用意だにあらば、僅少なる時日に、日本史の大體に通せんこと、さまたて難事にあらざるべし。

一、參考課は、諸君の自習用にとて設けたるものなれば、暇あらん折に、これを通讀して、疑問を教官諸氏に質したまへ。

一、終に、編者は、諸君が、卷末の大事表、及び、系圖を利用せられんことを祈る。

謝 辭

一、編者は、挿畫の選擇につきて、史料編纂掛の惠を蒙れること、殊に、多し。また、貴重なる繪卷、繪屏風等を所藏せらるる諸氏が、これを撮影して、本書に掲載することを快諾せられたる厚意に對し、編者は、ここに多大の謝意を表す。

一、本書編纂に當たりて、恩師、三上博士は、始終種種の便宜を與へられ、稿成るに及びては、また、懇切に斧正の勞を執られたり。編者は、ここにこれを特記して、恩師に謹謝す。

一、編者は、本書編纂に際して、間接に、有益なる注意を與へられたる先輩、及び學友諸氏の厚意を多謝す。就中文學士柴謙太郎、外國語學校助教授田代光雄兩君の厚情に負ふところ、殊に、多かりしは、深く、感謝せざるを得ず。

明治三十九年十二月

上原益 藏

目 次

第一章	わが建國	一
第二章	上代概説	四
第三章	上代における對外關係	八
第四章	上代の制度	二二
參考 第一	上代の風俗文藝及び産業	一六
第五章	奈良以前及び奈良時代概説	一九
第六章	奈良時代の制度	三三
參考 第二	奈良時代の風俗文藝、宗教及び産業	三七
第七章	平安時代概説	三三
	對外關係	三五
第八章	平安時代における制度の變遷	三五



参考 第三	平安時代の風俗・文藝及び宗教	三六
第九章	院政及び平氏時代概説	四三
参考 第四	院政及び平氏時代の風俗と武事	四四
第十章	鎌倉時代概説	四九
第十一章	鎌倉時代の制度	五三
参考 第五	鎌倉時代の風俗・文藝・宗教及び産業	五五
第十二章	南北朝及び室町時代概説	六三
第十三章	室町時代の制度	六五
参考 第六	室町時代の風俗・文藝及び宗教	六六
第十四章	戦國及び織田・豊臣時代概説	七三
参考 第七	戦國及び織田・豊臣時代の制度と武事	七七
第十五章	室町時代より江戸時代の初期に至る對	

外關係

その一	.....	八一
その二	.....	八五
その三	.....	八九
第十六章	江戸時代概説	九三
第十七章	江戸時代の制度	
その一	.....	九七
その二	.....	一〇二
参考 第八	江戸時代の學問及び宗教	一〇六
参考 第九	江戸時代の文學及び美術・工藝	一一〇
参考 第十	江戸時代の風俗	一二四
参考 第十一	江戸時代の産業	一二九

第十八章 開國と王政維新

その一……………一三二

その二……………一三四

その三……………一三六

その四……………一三三

第十九章 明治初世の内政……………一三七

第二十章 明治初世の外交

その一……………一四〇

その二……………一四三

第二十一章 西南諸國の亂……………一四九

第二十二章 立憲政體の確立……………一五三

第二十三章 諸制度の完成……………一五五

第二十四章 運輸・交通機關の擴張と産業の發達……………一六一

第二十五章 明治二十七八年戰役……………一六四

その一……………一六四

その二……………一六六

第二十六章 明治二十七八年戰役後における極東の

形勢……………一七三

第二十七章 明治三十七七八年戰役

その一……………一七六

その二……………一八〇

挿畫目次

第一 北條時宗畫像及び蒙古襲來繪卷(コロタイブ)……………一五〇—一五一

第二 豊太閤所持と傳へらるる扇面(コロタイブ)……………一七六—一七七

附 録

史實熟語要解……………甲の二七

第三 朝鮮陣戰死者供養碑(網版)……………七六七七

第四 南蠻人上陸繪屏風(網版)……………八四一八五

第五 朝鮮來聘使繪卷(網版)……………八四一八五

第六 長崎貿易繪屏風(コロタイプ)……………八六一八七

第七 末吉船及びオランダ渡航朱印狀(コロタイプ)……………八六一八七

第八 大友有馬大村三侯使節ローマ法皇に謁見の圖及び紀念銅牌(網版)……………九〇一九一

第九 出島のオランダ屋敷(網版)……………九二一九三

第十 將軍家光の枕屏風(コロタイプ)……………九四一九五

第十一 荒井の關(網版)……………一〇四一〇五

第十二 レサノフ來朝の圖(網版)……………一二六一二七

第十三 ペリー來朝繪卷(網版)……………一二八一三九

插畫要解……………乙の二六一

地理要解……………丙の八一

系圖

皇室御略系……………丁の一

大伴氏略系……………丁の六

物部氏略系……………丁の六

蘇我・平群・葛城三氏略系……………丁の六

藤原氏略系……………丁の七

平氏略系……………丁の二

源氏略系……………丁の二

北條氏略系……………丁の二

足利氏略系……………丁の四

三管領家略系……………丁の二

上杉三家略系……………丁の二

織田氏略系……………丁の元

徳川氏略系……………丁の元

大事表……………戊の三

歴代宮號一覽……………己の二

# 新日本史

## 第一章 わが建國

建國以前の住民

太古、わが大八洲オホヤシロに居を占めしものに、土蜘蛛ツチクズ蝦夷エミシ熊襲クマシロ等の諸族あり。これらの種族は、いづれも、未開の民にして、未だ、國民的の團結をなさず、極めて粗野なる生活をなしつつありき。然るに、優秀なるわが日本民族は、高天原タカマノハラより來たりて、これを征服、綏撫し、また、支那、及び、朝鮮より歸化したるものをも融合同化して、遂に、鞏固なる國家を形成するに至れり。文明の發達は、ただに、海岸線の屈曲のみならず、國の、他國に對する位置の如何に、重大なる關係を有す。日本海沿岸は、

出雲地方の開明

天孫降臨

太平洋に面する部分に比し、海岸線の曲折、比較的、少なけれども、かの山陰地方の如きは、古く、韓土交通の要路に當たりしかば、自然、大陸文化の影響を受け、素戔鳴尊、及び、大國主命の經營によりて、出雲地方は、早く、まづ、開明の曙光を仰ぎぬ。ついで、日向地方に天孫の降臨あり、瓊瓊杵尊より三代を経て、この地、また、漸く、開化に進みたり。かくて、尊の玄孫、神日本磐余彦尊天神武の東征したまふに及び、大倭和地方の蠻族も、平定に歸して、神聖なる日本帝國の洪基は、ここに確立せり。

天照大神の大詔

初め、大國主命の、天照大神の命をかしこみて、その經營せる國土を捧げまつるや、大神は、皇孫、瓊瓊杵尊を召して、葦原瑞穗國は、これ、吾が子孫の王たるべき地なり。爾、行きて、しろ

皇室と臣民

しめせ。寶祚の隆えまさんこと、天壤と窮まりなかるべし。と宣りたまひ、また、八咫鏡に叢雲劔、八坂瓊勾玉を添へて賜はり、この鏡は、吾が御魂として、吾を視る如くすべし。と仰せられき。かくて、歴代、この三種の神器を授受して、皇位の御璽となし、天日嗣の御位は、皇大神の嫡流なる皇統、とこしなへに、これに居りたまひ、皇位の尊嚴は、世運の消長に關せずして、萬古、不易なり。これ、實に、わが國體の精華にして、君臣協和、よく、天祖の遺詔を奉戴し、秋毫も、紊るところなかりしによる。かく、君臣上下の、よく、相、一致せるは、必ず、深き理由なかるべからず。蓋し、わが國は、一大家族が、そのままに發達して、一邦國となりしもの如く、皇室は、即ち、わが國の宗家にして、諸氏族は、凡て、その支族、門葉たるが如き觀あり。されば、皇室

と人民との間には、君臣の關係と共に、親子の如き關係をも存し、人民はよく、これを自覺して、皇室に奉仕すること、なほ、支族の宗家に對するが如し。ここにおいて、國民の團結、おのづから、固く、また、よく、わが德化、威力に歸服したる他種族を同化して、宇内に比類なき邦家を建設し得たるなり。

第二章 上代概説

建國當時の職制

神武天皇、都を橿原和に定めたまふや、ここに宮殿を造り、三種の神器を安置して、政を視させられ、天孫命天の命命を祖部トミ氏トミをして、祭祀を司らしめ、道臣命ミチノミコトの命命を大伴オホトモ氏オホトモにして、武備の任に當たらしめ、また、功臣豪族を國造ミコトノカミ、縣主ミヤコノカミとなして、地方の政務を執らしめたまへり。かくて、國

四道將軍

皇威の振興と文化の發達

四道將軍派遣

熊襲蝦夷征討

國造以下の地方官増置

外國服屬

家の基礎は立ちたれども、皇威、なほ、遠きに及ばざりしかば、崇神天皇は、皇族を四道に分遣して、人民を綏撫せしめたまひ、また、始めて、民口を校し、弓弭調ユミツツ、手末調テマツツを課せられぬ。ついで、景行天皇は、熊襲を親征して、筑紫を巡狩せられ、また、日本武尊を遣りて、再び、熊襲を征し、更に、東北の蝦夷をも討たしめたまひ、多くの皇子を諸國に分け遣はして、人民を教化せしめられぬ。かくて、皇威、四方に及びしかば、成務天皇は、國界を正し、國造、縣主、稻置イナヅメを増置して、専ら、力を内政の整頓に竭くしたまひき。次の帝、仲哀天皇も、また、大いに、皇威を内外に振興せんとしたまひしが、中道にして崩御せられしかば、神功皇后、大御心を繼ぎて、外は、新羅を征し、内は、熊襲を平定したまへり。時の功臣、武内宿禰タケウチノスネの後なる蘇我、葛城、平群の三氏

韓土文物の傳來

應仁、隆治、永享、王仁、素戔

は、のち大臣として、大連家の大伴・物部二氏と共に、朝廷の要路に立つに至りぬ。

應神天皇の朝、韓土より文學・工藝の傳來ありて一參考第わ

が文化を進めしが、雄略天皇の殊に、大御心を工藝の奨勵に注がれしより、國産著るしく、發達し、府庫充實せり。ここにおいて、齋藏・内藏・大藏の三藏を分かち、蘇我氏をして、これを監せしめられぬ。

大臣大連の跋扈

大臣大連の跋扈

舊家の盛衰

然るに、このころより、大臣大連の權威漸く強く、遂に、政權與奪の争を起こして、往往、累を皇室に及ぼせり。そもそも、齋部・中臣の二氏は、開國以來の舊家なれども、當時、已に、勢なく、葛城氏は、襲津彦の女、磐之媛、仁徳天皇の皇后に立ちて、家運めてたかりしが、圓に至りて、亡び、平群氏、これに代りて、雄略

蘇我物部二氏の對立

蘇我氏の獨舞

大陸文化の輸入と佛教の興隆

聖徳太子の事業

中臣鎌足

天皇の朝に勢力ありしが、眞鳥、誅せられて、その家、亡び、ついで、大伴氏も、繼體天皇の朝、金村の外交に失敗してより、勢望頓に衰へ、政治上の實權を有するものは、ただ、蘇我・物部兩氏のみとなれり。かくて、二氏、廟堂に對立して、相拮抗せしが、欽明天皇の朝、佛教の傳來するに及び、その黨争、烈しきを加へ、遂に、蘇我馬子は、物部守屋を斃して、崇峻・推古二帝の朝に、獨り、權勢を擅にするに至れり。

推古天皇の朝、厩戸皇子聖德太子攝政となり、冠位十二階、憲法十七條を制定し、また、使を隋に遣はし、大陸の文化を輸入して、わが文運を進め、且つ、大いに、佛法の興隆に力を盡くしたまへり。されど、蘇我氏の勢力は、益々強く、蝦夷・入鹿は、無道の振舞、甚だ、多かりしかば、皇極天皇の朝、中大兄皇子天智天皇は、中臣

蘇我氏の滅亡と政治上の大變革

鎌足カマダシの藤原氏等と謀り、これを誅戮して、大化ダイカの改新を行ひたまひき元一三〇年五紀。

第三章 上代における對外關係

新羅親征以前における韓半島

韓半島とわが國とは、日本海を隔てて、近く、相對し、素戔嗚尊の往來、天日槍アメノヒコササの來朝等、頗る、古き時代より、その間に交通ありき。もと、半島の南部には、馬韓マカン、辰韓チンカン、弁韓ベンカンの三國ありて、鼎立の姿をなししが、のち、その形勢、やや、變じ、馬韓の故地に百濟ハクセ、辰韓より新羅シンラ、弁韓より加羅カラ起コり、互に、勢力を張らんとして、攻伐を事としつつありき。然るに、加羅は、新羅の侵害に堪へず、崇神天皇の朝、使をわが國に送りて、援を求むるに至り

任那服屬

任那日本府

神功皇后の新羅親征

百濟高麗の入貢

新羅親征以後における韓半島

吉備田狹の叛

高麗百濟の國都を陥れる

しかば、天皇、鹽乘津彦シホノリツヒコを遣はして、この地を治めしめたまへり。これ、のちの任那日本府の基なり。ついて、神功皇后、新羅を親征せらるるや、間もなく、百濟、内附し、また、半島の北部に興これる高麗も、入貢するに至りしかば、一時は、わが勢力、大いに、韓半島に振ひき。既にして、高麗の國勢、漸く、強大となり、次第に、南韓を侵すに至りしが、新羅は、時に、これと結びて、屢、我に叛きぬ。雄略天皇の朝、任那國司、吉備田狹、新羅と通じて、叛し、半島の地、騷動せしかば、天皇、紀小弓、蘇我韓子等スミヤカノコを遣りて、新羅を討たしめたまひしに、わが諸將、相和せず、戦利あらずして、還りぬ。ついで、高麗は、百濟を侵し、その國都を陥れしかば、天皇、將士を遣はし、わが國に質たりし百濟の王子を送りて、再び、その國



紀大磐の陰謀

大伴金村外交  
政策を誤る

を興こさしめたまひき。然るに、顯宗天皇の朝には、紀大磐、任那に據り、高麗と通じて、自立を計り、ついで、繼體天皇の朝には、大伴金村、百濟の請を許し、任那の四縣を割きて、これに與へしかば、任那は大いに、わが措置を怨みて、離反し、新羅は、これに乗じて、頻に、任那を攻め、韓土におけるわが形勢、日に、益非なり。繼體天皇、乃ち、近江、毛野を遣り、任那を鎮め、新羅を討たしめんとしたまひしに、筑紫の國造、磐井、新羅の賄を受け、叛き、毛野の進發を遮りしかば、物部麁鹿火、赴き、討ちて、磐井を誅し、毛野、漸く、任那に到るを得たり、されど、毛野、綏馭の方を失ひしより、却りて、その紛擾を甚だしくし、任那は、漸く、新羅に頼らんとするに至れり。この時、新羅は、ただに、力を攻伐に盡くすのみならず、また、頗る、心を内治に用ひて、國勢を

近江毛野綏馭  
の方を失ふ

任那日本府の  
滅亡

張り、欽明天皇の二十三年紀元二二一、高麗と結びて、遂に、任那を滅ぼししかば、天皇、紀男麻呂、河邊瓊岳に命じて、新羅を討たしめ、大伴狹手彦を遣りて、高麗を攻め、深く、その國都に進ましめたまひしに、男麻呂等の軍、敗れて歸りしより、任那の日本府は、長く、廢せられたり。爾後、歷朝、任那興復の策を運らしたまひしが、遂に、果さず、韓半島におけるわが勢力は、次第に、衰へ、新羅は、隋唐タタリに通じ、その威を籍りて、益、勢力を振ふに至れり。

支那との交  
通

上古における  
支那との私交

支那との交通も、頗る、早き時代より開け、九州地方の豪族中には、私に、かの國に往來せるもの少なからざりき。また、應神天皇の朝には、歸化人、阿知使主に命じて、支那に赴き、その地の縫工、織工を携へて歸らしめ、ついで、雄略天皇の朝にも、

小野妹子  
高向玄理

日隋の國交

日唐の國交

氏族部民の  
世襲世業

身狹青ムササビを支那に遣はして、工女を徴したまひしことありしが、これらはいづれも、皆國際の交通にはあらざりき。然るに、推古天皇の十五年二紀元六七に至り、厩戸皇子は、小野妹子オノノイモコを隋に遣はし、對等の禮を以て、始めて、國交を開き、翌年、高向玄理タカムケノヒコ、南淵請安ミナブチノヨシやす、僧旻ソウミン以下の留學生を送られぬ。既にして、隋亡び、唐の世となりしが、これらの留學生は、留まりて、唐に學び、ついで、朝廷よりも、犬上御田イヌノミ、御田ミタ、御田ミタ、御田ミタを遣はして、好を結ばれ二紀元九〇、日唐の國交、ここに開けぬ。

#### 第四章 上代の制度

上代における國家の組織は、氏族の制を基とし、各氏には、それぞれ、定まりたる職業ありて、これを世襲せり。蓋し、血統

氏  
氏上

最も、重んぜられ、各人の社會上における地位は専ら、その出生によりて決定せられたる時代にては、その祖先の業を繼ぎ、その祖先のなしたる生活を繰り返すべきものと思考せらるるは、自然の勢にして、従ひて、その職業は、各氏に屬するものの如くならざるを得ず。また、子孫は、その父祖の業を繼承すること、通常、最も、容易にして、且つ、便利なり。されば、慣習を重んじたる上代に、世襲世業の行はれたるは、當然のことといふべし。

氏ウヂとは、同一祖先より出でたる血族をいへるにて、その名稱は、その率ある部、または、地名より起これるもの多し。而して、上には、氏上ウヂノカミありて、その族人、及び、部民を統轄し、以て、朝廷に奉仕せり。これを伴造トモヅク、或は、伴緒トモヅクといふ。

諸氏の姓

各氏には、それぞれ、姓あり。姓は、尊卑の品等を叙する名稱にして、臣・連・君・直・首等あり。これらはいづれも、皆、朝廷より賜はるものにして、往往、罪科等により、これを下さるることあり。また、臣・連二姓のものは、多く、皇都に近く奉仕し、その最も、勢力あるものは、特に、大臣・大連と尊稱せられしが、のちには、國家最高の官名の如くなれり。

部及び部民

諸氏に隸屬する部民を部曲の民といふ。部は、一定の職業を有するものの團隊にして、かの中臣部・齋部・物部・玉造部・鏡作部・土師部の如き、これなり。これらの部民は、その世襲主長たる伴造に服従して、その命を守り、その祖神を祀り、部の團結は、甚だ、固く、また、譜代隨從の結果、殆ど、主從の關係を生ずるに至れり。

氏上と部民との關係

皇室直隸の部民

皇室にも、直隸の部民あり。かの天皇・皇后・皇子の御名を後世に傳へたまはんとて置かれたる御名代・御子代の如き、屯倉の耕作者たる田部の如き、皆、これなり。

祭祀教法

祭祀は政治の第一要義

氏神

上代においては、祭祀を以て、政治の第一要義となせり。神武天皇は、御即位ののち、靈時を鳥見山に立てて、皇祖天神を祀らせたまひ、以て、災を祓ひ、民の福祉を祈らせられ、諸氏も、また、その祖先を尊びて、氏神を祭り、心を清く正しくして、穢れなきことを務めたり。蓋し、上古の風、吉凶禍福、皆、神意に出づるものとして、祭祀を慎み、國家の大事には、太占の卜事を行ひて、神託を受け、犯罪は、神に告げて、祓除し、疑獄は、盟神探湯して、判決するなど、社會萬般の事、多くは、神事に關聯せり。人民が、赤誠、以て、天皇に奉仕したるも、一は、天皇を以て、神

社會萬般の事多く神事に關聯す

儒佛二教の國民思想に及ぼせる影響

祖の正嫡を繼承したまへる現神として畏敬せしによるなるべく、敬神の俗は、忠孝の美風を發揮し、ひいて、尙武の風を生じたり。かくて、儒教渡來ののちも、その教の、鬼神を敬し、祖先を尊び、忠孝を勵ますこと、わが國固有の人情習俗に悖るところなかりしが故に、如上の觀念に甚だしき變化を與へざりしが、佛教入りて、過去未來を説き、因果應報を談じ、佛陀を信ずれば、無量の福德を得べし。と教ゆるに及びては、漸く、古來の國民思想に變動を來たすに至れり。

參考第一 上代の風俗・文藝及び産業

上代は、百事簡樸にして、貴人の邸宅と雖も、後世の如く、華美ならず。その制まづ、深く、地を穿ちて、柱を建て、概ね礎を用ひず。梁桁は、結ぶに藤葛を以てし、屋根は、茅にて葺き、そのうへに、干木、堅魚木を上げ、床には、階を設けて、昇降の便を計れり。韓土、内附ののち、工藝の傳來と共に、家屋の建築も、やや、進みしが、

家屋

ついで、佛教入りて、寺院の建立、漸く、行はるるに及び、わが建築術は、ここに面目を一新し、皇極天皇の朝、飛鳥宮、和を造營せらるるに當たりては、始めて、宮闕を板葺になしたまへり。されど、一般の家屋は、なほ、茅葺の舊制によるもの多かりき。

日本民族は、貴賤に拘らず、肌膚を露はすことを忌み、下肢には、褌ハカマを穿ち、上部には、丈短タテカサき筒袖の衣を纏ひ、腰に裳モを着け、細き帯を結べり。また、衣服の料としては、楮コ、或は麻アサにて織れる粗袴コウ、和袴ワカウを始とし、苧布コウ、葛布カ、倭文布ヤマト等ありしが、韓土との交通、漸く、盛んなるに及び、絹を織ること、次第に、巧みになりて、貴人は、多く、これを衣服に用ひたりき。

男子は、頭髮を左右に分ち、兩耳の邊にて結び、鬢ミヅナ、女子は、長髪を一つに束ねて、その餘を背後に垂れしが、冠制定まりてのち、有位者は、頭頂において、一髻ヒケに縮ぬるに至れり。また、貴人は、曲玉管玉マカ、金環カネ、銀環ギン、鈴等を裝飾とし、頸には、頸玉ネク、手には、手纏テマキ、足には、足結アソビなどを着けたりき。

食物には、米、麥、粟、稗、大豆、小豆等ありて、最も、米を重んじ、肉類にては、牛、馬、猪、鹿、鳥、魚等を食せしが、米、または、果實を噛みて、醸したる酒、盛夏の苦熱を醫す

容儀服飾

衣服

衣服の料

男子の結髪

婦人の結髪

裝飾

飲食

べき氷などもありき。また器具は、主に木葉を縫綴して作れる葉器と素焼の土器なりしが、雄略天皇の朝、百濟より支那の陶冶法傳はるに及び、土器の製やや精巧になりぬ。

農業は、太古より開け、水稻を主とし、これを以て國民經濟の基礎となしたること、瑞穂國の名あるにても知らるべし。且つ、崇神天皇以後、列聖相繼ぎ、屢池を穿ち堤を築きて、大いに灌漑に便せしめたまひしかば、農事、年を追ひて發達せり。

工藝の事、また太古より存しかの倭文部、楯部、弓削部、土師部、玉造部等の如きは、各、その長じたる工藝を以て、一部をなししものなり。而して、韓土、内附しついで、佛敎の傳來するに及び、支那の縫織工、韓土の木工、鍛工、造寺工、造佛工等、陸續入り來たりしかば、わが工藝も、また、著るしく進歩せり。

當時、内地の商業は、大概市イチにおいて行はれ、多く、稻米及び帛布をその媒介となせり。また、外國貿易も、頗る、古き時代より行はれ、韓土、服屬ののちは、一層盛んになりて、務古水門ムコミヅト津ヅは、内外物貨の集散地となりぬ。わが國の上代には、文字と稱すべきものなく、古傳、祝詞、詠歌等、皆、いひ繼ぎ、

農業

列聖大御心を農事に注がせたまふ

工藝

外國傳來の工藝

商業

外國貿易

文學

神代卷の古語を多しと云ふは、其の古語の多しを云ふに非ず。其の古語の多しを云ふに非ず。其の古語の多しを云ふに非ず。

わが國太古に文字なし。支那の文字入る。其の古語の多しを云ふに非ず。

天智天皇(中大兄)の御事蹟

大化改新

改新の理由

語り傳へたるのみなりしが、應神天皇の朝に至りて、支那の文字傳はり、わが國始めて、文字あるに至れり。されど、これを學びしは、ただ、少數の貴族に止まり、その進歩も、また、甚だ、遅く、從ひて、當時、公の文事にたゞさはりしものは、東西史部を始とし、多くは、歸化人の子孫なりき。ついで、佛敎の傳來あり、支那との國交も開け、使節、留學生、學問僧の派遣あるに及びて、始めて、漢學の隆盛を見るに至れり。

第五章 奈良以前及び奈良時代概説

對外關係

内には、氏族政治の弊害、その極に達して、往往、累を皇室に及ぼさんとするあり、外には、唐、新たに、興こりて、國威、四隣に振ふあり、勢、古來の積弊を一掃して、國內の統一を圖らざるを得ず。ここにおいて、皇太子、中大兄は、孝德天皇を輔佐し奉り、中臣鎌足等と計りて、遂に、未曾有の大改革を執行せられ

改新の四要點

ぬ、その要點は、皇室より置かれたる御子代・屯倉・臣連以下の貴族が有する部民・田莊を收めて、悉く、公地・公民となしたること、在來の國造・縣主等を廢して、新たに、國司・郡司を設け、國司は、京都より交替・赴任せしめて、世襲の制を改めたること、戸籍・計帳を造り、班田・收授の法を定めたること、古來の賦役を罷めて、租・庸・調の制を立てたること等なりき。

改革續行と蝦夷征討

かくて、齊明天皇の朝にも、皇太子政を輔けまつりて、改革を續行せられ、また、阿倍比羅夫を遣はして、大いに蝦夷を討たしめ、皇威を遠境に伸張せられぬ。

對外關係

韓土においては、新羅の勢益、強く、唐と結びて、百濟を攻めしかば、皇太子は、天皇を奉じて、筑紫の朝倉宮に進み、兵を遣りて、百濟を援けたまひしが、わが軍、利を失ひて、歸り、新羅

百濟を助けて新羅及び唐と戦ふ

百濟の滅亡  
高麗の滅亡

わが對外政策一變す

三韓抄奪を自らの味方

平城奠都

平城奠都以前における皇都

平城京の規模

は、遂に、百濟を併せたり。ついで、高麗は、唐に滅ぼされ、新羅も、また、唐に内屬するに至りしかば、韓半島におけるわが勢力は、全く、跡を絶ちぬ。されど、皇太子は、内外の形勢を考へ、且つ、既往の實蹟に徴して、鑑みたまふところあり、韓土恢復の念を絶ちて、専ら、内治の整頓を計り、益、海防を嚴にして、外寇に備へたまひしに、唐は、我と交通するの得策なるを知り、使を送りて、好を求めしかば、我、また、使節を派して、これに答へ、かくて、彼、我の國交、暫く、續きぬ。

古は、歴代、概ね、都を各處に遷されしが、一歴代宮號參照大化改新以後、中央政府の政治、漸く、繁く、海外との交通も、盛んになりしより、自然、國都を一定する必要を生ぜり。ここにおいて、元明天皇の和銅三年三紀元三七〇、大倭の平城ナを相して、皇居・政廳

奈良時代

文藝の發達と  
佛教の興隆

を造營し、左京・右京を分かちて、儼然たる帝都とせられしが、爾後、光仁天皇の朝に至るまで、七代の都となりぬ。

奈良時代には、唐朝文化の影響を受けて、漢文學、發達し、皇室の御保護と高僧の輩出・渡來とによりて、佛教、頓に勃興し、從ひて、工藝・美術は、頗る、進歩せしが、二參考第三造寺・造佛・齋會などの盛んなりし爲、國帑を費すこと莫大にして、財政、壞れ、賣官、行はれ、紀綱、漸く、亂れんとせり。また、聖武天皇の朝には、僧玄昉と藤原廣嗣との争あり、孝謙上皇、垂簾の時には、僧麻呂惠美、美、勝、僧、道鏡と龍を争ひて、敗れ、道鏡は、遂に、非望を企つるに至りしが、和氣清麻呂、和氣廣蟲法均の忠烈、よく、皇位を九鼎より重からしむることを得たり。

聖武天皇、元正天皇の朝に、藤原氏と僧侶との争あり、藤原仲麻呂、和氣清麻呂の忠烈、よく、皇位を九鼎より重からしむることを得たり。

第六章 奈良時代の制度

律令の制定

天智天皇の朝、近江の制定あり、天武天皇、これを續修せられしが、文武天皇の大寶元年三紀六元一に至りて、大成せり。これを大寶律令といひ、ついで、元正天皇の養老二年三紀七元一に修正せられたるを養老律令と稱す。

中央官制

令制によれば、中央政府の主なる官衙を二官八省とす。二官とは神祇官、太政官にして、神祇官は、祭祀を司り、太政官は、萬政を總ぶ。太政官には、上に、太政大臣、左大臣、右大臣ありて、政務を統理し、大納言ありて、これを補し、その下に、少納言、左辨官、右辨官局あり。また、左辨官に屬する中務、式部、治部、民部と右辨官に屬する兵部、刑部、大藏、宮内とを八省といひ、その

三局  
八省

大官令

彈正臺

被官に職寮司あり。八省のほか、彈正臺あり。これらを京官、または内官といふ。

地方官制

左右京職と國郡司

地方官には、京に左京職、右京職、攝津に攝津職、國郡に國司、郡司あり。また、九州は、外國との關係上、重要な地なるが故に、特に、太宰府を設け、帥、大貳、少貳等の職員を置きて、これを統轄せしめたり。これらを外官といふ。

位階の制

官位

勳位

位階は、親王に一品より四品まで四階、諸王には正一位より從五位下まで十四階、諸臣には正一位より少初位下まで三十階あり。官位、相當の制にして、また別に、勳位十二等ありき。

兵制

五衛府と軍團

兵制は、京都に五衛府ありて、禁衛となり、諸國には、數郡ごとに、軍團あり、邊要の地には、防人を置く。軍團は、每國、正丁三

口分田

田制

輸租田

不輸租田

輸地子田

莊園の起源

分の一を徴して、兵士となし、その一部は、上京して、衛士となり、一部は、出でて、防人となる。隊伍の編成は、伍、五、火、伍、隊、火、伍、旅、隊、團の別ありて、大毅、少毅等、これを統へ、出征の際には、別に、將軍、副將軍等を任命し、大軍には、大將軍を置けり。當時の田制を見れば、輸租田、不輸租田、輸地子田の別あり。輸租田とは、全國の男女六歳以上に班から授けらるる口分田、位田、職田、功田、賜田、墾田等、不輸租田とは、神田、寺田等、輸地子田とは、剩田を民に賃租して佃らしむるものをいふ。以上は、原則として、皆國有なれども、大功に賜はる功田、神田、寺田、及び、園地、宅地等は、その除外例と見るべきものにして、墾田の如きも、のち、三世一身法、變じて、永代私有を許さるることとなれり。莊園の起源は、實に、これらに胚胎す。



租制	國家經濟の主要なるものは、租庸調の三者なり。租は、輸租田に課し、一段 <small>長さ三十歩</small> ごとに、稻二束二把の割なり。庸は、人民の歳役にして、概ね、その代物として、布を納めしめ、調は、布・綿・絲、及び、土宜等を以てせしむ。庸調の率は、年齢に準じて、差等ありき。
庸	以上三種の租税中、調庸及び、田租の一部は、京都の用度となし、國郡は、専ら、田租を以て支辨し、その一部は、永く、貯へて、不虞に備へ、また、人民に貸して、利を取る。而して、地方よりは、毎年、使を中央廳に送りて、地方一切の政務を通達し、中央政府にては、按察使をして、地方の政治を視察せしめしが、のち、また、勘解由使を置きて、國司交替の際には、これを檢校せしめたり。
調	
租庸調の費途	
出舉	
按察使と勘解由使	

刑制	刑に、笞杖徒流死の五刑あり。六議に當たる人は、特別の寛典に與かる規定あれども、八虐に相當する時は、大赦のほか、赦さるることなし。また、有位者・帶官者に對しては、官當免所居官免官除名等の閏刑ありき。
六議八虐	
學制	學制は、京に大學、諸國に國學あり。大學には、漸次、書算・明經・紀傳・明法等の諸道を置きて、主に、五位以上の子孫、及び、東西史部の子に教へ、國學にては、主に、郡司の子弟を養ひ、卒業ののち、試験によりて、官吏に登用す。また、皇族、及び、五位以上の子孫が、父祖の蔭によりて、出仕するを、蔭子・蔭孫といへり。
大學と國學	
科試任官	
蔭子蔭孫	
容儀服飾	衣服の制は、大寶に至りて、大いに、備はり、禮服・朝服・制服の別あり。禮服は、一品以下五位以上の服にて、大祀・大嘗會等に着し、その冠と服色とは、位階によ
服制	

参考第二 奈良時代の風俗・文藝・宗教及び産業

参考第一 奈良時代の風俗・文藝・宗教及び産業

右衽の風

男子の結髪

婦人の結髪

飲食

家屋

聖武天皇、所居ハカマタノ宮ニシテ、  
若年世守リテ、  
一、  
  
ト云ヘル歎ハ、  
ト云ヘル歎ハ、

りて、差等あり。朝服は朝臣、朝廷の公事に用ひるものにして、服色に高下あること、禮服と同じく、制服は、無位の官人及び庶人の公事に着するものなり。この服制は、時代によりて、なほ、多少の變遷ありしが、全體を一括していはば、體の上部に衣、下部に袴あり、共に、細くして、後世のわが國の服よりは、却りて、現今の洋服に似たり。また、養老三<sub>三</sub>元<sub>九</sub>一には、天下に令して、萬民、悉く襟を右にせよ。と命せられ、右衽の俗、わが國一般の風となれり。  
髮のさまは、男女共に、幼時は、振分<sub>フリカガミ</sub>髪なり。やや、長じてのち、男子は、總角<sub>ソウカク</sub>となし、成年に至れば、これを頂上に結び、冠を頂く。女子は、頭髮漸く、伸び肩を過ぐるに至りて、結髪をなすあり、なほ、そのさま、背に垂るるあり、時代によりて、一樣ならざりしが、平安時代に入りては、凡て、皆、垂髮の風に移れり。  
當時、米は、蒸して食し、また、往<sub>ホシイヒ</sub>往<sub>ホシイヒ</sub>糲<sub>ホシイヒ</sub>を用ひたり。なほ、佛教の、漸く、盛んなるにつれて、肉食は、次第に廢る傾ありき。  
宮殿佛寺は、概ね、瓦葺なりしが、一般には、なほ、舊風を守りしこと、はたすすきを、ばなさかふき、くろきもち、つくれるやどは、よろづよまでにて、の歌あるにても知らるべし。かくて、聖武天皇の朝に至り、詔して、五位以上の官人、及び富

瓦葺漸く行はる

農業

商業

美術工藝

佛教

佛教上流社會  
に行はる  
朝廷佛教の弘  
通を計らせら  
る

民の邸宅を瓦屋とし、塗るに丹堊を以てせしめられ、これより、京都、緞紳の邸第は、漸く、瓦葺の制となりたるが如し。  
農業は、年を追ひて進歩し、水田と共に、陸田を闢き、麥、桑の類を耕作すること、次第に盛んになりて、牧畜の業も、また、行はれたり。而して、墾田私有の令、出てより、は、田地の、新たに、開墾せらるるもの、益、多きを加へぬ。  
商業は、なほ、未だ、大いに振はず。朝廷にては、和同開珎<sub>ワトウカイジン</sub>を始として、屢、錢を鑄時に、蓄錢叙位の法を設け、時に、蓄錢禁止の令を出だして、頻に、その通用を奨勵せられしが、百姓、錢貨の便利を知らず、多くは、物品交換の舊習を保守せり。  
佛教の興隆につれて、堂塔伽藍の建築、佛像の鑄造、彫刻、日に多きを加へ、從ひて、その術、益、進歩せり。また、綾羅錦繡等の織物、纈<sub>カキ</sub>、纈<sub>カキ</sub>、纈<sub>カキ</sub>、夾纈<sub>カキ</sub>の染物、抹<sub>モウ</sub>、金<sub>キン</sub>、鏤<sub>ロウ</sub>、螺鈿<sub>カキ</sub>等の漆器も、精巧なるもの製作せられ、その遺品は、燦然として、今になほ、光輝を放てり。

佛教は、皇室の御尊崇、次第に、篤さを加ふるに從ひ、大いに、上流社會の信仰を得しが、民間には、なほ、未だ、普く行はるるに至らざりき。然るに、天武天皇の朝、詔して、家ごとに佛壇を作り、佛像、經卷を安置せしめられ、また、文武天皇の

國分二寺の建設  
佛教大いに弘まる

六宗(八派)

文學

和歌の發達  
修史事業  
古事記と六國史

風土記

山川もよくつづかぬ  
たまつ河に帆を押しあらし  
因見の浦ゆちつて見れば  
あぢの宮に面しては  
やまの宮に面しては  
いざ見ても香椎の浦に白帆の舟人  
舟もよくつづかぬ  
たまつ河に帆を押しあらし  
因見の浦ゆちつて見れば  
あぢの宮に面しては  
やまの宮に面しては  
いざ見ても香椎の浦に白帆の舟人  
舟もよくつづかぬ

朝には、諸國に國師を任命したまひついで、聖武天皇は、國ごとに國分二寺（僧尼寺）を建て、平城京に東大寺を興として、ここに金銅の大佛を安置し、皇后と共に、大いに、その弘通を獎勵せられしより、佛教、頓に、興隆し、天下、靡然として、ここに響かふこととなれり。なほ前代よりこの時代に亘りて傳來したる宗派は、三論法相俱舍成實華嚴律の六宗なりき。  
唐朝文物、輸入の結果、漢文學盛んになりて、粟田真人、吉備眞備、安倍仲磨、石上宅嗣、淡海三船の如き名家、出たり。また、和歌も、大いに、發達して、前代の末には、柿本人麻呂あり、ついで、山部赤人、山上憶良、大伴旅人、大伴家持等の名手、多く、見はれぬ。懷風藻、萬葉和歌集の成りしは、實に、この時なり。  
この時代に修史の事業、起りて、古事記、日本書紀、成りぬ。ついで、平安時代に至り、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、編纂せられしが、日本書紀と併せて、世に、これを六國史と稱す。また、元明天皇の朝、諸國に命じて、風土記を撰進せしめられしが、今日に傳はれるは、常陸出雲播磨以下數國のものに過ぎず。

平安遷都

蝦夷鎮定

坂上田村麻呂の蝦夷征討

第七章 平安時代概説 對外關係

桓武天皇、御即位の初、新都を山背山城の長岡に經營せられしが、のち、更に、地を葛野郡宇太村に相して、宏壯なる都城を營み、延暦十三年（西元724）、ここに遷りたまへり。かくて、この地は、今上天皇の御代に至るまで、七十三代の帝都となりぬ。

蝦夷の地は、奈良朝以來、叛亂、絶えず。藤原宇合、大野東人、大伴駿河麻呂等、相繼ぎて、征討せしが、なほ、未だ、靜謐に歸するに至らざりしかば、桓武天皇は、阪上田村麻呂に命じ、赴き、討ちて、その巢窟を衝かしめたまへり。のち、嵯峨天皇の朝、文室綿麻呂、その遺孽を征し、ついで、陽成天皇の朝に至り、小野春

藤原氏を以て

皇室と藤原氏との關係

不比等の二女入内

藤原氏の四家

北家の繁榮

藤原氏の女多く入内す

藤原氏の攝政

藤原氏の攝政  
其ノ權力、漸次

阿衡の議

阿衡の議  
白おこもも、柄  
君もももも

風<sup>カヒ</sup>の征討、藤原保則<sup>トス</sup>の綏撫によりて、殆ど全く平定せり。

藤原氏は初め、不比等<sup>フヒト</sup>の二女入りて、文武帝の夫人、聖武帝の皇后となりしより、家門繁榮の運を開きぬ。不比等の四子は分かれて、南北<sup>ナンホク</sup>式京<sup>シキキョウ</sup>の四家となり、世を経て、各、盛衰ありしが、獨り、北家のみは、限りなく榮えて、冬嗣<sup>フユツグ</sup>に至り、左大臣に進み、その女、順子<sup>ノリコ</sup>は、仁明天皇の後宮に入りて、文德天皇を生子奉れり。また、冬嗣の子、良房<sup>ヨシノブ</sup>は、その女、明子<sup>アカヒコ</sup>を納れて、文德天皇の女御となし、遂に、太政大臣に任せられしが、清和天皇の御幼少にて御即位あるや、外祖父として、政を攝せり。ついで、良房の養子、基經<sup>モトツネ</sup>は、擅に、廢立を行ひ、宇多天皇の朝には、阿衡<sup>カヒ</sup>の議によりて、詔を更ふるほどの勢となれり。されば、宇多天皇は、藤原氏を抑へんとの叡慮より、菅原道眞<sup>スガハラノミチマコ</sup>を登用した

菅原道眞の左遷

藤原氏他族を排斥す

藤原氏一門の争

道長の榮華

武人興起の由來

再び世襲世業の姿となる

氣概あるものは多く地方に下る

武人興起の由來  
武人興起の由來

まひしが、のち、道眞は、左遷せられて、藤原氏の勢益、強く、おのれと利害關係を異にする他族を排斥して、専ら、一門の繁榮を計りたり。かくて、忠平<sup>タダヒラ</sup>、實賴<sup>サネヨリ</sup>、伊尹<sup>イノ</sup>、兼通<sup>カネトス</sup>、賴忠<sup>ヨシタカ</sup>、兼家<sup>カネノリ</sup>、道隆<sup>ミチタカ</sup>、道兼<sup>ミチカネ</sup>等、相繼ぎて、攝政、關白となり、その間、屢、家門の争を惹き起こししが、道長<sup>ミチナガ</sup>に至りては、三代の外祖となりて、威權、比びなく、皇室を凌ぎ、藤原氏、榮華の極に達せり。

かく、朝廷の榮官は、藤原氏一門の専有に歸し、また、學藝に  
おいても、紀傳道<sup>キデンミチ</sup>は菅原氏、明經道<sup>メイキョウミチ</sup>は清原氏、明法道<sup>メイホウミチ</sup>は三善氏、  
算道<sup>サンミチ</sup>は小槻氏、醫道<sup>イミチ</sup>は和氣氏、陰陽道<sup>インヤウミチ</sup>は安倍氏といへる如く、  
殆ど、世襲の姿となりしかば、考課の制は、大いに、壞れぬ。ここ  
において、氣概あるものは、多く、地方に下りて、武人となり、朝  
臣の、管絃、歌舞に、閑日月を樂しみつつある間、  
三三三

地方政治の壞  
敗に乗じて武  
人勢力を張る

地方の擾亂に  
乗じて武人實  
力を示す源  
平二氏の勃興

對外關係

遣唐使船往  
漂流覆没す

唐末の亂に遇  
ひて遣唐使の  
派遣を止む

渤海來聘

治の壞敗に乗じて、頻に、土地兼併を計り、盛んに、家子郎黨を  
養ひて、陰然、實權を占めたり。中にも、源平二氏は、承平天慶の  
亂後、頼に、名聲を揚げ、ついで、源頼信の、平忠常を討ち、頼信の  
子、頼義、孫、義家、安倍清原二氏の亂を平ぐるに及び、源氏の  
威名、大いに、東國に轟きぬ。かくて、兵馬の權は、いつしか、朝廷  
貴族の手を離れて、武人の掌握に歸するに至れり。  
遣唐使の派遣は、舒明天皇以來、屢、行はれしが、當時、航海の  
術、未だ、開けず、使船の漂流覆没すること、往往なりしかば、延  
曆以後に至りては、通交、漸く、廢れ、宇多天皇の朝には、唐末の  
亂に遇ひて、また、使節の派遣を中止せられぬ。かくて、これよ  
りのちは、彼我の國交、暫く、斷絶せり。  
奈良朝の初、新羅の北方に、渤海國、起こり、神龜以來、屢、使聘

渤海來聘の杜  
絶

新羅亡びて韓  
土との交通絶

延喜  
格  
延喜  
式

官制の變遷

令外官

藏人及び檢非  
違使の創置

藏人の職掌

檢非違使の職  
掌

を通過しが、醍醐天皇の朝、契丹に滅ぼされて、交通、絶えぬ。ま  
た、韓土においては、延喜の末、新羅、亡びて、高麗、新たに、興こり、  
間もなく、使を送りて、わが國に通ぜんとせしが、朝廷、その來  
聘を許したまはざりしかば、公の交通は、中絶せり。

### 第八章 平安時代における制度の變遷

律令、制定以後、屢、格式の勅裁あり、時宜によりて、制度を變  
更せられたること多し。まづ、官制にては、參議中納言等、いは  
ゆる令外官、新設せられしが、中にも、嵯峨天皇の朝、藏人、及び、  
檢非違使を置かれしこと、最も、注意すべし。藏人は、常に、殿上  
に侍して、機密の文書を掌る要職にして、その居る所を藏人所  
所といふ。檢非違使は、盜賊・暴徒を逮捕・糾彈する職にして、淳

藏人所

地方制度の  
壊敗

和天皇の朝には、檢非違使廳も置かれ、その命令は、廳宣として、甚だ、重きものとなれり。かくて、太政官・中務省の職權は、多く、藏人所に移り、彈正臺・刑部省・衛府・京職の司りし主要の職務は、概ね、檢非違使廳に移るに至れり。

國司の貪濫

地方制度は、年と共に、壊敗し、弊政甚だ、多し。元來國司は、京官に比して、俸祿厚かりしかば、人皆、外任を望み、任地においては、貪濫、至らざるところなかりき。ついて、國司は、多く、遙任

國司の遙任

脱籍浮浪の民  
多し

となり、任地には、目代を下し、或は、土着の屬吏に委ねて、事務を執らしむるに至りては、弊害益、甚だしく、脱籍浮浪の民、漸く、多くなりて、盜賊、頻に、起これり。

田制及び租  
制の廢弛  
班田收授法行  
はれず

戸籍の法、壞れて、六年一度の班田收授も、殆ど、行はれず。また、狂狷なる民は、競ひて、土地を寺院に納め、或は、權門勢家に

莊園増加して  
國家の財源減  
ず  
交通制度の  
不備

託して、課役を免れんとせしかば、國家主要の財源たる租・庸・調、共に、大いに、減少せり。

驛傳驛馬は官  
人の使用に止  
まる

庸調の制の廢  
弛は交通制度  
の不備にも基  
づく

庸調の制の廢弛は、また、交通制度の不備にも基づく。奈良時代以來、公私、協力して、道路を開鑿し、橋梁を修築せしが、運輸交通の不便は、なほ、甚だし。令制に驛傳驛馬の設ありと雖も、これらは、ただ、官人の使用に止まり、庶民は、その恩惠に浴する能はず。されば、當時、庸調を京都に輸送するは、人民の、頗る、苦痛に感ぜしところにして、地方の政治、壞れ、水陸、共に、盜賊の患、多きに及びては、その制の廢るに至りしこと、自然の勢なりといふべし。

當時、軍團の兵士は、羸弱なるが多く、且つ、武藝を習はずして、ただ、國司軍毅の駟使となるなど、弊害、漸く、起こりしかば、

兵制の變遷

募兵の制

健兒を置く

寺院制度の  
頽壞

寺院に關する  
令の制度

令制壞る

寺領増加し僧  
兵起る

家屋

光仁<sup>クワニ</sup>天皇の朝には、徵兵を廢して、募兵の制を試みられぬ。ついで、桓武天皇の朝に至り、更に詔して、邊要の地を除くのほか、悉く常備の兵を停め、郡司の子弟等より採れる健兒<sup>ケンイ</sup>を簡差して、兵庫<sup>ヒヤク</sup>・鈴藏<sup>レイザウ</sup>・國府<sup>クニフ</sup>等を衛らしめたまひき。

令の制、僧侶の蓄財を戒め、且つ世人の猥に田地を寺院に寄進することを禁ぜしが、のちには禁令弛み、公私の施入開墾等によりて、寺田頗る増加せり。また、度縁の制亂れしより、無賴の徒、往往圓頂緇衣に姿を變じて、寺門に投じ、寺家はこれを迎へて、互に勢力を張らんとし、遂にいはゆる僧兵<sup>ソウヘイ</sup>の跋扈を見るに至れり。

参考第三 平安時代の風俗・文藝及び宗教

貴族の第宅は、いはゆる寢殿造<sup>シメダマツクリ</sup>なり。その制、まづ正門を入れ、車寄<sup>クルマヨシ</sup>あり、中

殿殿造

山莊別墅

家屋の内部

容儀服飾

男子の服制

婦人の服制

門を過ぎて、正殿に至る。正殿は、寢殿ともいひ、南向に構へ、その東西北三方に對屋<sup>ダイエ</sup>あり、渡殿<sup>ワタノ</sup>を以て接續す。寢殿の正面は、庭園にして、池を穿ち、中島を築き、池に臨みて、釣殿<sup>ツリノ</sup>・泉殿<sup>イヅミノ</sup>を設けて、垂釣納涼の用に供し、階前の庭<sup>中庭</sup>・築山などには、種種の常磐木、花紅葉を植えて、山水の自然を寫し、壺前栽<sup>ツボサエ</sup>にも、清新なる遣水<sup>チヤミツ</sup>を引き、春秋の草花を養ひて、四季折折の眺を添へたり。

當時、また、都の近郊に風光明媚の地を擇びて、山莊別墅を營むこと行はれ、源融<sup>トホル</sup>の河原院<sup>カハラノ</sup>以下、いづれも、泉石の美を盡くし、花の朝、月の夕、來たりて、詩歌管絃の雅遊に耽り、閑日月を樂しめり。

かく、當時の建築は、外形甚だ、淡雅にして、内部も、また、精美巧緻なりしが、構造は、概ね、低矮なり。殊に、外部には、簀子<sup>スエ</sup>を繞らし、そのうちに、廂<sup>ヒサ</sup>あり、廂の周圍には、格子<sup>シトミ</sup>・葎<sup>シトミ</sup>を設け、晝間、これを釣り上げる時は、簾を垂れしかば、室内は、陰鬱なるを免れざりき。

衣服は、風俗の華美に伴ひて、長濶となり、その紋様、色彩の如きも、頗る、艶麗となれり。貴紳の正装は、束帶<sup>ソウタイ</sup>にして、冠を戴き、文官は、笏<sup>シヤク</sup>を持ち、武官は、胡籙<sup>コロ</sup>を負ひ、弓を携ふ。略服には、直衣<sup>ナウシ</sup>・狩衣<sup>カウイ</sup>等あり。また、貴婦人の正装は、いはゆる五衣<sup>イッギ</sup>、

婦人の容儀

または、十二一重にして、唐衣裳、表着、衣等を着け、頭に釵子を挿し、檜扇を手にす。略服には、小襦ありて、直衣に相當せり。

婦人は、頭髮の、いやがうへに長きを喜び、これを伸ばさんことを務む。成長すれば、眉の毛を剃りて、黛を彩どり、鐵漿を以て齒を涅め、顔に白粉を施し、頬紅とて、胭脂を頬上に抹することもあり。また、婦人は、面を現はすを恥ぢ、外出に當たりて、車輿を用ふる能はざるものは、被衣を被ひ、貴婦人の、徒歩して、物詣などする時にも、これを着し、そのうへに市女笠を被り、被衣の裾は、折りて、腰に挟み、或は、これを結びなどせり。

飲食

食器

常食は、米を蒸したる飯のほか、粥飯も、漸く、行はれ、糲は、夏日に水漬、冬日に湯漬として、用ひられぬ。また、平常は、飲食物を椀、盤、窪、高杯等に盛りて、折敷、臺盤、懸盤などのうへに置けど、饗應の際には、長大なる机を用ひ、そのうへに並べ据うることを、西洋の風に似たるものなりき。

華美艶麗を好む世の風潮につれて、美術工藝は、著るしく、進歩せり。書道にては、三筆三蹟の名、最も、高く、剛健なる唐風は、變じて、豊美なる和様となり、繪畫にては、百濟河成、寫生に巧みなるを以て聞こえ、ついで、巨勢、金岡、藤原

美術工藝

書

繪畫

彫刻  
百工國風の特  
色を發揮す

歌舞音楽

文學

漢文學の極盛

勅撰詩集出づ

五學院起ころ

月やまらぬ春やあはれ  
わが身のとははもとの  
はちやあはれはちやあはれ  
あはれはちやあはれ  
色見えむうつろふはちやあはれ  
人の心の花をあらけり

勅撰歌集出づ  
和歌所を置く  
大伴野上・葛原・藤原

爲氏宅磨 出でて、唐畫以外に大和繪の光彩を放ち、彫刻には、定朝、出でて、その刀優美温雅を以て鳴りぬ。かくて、百工皆、漸く、唐風を離れて、國風の特徴を發揮するに至りしが、のち、漸く、纖弱に過ぎて、雄大の趣に乏しくなりぬ。  
歌舞音楽の流行は、盛んにして、初は、唐樂、専ら行はれしが、のち、神樂、催馬樂、東遊等の古樂古舞、漸く、復興し、また、歌合、詩合、花合等の雅遊も、大いに、行はれり。  
奈良の朝を賑はしたる漢文學は、この時代の初に至りて、圓熟の域に達し、僧空海、小野篁、菅原是善、都良香等の名家輩出し、勅撰の詩集、凌雲集、文華秀靈集、經國集、出で、弘文院、勸學院、學館院、淳和院、獎學院等の私立學校、また、前後に興こりぬ。  
されば、詩賦のみ類に、行はれて、和歌は、一時、廢れたるさまなりしが、のち、氣運一變し、在原業平、僧遍昭、大友黒主、小野小町等の歌仙出で、和歌の、再び、榮ゆべき運に向かひぬ。かくて、醍醐天皇の延喜五年、紀元五六一には、紀友則、紀貫之、凡河内躬恒、壬生忠岑に命じ、古今和歌集を撰進せしめられ、ついで、村上天皇の天曆五年、紀元一一には、和歌所を梨壺に置き、大中臣能宣、清原元輔、源順、紀時文

參考第三 平安時代の風俗・文藝及び宗教

山と花はこれにわひしけれ  
夕陽の光をわらわらと  
夕陽の光をわらわらと  
夕陽の光をわらわらと



散文の發達
宗教
平安時代の新
宗派
陰陽道

坂上望城(梨壺)の命じて後撰和歌集を撰ばしめたまひしが爾後屢、歌集の勅撰行はれ南北朝時代に出てし新編古今和歌集に至るまで積みて二十一

平安朝以前には祝詞宣命などありしほか散文の文學として見るべきもの少なかりき然るに假名の製作ありて以來自由に國民の思想感情を文に表はし得るに至りしかば國文大いに興こり竹取物語を先驅として伊勢物語土佐日記之紀貫大和物語蜻蛉日記の母作綱宇津保物語落窪物語枕草子少納言源氏物語紫式部濱松中納言物語更科日記の女作等相續ぎて出て國文の歴史榮華物語大鏡なども見はれぬ

この時代の初に最澄大師空海大師入唐して歸り最澄は天台宗を弘め空海は眞言宗を傳ふ二僧は共に本地垂迹説を唱へてわが國敬神の人情に投合せんとしまた深山幽谷を開きて利用厚生之道を教へしより佛教大いに民間に弘まりぬかくて上下擧りて佛法に荒み宗教的迷信は深く人心に感染して除き去り難く陰陽道また盛んに行はれて物忌方違等の習俗起こりぬ

第九章 院政及び平氏時代概説

莊園の處分

莊園の弊害

莊園濫設の禁令

後三條天皇の御改革

平安時代の中葉以降田制大いに壞れて莊園年と共に増加し公田は荒廢し朝家の歳入從ひて減少するに至りしかば兩章參照朝廷夙に命を下して屢、莊園の濫設を禁じたまひしかど權門勢家の立莊盛んなりしより殆どその効を見ざりきよみて後三條天皇は御即位の初まづ嚴に莊園の弊を正したまはんとし記録所を置きて諸家の莊園の券書を檢斷し寛徳以後新置のもの及び券書の不明にして國務に妨あるものは悉くこれを停められまた國司の重任を禁じて地方政務の刷新を計りたまへりされど積年の弊習は一

院政

院政時代

張りし紀綱も、また、漸く、弛めり。

次の帝、白河天皇も、剛毅果斷におはして、萬機を親裁せられ、攝關以下、皆、畏縮せしが、遊幸土木の費、多く、國用、窮乏せしより、賣官、重任の弊、また、生ぜり。ついで、御讓位ののちも、なほ、政を院中に視させられ、文殿に院廳を建てて、別當以下の職員を任じ、北面の武士を置きて、警護に備へ、院宣を以て、天下に號令したまひしかば、院宣は、詔勅よりも重く、院司の權は、大臣、大將を凌ぐに至れり。

院廳の創置

寺院の跋扈

前期以來、皇族、縉紳の、入道して、寺門に入るもの、少なからず、從ひて、僧徒の地位、愈、高く、寺領、また、年年に増加せしより、その勢、甚だ、盛んになりぬ。殊に、園城寺、延曆寺、興福寺の如きは、國家の鎮護、相家の氏寺といふを以て、大いに、威を

保元平治の亂

源氏の没落

平氏時代

平氏一門の繁榮

平氏の專横を惡むもの漸く出づ

振ひ、多く、僧兵を蓄へて、絶えず、鬭争を事とし、ややもすれば、神輿、神木を擁して、宮闕を騒がし奉れり。

僧徒の強暴、かくの如くなりしかば、武人は、朝命によりて、禁内を警衛し、源氏にては、義家、義綱、爲義、平氏にては、正盛、忠盛等、相繼ぎて、宿衛の將となれり。保元の亂、皇室、攝家の、鬭墻に、源、平二氏、各、黨與するところありしが、ついで、平治の亂あり、源氏、敗れて、平氏、俄に、興こりぬ。かくて、平清盛は、累進して、太政大臣に陞り、高倉安徳、兩帝の外戚となり、重盛、宗盛以下、一門子弟の、高官に任ぜられしもの、數十人、平氏の繁榮、ここに極まれり。

かかりしかば、平氏の專横を惡むもの、漸く、多く、藤原成親、僧、俊寛等、鹿谷に會して、これを滅ぼさんと謀り、ついで、源

諸源の擧兵

平氏の滅亡

頼政は、以仁王を奉じて、また兵を擧げしが、謀泄れて、共に事成らざりき。されど、間もなく、源頼朝・木曾義仲等を始として、諸源、大いに東國に興こり、富士川・礪並山・一谷・屋島等の合戦に、平氏は大敗して、遂に、壇浦門長の戦に亡びぬ。時に、元暦二年(文治元年)三月二十日なり。

参考第四 院政及び平氏時代の風俗と武事

風俗  
硬装束  
六波羅風  
社會の階級及び人情道德

院政の世、禁中は閑散無事なりしかば、朝臣皆競ひて、風流の遊に耽り、また、大いに心を容儀の修飾に用ひて、硬装束を着け、黛を施し、鐵漿を以て齒を染め、婦女子の姿態を學びて、得意の色ありき。ついで、平氏の六波羅に治するや、久しからずして、一門子弟、また多く、都雅の風に移り、華美を競ひ、世に六波羅風と唱はるるに至れり。

平安朝の中葉以降、朝廷の顯官は、藤原氏一門の專有に歸し、氣概あるものは、地方に下りて、武人となり、膏腴の地を占領し、多く、家子郎黨を養ひて、心竊

殿上人と地下人

貴賤高下の別

名分紊る

人倫の道衰ふ

武士道

武具

に、他日の飛躍を待ちぬ。かくて、武人の勢力漸く強く、入りては、京都に宿衛し、出でては、國守に歴任し、陰然、兵馬の權を握りしが、朝臣は、なほ、武人を目指すに、地下人を以てし、武人も、また、昇殿を聽されて、殿上人に交るを榮進の極となしき。然るに、保元平治の亂ありてのちは、從來、賤しみ疎んぜられたる武人、興こりて、朝政に參與し、名門舊家の、却りて、その下に立つが如きことあるに至りしかば、貴賤高下の別は、大いに、壞れたり。従ひて、當時、名分の紊れたることとは、實に、甚だしく、太夫衛門・兵衛等、官職の名を私人の名とし、卑賤なる白拍子にして、禪師・少將等、僧綱・武官の名を冒すものあり。あまつさへ、父子、刃を交へ、兄弟、鎬を削りて、殆ど、怪まず、人倫の道頗る、衰へぬ。

されど、なほ、武人の重んずる忠義廉節の道は、存し、家子郎黨は、常に、唯唯として、その主の命に従ひ、戰場においては、その主の馬前に身命を擲つを武人の榮譽となし、名利の爲に節操を變ずるが如きことは、最も、これを忌めり。従ひて、彼等は、ただ、累代恩顧の主あるを知りて、他あるを知らず、普天の下、率土の濱、皆、これ、王地主民たりし大化以來の制は、遂に、殆ど、壞れたり。

武人の勃興せし世の中とて、弓矢刀劍・甲冑等、武具の製作は、頗る、發達せり。

弓箭

刀劍

甲冑

母衣と楯

弓は、初め、白木のまゝにて造りたりしが、のちには、漆にてこれを塗り、更に、絲を以て褱み、或は、また、籐を巻き、その強きものは、これを撓めて弦を懸くるに、數人の力を要するもあり。矢は、飛行の輕捷ならんが爲、鶯、鶺鴒等の鳥羽を附け、これを籠、或は、羽壺に藏めて、背後に負ふ。軍陣に携ふる刀劍は、通常、大小二刀にして、小刀は、柄と共に、尺に満たず。男子は、素より、女子も、平常、身に添へて、護身の具とす。また、太刀には、虎、豹、熊などの皮にて、尻鞘を覆ふことあり。初めは、行旅、征戰の際、鞘を護る爲のものなりしが、のちには、裝飾となりたるが如し。甲冑は、古く、鐵製なりしが、このころには、概ね、堅牢なる革製となり、稀に、鐵を用ふ。甲にて、腹背及び左脇を繞り覆ふを胴、右脇に當つるを脇楯、左右の肩より垂れて腕に及ぶを袖、腰の周圍に垂るるを草摺といひ、別に、小手、體當ありて、手足を纏ふ。冑には、鉢ありて、頭を蔽ひ、鐙ありて、頸を繞り、前面には、鍔形、或は、鹿角などを立て、上將は、鍔形、の中間に龍頭、獅子等の金具を打つ。また、冑の鍔、甲の胸、袖、草摺等は、大抵、革の小札を重ねて造り、糸にてこれを組み綴れるを糸威、革もてせるを革威といひ、その糸、もしくは、革は、種種の色に染めて、華美を競ひたり。なほ、飛箭を防ぐ爲には、母衣、楯などの武具もありき。

城壁と戰爭

経信

お終の新作、新の勅書等  
考代は、新の勅書等の考  
うまわし  
夕暮の門の新集おもしろ  
あし、のまるは、新の勅書  
うらまは、新の勅書  
新の勅書、新の勅書  
新の勅書、新の勅書  
新の勅書、新の勅書  
新の勅書、新の勅書

源朝の、源朝の  
源朝の、源朝の  
源朝の、源朝の  
源朝の、源朝の  
源朝の、源朝の  
源朝の、源朝の

鎌倉幕府の基礎

鎌倉三代

當時の城壁は、後世の如く、堅牢ならず、多くは、險峻の地を擇びて、そこに木柵を構へ、柵を並べ、柵の周圍には、壕を穿ち、逆茂木、亂杭を立て、或は、河川の橋梁を撤して、容易に敵を近よせじとし、寄手は、また、往往、奇襲を行ひて、これを陥れんと計れり。總じて、武人は、軍律を墨守して、功を人に奪はれんよりは、寧ろ、抜け懸けして、高名を立てんことを冀ひ、殊に、魁の譽は、死を賭しても、彼等の得んと欲せしところなりき。

### 第十章 鎌倉時代概説

源頼朝の、關東を服するや、當時、形勝の地にして、源家と因縁淺からざる鎌倉機相に據り、早く、幕府の基礎を建てしが、平氏及び陸奥の藤原氏、亡びてのち、將軍宣下ありて紀建元一三八年  
二、五、全く、政治の實權を握りぬ。  
頼朝、薨じて、子、頼家、職を継ぎ、母、政子、祖父、北條時政、その後

源氏の権をヤサシクシテ人陸  
 上野の行軍をうへもつことも  
 ささき若狭の守りつづつ  
 上野兩とあかすも  
 都にさすむしめりしとくも  
 まし野の軍の西月雨の降

源家の元勳多  
 北條氏の執  
 権時代

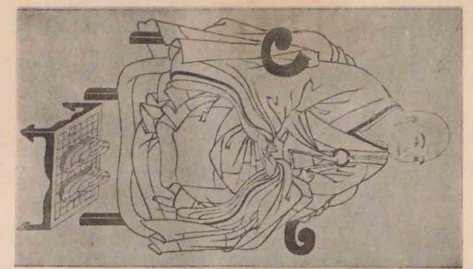
承久

時政、源頼朝

源氏の滅亡  
 北條氏の執  
 権時代  
 北條氏攝家の  
 子を迎立しの  
 ち皇胤を擁す  
 泰時時頼民心  
 を收む  
 弘安の役後幕  
 府の勢衰ふ  
 勤王の士起る

見となりしが、時政は、のち頼家を廢して、弟、實朝を立てぬ。ついで、北條氏は、畠山、和田兩氏を倒して、主家の羽翼を絶ち、竊に謀るところありしが、建保七年（承久元年一八七九年）正月二十日、實朝も、弑に遇ひて、源家の正統、遂に、絶えたり。

ここにおいて、政子は、北條義時と議し、源家に縁故ある、攝政、藤原道家の子、頼經を迎へて、鎌倉の主となせり。これより、北條氏は、上に、有名無實なる幼冲の將軍を戴き、執權の名によりて、幕府の全權を握り、承久の變には、三上皇を遠島に遷しまゐらせ、また、屢、皇位繼承の事に干涉し奉るなど、頗る、專横を極めたりしが、泰時、時頼、相續ぎて、大いに、意を民治に留めしかば、天下の人心を繋ぎ得たり。されど、弘安の役ありてのちは、幕府の勢、漸く、衰へ、後醍醐天皇の御代には、楠木正成



北條氏の滅亡

鎌倉幕府の政略

守護地頭を置きて司領家の權を奪ふ

新田義貞・名和長年・土居通増・得能通綱・菊池武時等を始として、勤王の諸將、四方に起こり、遂に、攻めて、これを滅ぼしぬ。時に、元弘三年九元三五月二十日なり。

この時代の初、天下の土地は、國領・莊園・武家領地等に分かれ、政令、一途に出づる能はず。よりて、頼朝は、大江廣元の策を用ひ、謀叛人、逮捕を名とし、奏請して、國ごとに守護、天下一般に地頭を置き、皆、その家人を以て、これに補し、守護をして、大番の催促、兇徒の逮捕、決罰を司らしめ、地頭をして、兵糧米徴收の事務を執らしめたりしが、幕府の勢力の次第に、擴張するに従ひ、國司・領家の權は、おのづから、守護地頭に移るに至りぬ。

頼朝は、また、奏請して、攝政、藤原基通近衛家の叔父、藤原兼實九條家

藤原兼實

大江廣元  
守護地頭

議奏を置きて  
朝政を議せしむ

攝關家の權を  
分かち

兩皇統迭立の  
議を上りて竊  
に皇室の御勢  
をかち奉る

攝關家

大覺寺統

を内覽とし、且つ、公卿十人を選びて、議奏となし、兼實をその首坐に置きて、朝政を議せしめたりしが、かくて、兼實と廣元と、東西相通じ、相謀りて、幕府の意見多く、行はるるに至りぬ。ついで、北條氏は、近衛・九條兩家に、鷹司・一條・二條の三家を合はせて、五攝家となし、また、持明院・大覺寺兩皇統迭立の議を定め、これに乗じて、竊に、皇室の御勢を分かち奉れり。

第十一章 鎌倉時代の制度

鎌倉幕府の首惱は、將軍にして、執權、これを輔佐し、諸職員を率ゐて、政務を統轄す。また、執權の副たるものに、連署あり、泰時の創置に係り、北條氏の一族中にて、名望あるものを、これに任じたり。

鎌倉幕府

執權職務

幕府の首惱

中央官制

政所

問註所

侍所

評定衆寄合衆  
引付衆

奉行  
番衆

地方官制  
奥州總奉行

中央の政廳は、政所、問註所、侍所の三者より成る。政所は、庶政を議し、兼ねて、財務を司り、別當、執事、寄人等の職員あり。頼朝の時、大江廣元、別當たりしが、のち、執權、北條氏の世襲となる。問註所は、政所の別廳にして、専ら、訴訟を裁斷し、執事、執事代、寄人等の吏員あり。頼朝、初め、三善康信を執事とせしより、概ね、三善氏、世世、これに任ぜらる。侍所は、主として、將士の進退、宿衛、非違の檢察を行ひ、別當、所司、開闔、寄人等の諸職あり。初め、和田義盛、別當たりしが、和田氏、亡びてのち、執權の兼職となりぬ。このほか、政所に、評定衆、寄合衆、引付衆ありて、政務に參與し、奉行人ありて、諸務を分掌し、また、番衆ありて、將軍の顧問、幕府の警衛等に當たりたり。

地方の要職には、頼朝の時、九州に鎮西奉行、奥羽に奥州總

蝦夷管領

長門九州兩探題

南北六波羅探題

大番及び警屋守護人

田制及び租制

交通制度

宿次過書奉行

奉行あり、北條氏に至りて、蝦夷管領を置きしが、元寇ののち、長門探題・九州探題を設くるに及び、鎮西奉行の職務は、探題に移りたり。また、京都には、初め、守護ありしが、承久の變以後、南北兩六波羅探題を置き、世世、北條氏の一族を以て、これに任じ、竊に、公家に備へ、關以西を控制し、且つ、大番・警屋・守護人等ありて、宮城市街を警衛せり。

この時代には、田地の廣狹と肥瘠とを併せ稱するに貫高を以てせり。また、田租は、租税の主なるものにして、これを乃貢、或は、物成といひ、租率は、兵糧米參照十章と共に、五公五民内外なりしが、別に、種種の賦役もありき。

交通の制度は、平安朝の中葉以降、大いに、頽壞せしが、鎌倉時代に至り、やや、これを修め、宿次過書奉行を置き、京・鎌倉

貞永式目

夜行番衆

法律

律令と貞永式目との關係

式目の内容

間の驛路・交通の事を司らしめ、その途次の各驛に早馬を備へ、人夫を置き、また、全國、主要の往還には、夜行番衆を設け、道路を警固せしめたり。

鎌倉時代には、二種の法律あり。一は、律令にして、一は、泰時、執權の際、頼朝以來の施設・慣例を編みて制定せる御成敗式目モウシキこれなり。この二種の法律は、初め、範圍を異にして、同時に行はれたりしが、武家政治の擴張するに従ひ、律令の用ひらるゝ區域は、次第に、狹少となれり。

御成敗式目は、五十一條より成り、神佛を尊崇すべきことを以て首となし、守護・地頭の職權、財産の所有權・相續の法、民事・刑事に關する規定等あり。隨時、補足せる式目追加と共に、後世、武家法制の基礎となれり。



刑制

刑法は、大犯三條を定め、大番闕怠、謀叛、殺害を以て、犯罪の最も重きものとなし、武人に召籠所領没收、流罪、死罪等、庶人に科料、片鬢、剃烙、印、流罪、斬罪等の刑罰ありき。

學制

大學國學共に廢る

この時代には、教育制度の見るべきものなく、學問は、一般に衰頽せり。中古以來、學問の淵源たりし京都の大學、及び地方の國學は、已に平安朝の末葉より廢れ、鎌倉時代において、唯一の學校ともいふべきは、北條實時が、金澤實藏の稱名寺内に建てたる金澤文庫ありしのみ。従ひて、士庶人、多くは、無教育なりしが、緇徒のうちには、往往、碩學ありしかば、學事に志すものは、寺院に赴き、就きて學ぶを常とせり。

参考第五 鎌倉時代の風俗・文藝・宗教及び産業

古來、坂東の武士は、剛健の名あり。久しく、僻遠の地に居住して、素樸なる生

金澤文庫

緇徒教育の任に當たる

人情道德

坂東武士の氣風

活をなし、常に、ひたすら、心膽を鍊り、氣節を磨くを以て事とし、京畿の武人が、艷麗なる都の風に染みて、漸く、華奢に流れゆく間、なほ、依然として、尙武の氣象を失はざりき。

頼朝、鎌倉に據り、坂東の武士を麾下に置きて、幕府を建設するや、深く、藤原平二氏の覆轍に鑑み、勉めて、この田舎武士の氣象を失はざらしめんとし、率先して、質素儉約を守り、武藝を奨勵し、士氣を鼓舞せしかば、恩義を重んじ、名節を尙ぶ風、大いに、起これり。のち、京、鎌倉の交通、漸く、頻繁なるに従ひ、都雅の風、やや、武人の間に傳はり、武士の風、時に、京都公卿を感化したることなきにあらざれども、東國武人の壯烈なると、京都縉紳の懦弱なるとは、根本において、殆ど、變化なかりき。

されば、京都の公卿が、平安以來の餘風を承け、管絃の遊に耽る間に、鎌倉武士は、流鏑馬、笠懸、牛追物、犬追物、草鹿、放鷹等の如き、武道に因みある遊技をなし、専ら、勇壯の風を養成するに勉めたり。

この時代における京都公卿の家屋の制は、前代と大差なく、特にいふべきは、武家の屋作なり。武人は、もと、質素を旨とせるが故に、その家屋の如きも、概

家屋

武人の家屋

武技



刀劍鍛冶  
陶業

刀劍鍛冶の術はこの時代において最も進歩し、名工輩出せしが、中にも粟田口吉光、岡崎正宗、郷義弘、超絶の技ありと稱せらる。また尾張の陶工、加藤景正は、宋に學びて、瀬戸窯を創め、子孫その業を傳へて、益々精巧となり、本邦製陶の術を一變せり。

商業

商業は、鎌倉繁昌して、その中心となり、市場に七座ありて、分業賣買せしが、中には、手賣振賣とて、座を有せざる商人もありき。また、諸方の津には、問丸と稱して、各地より輸送せる貨物を預るものあり、替錢といへる爲替の制度も備はり、商業上の便法漸く起これり。

宗教

天台眞言等は  
末代の人心に  
適せず

天台眞言の二宗は、平安時代において最も勢力ある宗教なりしが、教義高尚にして、修行容易ならざりしかば、末代の人心には適し難し。また、僧侶ものちには、修養を怠りて、たゞ非法濫行を事とせしより、大いに世人の厭ふところとなりしが、その反動として、鎌倉時代の前後に、幾多の偉僧、蹶起し、時勢に適應せる種種の新宗派を開きぬ。

初め、平安朝の中葉、空也といへる僧あり、僧俗に唱名三昧を教へしが、崇徳天皇のころに至り、天台の僧、良忍、新たに、融通念佛宗、佛念を唱へ、高倉天皇の

鎌倉時代前後  
の新宗派  
融通念佛宗

鎌倉時代前後  
の新宗派

浄土宗  
浄土眞宗

朝には、天台の僧、源空法然上人、また浄土宗を開き、専修念佛の教漸く盛んになりぬ。ついで、源空の徒弟、範親鸞上人、益々その宗旨を發揮して、後堀河天皇の朝に、浄土眞宗一向宗を創め、その女、覺信尼、法統を繼ぎて、京の大谷に本願寺を建て、弟子、眞佛は、下野の高田に専修寺を起し、分かれて、二派となりぬ。また、僧、知眞遍遊行上人は、浄土宗より出て、時宗の一派を開き、空也の迹を追ひて、天下を周遊し、勸化を事とせり。

後鳥羽天皇の朝、天台宗の僧、榮西西行、宋に學びて、歸り、始めて、禪宗臨濟派を傳へ、ついで、宋僧、道隆大覺禪師、歸化し、辨圓聖一國師、出て、益々これを弘めぬ。また、榮西の弟子、道元も、入宋して、歸り、後堀河天皇の朝に、禪宗曹洞派を傳へ、臨濟派と共に、大いに、公武の間に行はれ、鎌倉には、建長寺、圓覺寺、京都には、建仁寺、南禪寺等の建立を見るに至れり。

かくて、禪念佛の教益、盛んになるや、傑僧、日蓮、これらに反抗して、起ち、一切の宗義を排して、後深草天皇の朝、法華宗を創め、南無阿彌陀佛の唱名に代ふるに、南無妙法蓮華經の題目を以てし、その題目を唱ふるに、鼓を打ち、聲を抗げて、氣勢を鼓舞せしかば、雄壯なる人情に投合して、これに歸依するもの、ま

法華宗

禪宗曹洞派

禪宗臨濟派

時宗

た、少なからざりき。

### 第十二章 南北朝及び室町時代概説

日野資朝の後醍醐天皇を、  
尊氏光厳の北朝を、  
足利尊氏の西朝を、  
後醍醐天皇吉野に幸せらる

建武中興

建武の新政

足利尊氏、同僚

建武中興不終  
の理由

建武中興、不終

後醍醐天皇、北條氏を滅ぼして、政權を皇室に收めたまひ、記録所・雑訴・決斷所・武者所を置きて、新政を布かせられ、また、公武の功臣を國守に任じ、親王を遣はして、奥羽・關東を治めしめられ、中興の政、やや、その緒に就きぬ。然るに、公武の間、ややもすれば、穩なるを得ず。且つ、内奏、屢、行はれて、綸言、變り易く、決斷所の裁決、滯りて、紛争、止まざりしかば、さきに、北條氏の弊政を厭ひて、王政を迎へし將士の如きは、早く、再び、武門の政治を慕ふ傾を生じ、北條氏の餘黨、持明院派の公卿、また、漸く、動かんとせり。

南北兩朝の  
對立

足利尊氏叛旗  
を翻して西犯

亂河原の戰

多多羅濱の戰

湊川の戰

尊氏光明帝を  
擁立す

後醍醐天皇吉  
野に幸せらる

兩朝合一

室町時代

足利尊氏は、この形勢を察して、機、乘ずべしとなし、まづ、護良親王を讒し奉り、建武二年九紀元一、九九五、北條時行の亂を鎮むるが爲に、東國に下向するに及び、遂に、鎌倉に據りて、叛旗を翻せり。かくて、尊氏は、新田義貞等を竹下河原に破りて、西犯し、亂河原山城の戰に大敗して、鎮西に奔るや、途に、光嚴院の院宣を請ひて、天下の兵を募り、延元元年九紀元一、九九六、菊池武敏を多多羅濱前筑に破りて、大舉、東上し、楠木正成等と湊川津に激戦して、これに勝ち、五月三日、入京して、光明帝を立て奉りしが、後醍醐天皇は、間もなく、吉野和に幸したまひぬ。これより、南北兩朝の對立となり、南朝は四代、北朝は五代、五十七年の間、戰亂、止む時なかりしが、元中九年紀元二、一三五二に至り、兩朝、再び、合一せり。初め、尊氏、光明帝を擁立し奉るや、やがて、征夷大將軍に拜

足利義満

室町幕府の基礎

せられ三年元、幕府を京都に開きたり。尊氏義詮の二代は、兩朝の對立と内訌とによりて、紀綱を整ふる違なかりしが、義満義満の時に至りて、兩朝合一し、また、山名大内の如き強族の勢を挫きて、天下を威嚇せしかば、政令漸く行はれ、幕府の基礎も固まりぬ。

關東管領家の勢力

さきに、尊氏は、季子、基氏基氏を關東管領となし正平四年紀、鎌倉に居りて、東國を治めしめたりしが、その勢甚だ盛んになりて、子孫、往往、陰謀を企つるに至りしかば、將軍、義教は、遂に、討ちて、管領、持氏持氏を滅ぼし永享十一年紀、ついで、また、大諸侯

永享十一年紀

東山時代

關東管領家の滅亡

應仁の亂

をを抑へんとせしに、却りて、弒に遇ひぬ嘉吉元年紀。義政の時、應仁應仁の亂起り應仁元年紀、兵結びて、解けざること十一年、その間、禁闕寺院等、多く、兵燹に罹り、京都は、おほかた、荒野と

應仁の亂以後の狀態、幕府の政權、全く下に移る

足利氏の滅亡

幕府の首腦

將軍

なり、公卿は、諸國に流浪し、諸侯は、國に就きて、割據の形勢をなしぬ。されば、義尙義尙の立つに及び、大いに、幕政を改革して、威權を恢復せんと圖りしが、早世して、その志を遂ぐる能はざりき。これより、幕府の實權は、細川氏細川に歸し、細川氏の權、また、家宰、三好氏三好に移りしが、ついで、その家臣、松永氏松永、漸く、權を專らにし、將軍、義輝義輝を弒するに至れり。よりて、義輝の弟、義昭義昭は、織田信長織田に頼り、その助を得て、一たび、將軍となりしかど、間もなく、逐はれて、足利氏、亡びぬ天文三年紀。

### 第十三章 室町時代の制度

室町幕府の組織は、殆ど、鎌倉幕府の制と異なることなく、上に將軍ありて、國政を統理し、その輔佐に管領執事あり、細川

室町幕府の組織

三管領  
評定衆引付衆  
奉行

斯波・畠山三氏、迭にこれに任せられしが故に、三管領の名あり。また、評定衆・引付衆ありて、政務に參與し、諸奉行ありて、諸務を分掌せしこと等、概ね前代と同じかりき。

中央官制

政所

問註所

侍所

四職

中央の政廳は、政所・問註所・侍所より成る。政所は、主として、財務を司り、兼ねて、賣買・貸借等に關する訴訟を聽く所にして、その長官を執事といひ、伊勢氏、世世、これに補せらる。問註所は、専ら、記録・證券を掌り、文書の訛謬、及び、詐偽・遺失等に關する訴訟を審判する所にして、その長官を執事といひ、町野・太田二氏、この職を世襲す。また、侍所は、幕府の警衛、將士の進退、盜賊・暴徒の逮捕・糾彈等を司る所にして、その長官を所司といひ、山名・一色・京極・赤松の四氏、世世、これに任せられたり。これを四職と稱す。

守護地頭

地方官制  
關東管領と執事

探題  
守護地頭

田制及び租制

段錢棟別錢倉  
役

徳政の令

地方にては、鎌倉の關東管領、最も、要職なり。關東管領は、東國の庶政を總裁するものにして、その輔佐に執事あり、上杉氏、世世、これに當たる。而して、政所・問註所・侍所を設け、評定衆・引付衆等を置きたること、ほ、室町の幕府に等し。また、九州及び、奥羽には、探題あり、諸國に守護地頭ありて、地方の政務を分掌せしこと、鎌倉時代と大差なかりき。

室町時代にも、土地の廣狹・肥瘠を併せ稱するに貫高を以てすること、なほ、前代の如し。田租は、概ね、四公六民を率とし、別に、段錢・棟別錢・倉役等の賦役あり。幕府の用度、足らざるに至りては、臨時の課税、益、多く、義政の時には、倉役を京商に課すること、一月、數次に及びたり。されど、徳政の令、屢、出でし爲に、のち、倉役の收入、大いに、減ぜしかば、また、頻に、酒戸に課税

交通制度

せり。

室町幕府にても初は、大小名の、狼に、新關を設けて、山手川  
手等の關錢を徴收することを禁じ、大いに、交通の便を計り  
しが、久しからずして、群雄割據の世となりしかば、諸國の交  
通は、殆ど、杜絶し、從ひて、交通制度の見るべきものなかりき。  
法律は、貞永式目及び、その追加條目を主とし、なほ、時勢の  
變遷に伴ひ、次第に、追加補正の條文を作れり。建武以來式目  
追加と稱して、現存するもの、即ち、これなり。

法律

學制

文教衰ふ  
足利學校

亂離の世の習として、文教は、益、振はず。上杉憲實が、金澤文庫  
を修補し、足利學校野下を再興したるが如き、また、大内義隆が、  
圖書刊行を企てたるが如きは、當時において、稀有の事に屬  
す。されば、當代に、學者として聞こえしもの、僅に、一條兼良三

緇徒學問の命  
脈を繋ぐ

條西實隆等ありしに過ぎず。しかも、よく、學問の命脈を繋ぎ  
得しは、實に、緇徒の力なり 六参考照

参考第六 室町時代の風俗・文藝及び宗教

家屋

京都貴族の家屋は、古と大差なし。武人の第宅は、概ね、宏壯となり公家に擬  
して、寢殿造となすもありしが、のちには、書院造の體專ら、行はるるに至りぬ。

容儀服飾

武人の衣服は、式日に直垂、平常は素襖なり。戰亂うち續く世の中として、上下  
手無肩衣等の略服を尙ひ、十徳羽織なども行はれぬ。また、婦人の服制は、詳な  
らざれども、儀式には、帯を結びたるうへに、袴衣を着けたり。

服制

貴族は、一般に總髪にして、髻結を以て、髻を束ねたり。これを茶筌髻といふ。

男子の結髪

また武人は、前髪を削りて、冑下の逆上を防ぎ、その鬚髯は伸ぶるがままに、こ  
れを伸ばして、剛勇を示し、婦人は、古の如く、髪を長く垂るるを喜び、髻を入れ  
て粧ひたり。

婦人の結髪

この時代にも、在國の武人は、概ね、二食にして、食物も、質素を旨とせり。され  
ど、義滿のころより、在京武人の、漸く、驕奢に流るるにつれて、食物調理の法も

飲食

食物調理法の  
發達

武技	弓術	雅遊	點茶聞香插花	歌舞音樂	田樂猿樂	能狂言
----	----	----	--------	------	------	-----

次第に、複雑となり、遂には、その術を一の奧秘として、四條・大草の二家・世世、これを傳へ、饗宴にも、種種、儀式の定あるに至れり。

詩歌・管絃の雅遊は、ただ、京都公卿の間にのみ餘命を保ち、武家には、主として、弓馬の術を練るべき射藝・馬術・劍道・相撲・狩獵等の武技は、行はれしが、中にも、弓箭の術は、最も、重んぜられ、小笠原氏・世世、その藝を以て、將軍に仕へたり。當時は、行はれたる射藝は、騎射と步射との二種に別かれ、騎射に流鏑馬・笠懸・犬追物・步射に大的・草鹿・圓物遊あり、これを馬上三物・步立三物といへり

かく、武人は、專心、武技に従事せしが、のち、漸く、華奢の風に染みて、點茶聞香・插花等の雅遊を喜ぶに至り、中にも、茶道は、最も、流行せり。而して、茶道に千家・織部・遠州・香道に志野・相阿彌・花道に池坊・遠州等の諸流を生じ、いづれも、永く、世に行はれたり。

この時代の初には、前代と同じく、田樂・猿樂、共に、行はれしが、のち、田樂は、漸く、廢れて、猿樂、益々、盛んになり、應永のころ、觀阿彌、出て、從來の猿樂の能に種種の舞を折衷して、舞態を定め、また、多くの新曲を作りて、謡曲を興こし、ぬこれ、今の、いはゆる能にして、在來の猿樂の滑稽を主とせるものは、狂言と稱して、

北白河院

文學

此の時代、北白河院の末葉より、室町時代に亘りて、益々、振はざりしが、なほ、神皇正統記、徒然草、太平記、増鏡等の著述あり、これに加ふるに、室町時代特殊の文學とも稱すべき、謡曲の文、出てて、わが文學史上に、一異彩を放てり。

歌道は、鎌倉時代の末葉より、次第に、衰へ、當時には、歌人の聞こゆるもの少なく、勅撰の歌集も、新續古今和歌集の撰進以後は、全く、絶えたり。この時に當たり、連歌、大いに、興こりて、宗朝・宗祇・宗長等の名手、出て、公武上下、共に、競ひて、これを學ぶに至れり。

漢詩文は、一般に、益々、衰へ、公卿にも、武人にも、名手、殆ど、出でず。されど、僧侶のうちには、往往、これを能くするものあり、義堂の文絶海の詩の如きは、多く、匹儔を見ずといふも、不可なし。

繪畫は、時代の好尚、一變すると共に、雅淡にして、氣韻に富める北宗畫、最も、

此の時代、北白河院の末葉より、室町時代に亘りて、益々、振はざりしが、なほ、神皇正統記、徒然草、太平記、増鏡等の著述あり、これに加ふるに、室町時代特殊の文學とも稱すべき、謡曲の文、出てて、わが文學史上に、一異彩を放てり。

美術工藝

參考第六 室町時代の風俗・文藝及び宗教



繪畫

雲谷派

狩野派

彫刻

陶業

髹漆の術

宗教

行はれ、明兆、如雪、周文、雪舟等の名手、續出す。雪舟は、周文の門に出て、支那に學びて、その技、更に、大いに、進み、雲谷派を開きぬ。また、日本畫には、光信、出て、土佐家を中興し、その女婿、狩野元信、狩野は、和漢の粹を抜き、一機軸を出だし、雪舟と併せて、東山時代の雙璧と稱せらる。後人、呼びて、古法眼といふ。

室町時代には、寺院の建立、減じたるが爲に、佛像彫刻は、衰へたれども、彫金の術は、大いに、進み、後藤、祐乘の如き名匠、出づ。祐乘は、特に、刀劍の裝具を鑲むに巧なりしが、また、甲冑を造るに妙を得たる。明珍、信家、鞍轡の製作に名ある。大坪、道禪等も、この時代に見はれぬ。製陶の業は、茶道の流行につれて、著るしく、進歩し、名工、益、輩出せしが、祥瑞は、明に學びて、歸り、始めて、磁器を製したり。髹漆の術も、また、頗る、發達し、磨出、蒔繪と稱するもの、の如きは、優美、艶麗を極め、その名、遠く、海外にまで、轟きぬ。

上流社會には、禪宗、最も、行はれ、民間には、一向、法華の二宗、益、勢を得たり。而して、この時代の中葉、一向、宗本願寺派に、兼壽、上人、出で、諸方に、巡錫して、大いに、民衆の歸依を得しが、戰國時代に、至りては、遂に、政治上の、一大勢力となれり。

越前

古河

戰國時代

關東の形勢

本州中部地方の形勢

第十四章 戰國及び織田・豐臣時代概説

應仁の亂後、幕府の威令、行はれず、諸大名、皆、その國に就きて、自立の計をなし、いはゆる、群雄割據の世となりぬ。

鎌倉管領家、亡びて、關東、分裂するや、伊勢長氏北條、起こり、堀越公方相模を滅ぼして、伊豆を略し元延徳二三年一五二一、ついで、相模を從へて、小田原城相模に據れり明應二四年一五二一。早雲の子、氏綱、孫、氏康、共に、よく、兵を用ひ、國府臺總下・川越武藏の戰に勝ちて、小弓御所古河・古河公方上杉を倒し、遂に、關東の大半を併せたり。

これよりさき、越後には、上杉氏の家臣、長尾爲景、自立し、その子、景虎謙信に至り、山内家の讓を受けて、上杉氏を稱し、兵を關東に出だして、北條氏康と戰ふ。この時に乘じ、甲斐の武

近畿及び四國の形勢

田晴信ハルシゲは、諏訪村上諸氏を攻めて、信濃を侵略し、遂に、景虎と再度、川中島カハナジマに交戦するに至れり。

北條・武田と境を接して、駿遠に今川氏あり。義元に至りて、三河を併せ、その勢甚だ盛んにして、松平氏を威制し、織田氏と争ひ、美濃には齋藤氏、越前には朝倉氏、近江には淺井氏アサノ、いづれも、その主家を倒して、起これり。また、南海にては、初め、三好氏ミチキ、勢を振ひしが、土佐に、長曾我部氏、起こりて、次第に、勢力を得、のちには、四國の大部を従へぬ。

中國にては、備前の宇喜多氏、出雲の尼子氏、周防の大内氏、最も、勢あり。中にも、大内氏は、その富強、天下に冠たりしが、義隆に至り、陶晴賢タウハルキケンに弑せられて、勢衰へ、部將、毛利元就モリモトヨシは、晴賢を嚴島イソギシマに破りて、興こり

中國の形勢

九州の形勢

て、中國に雄飛し、遂に、尼子氏をも倒せり。また、九州にては、龍造寺大友、島津の三氏、最も、強盛にして、漸く、鼎立の姿をなしぬ。

織田時代

桶狭間の戦ー 信長の勃興

信長の上洛 姉川の戦

この時に當たり、尾張に、織田信長、起こりて、今川義元を桶狭間ウツサカに破り、進みて、美濃に入り、齋藤龍興サイトウリウキを滅ぼして、岐阜城カクノを取り、更に、また、伊勢を略取せり。かくて、足利義昭を奉じて、入京し、三好松永二氏を降し、淺井朝倉の連合軍を姉川アノガハに破り、これと通じたる叡山を焼き拂ひ、近畿を平定しぬ。

時に、武田信玄は、將軍、義昭、淺井長政、朝倉義景等と通じ、大舉して、西上せんとせしかば、徳川家康は、これを防ぎて、大いに、三方原カサガハラに戦ひ、信長は、淺井朝倉二氏を倒し

以上三人の句を、一人づつ、信長は、桶狭間の戦、美濃の戦、岐阜城の戦、伊勢の戦、上洛の戦、姉川の戦、長久手の戦、山崎の戦、大坂の戦、など、多くの戦を、勝利して、天下を統一した。これは、信長の偉業である。また、信長は、政治的にも、多くの改革を行った。これにより、信長は、戦國時代の英雄として、後世に名を残した。

淺井朝倉足利  
三氏の滅亡

長篠の戦

本能寺の變

豊臣時代  
山崎・賤・長久  
手の戦

海内統一

秀吉の外征

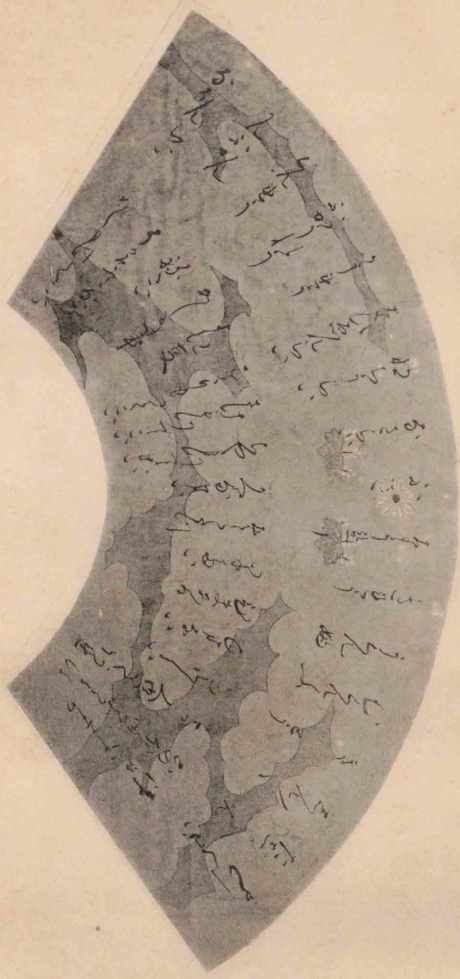
三三、義昭を逐ひぬ。ついで、信長は、家康と聯合して、武田勝頼  
を長篠<sup>ナガシノ</sup>河<sup>カハ</sup>に破り<sup>三</sup>天正三年、甲斐に討ち入りて、遂に、これを滅ぼし  
十年、また、部將、羽柴<sup>ハヤシ</sup>秀吉<sup>ヒデヨシ</sup>の軍に會して、毛利氏を攻めんと  
せしに、明智光秀<sup>アチエノミチヒデ</sup>、叛きて、信長を弑せり<sup>六</sup>天正十年。

これより、山崎<sup>ヤマザキ</sup>城<sup>シロ</sup>・賤<sup>セン</sup>嶽<sup>ダケ</sup>・長久手<sup>ナガタテ</sup>張<sup>チヤウ</sup>の三大合戦ありて、天下  
の實權は、秀吉の手に歸せしが、秀吉は、佐佐長曾我部<sup>ササノナガソノノ</sup> <sup>三</sup>天正十、

島津<sup>シマヅ</sup> <sup>五</sup>天正十、等の諸氏を征服し、ついで、北條氏を滅ぼし<sup>十</sup>天正八、  
年、伊達氏<sup>イダツ</sup>を歸服せしめて、遂に、海内を一統せり。ここに、お

て、秀吉は、信長の志を繼ぎて、皇室を尊崇し、その供御を厚く  
し、門跡公家の領地を復し、且つ、心を民政に留め、田制・幣制を  
更定せり<sup>七</sup>參照<sup>第七</sup>。

秀吉、夙に、國威を海外に示さんとする志あり、嘗て、書をイ



慶長二年八月十五日  
 大羅道南原表大明國軍兵數千名  
 討捕之而高千前守大人代其罪  
 同日討捕其慶尚衛治川表大明人前守  
 為高麗國在神之間敵味方國死  
 右死度人戰傷方古亦千富子  
 橫死府死之年具難記  
 慶長第四紀 歲六月上并 同日息 武將

秀吉薨じて征  
師の師空しく  
歸る

關原の戦

大坂陣

豊臣氏亡ぶ

戦國時代の  
制度

スバニアのフ、リピン大守に贈りて、その服従を促したるこ  
 とありき。かくて、遂に、明國征伐を企て、まづ、朝鮮を伐ちて、大  
 いに、勝ち文二二、元二二、年二二、紀二二、その四道割讓等の條件にて、和議、一た  
 び成らんとせしが、議、協はずして、再征し元二二、年二二、紀二二、年二二、秀吉の  
 薨ずるに及び、また、空しく、師を班せり三慶、年長。

秀吉、薨去ののち、一方に徳川家康、他方に石田三成を中心  
 とせる二大黨を生じて、關原濃美の戦となりしが、家康、勝を制  
 して、實權、その手に歸せり慶長、五月、九日。ついで、豊臣氏は、家康  
 の處置に激して、兵を大坂津攝に擧げ、これを除かんとせしに、  
 却りて、破られ、豊臣氏、遂に、亡びぬ慶長、五月、八日。元二二、年二二、和。

参考第七 戦國及び織田・豊臣時代の制度と武事

戦國時代には、群雄、四方に割據して、幕府の政令、行はれず、周防の大内氏に

諸大名各々法  
規を立つ

は大内家壁書、小田原の北條氏には早雲二十一箇條、甲斐の武田氏には信玄家法、土佐の長曾我部氏には元親百箇條等あり。諸大名各々、特別の法規を定め、これによりて、その國を治めたりき。ついで、織田信長、興こりて、政權を執り、四方に號令を下したれども、未だ制度を立つる違なくして、斃れ、豊臣秀吉、その志を繼ぎて、全く、海内を一統し、やや、制度を整へぬ。

豊臣時代の  
官制

田制及び租制

幣制

豊臣氏の職制は、極めて、簡易なり。まづ、五奉行を置き、淺野長政、石田三成、増田長盛をして、法令、土木、訟獄の事を司らしめ、長束政家をして、財務を執らしめ、前田玄以をして、市政及び、寺社の事務を執行せしめ、また、前田利家、徳川家康、毛利輝元、上杉景勝、宇喜多秀家を、五大老となして、大事に參與せしめたり。秀吉は、また、全國の檢地を行ひ、從來の一段、三百六十歩なりしを改めて、一段、三百歩となし、田畠を上中下下の等級に分ちて、その平均收穫高高石を定め、これを標準として、何石の地と稱し、税率を立つ。税率は、二公一民を普通とせしが、地方によりて、頗る、差等ありき。貨幣の鑄造は、久しく、廢れ、足利氏一代は、明の銅錢を輸入して、流通を資けたり。然るに、戰國時代に至りて、鑛山の採掘漸く、盛んになり、金銀の出づるこ

鐵砲傳來

交通制度

戰闘と武具

甲冑

と、甚だ、多かりしかば、天正十五年紀元二四七、秀吉は、大判、小判、金、丁銀を鑄、銀、銅二種の、天正通寶錢を造りて、これを天下に行はしめぬ。

戰國の世には、各地の大小名私に、關を設けて、その領地を護り、旅人より、關錢を徴して、一の收入となししが、信長、近畿を平定するに及び令して、悉く、關を廢し、また、諸國の道路を修め、里程を定め、道の兩側に、樹木を植ゑて、行旅に便せり。ついで、秀吉も、その志を承けて、益々、諸國の道路を修繕し、征韓役の際には、驛傳朱印の制を設け、大坂、名護屋前肥間に、每一里、二人の急脚夫を常備して、通信の便を計りぬ。

源平時代には、専ら、騎戰の矢軍にして、戰場の駈け引きも、さまで、烈しからざりしが、南北兩朝對立のころよりは、步戰を主とし、戰闘、益々、激烈になりて、進退、最も、輕捷を要することとなりぬ。また、天文十二年紀元二〇三には、鐵砲傳來し、ついで、大砲も傳はりしかば、城郭の建築、武具の製作に、著るしき變革を見るに至れり。

古の甲冑は、稀に、鐵札を用ひしものありしほか、おほかた、革製なりしが、鐵砲の傳來ありてよりは、皆、鐵製となり、從ひて、その重さも加はりしかば、用、少

陣羽織

なきものは、これを省略して、實用を旨とするに至れり。また、上將は、甲冑の下に烏帽子直垂を着すること、古來の式法なりしが、このころには、概ね略して、用ひず、革にて作れる陣羽織オビゾウを甲のうへに着ること、大いに行はれたりき。

弓箭と鐵砲

弓箭は、鐵砲の傳はりてより、漸く廢れ、これを戰時に携ふるもの多からず。刀劍は、南北朝時代の前後より、専ら長刀を用ふるに至り、古の小太刀は、小脇コワキ差と稱へ、大小二刀のほかに、これを帶ぶるものあり。また、鎗は、廣く用ひられ、軍陣の功を録するにも、一番鎗イチバンヤ二番鎗といひ、賤嶽の合戰には、羽柴方の將士に、七本鎗の高名ありき。

鎗

馬標

采幣と軍配團扇

城郭の結構

戰國の世に、馬標ウマシルシといふもの始まり、諸將思ひ思ひの形を案出して作り、馬に添へて、これを立つること多くなりぬ。また、上將が、軍隊を指揮するに、采幣サイヘイ軍配團扇グンバイウチハを用ふることも、このころ、大いに行はれたりき。城郭は、多く、要害の地を擇びて築き、本丸ホンマル二丸ニマル三丸サンマル等、幾重にも堡壘を繞らして、郭を別かち、周圍に壕を深くし、石を疊みて、垣となし、そのうへに、堅固なる土塀を造り、小さき窓を開きて、鐵砲を放つべき口となし、所所に物見櫓モノミヤを

天主閣

設けぬ。天正四年、信長、安土アソ江エに城を築きたる時、始めて、七層の天主閣テンシウカクを建て、爾來、城中に、これを設くること行はれしが、秀吉の大坂城に至りては、城郭の宏壯にして、塹壕の完固なる、天下第一と稱せられ、今なほ、昔時の偉觀を追想するに足るものあり。

### 第十五章 室町時代より江戸時代の初

#### 期に至る對外關係

##### その一

遣唐使廢止以來、支那と國際上の交通は、中絶の姿なりしが、僧徒、商估の往來は、屢、行はれき。ついで、南北朝時代に至り、足利氏は、天龍寺テンリウジ山ヤマの僧、疎石ソシキと議し、商船を元に遣りて、諸の什器を求めしめたりしが、それより、毎年、定例となり、船二艘を額として、彼我の通商、行はれ、世に、これを天龍寺船テンリウジフネと

元との通商

天龍寺船

明との交通

明征西府に通ず

征西府明使を斥け明もまた通信を絶つ

足利義滿明に通ず

明貿易の隆盛と山口堺二市の繁昌

稱へたり。

既にして、元亡び紀正平元二〇三年、明の起こるに及び、使をわが國に送りて、好を求む。時に、懷良親王カネナガ、鎮西におはして、明使を引見せられ、使僧を遣りて、これに答へたまひしが、彼不遜の行動、多かりしより、のち、これを斥けられ、彼も、胡惟庸コイウの陰謀によりて、一時、通信を絶ちたり。然るに、足利義滿は、夙に、貿易の利を喜び、明に通ぜんとする志ありしかば、南北兩朝合一ののちに至り、再び、交通を開き、大いに、交易を興こししが、遂に、その封冊を受くるが如き失態を演じたり。されば、義持は、神宣に託して、一旦、交を絶ちしが、義教の時、また、これを復し、義政ヨシマサ、義澄ヨシズミ、義晴ヨシハルも、屢、使を遣りて、勘合符カンカフ、銅錢、書籍等を求めぬ。この間、大内氏は、幕命によりて、明の貿易を監し、山口ヤカヒ、堺

まろ

朝鮮との關係

應永の役

朝鮮貿易開かる

倭寇

文祿の役ありて交通絶ゆ

倭寇

泉和の二市、頗る、繁昌せしが、大内氏亡び、幕府また、衰ふるに及び、遣明使船のこと罷み、通商も廢れたり。

韓半島にては、わが元中九年紀元二〇五二、高麗の將、李成桂イナゲイ、自立して、王となり、國號を朝鮮と改め、應永二十六年紀元二七九二には、對馬に入寇せしが、のち、好を修めて、交易を開けり。かくて、義政以後は、宗氏ムネウヂ、専ら、朝鮮貿易を監し、文祿の役あるに至るまで、彼我の交通、續きたり。

然るに、南北朝のころより、わが邊民の、亂に乗じて、支那及び、韓半島の沿岸を騒がすもの、漸く、多く、かの國人は、これを倭寇ワコウと稱へて、恐るること甚だしかりき。されば、明にては、國防を嚴にして、倭寇に備へ、且つ、屢、書を足利氏に贈りて、これを禁せんことを請ひ、足利氏も、また、屢、令して、これを制せん



八幡船

八幡船

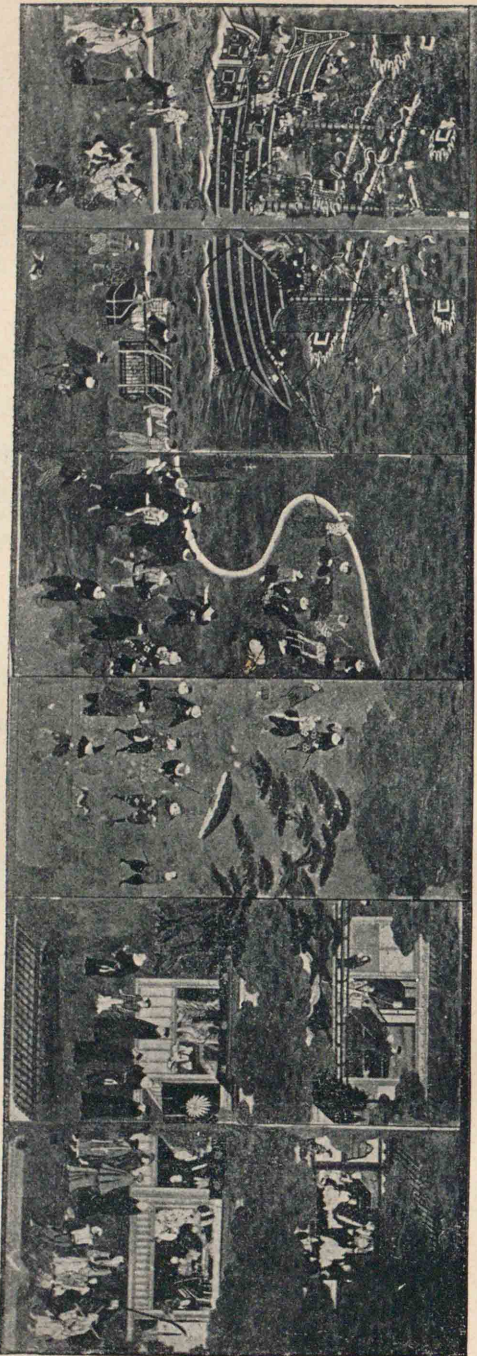
西洋との關係

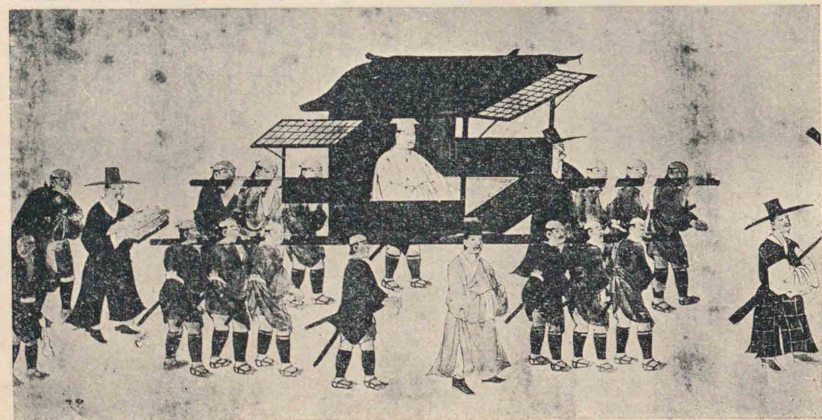
ヨーロッパ人東航の動機

インド航路の発見

インド航路の発見

としたりしが、効なかりき。ついで、應仁の亂あり、天下、麻の如く亂るるや、不逞の徒、益、出でて、倭寇の群に投じ、明朝鮮の船を掠め、瀕海の地を却せしが、その船には、八幡宮と書きたる旗を樹てしかば、明人等、これを八幡船と稱へて、見るもの、皆、戦慄し、彼我の貿易も、これが爲に、往往、阻害せられたりき。これよりさき、弘安、正應のころ、支那の元朝に仕へしイタリア人、マルコ・ポーロは、歸國ののち、東洋見聞記を著はして、ジバング、即ち、わが國の殷富なることを傳へ、大いに、西洋人の遠征心を刺激したり。ついで、室町時代の中葉、西アジアにトルコ帝國、興起し、インド航路の遮斷せらるるや、ヨーロッパ人は、熱心に、新航路の発見を企て、ポルトガル人、バスコ・ダ・ガマは、遂に、グード・ホープ崎を迂回して、インドへ達する航路





ヨロツバ人の東航

ポルトガルイ  
スパニア兩國  
人わが國と通  
商を開く

朝鮮との關係  
徳川家康朝鮮  
との修交を復  
す

を發見せり明二一七年。かくて、ポルトガル人は、率先して、東洋に向かひ、ゴアGoaを略し、ジャバ・マラカJava Malaccaを奪ひ、アマカオAmacaoその他に殖民・貿易地を建て、イスバニア人は、フリピン列島を略して、マニラManilaに據り、相、競ひて、貿易・殖民に従事せしが、遂に、來たりて、わが國とも通商を開き、また、キリスト教天竺主君切を傳へたり。

その二

豊臣秀吉の征韓以後、朝鮮との國交は、一時、うち絶えたりしが、間もなく、徳川家康は、對馬の宗氏をして、舊交を修めんことを諭さしむ。對馬は、もと、國産に乏しく、韓土との貿易に負ふところ少なからざりしかば、宗氏は、百方、斡旋して、遂に、修交を復し、慶長十二年二紀元二六七、朝鮮は、使を派して、國書・方物

朝鮮來聘使

明清との關係

徳川の初期、林義興の使節

國交遂に成らず

清商の貿易は盛んに行はる

オランダイギリス兩國人の渡來

オランダ人東洋貿易を開始す

オランダ船の漂着

を進めたり。かくて、爾後、文化年中に至るまで、將軍の禪代ごとに、慶賀の使を送り、幕府は、これを盛儀となして、その送迎甚だ、鄭重なりき。

家康は、明とも國交を開かんとし、島津氏をして、これを計らしめしが、當時、明は、國內、漸く、亂れて、殆ど、外を顧る違なかりしより、公の交通は、遂に、成らざりき。されど、その國の商人は、明、亡びて、清、興こりしのも、長崎前肥に來たりて、盛んに、貿易を營みたり。

これよりさき、ヨーロッパにおいては、オランダHolland獨立し九年正

紀元二、四一、ポルトガル、イスパニアに拮抗して、東洋貿易を開始せんとし、慶長三年、四箇の遠征艦隊を派遣せしが、海上、幾多の危難に遇ひ、その一隻は、豊後に漂着す。家康、命じて、これを



オランダ貿易の開始

イギリス人東インド会社を設立す

イギリス貿易の開始

本邦人の海外渡航

堺に廻航せしめ、その乗組員ヤン・ヨーステン・ウィルレム・アダムス Jan Joosten William Adams を江戸 安針浦 に引き、二人を優遇して、外事の顧問となせり。ついで、十四年、オランダ人は、家康より、通商免許の朱印状を得しかば、平戸 肥前 に商館を開き、スペクス・ブラウウエル等、相續ぎて、商務を執り、益々、交易を盛んにせり。 Spek Brouwer

當時、イギリス人も、また、東洋貿易に従事し、慶長五年、東インド会社 England Indian Company を設立せり。かくて、十八年には、セリス East India 來たりて、駿府 河駿 に家康に謁し、國王ジェームス一世 James の書を上りて、貿易免許の朱印状を得、コックス Coxes を平戸に留めて、商務を掌らしめたり。

家康は、通商貿易の、富國の良策なるを看破し、外人の渡來を懇懇、歡迎したるのみならず、また、わが國人の、進みて、海外

著名なる貿易家

海外における邦人の壯舉

オランダイギリス兩國人の軋轢

イギリス人去る

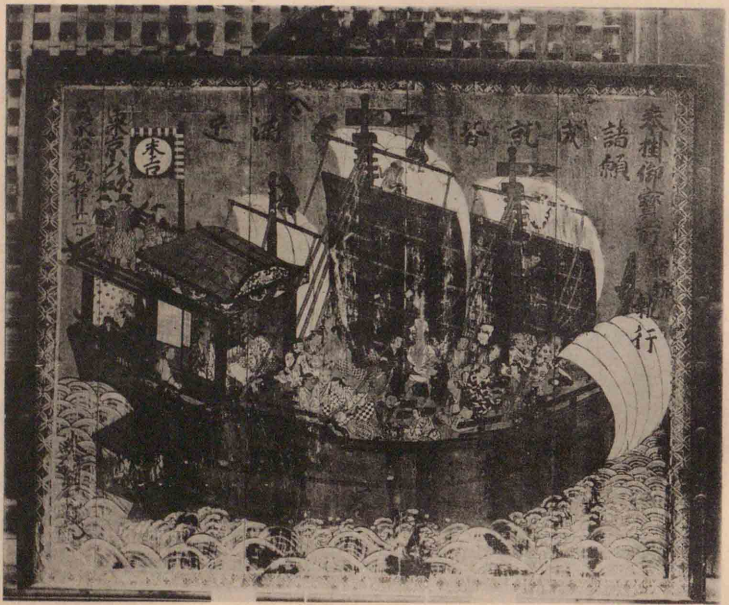
諸國に赴き、交易を開かんことを奨勵し、慶長十五年には、田中勝介ナカノカツスケを遣り、太平洋を横ぎりて、イスパニアの殖民地なるヌエバ・エスバニヤNueva Españaに至らしめたることありき。されば、わが國民の冒險的精神、頗る、興起し、末次平藏スエツツグハシ、木谷久左衛門キヤキサヅ、天竺徳兵衛テンシツトクベヱ、角屋七兵衛ツノヤシチベヱ等の貿易家輩出し、朱印船シュインフネに搭じて、アマカオ・アンナムAmnam、シム・カンボヂヤSiam、ルソン・ジャバ等Luzonに出入し、盛んに、貿易を營み、また、木谷久左衛門・山田長政ヤマダナガマサが、シムの國難を援ひて、高官に任ぜられたるを始とし、海外におけるわが國人の壯舉、甚だ、多かりき。

イギリス人は、初め、オランダ人と共に、ポルトガル・イスパニア兩國人の排斥に勉めしが、暫くにして、オランダ人と軋轢を生じ、激烈なる競争の末、元和九年ニハニ、平戸の商館を

おらんが船中、以て海防、時行三  
 南洋の南洋、其の相違、  
 向後、守り、自ら其の相違、  
 柳味、こと、其の相違、

慶長十五年七月廿一日

おらんが船中



第七

イスパニア人も來航を禁ぜらる

オランダボルトガル兩國人の軋轢

オランダ人のボルトガル人の上野心あるを言す

ボルトガル人を出島に移す

鎖して、わが國を去り、イスパニア人も翌年來航を禁ぜられぬ。これより、オランダ人は、また、ボルトガル人を長崎より驅逐して、貿易の利を獨占せんとし、遂に、書を幕府に上り、「ボルトガル人は、キリスト教徒を糾合して、事を擧げんとする企あり。」と告ぐ。當時、幕府は、已に、キリスト教の恐るべきものたるを認め、これを禁じつつありしが故に、オランダ人の言を信じ、寛永十三年二紀元二九六、重ねて、キリスト教の禁を嚴にし、邦人の海外渡航を禁じ、且つ、長崎港内に出島ウツシマを築きて、ボルトガル人をここに移し、嚴重に警衛せる一橋を以て、僅に、島外の市街と交通するを得しめ、何人も、幕府の許可なくして、島内に入出することを禁じたり。

その三

カソレル

キリスト教の傳來とそ  
の弘通  
エスイタ派の  
キリスト教始  
めてわが國に  
入る

布教師陸續來  
朝して教を弘  
む

南蠻寺建立

三侯使節をロ  
マに遣はす

これよりさき、天文十八年紀元二〇九二、エスイタ派の開祖Lojola Jesuits  
 ラの教友サビエルXavier、鹿兒島薩摩に來たり、始めて、キリスト教を  
 わが國に傳へぬ。然るに、島津貴久ヒサシガは、政治上の關係、及び、佛徒  
 の勸告によりて、一旦、キリスト教を禁ぜしかば、サビエルは、  
 平戸に移り、また、山口府中フナヒ後豊トヨに至りて、大内義隆、大友義鎮ヨシチカ  
 に謁し、これらの地に布教せり。ついで、ビレラVielra等の布教師來  
 朝し、佛徒の反抗を排して、近畿に教を弘め、織田信長も、一は、  
 政略上、これを保護して、京都に南蠻寺ナンマンジを建て、安土ヤスツに會堂  
 の敷地を與へぬ。かくて、キリスト教は、漸く、全國に弘まりし  
 が、殊に、九州の諸侯は、多く、熱心なる信者となり、大友義鎮有  
 馬晴信ハルノブ、大村純忠ムラタキタカは、使をローマRomeに派遣するに決し、伊東義賢イダキケン  
 千石清左衛門チシホを正使とし、當時、傳道視察の爲、來朝せる、バ





豊臣秀吉南蠻  
寺を毀ち布教  
師を追ふ

秀吉薨じてキ  
リスト教の禁  
大いに弛む

伊達政宗使を  
ローマに遣は  
す

江戸幕府の  
禁遏とその  
餘波

キリスト教を  
嚴禁す

何事は  
ふいふ  
徳川の初期

リニョと共に、出發せしむるに至れり。然るに、豊臣秀吉、政柄  
を握るに及び、天正十三年二紀元四五二、遂に、南蠻寺を毀ち、十五年  
には、令を全國に傳へて、キリスト教を嚴禁し、また、大村純忠  
の長崎邑を收めて、官地となし、布教師の出帆歸國を命ぜり。  
されど、このころ、國內には、その信徒、已に、頗る、多かりしかば、  
容易に、その大勢を挫折すること能はず、秀吉の薨去と共に、  
キリスト教は、再び、天下に擴まりぬ。伊達政宗マサムネの家臣、支倉常  
長ナガをして、フランシスカン派の布教師ソテロSoeiroと共に、ローマ  
に赴かしめたるは、このころなり。  
江戸幕府は、初め、大いに、通商貿易を獎勵せしより、キリス  
ト教の禁、頗る、弛みしが、のち、貿易と布教との別を明かにし  
て、屢、その禁令を出だし、ついで、オランダ人が、ポルトガルの

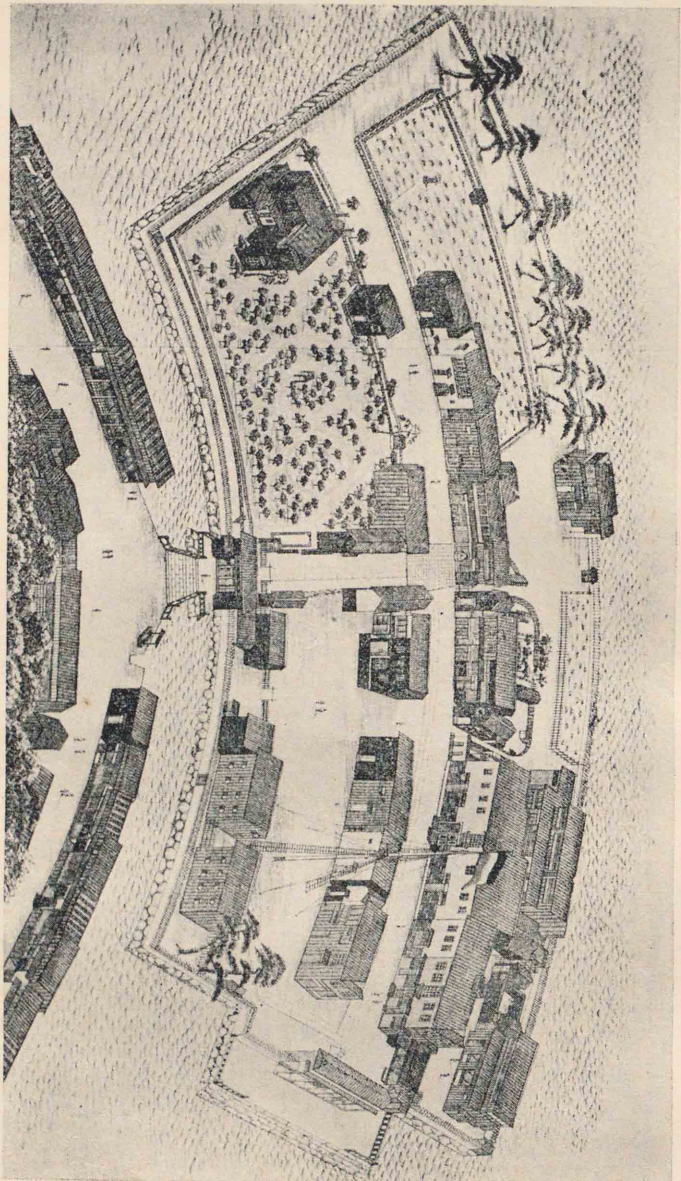
島原の亂

布教師の野心を挾めるを告ぐるに及び、令して、これを嚴禁せり第十五章。また、當時、島原前肥の地は、キリスト教徒の巢窟なりしかば、城主、有馬直純オホマナオキの封を移し、松倉重政マツクラシゲをここに封じて、嚴に、宗徒を抑へしめぬ。ここにおいて、不平の徒、相集まり、寛永十四年紀元二九七二年、宗徒を煽動して、兵を天草前肥に起こし、進みて、原城前肥に據りしが、板倉重昌イタクラシゲ・松平信綱マツダシゲ、相續ぎてこれを攻め、亂漸く、平ぎぬ十五年。

全國一般に宗門改を行ふ

踏繪の法を設く  
鎖國の方針を執る

これより、幕府は、一層、キリスト教の禁を嚴にし、切支丹キリシタン奉行を置き、全國一般に宗門改シムモンカウを行ひ、疑はしきは、踏繪フミエによりて、その信否を糺さしめ、且つ、懸賞の法を設けて、布教師、及び、信徒を告訴せしめぬ。かくて、オランダ・支那兩國人のほかは、一切、諸外國人の渡來を禁じ、また、わが國人の、海外渡航の禁



鎖國以後に  
おける長崎  
オランダ屋敷  
及び唐人屋敷  
を設けて散宿  
を禁ず  
鍋島黒田二侯  
長崎を警固す

江戸開府  
家康幕府の基  
礎を立つ

を厳にして、全く鎖國の方針を執れり。

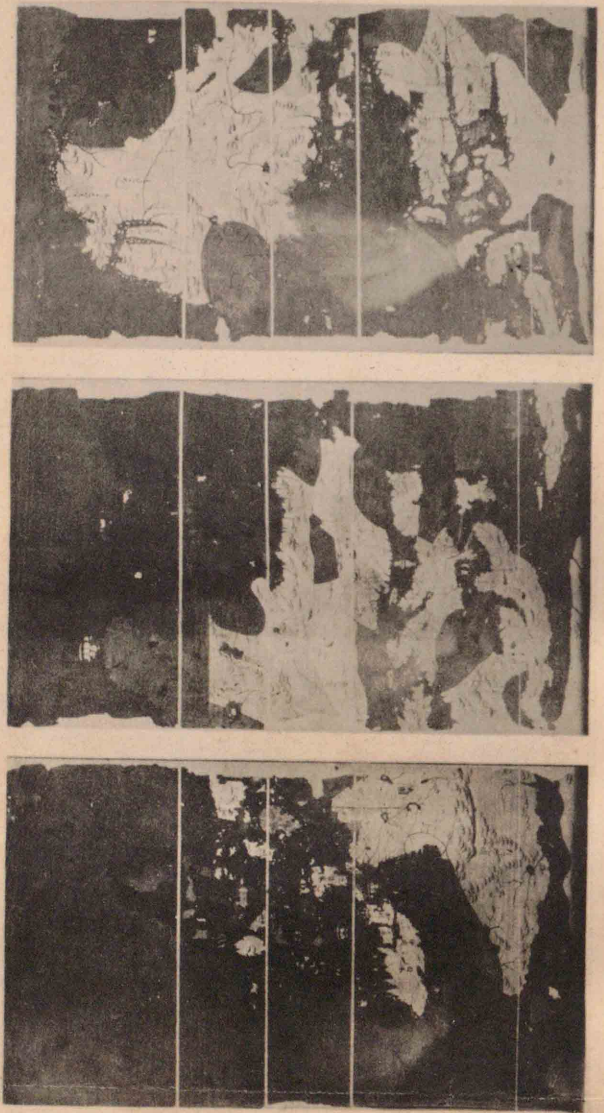
ついで、幕府は、オランダ人を出島に移し、のち、唐人屋敷を設けて、ここに支那人を居住せしめ、二國の貿易に一定の金額・船數を限り、密賣買を禁じ、また、鍋島・黒田二侯に命じ、交代して、長崎に勤番せしめ、見送番所・遠見番所を設けて、外國船の出入を警衛せしめぬ。かくて、全く閉鎖せるわが國は、長崎なる一小孔隙より、オランダ人を介して、僅に、西洋の事情を窺ひ得るに過ぎざるに至れり。

### 第十六章 江戸時代概説

慶長八年二紀六元三、徳川家康、征夷大將軍に拜せられ、幕府を江戸に開きて、軍國の諸政を統べぬ。ついで、職をその子、秀忠

諸大名淘汰  
家光時代  
綱吉初世の治績

に譲りて、駿府に退きしが、大事はなほみづから裁斷し、大坂の冬・夏兩陣を経て、遂に、豊臣氏を倒し、大いに、文教を興こして、治國の基を肇めき、二代、秀忠は、寛厚篤實の人にして、よく父の遺業を守りしのみならず、また、福島正則、本多正純等を處罰して、天下の耳目を聳動し、三代、家光は、剛毅英邁、これを輔くるに、土井利勝、酒井忠世、酒井忠勝、井伊直孝、松平信綱、阿部忠秋、堀田正盛等の賢相あり、父祖の定めし方針を嚴守し、また、これを敷衍して、益々、幕府の威望を高め、その基礎を固くせり。家光、薨去の年慶安二年、浪人、由井正雪、騒動を起こししが、大事に至らずして、止み、四代、家綱の晩年には、酒井忠清、政柄を弄して、紀綱、やや、弛みしが、綱吉、館林野上より入りて、軍職に就くに及び延寶二年、堀田正俊、これを輔佐して、治績



徳川幕府の成立  
徳川家康の徳川幕府の成立  
徳川家康の徳川幕府の成立

新井素直の事  
新井素直の事

吉宗の事  
吉宗の事

生類憐みの令を發す

家宣時代

生類憐みの令を除く

朝鮮來聘使の待遇を改む

親王家増置

吉宗時代

勤儉尙武を令す

足高の制を創む

殖産興業を奨励す

豊年續く一享保の治

を擧げぬ。然るに、綱吉は、晩年、柳澤吉保を寵用して、政を委ね、また、佛法に惑溺して、生類憐みの令を布きしより、時人、甚だ、これに苦しみしかば、家宣の、甲府より入りて、將軍となるや、元寶二年、三、六、九、紀、まづ、吉保を斥け、生類憐みの令を除き、新井君美を用ひて、庶政を改革し、また、朝鮮來聘使の待遇を改め、奏して、親王家を増置する等、政績、頗る、見るべきものありしが、在職、僅に、四年にして、薨ぜり。ついで、吉宗、紀伊家より入りて、七代、家繼の後を承け、元享二年、三、七、六、紀、いたく、節約を行ひて、上下の驕奢を矯め、武技を勵まして、士風を振興し、足高の制を創めて、人材登用の途を開くと共に、府庫の濫出を避け、且つ、殖産興業に意を注ぎて、これを奨励せしかば、國産、大いに、興こり、豊年、うち續きて、天下、よく、治まりぬ。かくて、九代、家重、在

家治時代

田沼意次の専權

天變地異

家齊時代

勤儉尙武を令す寛政の改革

天保の飢饉と大鹽の亂

家慶時代

天保の改革

幕末

職の間は、その餘烈によりて、天下、無事なりしが、子家治の時には、田沼意次權を専らにして、紀綱、また、亂れ、加ふるに、天變地異、頻に、臻り、窮民、各處に、蜂起せり。されば、家齊、一橋家より入りて、軍職を繼ぐに及び、元天二明四六年紀、白河城藩主、松平定信、出でて、輔佐の任に當たり、儉素嚴肅を以て、天下を導き、武藝を奨勵し、備荒貯蓄の法を講じ、大いに、庶政を改革せしが、定信の、致仕してのちは、世風、また、漸く、華奢となり、大飢饉に續ぎて、大鹽平八郎の亂あり、幕府衰運の兆、已に、萌せり。ついで、十二代、家慶の在職中、水野忠邦、また、大いに、紀綱の振肅を計らんとし、着着、その歩武を進めしが、なすところ、やや、急激なりしが爲に、上下の怨を受けて、斥けられぬ。

嘉永六年五紀一元二、ベリ一來朝して、開國を迫るや、開港攘夷

榎平定信、  
寛政の改革

江戸時代、  
大政奉還

開港攘夷論

大政奉還

社會の階級

將軍

大名

の論、盛んに、起こり、海内、沸くが如くなりしが、幕府の、長州征伐に敗れてより、その威信、全く、地に墜ち、將軍、慶喜は、遂に、大政を奉還するに至れり。

第十七章 江戸時代の制度

その一

江戸時代における社會の階級に、公家のほか、武士、良民、賤民あり。將軍は、武士の最高位に在るものにして、大名、これに亞ぐ。大名は、祿、一萬石以上を食み、その采地のうへより、國主、准國主、城主、領主、幕府に對する親疎のうへより、親藩、譜外、様の別ありて、幕府の待遇を異にし、尾張、紀伊、水戸、陸奥の三家、一橋、田安、清水の三卿は、また、特に、重んぜらる。萬石以下にし

旗本家人

百姓町人

穢多非人

對公家政策

公家諸法度を  
頒かつ

京都所司代を  
置く

皇胤を擁す

て、將軍に直隸する旗本家人は、大名の臣隸と共に、士籍に在り、特殊の待遇を受く。良民は、いはゆる百姓町人の總稱にして、職業・家柄・功勞等によりて、苗字・帶刀を許されたる少數者のほかは、凡て、苗字なく、また、刀を帶ぶることなし、賤民に穢多非人あり、彈車の二家にて、世世、これを監せり。

元和元年<sup>二紀元七五</sup>、家康は、公家諸法度を頒から、天子の御學問、親王・公卿・僧綱の叙任・席次・服制等を規定す。武家の法式にして、制を皇室に加へ奉りしものは、實に、これを以て首とす。また、幕府は、京都に所司代を置きて、特に、警護を嚴にし、諸大名の、京都に出入するを、誠め、皇胤一人を請ひて、日光山門主となし、以て、萬一に備ふる等、警戒、頗る、周密なりき。されば、京都には、古のままに、大臣・百官、備はりて、儼然たる朝廷を組織

江戸幕府  
諸侯

對諸侯政策

武家諸法度を  
頒かつ

巧みに諸大名  
の封土を配置  
す  
參觀交代の制  
を定む

容赦なく諸大名  
を處罰す

したりとはいへ、政權は、悉く、江戸に移りて、ただ、關白と、武家傳奏とのみ、幕府に關係して、幾分の實務を取り扱ひしに過ぎざりき。

この年、また、武家諸法度を制定し、諸大名の、私に、婚姻を通じ、徒黨を結び、新たに、城郭を構へ、命を待たずして、兵を隣國に出だすこと等を嚴禁し、且つ、文武の道を勵むべきこと、萬事、節約を旨とすべきこと、衣裳・乘輿、必ず、その分を越ゆるべからざることを、總じて、幕府の法度を守るべきこと等を定めぬ。また、巧みに、諸大名の封土を配置して、互に、相、控制せしむる策を講じ、諸侯の妻子を江戸の邸に置き、參觀交代を督勵して、幕府と諸侯との離隔を防ぎ、苟も、法度に觸るるものあらば、容赦なく、削封・改易を命じ、嗣子なき時は、その家を斷絶

参觀交代

中央官制

用部屋の三要職

三奉行

大目付及び目付

せしむる等、諸侯を抑制すること、頗る、嚴峻なりき。幕府の大政の出づる所を用部屋といひ、大老、老中、若年寄ここに會して、政を執る。大老は、常置の官にあらず、その人なれば、これを闕くこと、なほ、王代の太政大臣の如し。これに次ぎて、寺社、町、勘定の三奉行あり。勘定奉行は、勝手方、公事方に分かれ、勝手方は、主として、財務を司り、公事方は、寺社、町兩奉行と合して、評定所を組織し、交渉事件、及び、重大なる訴訟を判決し、離れては、三奉行、各自、擔當の事務を執行す。このほか、大目付、目付あり。大目付は、老中の耳目となりて、大名、及び、老中以下の諸吏を監察し、目付は、若年寄の耳目となりて、旗本、諸士を監察す。以上の諸職中、用部屋の三職、及び、寺社奉行は、譜第、その他は、概ね、旗本の士、これに任ぜられ、各職、皆、部下

地方官制

京都所司代と二條城在番  
大坂駿府の城代と甲府勤番  
支配

遠國奉行

郡代代官

地方自治制

五人組

の官司ありて、以て、中央政府を組織せり。

地方職員としては、京都に所司代、二條城在番あり、大坂、駿府に城代、甲府に勤番、支配ありて、警固に任じ、兼ねて、政務を執る。また、京都、大坂、駿府には、江戸と同じく、町奉行あり、伏見、山、堺、奈良、山田、長崎、日光、佐渡、浦賀、下田、等、樞要なる地にも、それぞれ、奉行あり、その他の直轄地には、郡代、代官ありて、地方の民政を司りぬ。

江戸時代には、地方自治制、發達し、町方には、町年寄、名主等あり、在方には、名主、組頭、百姓代等あり、奉行、代官の支配のもとに、町、村内、一切の事務を處理し、また、五人組といへる一、小團體を形成して、組合員、互に、相保護し、相、檢察し、公私の事件に關しては、連帶責任を負ふことと定めたり。



その二

兵制

幕府は、武人にて組織せるものなれば、有事の日に、悉く、皆兵となるは、鎌倉時代以來、同様にして、將軍は、全軍に將となり、老中、若年寄は、大名、旗本の兵を督し、大目付、目付は、監軍の職に従ふ。また、平時には、五番方と呼べる大番、書院番、小姓組、新番、小十人組あり、將軍の親衛として、江戸城を警護し、且つ、書院番は、駿府、大番は、二條、大坂等の在番を務めたり。

五番方

新番

寺社制度

寺院の跋扈は、中古以來、爲政者の常に、苦しみしところなれば、幕府は、その跡に鑑み、諸宗、本山法度を出だして、嚴に、これを制し、また、寺社の朱印地を定めて、陰に、その勢力を抑へたり参考第八節

朱印地を定む

諸宗本山法度

法律

江戸時代の初には、刑法を設けず、有司をして、慣例、時宜に

公事方定書を制定す

政令の普遍に留意す

刑制

身分地位によりて刑名を異にす

よりて、判決せしめしが、吉宗の時に至り、先例に徴し、また、古代法律を參酌して、公事方定書を編み、裁判所構成法、訴訟手續、刑名等を定む。この刑法は、ただ、有司の見ることを得たるのみにして、一般人民に公示せしものにはあらざれども、幕府は、人民の知らずして、法を犯さざるやう、觸高札等を以て、絶えず、これを訓誡し、また、名主に命じ、町、村内の人民を集めて、布達を讀み聞かさしむる等、頗る、その普遍に留意せり。

庶民の處刑は、死罪を最も重しとし、遠島、追放、敲手鎖、戸締、過料等、これに次ぎ、且つ、闕所、入墨、晒等の附加刑あり。士以上には、これらの刑罰を加へず、遠慮、閉門、蟄居、削封、改易、切腹等を命じ、犯罪の性質もし、士道を缺くものあらば、まづ、士籍を

除きて、のち、普通の刑を加ふ。なほ、僧尼には、追院構婦人には、剃髮奴ヤツコの附加刑ある等、身分地位によりて、その刑を異にせり。

租制

田租

當代の田租、即ち、年貢は、地方により、領主によりて、その率一様ならざりしが、直轄地は、概ね、五公五民にして、檢見取ケンミ・定免取テイメンの別あり。また、小物成コモノナリといへる雜稅あり、商工業等に課する營業稅には、運上ウンジョウ・冥加メイカなどの目ありき。

營業稅

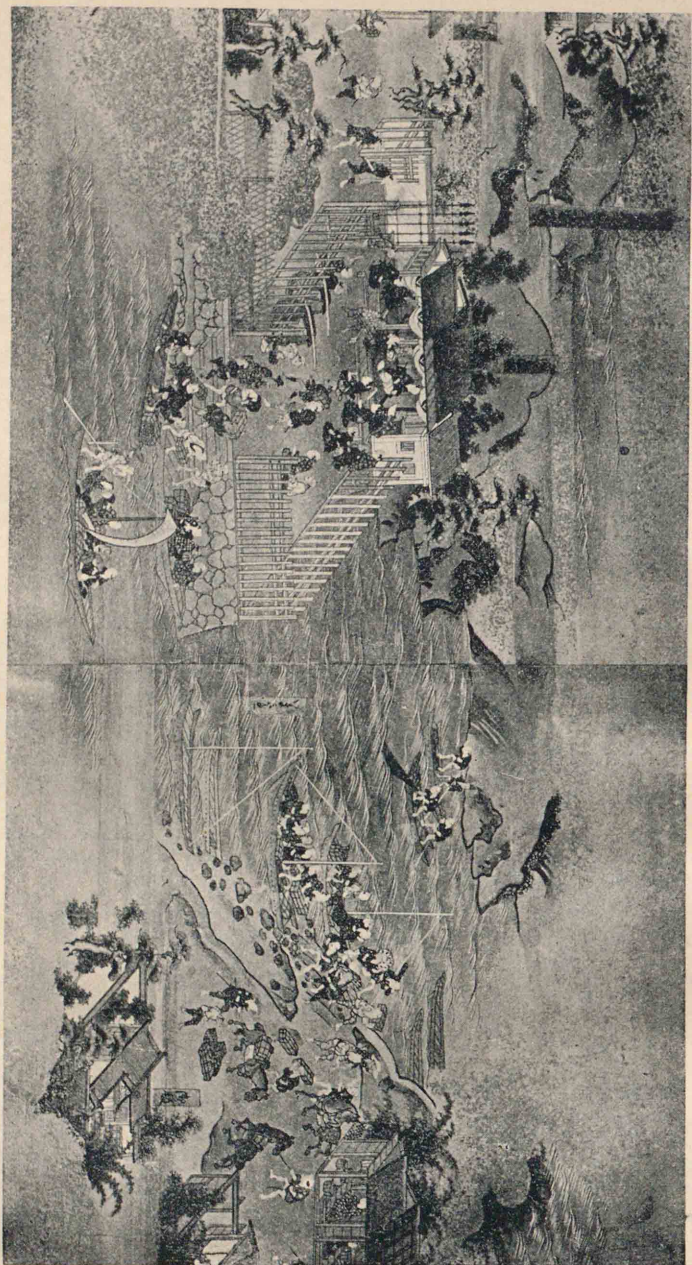
幣制

貨幣の主なるものは、金・銀・銅の三種なりしが、慶長以來、屢改鑄、または、新鑄ありて、その種類甚だ、多く、幣制は、頗る、複雑なりき。

交通制度

參觀交代の制と交通機關の發達

江戸時代には、交通の便、大いに、開け、諸處の津梁も、次第に、修築せられしが、殊に、參觀交代の制、定まりて、諸大名の往來、



學制

幕府自衛の必要より多少交通の便を阻害したることあり

五街道

脇往還

一里塚と並木

助郷の制

飛脚

頻繁になりしより、道路の整頓したること、古に、その比を見ず。往還は、江戸を中心とし、それより、各地方に通ずる東海道、中山道、甲州街道、日光街道、奥州街道を五街道と稱して、要路となし、その他は、皆、これを脇往還といふ。而して、東海・中山・奥州等の諸街道には、一里塚を築き、路傍に並木を植ゑしめ、また、驛傳を置き、助郷の制を立て、道中奉行をして、これを監視しむる等、交通の制度、漸く、備はり、且つ、公の繼飛脚、私の三度飛脚等も設けられしかば、交通通信の道、大いに開けたり。されど、幕府は、自衛の必要上より、天龍・大井・富士・六郷等の河川には、橋を架せず、荒井・箱根・碓氷等には、關所を設けしかば、なほ、多少、交通の不便あるを免れざりき。

幕府は、大いに、文教を奨励し、夙に、昌平坂學問所を起こ

幕府の學校

藩校私塾寺子屋

文教復活

儒學まづ起る

諸學派

朱子學

陽明學

して、専ら、幕臣に儒學を教へ、のち、和學講談所、開成所、醫學所等を設けて、國學、洋學、醫學の學習に便せり。また、諸藩には、藩黌あり、民間には、私塾、寺子屋あり、學問の盛んにして、教育の普及せることは、前代に、その比を見ざりき。八 參考第。

參考第八 江戸時代の學問及び宗教

戰亂の世、學問、大いに衰へ、纔に、五山の僧徒によりて、その命脈を繋かれたるのみなりしが、江戸時代に至りて、國家の安寧と幕府の獎勵とに促されて、文教、再び勃興せり。初め、藤原惺窩、龜山、朱子學を修めて、家康に尊信せられしが、その門に、林羅山、信勝、松永尺五等、出て、羅山は、用ひられて、幕府の儒官となれり。これよりさき、土佐に、南村梅軒あり、朱子學を奉じて、實用を主とする一派を開き、その門に、谷時中、野中兼山等、出て、近江の中江藤樹は、王陽明の學を信じて、躬行實踐を旨とし、その高弟、熊澤蕃山は、池田光政に仕へて、經濟の功ありき。また、尺五の門人に、木下順庵あり、修むるところ、博通不偏を主とし、門下に、新井白石、室鳩巢、雨森芳洲、三宅觀瀾等の俊才輩出せり。かくて、林家の朱

寛政の改革

古學

古文辭學

折衷學

寛政異學の禁

學校

林家の弘文院

聖堂

聖堂を純然たる公庠とす

聖堂以外の公庠

子學、木門の學、最も、世に行はれしが、伊藤仁齋、東涯父子は、古學を唱へ、荻生徂徠は、古文辭學を起して、共に、朱子學に反對し、井上金峨は、古學、朱子學を折衷して、折衷學を開き、山本北山、太田錦城、皆川淇園等、これを繼述せり。かく、學者、各、派を分ち、黨を立てて、互に、論難を事とし、輕浮の風、漸く、起りしかば、幕府は、寛政の改革に、異學を禁じ、朱子學を官學とするに至れり。

初め、慶長六年二紀元二、家康、學校を伏見に設け、僧俗に學を勧めしは、實に、徳川氏、建學の創始たり。のち、寛永七年二紀元二、家光は、忍岡京東の地、五千餘坪を羅山に賜ひて、興學の地となさしめ、家綱は、その學舎に、弘文院の號を授けしが、ついで、元祿三年三紀元二、綱吉、これを湯島京東に移して、聖堂と稱せしめ、林鳳岡信を大學頭信に任じて、幕府の學政を掌らしめぬ。かくて、家齊の時に至り、松平篤信は、林述齋衛と議して、大いに、その學制を擴張し、黌舎を増築し、遂に、純然たる公庠となせり。柴野栗山、尾藤二洲、古賀精里等、林家以外の學者の、擧げられて、教授となりしは、實に、その當時なり。

幕府の學校は、聖堂のほか、甲府の徽典館、駿府の明新館、日光學問所等ありて、皆、漢學を教へ、また、和學講談所、開成所調、書、洋、書、濟、美、館、學、所、長、崎、語、醫、學、所、陸、軍

藩校

私塾

國學復興

復興の祖契沖  
國學の四大人

儒教中心の思想  
を警醒す

洋學勃興

洋學勃興の萌芽

所海軍所等ありて、國學・洋學・醫學・兵學を教授せり。

諸藩の學校にては、前田利常トシツネの設けたる明倫堂、池田光政の建てたる閑谷ケンコ學校、上杉治憲トシノリの擴張したる興讓館キョウジョウカンを始とし、水戸の弘道館コウドウカン、仙臺センダイの養賢堂ヤウケン堂、名古屋ナゴヤの明倫堂、和歌山ワカヤマの學習館ガクシヤクワン、熊本クマモトの學習館ガクシヤクワン等、最も著名なり。また、私塾にも、盛んなるもの多く、仁齋の堀川塾ホリカワジヤク、中井養庵ナカイヤウアンの懷徳書院クワイトクシヤクイン等、世に名ありき。

漢學隆盛の氣運は、國學の復興を促し、僧ケイニョウ契沖ケイニョウ出てて、古學を唱へ、荷田春滿カクタハルノミまた、國史・制度等を研究して、わが古道を明かにせんとせり。春滿嘗て、歌を詠じていはく、「ふみわけよ、やまとにはあらぬ、からどりの、あとをみるのみ、ひとのみちかは」と、以て、その抱負を見るべし。かくて、春滿の門に、賀茂眞淵カモマコ出て、ついで、その門人に、本居宣長モトノリ見はれ、古學の蘊奥を究めて、大いに、世俗の耳目を一掃し、宣長の門生、平田篤胤ヒラタツクニまた、先師の志を繼ぎて、専ら、敬神・愛國の説を唱へ、儒教中心の當時の思想界を警醒したり。

元祿年中、西川如見ニシカハヨシケンは、華夷通商考カワエイツウカウを著はし、また、新井白石ニイハシロクは、采覽異言西洋紀聞サイランイゴンセイヤウキブンを編みて、洋學勃興の氣運を高めしが、幕府は、キリスト教の傳播を恐れ

徳川時代、それ  
若くは洋學の  
萌芽と考へらる

邦文洋學の由來

邦文

吉宗洋學の禁  
を弛む

蘭學まづ起る

國學と洋學

佛敎

幕府巧みに寺  
院を制御す

新宗言は禪宗  
黃檗派のみ

て、なほ、厳しく、洋書の翻譯を禁じたりき。然るに、吉宗の時に至り、洋學の禁を弛め、キリスト教に關係なき書籍の舶載を許し、青木昆陽アヲキヒコを長崎に遣はして、オランダの語學を講究せしめしかば、斯學漸く興こりて、前野良澤マエノヨシサダ、杉田玄白スギタヘンペク、川甫周大カワフシウダイ、槻立澤等キツタシヅカの學者、出て、ついで、ロシアRussia・イギリスEngland・フランス等Franceの語學を修むるものも、見はれ、洋學は、國學と共に、幕末思想界の一大勢力となれり。

江戸時代には、法相律ホウサウリツ・天台真言テウタイシンゴン・禪淨土ゼンジゆ・一向法華等イツウポフワの諸宗あり、島原の亂ありてのちは、政治上に大關係ある戸籍の事にもたづさはりて、全國の民、皆佛敎に係らざるを得ざりし有様なりしかば、表面上、佛敎は、頗る、盛んなるが如き觀ありき。されど、幕府は、家康以來、概ね、佛敎諸宗に對して、公平無偏を主としたるのみならず、勢力の盛んなる本願寺の如きは、これを東西に分立せしめ、各寺院の朱印地を定めて、その財政を制限する等、頗る、巧妙なる手段を用ひて、絶えず、その勢を抑壓せしかば、平安時代における天台真言二宗テウタイシンゴンニソウ、鎌倉時代における禪宗ゼンソウ、戰國時代における一向宗等の如き、大勢力を得たるものは、絶えて、なかりき。従ひて、この時代には、將軍家綱の時、隱元インゲン・支那シナより歸化して、

信濃をすべし... (鳥羽)

大橋川月夜... (鳥羽)

二月... (鳥羽)

心... (鳥羽)

大橋川... (鳥羽)

鳥羽... (鳥羽)

鳥羽... (鳥羽)

鳥羽... (鳥羽)

鳥羽... (鳥羽)

鳥羽... (鳥羽)

鳥羽... (鳥羽)

鳥羽... (鳥羽)

鳥羽... (鳥羽)

禪宗黄葉派を傳へたるほかには、殆ど新宗教も興こらず、天海大師、崇傳等が幕政に參與して、その手腕を揮ひたる以外に傑僧の起つもの、また、甚だ、少なかりき。

参考第九 江戸時代の文學及び美術・工藝

江戸時代には、和漢學共に、大いに發達し、従ひて、詩文の名匠頗る、多く出てたり。中にも、漢文にては、荻生徂徠、柴野栗山、佐藤一齋、賴山陽、齋藤拙堂、漢詩にては、徂徠、服部南郭、菅茶山、山陽、梁川星巖、和歌にては、賀茂真淵、香川景樹、國文にては、村田春海、石川雅望、藤井高尙等、傑出し、その著作は、わが文學史の一面を飾るに足るべきものあり。されど、江戸時代の文學として、最も、重きをなすべきものは、これらの詩文にあらずして、却りて、院本、脚本、小説、俳諧等なりとす。

俳諧は、もと、連歌より出でて、一體をなしたるものなるが、早く、足利時代の末葉に、山崎宗鑑等、これを唱へ、のち、松永貞徳に至りて、その式を定めぬ。また、俳諧の冒頭十七字より起こりし俳句あり。初め、西山宗因の弘めし談林風、世

俳諧俳句

去る... (鳥羽)

國文和歌

去る... (鳥羽)

漢詩文

去る... (鳥羽)

院本

去る... (鳥羽)

脚本

去る... (鳥羽)

滑稽文學

去る... (鳥羽)

に行はれしが、松尾桃青、出でて、正風を起こし、その門人、服部嵐雪、榎本其角、渡邊支考等、また、各、一派を開きぬ。ついで、天明のころ、與謝蕪村起ちて、一機軸を出だし、俳界の風調を一變せしが、蕪村、去りてのちは、明治の正岡子規に至るまで、また、見るに足るべき一機軸なかりき。

小説界には、井原西鶴出でて、よく、當時の社會人情を寫し、江島其磧、岩瀬京傳等、ついで、見はれ、寫實の小説漸く、盛んならんとせしが、風教に害ありとて、幕府のこれを禁ずるに及び、京傳は、筆を歴史小説に轉じぬ。この時に當たり、瀧澤馬琴起ちて、一新旗幟を翻し、儒教中心の時代精神を小説に寓して、八犬傳等を著し、頗る、世の歡迎を受けたり。

院本の作家としては、近松門左衛門、最も、傑出し、これに次ぎて、紀海音、近松半三、竹田出雲、平賀鳩溪等あり。また、並木五瓶、河竹新七等は、脚本の作家として、名あり、菊池三馬、重田一九等は、滑稽小説を以て、鳴り、太田南畝、石川雅望、飯盛等は、狂歌、狂句に巧みなりき。

書道にては、この時代の初に、近衛信尹、本阿彌光悦、僧、昭乗、最も、名あり。ついで、昭乗の門人、大橋長左衛門は、大橋の一流を開きしが、これらを、凡て、和様と

杜鵑を用ひし(源氏物語) 唐様を興こししより、唐様はまた大いに文人詩客の間に  
 行はれ、のち市川米庵、卷菱湖等の名家輩出して、各一新機軸を出だし、互に門  
 戸を張りて、書道を教授せり。  
 丹青界にては、織田豊臣時代に、狩野永徳、出でて、縦横に、その手腕を揮ひ、つ  
 いて、狩野山樂、雲谷等、顔派、長谷川等伯等、起ちて、互に、覇を争ひしが、江戸時  
 代の初期に、狩野探幽、出でて、一世を風靡し、召されて、幕府の繪師となりぬ。  
 かくて、その子弟數派に分かれ、いづれも、書道を以て、高祿を食み、木挽町家、最  
 も、勢ありしが、尙信常信の後は、技術次第に、衰へ、また、畫界を統率すべき俊邁  
 の士を出ださざりき。

狩野探幽

江戸以前の畫界

土佐光起

住吉具慶

一蝶と光琳

いひ、幕府大名の祐筆、その他、普通の人は、多く、これを學べり。然るに、元祿のこ  
 ろ、細井廣澤、出でて、唐様を興こししより、唐様は、また、大いに、文人詩客の間に  
 行はれ、のち、市川米庵、卷菱湖等の名家輩出して、各、一新機軸を出だし、互に、門  
 戸を張りて、書道を教授せり。  
 丹青界にては、織田豊臣時代に、狩野永徳、出でて、縦横に、その手腕を揮ひ、つ  
 いて、狩野山樂、雲谷等、顔派、長谷川等伯等、起ちて、互に、覇を争ひしが、江戸時  
 代の初期に、狩野探幽、出でて、一世を風靡し、召されて、幕府の繪師となりぬ。  
 かくて、その子弟數派に分かれ、いづれも、書道を以て、高祿を食み、木挽町家、最  
 も、勢ありしが、尙信常信の後は、技術次第に、衰へ、また、畫界を統率すべき俊邁  
 の士を出ださざりき。  
 探幽に、やや、おくれ、土佐派に、光起、出でて、畫名、漸く、高く、繪所預となりて、探  
 幽と、東西、相對峙し、その一門なる住吉如慶、具慶父子は、關東に召されて、子孫  
 永く、幕府の繪師となりぬ。されど、久しからずして、兩家、共に、萎靡して、振はざ  
 ること、狩野家に似たり。  
 元祿のころ、狩野派より出でて、一派を立てしものに、英一蝶、尾形光琳あり。

酒井抱一

浮世繪

岩佐又兵衛

菱川師宣

豊國と北齋

寫生畫

圓山應舉

吳春と岸駒

南宋文人畫

大雅と蕪村

文晁

古土佐の復興と歴史畫

田中訥言と容齋

一は、洒落にして剛健、一は、豪華にして優麗、よく、當代における京と江戸とを  
 代表す。また、一蝶の後は、名の聞こゆるものなかりしが、光琳の畫風は、酒井  
 抱一の出づるに及びて、大いに、勃興せり。  
 ◎これよりさき、寛永のころ、岩佐又兵衛、土佐派より出でて、平民的風俗畫を  
 創めしが、菱川師宣、承けて、これを興こし、ついで、宮川長春、鈴木春信等、出でて、歌  
 川豊國、葛飾北齋に至りて、大成せられぬ。浮世繪なるもの、即ち、これなり。  
 享保年中、清人沈南蘋、來たりて、寫生畫を傳へ、邦人の、風を望みて立つもの、  
 甚だ、多かりしが、圓山應舉、出でて、これを大成せり。ついで、その門人、松村月溪、  
 吳春は、四條の一派を創め、岸駒、また、寫生より出でて、一格を開きぬ。  
 南宋文人畫は、服部南郭、祇園南海等の鼓吹と、清客伊孚九の感化とにより  
 て、漸く、興こり、與謝蕪村、池野大雅等の名流、輩出せり。かくて、寫生畫、文人畫、  
 世繪、共に、大いに、世に行はれしが、北齋と同時代に、谷文晁、出でて、非凡の技倆  
 を揮ひ、南北諸流を折衷して、また、一格を立て、ついで、土佐派に、田中訥言、起こ  
 りて、復古を唱へ、菊池容齋は、狩野派を學びて、一新機軸を出だし、歴史畫を以  
 て、名聲を轟かしぬ。

西洋書  
司馬江漢

西洋書は、古く寛永のころに傳はりのち、中絶の姿なりしが、司馬江漢出て、これを再興しぬ。されど、なほ、今日の如く、廣く世に行はるるに至らざりしは、時勢の然らしむるところなり。

工藝

彫刻時繪

工藝も、この時代において、大いに發達し、木刻には、名匠、左甚五郎あり、金彫には、横谷宗與、奈良利輝、相並びて、起こり、ついで、横谷宗珉、奈良利壽、出て、大いに、その家名を揚げ、時繪には、本阿彌光悅、尾形光琳、古満休伯等の名手、輩出して、各、新機軸を出だし、その作品は、益々、精細巧緻となりぬ。また、製陶機織の業も、盛んになりて、京焼、伊萬里、燒薩摩、燒等、新たに起こり、羽二重、紋縮緬、友禪染等の發明もあるに至れり。一参考第十。

製陶機業

参考第十 江戸時代の風俗

人情道德

江戸初世の氣風

江戸時代の初には、戦國の世の勇猛殺伐なる風習、なほ、存し、士庶共に、長刀を帯びて、途上を徘徊し、その衣服は、裾袖の短きを好み、概ね、麻木綿を以て、衣料に充て、また、その鬚髯は、黒くして、漆の如きを喜び、また、假髯を畫きて、剛壯を誇れるもあり、殊に、士は、武勇を尙び、廉潔を希ひ、主君の爲には、百年の命を

男伊達

江戸中世以後の氣風

仇討

家屋  
大名の城郭と  
江戸屋敷

鴻毛よりも軽くし、二君に仕ふるを一生の恥として、浪人となり、或は、先君の恩に酬いんとて、追腹を切るものあり。總じて、優柔なるを上方風、華美なるを町人風と唱へて、これを卑しめ、且つ、卑怯未練の振舞を嫌ふこと甚だしかりき。然るに、これらの氣風は、轉じて、男伊達なるものの發達を促し、幡隨院長兵衛、水野十郎左衛門等は、鶴鶴組、神祇組などいへる、俠客の黨を結びて、市井を横行し、これが爲、喧嘩口論、多く、風俗を壞ること少なからざりき。されば、幕府は、早くより、屢々、令して、これを禁せんとしたりしが、なほ、全く、その跡を絶つに至らざりしかば、將軍、綱吉の時には、更に厳しく、これを制し、また、一切、庶人の帶刀を禁ぜり。かくて、殺伐の風は、次第に、失せられたるも、時勢の變遷は如何にと、もする能はず、今は、昇平、日、久しきと共に、人人、優情に流れ、士風、壞敗し、享保、寛政、天保の改革も、ただ、一時、これを矯め得たるに過ぎざりしが、その間、大石良雄等、四十七士の復讐を始とし、屢々、忠臣孝子、節婦、義僕、の仇討ありて、往往、眠れる人心を鼓舞したりき。

諸大名は、その領國に城郭を構へて、本據となし、江戸には、また、屋敷を建てたり。江戸屋敷の制は、時代により、家格によりて、多少の相違ありしかど、概し



ていはば、外に土塀を圍らし、表に長屋門を建て、その側に潜門を作り、番所を置き、門内には、玄關、書院、奥座敷等を設く。また、往々、邸内に園池を作り、四季の花木を植ゑ、列ねて、幽邃閑雅の趣を楽しむものあり。水戸侯の後樂園、尾張侯の戸山園、平戸侯の蓬萊園、桑名侯の浴恩園等の如きは、その最も名あるものなり。

庶民の家屋

瓦葺塗屋の建築を奨励す

容儀服飾

武士の服制

武家婦人の服制

庶民の服制

男子の結髪

庶民は、特別の資格あるもののほか、長屋門、玄關の建造を許されず。また、家屋は、江戸にても、一般に、茅葺板葺なりしが、火災の患甚だ、多かりしより、將軍、吉宗の時、令して、瓦葺塗屋の建築を奨励したり。  
武家の禮服は、束帶、衣冠、直垂、狩衣、大紋、布衣、素襖等にして、地位の高下と式とによりて、これを用ふるに區別あり。平常は、肩衣、半袴を着けて、勤仕し、羽織袴を内内の服とす。また、婦人には、もと、一定の服制なかりしが、如きも、慣習、これ定例となりて、その規式を越ゆることなく、貴人は、元三に五衣を着け、緋の袴を穿ち、平常は、組白にして、冬春の二季に限り、うへに、襦袢を纏ふ。かくて、庶人も、いつしか、男子の羽織袴、女子の組白を正服とするに至れり。  
男子の頭鬘は、初め、茶筌髪にして、月代は廣く、鬘は狭かりしが、のち、さまざま

婦人の結髪

まの變遷を經、身分職業によりて、殿様風、若殿風、大銀杏、小銀杏等の鬘を生じ、また、時の流行につれて、新奇の結ひやうに倣ふもあり。概して、鬘は、愈々、細長く、月代は、益々、狭き、華奢の風を喜ぶに至れり。

婦人の頭髮も、最初は、頗る、簡朴にして、貴人は、垂髮にし、庶民は、ただ、丸く束ねしのみなりしが、のち、上流のおすべらかし、おながさけ等を始とし、笄、鬘、兵庫島田勝山丸鬘、唐人鬘、兒輪等、さまざまの鬘を生じ、その結ひやうも、次第に、巧緻艷麗となり、飾るに、金、銀、玳瑁の櫛簪等を以てするに至れり。また、婦人の外出には、初め、編笠、菅笠などを被りしが、のちには、日傘、専ら、行はれ、被衣は、ただ、京都の貴婦人間に用ひられたるに過ぎざりき。

飲食

清酒の醸造

料理茶屋起る

南蠻菓子

煙草

食事は、三度となり、普通精米を用ひしが、百姓は、概ね、麥飯を喫せり。酒は、慶長年間、攝津の酒戸、澄清、澆の法を發明してより、始めて、純粹の清酒あり。池田津、伊丹津の産、最も、名酒と稱せらる。また、食物調理法、大いに、發達して、料理茶屋、起こり、蔗糖の輸入、製造盛んになりて、菓子の製法、改良せられ、コンペイタウ、カステラ等の南蠻菓子も造らるるに至れり。なほ、煙草は、幕府の、これを禁じたるにも係らず、上下を通じて、次第に、行はれぬ。

參考第十 江戸時代の風俗

武技

兵法

劍道と鎗術

弓術と馬術

柔術

砲術

歌舞音楽

能樂と歌舞伎

琴

三絃

淨瑠璃と長唄

武技はこの時代の初期に最も盛んにして幕府及び諸大名にはその師範役あり市中には町道場あり各流を分ち派を立ててその技を競ひ兵法にては武田流北條流山鹿流劍道にては神道流微塵流神陰流柳生流二刀流鎗術にては寶藏院流弓術にては吉田流馬術にては佐佐木流柔術にては關口流等世に名ありき然るに泰平うち續きて武技を實際に用ふる必要なかりしより中ごろやや衰へたりしを吉宗に至りてまたこれを振興しついで幕末には講武所を建てて専ら劍道砲術を教習せしめたり。

能樂は武家に歡ばれ幕府の式樂となりて五座共に榮え歌舞伎新たに起りて年と共に繁昌せり音楽にては八橋檢校起ちて筑紫琴を興こしついで生田檢校山田檢校出でて各一派を開き専ら上流の間に用ひられしが中流以下には三絃最も行はれこれを淨瑠璃に合はせて歌舞伎に用ふるに及び相隨伴して益世に弘まるまた淨瑠璃より分かれし一中節常磐津清元並に杵屋勘五郎の創めし長唄等も流行し軍談落語手品等の平民的娛樂は點茶聞香插花の諸雅遊と共に大いに行はれぬ。

参考第十一 江戸時代の産業

農業  
勸農法

農學者

工業

鑛業

機業

幕府は頗る意を農政に用ひ百姓の濫に業を轉じて商賈となるを誠め田畠の永代賣買を禁じて富豪の兼併を防ぎ獨身または病老のものあるときは比隣相助けて耕作せしめまた水利を興こし堤防を築き地味を按じて種蒔培養を勵まし開墾の業を學ばしむる等備に勸農の法を立てたり殊に將軍吉宗は最も殖産に注意し民の福利を増進せしこと甚だ多く備前曾津岩士佐米澤前白河等の諸藩もまた農政に留意して治績あり且つ宮崎安貞佐藤信淵二宮尊徳等の學者前後に出でて農業上に貢獻するところ少なからかりぬ。

この時代の初大久保長安家康の命を受けて伊豆山豆の金鑛を採掘し更にまた佐渡石見の舊鑛坑を改良してその採出高を増加せしがこれより鑛業益々隆盛の運に向かひ金銀銅鐵鑛多く諸方に開かれぬ機織の業もまた著るしく進み京にては早く支那の法を傳へて縮緬を織り出だしオランダの製に倣ひて羅紗天鵝絨を製出するに至りしがついで京の織工桐生野上に行

商業

きて、綸子縮緬等の製法を傳へしより、東國の機業、大いに勃興し、米澤の浮織、越後の上布、郡内斐甲の甲斐絹、八王子武藏の黒八丈等、前後相續ぎて起こり、且つ、豊前の小倉織、薩摩の飛白、尾張の有松絞、下總の銚子縮等の木綿織も、次第に盛んになりぬ。

海運

商業は、大坂を第一として、京畿地方繁昌せしが、のち、江戸の次第に開くるに従ひて、京坂及び近江伊勢等の豪買多く、ここに移り住し、その盛んなること、大坂と相對せり。また、江戸大坂間の海運は、この時代の初より開け、菱垣船と呼べる廻船を以て、貨物を運送せしが、寛文年間には、河村瑞賢幕命によりて、江戸奥羽間の海運をも開きぬ。

問屋組合

當時の商品は、概ね問屋より、仲買を経て、小賣人の手に渡りしものにて、元祿年間には、問屋組合の規定成り、のち、問屋の株式を一定して、組外のものの、産地より、直ちに、貨物を買ふことを禁ぜり。されど、この規約は、却りて、商業の發達を妨ぐる嫌ありしかば、水野忠邦は、一旦、問屋組合を解散し、各商隨意に賣買することを許ししが、のち、再び、これを興こせり。また、市場は、諸所に立ちしが、江戸日本橋の魚市、大坂天満の青物市、堂島の米市等は、最も盛んなりき。

市場

第十八章 開國と王政維新

その一

朝幕の關係

幕府は、夙に、皇室の外戚たらんとする志ありしが、將軍、秀忠は、藤堂高虎をして、近衛信尋等と議するところあらしめ、遂に、その女、和子東福門院を納れて、後水尾天皇の女御となしき。然るに、幕府は、さきに、後陽成天皇の御讓位に容喙し奉れるを始とし、後水尾天皇の朝には、僧、澤庵等に勅許せられたる紫衣を奪ひ、武家傳奏、中院通村を罷め、ついで、光格天皇の御生父、典仁親王を太上天皇と尊びたまはんとせられしを拒み奉り、これに關係せる中山愛親等を處分するなど、往往、威力を以て、朝廷を抑へ奉るが如きことありしかば、朝幕の間

東福門院入内

紫衣勅許一條

尊號延議

徳川光圀

尊王論

光圀大義を辨  
じ名分を正す

山崎闇齋

山崎闇齋等天  
下の義氣を勵  
ます

竹内式部尊王  
論を唱ふ

藤井右門等勤  
王の魁なる

は、ややもすれば、穩なるを得ず、尊王論は、いつしか、志士の間  
に起こりぬ。

初め、水戸第二代の藩主、徳川光圀（ミツタカ）、學を好み、彰考館を江  
戸の藩邸に開きて、大日本史編纂の業を創め、大義を辨じ、名  
分を正したるに、學者、これによりて、警醒せらるるところ多  
かりき。また、山崎闇齋（ヤマザキカミキ）は、晩年に、いはゆる垂加流の神道を唱  
へ、國體を重んじ、皇室を尊崇すべきことを論じ、淺見綱齋（アサキツナサ）は、  
靖獻遺言（ヤスノリノイミ）を著はして、天下の義氣を勵まししが、ついで、寶曆  
年中、竹内式部（タケウチシキベ）出でて、尊王論を唱へ、朝臣を誘説して、大いに、  
文武を講ぜしめしに、幕府の忌憚に觸れて、追放せられぬ。然  
るに、明和四年（メイワニ）、式部の友人、藤井右門（フジイヒサカネ）、山縣大貳（ヤマケンダイニ）、また、起  
ちて、勤王を唱へ、陰に、幕府を謀らんとしたりしが、事、忽ち、露

國學者尊王論  
を唱ふ

高山蒲生等の  
志士起つ  
山陽の史筆士  
氣を鼓舞す

はれて、共に、梟刑に處せられぬ。これ、實に、勤王の士の魁なり。  
これらのほかに、一旗幟を樹てたるは國學者なり。國學は、  
初め、徳川光圀、僧、契冲（ケイチュウ）等の盡力によりて、復興せしが、ついで、  
賀茂眞淵（カモマコ）、本居宣長（ホンキノナガ）等、出でて、益々、これを盛んにし、儒者が、やや  
もすれば、漢土を尊び、皇國を卑しむ弊あるを痛論し、また、鎌  
倉以後における皇室の式微を慨きて、頻に、尊王愛國の精神  
を鼓吹せり（ハ参考照）。

かくて、天下の人心は、大いに、刺激せられ、高山正之（タカヤママサノリ）、蒲  
生君平等（フシキミナライ）の志士、起ちて、いたく、尊王の大義を唱へ、頼山陽（ライサンヤウ）  
は、日本外史（ホンゴクサイ）に、尊王抑幕の意を寓して、また、頗る、士氣を鼓舞  
せり。されば、幕政に倦みたる人心は、滔滔として、ここに嚮か  
ふ傾を生ぜしが、幕府の外交に對する非難の聲の、導火線と

西力東漸

イギリスのインド經營

なりて、これらの潜勢力は、一時に破裂せり。  
 寛永の鎖國令、出でてより、二百餘年、わが國は、東海の一隅に孤立して、桃源の夢を結びたりき。然るに、世界の大勢は、この間に、一變し、西洋の諸強國は、争ひて、その勢力を東方に伸長せんと計り、遂に、來たりて、わが開國をも促すに至れり。  
 わが享保年中、フランスは、南インドの經營を企て、イギリス、また、これと角逐競争せしが、クライブ出でて、普拉シーの戦に、フランス軍を破り、元寶二曆七一年七、ついで、ヘースチングス・コーンウリス・ウエルズリー・ダルフーヅィ等、相續ぎて、漸次に、土地を併呑し、遂に、インドの大部をイギリスの配下に屬せしむるに至りぬ。また、鴉片戦争の結果、イギリスは、清國より

クライブ

ヘースチングス

イギリス南清に勢力を張る

ロシアのシベリア拓殖

ロシア清國に迫る

ロシア中央アジアを經營す

ホンコンを獲 元天保五年 次第に、勢力を南清に張らんとせり。  
 元天保五年、二五〇二年 紀、次第に、勢力を南清に張らんとせり。

ロシアは、わが天正年間より、シベリア拓殖を企て、次第に、東進して、アルバジンの要鎮を建設するに至りしが、遂に、清國と衝突し、ネルチンスキの條約によりて、スタノボイ山脈を二國の境界と定めき 元元祿二年 然るに、後年、ムラビエフのシベリア知事となるや、清國に迫りて、その境界をウスリアムルと變じ、ウスリと日本海との間一帯の地は、一時、二國の共有となししが、ついで、北京條約においては、全く、これをロシア領となし 元萬延二年 ウラヂボストクの軍港を建てぬ。また、ロシアは、ペルシアを侵して、カスピ海沿岸の地を略し、漸く、中央アジア經營の歩武を進めき。

ネルチンスキ條約  
ムラビエフ

アメリカ合衆國の獨立

アメリカ大陸においては、わが天明三年四紀元三、America of America 合衆國、獨立し、爾來漸く、富強に赴き、太平洋を横ぎりて、東洋に貿易を開始せんとせり。

林子平ハインツ、早く、この形勢を察し、海國兵談コングレガを著はして、海防の急務なることを論ぜしに、幕府は、妄言、世を惑はすものとなして、これを罰せり。

外船の出沒と海防論

林子平海防を唱ふ

ラクスマン根室に來たる

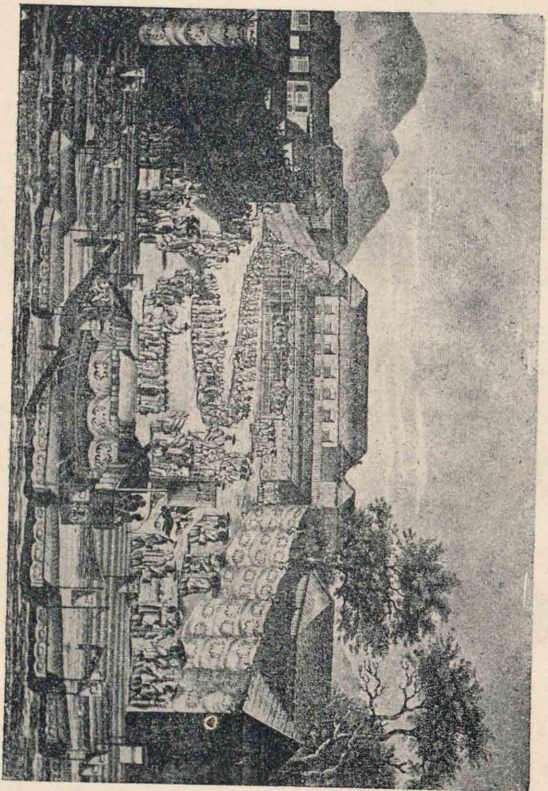
海將ラクスマンLaxmannは、わが漂民を護送して、根室に來たり、通交を求むるに至りしかば、幕府は、俄に、海防の急を悟りて、諸侯に警を傳へ、老中、松平定信は、みづから、房總の沿海を巡視し、また、近藤重藏コンドウヂュウザウを遣りて、北邊を巡檢せしめぬ。ついで、文化元年四紀元二、ロシアの使節レサノフRessanov、長崎に來たりて、再び、通商を乞ふや、幕府は、その國禁たることを告げて、これを容れ

幕府海防を修む

近藤重藏

近藤重藏北海を巡檢す

レサノフ長崎に來たる



岡宮林藏  
松前奉行を置  
く  
間宮林藏アム  
ル地方を調査  
す

イギリス船長  
崎に闖入す

外船打ち拂ひ  
の令を下す

洋學者攘夷の  
無謀を論ず

高野長英  
渡邊華山

ざりしに、彼は蝦夷地に寇して去りぬ。ここにおいて、幕府は、松前奉行を置き、大いに北門を警備し、また、間宮林藏（宗倫）に命じて、アムル地方を調査せしめぬ。

このころ、イギリス船も、漸く、わが近海に現はれ、文化五年には、俄に、長崎に闖入し、港内を剽掠して去りしかば、長崎奉行、松平康英（ヒデアキ）は、罪を引きて、自盡せり。かくて、これよりのちも、異國船、頻に、近海を窺ふに至りしかば、幕府は、文政八年（二紀四元）、遂に、外船打ち拂ひの令を下せり。

當時、洋學、頗る、盛んにして、西洋の醫學、兵學等を研究するもの、陸續として、出づ。これらの學者は、おのづから、海外の事情に通ぜしより、開國の止み難きを認め、高野長英、渡邊華山の如き、共に、書を著はして、攘夷の無謀を論ぜしに、却りて、罪

ビッドル江戸湾に入る  
オランダ開國を勸む

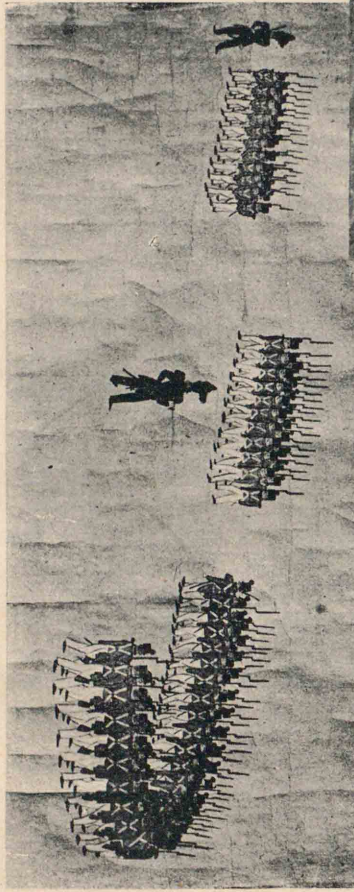
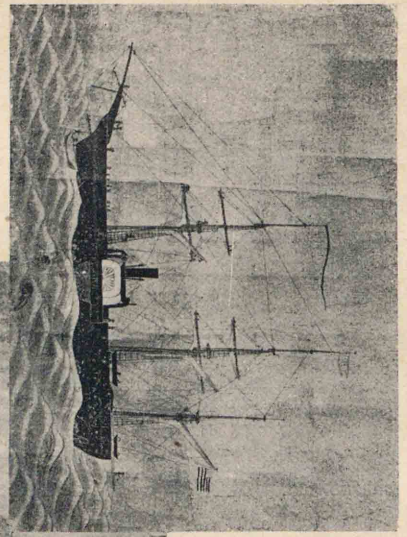
若くは多量なる井像を以ては書画之れも焼やして以下大砲を生ずる辺境を身する用はあてぬ  
諸藩攘夷の策を講ず

外國使節の來朝と假條約訂結  
ヘリー浦賀に來たる  
ヘリー浦航路の開通  
ヘリー浦航路の開通

を得たり。されど、弘化三年五紀元六二には、アメリカ合衆國の海將ビッドルBiddle、艦隊を率ゐ、江戸湾に入りて、開港を求め、その他の諸國も、續續、來たり迫らんとする形勢なりしかば、オランダは、書を幕府に上りて、開國の止み難きを説き、「もし、聽かざれば、兵端、これより開けん。」と警告せしに、幕府は、「祖法、變ずべからず。」とて、なほ、これに従はず、却りて、武備を嚴にして、外寇に備へ、水戸・肥前・薩摩等の諸藩も、大いに、攘夷の策を講じたり。

その三

嘉永六年六月三、アメリカ合衆國の使節ヘリー、軍艦を率ゐて、浦賀灣機相に入り、國書を呈して、互市通商を求む。幕吏、これに、「外交のことは、よろしく、長崎に至りて、請ふべし。」と諭したれども、ヘリー聽かず。よりて、假館を久里濱機相に建て、井戸





幕府外事を朝廷に奏上し諸侯に諮る

プチアチン長崎に来たる

ペリー再び来た

安永元年、神奈川の條約の大意及び訂結の由

弘道等をして、使節を引見せしめ、その國書方物を受け、明年、  
確答すべし。と告げて、一旦、解纜せしめぬ。かくて、幕府は、從來、  
内治・外交、共に、獨斷にて、決行せし先例を破り、これを朝廷に  
奏上し、諸侯に諮り、また、遽に、砲臺を品川灣シナガワ湾に築き、軍艦・兵  
器をオランダより購入し、頻に、兵備を修めつつありしに、同  
年七月、ロシアの使節プチアチンPoutchine、軍艦を率ゐて、長崎に入港し、  
交易を開かんことを乞ひしかば、幕府は、筒井政憲、川路聖謨  
を遣り、使節に諭して、確答を後年に期し、翌七年安永元年正月、漸  
く、これを去らしめぬ。

プチアチン去りて、のち數日、ペリーは、約の如く、再び、浦賀に  
來たり、進みて、神奈川灣カヌエ湾に投錨し、幕府の確答を求む。より  
て、わが委員、井戸覺弘、伊澤政義等は、横濱ヨコハマにて、ペリーに應

開港を約す

世論喧し

ハリスの入府

接し、遂に、長崎のほか、下田、箱館（本州）の二港を開くことを約し、  
 ついで、イギリス・ロシア・オランダにも、開港の訂約をなしし  
 かば、世論、頗る、喧しかりき。  
 安政三年、アメリカ合衆國の使節ハリス、下田に來たり、將  
 軍に謁して、國書を呈せん。と請ふ。老中、堀田正睦（正）、開港の止  
 むべからざるを見、遂に、使節の入府・登城を許し、また、新たに  
 條約を議定し、みづから、上京して、その勅裁を請ひ奉る。然る  
 に、公卿浪士等、攘夷を唱ふるもの多かりしかば、容易に、條約  
 の裁可なく、しかも、使節の調印を迫ること、益、急なり。ここに  
 おいて、幕府は、彦根藩主、井伊直弼を擧げて、大老となし、外  
 交の難局に當たらしめたるに、直弼は、非常の英斷を行ひ、遂  
 に、勅許を待たずして、五年六月（十九）、假條約に調印し、長崎箱

井伊直弼

井伊直弼勅許を待たずして假條約に調印す

世論沸騰す

國內の紛擾

將軍繼嗣問題

密勅水戸藩主に下る

安政の大獄

館、兵庫、津、神奈川、新潟の五港を開かんことを約しぬ。ついで、  
 オランダ・ロシア・イギリス・フランスの諸國とも、また、これに  
 準じて、條約を訂結するに至りしかば、志士、幕府の專斷を痛  
 論して、止まざりき。  
 七月、將軍、家定、薨ず。直弼、群議を排して、紀伊家より、家茂を  
 迎へ、立てて、將軍となすや、幕府攻撃の聲、愈、高まりぬ。孝明天  
 皇、夙に、國事につき、叡慮を惱ませられ、幕府に諭したまふと  
 ころありしが、遂に、内勅を水戸藩主に下して、幕府を改造し、  
 攘夷を決行せんとしたまへり。ここにおいて、直弼、また、大英  
 斷を行ひ、條約の訂結、繼嗣の擁立に反對せるもの、水戸藩主  
 への賜勅に關係せるもの等を處分せんとし、安政六年、近衛  
 忠熙、鷹司輔熙、三條實萬以下の公卿を罷め、徳川齊昭、水戸藩主、松

櫻田の變

平慶永前等を禁錮し、志士橋本左内頼三樹三郎吉田寅次郎松陰以下五十餘人を捕へて、これを刑せり。これが爲、天下の人心益々激昂し、水戸の浪士佐野竹之助等相謀り、安政七年延萬三月三日直弼の登城を櫻田門東京外に要して、遂にこれを刺しぬ。

和宮東下

ここにおいて、幕府は公武を合體して、威信を恢復せんと計り、皇妹和宮の降嫁を請ひ奉りしが、この事却りて、志士の憤激を深くし、老中安藤信正は、坂下門東京外に要撃せられき。

その四

攘夷開港論  
志士多く攘夷を唱ふ

この時に當たり、天下の志士多く、京都に集まり、公家と往來して、盛んに、尊王攘夷を唱へ、島津久光毛利敬親親山内豊範、また、鎮撫を名とし、兵を率ゐて、入京し、海内甚だ騒がしか

幕府開港延期を求む

將軍の上洛と攘夷の決行

りければ、幕府は、開港條約の容易に、履行し難きを悟り、使節を西洋に派遣して、その延期を求めたり。されど、朝廷よりは、なほ、頻に、將軍の上洛と攘夷の決行とを命じたまひしかば、文久三年五紀元三三月に至り、家茂始めて、入朝し、遂に、勅を奉じて、攘夷の期を五月十日と定め、これを各藩に通じ、また、各國公使に告げ、更に、使節を西洋に遣はして、開港の約を撤回せんとしたりしが、使節は、その使命を果す能はずして、歸朝せり。

下關事件

生麥村事變

然るに、長藩にては、攘夷期に及びて、下關門長門を通過せし外國船を撃ちしかば、イギリス・アメリカ等、連合して、下關を攻め、且つ、幕府に迫りて、償金を求めぬ。また、イギリスの軍艦は、生麥村武藏事變を名とし、鹿兒島灣薩摩に入りて、砲撃を加へ、薩

急激なる攘夷論勢力ありしが形勢忽ち一變す

元治の變

長州征伐

諸國公使開港を迫る

藩これに應戦せしが、ついで、和を講ぜり。

當時、京都においては、長藩を始とし、急激なる鎖攘黨、最も、勢力ありて、遂に、攘夷親征を請ひ奉るに至りしが、會津藩主、松平容保等、奏請して、これを止め、長藩の禁衛を解き、その藩士の入京を禁じ、三條實美以下七卿を屏居せしめぬ。ここに、おいて、元治元年五紀元二四、長藩の家老、福原元佃等、兵を率ゐて、上京し、藩主の冤を訴へて、宮闕に迫りしが、薩摩・會津二藩の兵、討ちて、これを斥けぬ。かくて、幕府は、前後二回、長州征伐を企てしが、戦利あらずして、軍を班せり。

これよりさき、イギリス國公使パークスは、フランス・アメリカ・オランダ等諸國の公使と共に、軍艦を率ゐ、攝海に入りて、開港を促し、幕府もし、これを肯ぜざれば、直ちに、朝廷に迫

假條約勅許

王政維新とその餘波

薩長連合して倒幕を謀る

大政奉還

維新の政

らんとせり。ここにおいて、朝廷にては、熟議の末、慶應元年元紀二五十月日五、遂に、假條約を勅許し、ついで、三年五月日二、兵庫開港を允許せられぬ。

薩藩は、初め、専ら、公武合體説を唱へしが、のち、内外の形勢に鑑み、遂に、長藩と連合して、陰に、倒幕の議を凝らすに至りしかば、山内豊信トヨノブは、書を慶喜に呈して、政權奉還を勸告せしに、慶喜よく、時勢を察して、これに従ひ、慶應三年十月日十四、斷然、大政を奉還し、ついで、將軍職を辭せり。

朝廷、乃ち、公卿及び諸大藩を召して、新政を議せられ、まづ、毛利氏の罪を赦し、三條實美等の官位を復し、また、攝關將軍以下、舊來の官職を廢して、新たに、總裁・議定・參與の三職を置き、人材登用の途を開かせたまひぬ。ついで、封土返上の内旨

鳥羽伏見

鳥羽伏見の戦

徳川慶喜の恭順

彰義隊寛永寺に據る

東北諸藩同盟して官軍に抗す

松前戦争

全国平定

を慶喜に下したまふや、幕臣大いに憤り、慶喜もまた二條城を去りて、大坂に據り、慶應四年正月、討薩の表を捧げ、會津・桑名<sup>ナ</sup>等の兵を前驅として、京都に入らんとせしに、薩長土の兵、これを鳥羽<sup>ト</sup>・伏見に邀へ撃ち、慶喜は海路より、江戸に奔れり。かくて官軍の東征あるに及び、慶喜は寛永寺<sup>京東</sup>に屏居し、勝安房<sup>カサノ</sup>を遣り、官軍の參謀西郷隆盛<sup>サイゴ</sup>に就きて、その罪を謝せしかば、朝廷にては、江戸城及び軍艦兵器等を收め、慶喜を水戸に幽せり。然るに、幕臣これを喜ばず、彰義隊は寛永寺に據り、松平容保は仙臺<sup>センダイ</sup>・米澤<sup>コメザ</sup>・越後等の諸藩と連合して、共に官軍に抵抗せしが、間もなく相續ぎて、平げられ、五稜<sup>ゴロウ</sup>廓<sup>クワク</sup>館<sup>カン</sup>を死守せし榎本武揚<sup>エノモト</sup>も、のち遂に出でて降りぬ。時に明治二年<sup>五元二九</sup>五月なり。

第十九章 明治初世の内政

五條の御誓文  
 御即位  
 東京奠都  
 版籍奉還

王政復古ののち、今上天皇は内外の形勢に鑑みたまひて、開國親政を公布せられ、慶應四年<sup>五元二八</sup>三月、公卿諸侯を率ゐて、親しく天神地祇を祭り、五事<sup>ゴジ</sup>を誓ひて、わが國是を定めたまひき。立憲政治の基礎は實にここに胚胎す。ついで、天皇即位の大禮を紫宸殿<sup>シヤンイン</sup>に行はせられ<sup>十ハ</sup>、明治と改元し、一世一元の制を建て<sup>九</sup>、また江戸を改めて、東京と稱し<sup>七</sup>、翌二年三月、車駕この地に行幸ありて、永くここを帝都と定めたまへり。

當時、舊幕府の領地は已に公に歸したるを以て、府縣を立て、知事を置きて、これを治めしめられしが、諸藩はなほ舊に

府藩縣三治一  
致ななく

木戸孝允等封  
土奉還をその  
藩主に勤む

諸藩の版籍奉  
還  
藩主を知藩事  
とす

廢藩置縣  
封建の餘習な  
は存す

よりて、各、その土地・人民を私有したりき。ついで、諸藩を大・中・小の三等に分ち、藩治職制を定め、擅に、外國人を雇ひ、また、私債を起こすことを禁ずる等の改革を行はしめしが、未だ、全國劃一の政を布くに至らず。加ふるに、全國の租入、千百餘萬石中、府・縣の管するところ、僅に、百八十餘萬石、内外、多事に於て、用度、足らず。木戸孝允・大久保利通等、大いに、これを憂ひ、その藩主に説きて、封土の奉還を勧めしに、土・肥・二藩も、これを賛し、明治二年正月、四藩主、連署上表して、版籍奉還を請ひ、列藩、また、相續ぎて、これに倣ふに至りしかば、朝廷、乃ち、その請を許して、悉く、藩封を收め、舊藩主を以て、知藩事に充て、その藩政を行はしめられぬ。かくて、府・藩・縣、三治一致となりしが、各藩の積習、遽に、變ずべからず、士民、或は、知藩事を重んじ

廢藩置縣を斷  
行す

官制

三職七科

七局と總裁局

七官

て、朝命を輕んずる傾ありしより、木戸孝允・大久保利通等は、藩を廢して、實權を朝廷に收めんとし、孝允は山口に、利通は鹿兒島に赴き、更に、相携へて、高知佐土に至り、議するところありしが、四年七月、天皇は、詔して、廢藩置縣を行はせられ、ついで、新たに、地方官を命じたまへり。かくて、土地・人民、皆、朝廷に直隸し、政令、一途に出づるに至り、内治、大いに、擧がりぬ。さきに、慶應四年正月、職制を定め、神祇・内國・外國・海陸・軍・會計・刑法・制度の七科を太政官に置き、總裁、これを綜べ、議定、これを分掌し、諸藩の徵士を參與となししが、間もなく、七科を改めて、七局となし、別に、總裁局を設けぬ。ついで、閏四月、三職八局を廢し、太政官を分ち、議政・行政・神祇・會計・軍務・外國・刑法の七官を置き、立法・行政・司法の三權を分立せしめ、議政官

二官六省及び  
彈正臺

八省

外國和親の  
布告

は、専ら、立法を掌り、行政・神祇・會計・軍務・外國の五官は、行政を分掌し、刑法官は、主として、司法を掌ることとなしぬ。かくて、翌、明治二年に至り、令制に據りて、再び、官制を改め、神祇・太政の二官を並置し、太政官に左右大臣・大納言・參議を置き、また、民部・大藏・兵部・刑部・宮内・外務の六省、及び、彈正臺を設けしが、四年七月、更に、太政官の官制を改革し、正院・左院・右院を置き、正院を行政府、左院を立法府、右院を長官議政府となし、漸次、神祇・外務・大藏・兵部・文部・工部・司法宮内の八省を定めき。

第二十章 明治初世の外交

その一

大政の、皇室に復歸するや、今上天皇は、國政の改革を各國

攘夷の餘習な  
ほ存す

イギリス・フ  
ランス兩國の衛  
兵  
攘夷の餘習全  
く絶ゆ

條約改正問  
題  
安政假條約の  
性質

公使に通じ、その入京拜謁を許させたまひ、また、外國事務官を置き、宇内の公法を以て、外國と和親せんことを布告せられしが、當時、攘夷の餘習、なほ、全く、失せず、外人の殺傷せらるるもの、少なからざりしかば、わが政府は、大いに、外人居留地を警戒し、イギリス・フランス兩國は、横濱に衛兵を置きぬ。されど、久しからずして、これらの事、全く、跡を絶ち、また、わが警察法も、漸く、整頓せしかば、二國の衛兵は、撤回せられき。

初め、舊幕府の、五國條約を結ぶや第三十八章 參照、我は、海外の情勢に詳ならず、一に、アメリカ合衆國使節ハリスを信任して、その草案を作らしめ、使節も、また、好意を以て、我に對せしも、なほ、法權・稅權、共に、我に不利なるものありしかば、十四年三箇月ののちを期し、協議・改正し得べきことを約定せり。然

公使派遣漸く  
外の事情漸く  
明白となる

條約改正論起  
ころ

るに、そののち、下關事件などありて、外交、ややもすれば、圓滑なるを得ず、外人は、益、我に逼りて、海關稅額を低減せしめしかば、條款の不公平にして、我に不利なること、愈、甚だしくなりぬ。されど、當時、わが國は、内事、多端にして、力を外交に用ふる暇なかりしかば、ついで、プロシア・ポルトガル・スウイス・ベルギー・イタリア・デンマーク等の諸國と訂約するに當たりても、概ね、皆、五國條約に準じて、殆ど、改むるところなかりき。明治三年、わが國にては、始めて、公使を海外に派遣し、漸次、諸締盟國に駐在せしむることとなりしが、かくして、海外の事情、次第に、明かになりしより、條約改正を冀望する聲、漸く、朝野に喧しくなりぬ。殊に、明治五年は、恰も、改約の期限に當たるを以て、わが政府は、豫め、使節を西洋諸國に遣はして、わ

岩倉具視海外  
に使す

條約改正の熱  
議を遂ぐるに  
至らず

臺灣征討

琉球の民臺灣  
にて殺害に遇  
ふ

清國臺灣の事  
に關して責を  
負はず

征臺の師を起  
こす

が國の實況を知らしめ、また、諸國の事情をも視察せしめんとし、四年十月、岩倉具視を特命全權大使となして、海外に赴かしめぬ。かくて、大使は、アメリカ合衆國を始とし、ヨーロッパ諸國を歴訪して、到る處に優遇せられしが、條約改正の事は、熟議を遂ぐるに至らずして、六年九月、歸朝せり。

明治四年十一月、琉球の民、臺灣に漂着して、その蠻民に虐殺せられ、ついで、備中の民も、また、この島に漂流して、劫掠に遇ふ。時に外務卿、副島種臣、條約締結の爲に清國に在りしが、わが政府は、種臣に命じ、臺灣の事を清廷に責めしめたるに、彼は、生蕃を「化外の民なり」と稱して、責を負はず。ここにおいて、廟議遂に、征臺に決し、七年四月、西郷從道を都督とし、臺灣を討ちて、その南部の地を占領せしめしに、清國、遽に、異議を



清國異議を唱

清國送に出したる償金を戻す

琉球の處分  
明治以前における我と琉球との關係

琉球の藩制を改革せしむ

琉球藩を廢して沖繩縣を置く

唱ふ。よりて、わが政府は、大久保利通を北京に遣りて、交渉せしめ、駐清イギリス公使ウエード、また、調停を計りて、清國は、遂に、難民撫恤銀十萬兩、軍費四十萬兩を出だし、生蕃を拘束して、航海の安全を計ることを約するに至りしかば、その年十月、二月、征臺軍、凱旋せり。  
この役後、琉球の處分に關し、また、清國と紛議を生ぜり。琉球は、早くより、わが附庸たりしが、足利氏は、これを島津氏に與へ、江戸時代にも、その租入は、島津氏の封額中に數へられたり。かくて、維新以後、朝廷にては、その主、尙泰を藩王に封じ、松田道之を遣りて、藩制を改革し、わが正朔を奉じ、わが法律を遵行せしめ、且つ、藩王の上京を促されしが、明治十二年四月に至り、遂に、琉球藩を廢して、沖繩縣を置かれぬ。然るに、清

清國異議を唱ふ

グラント調停を計る

各國わが版圖たることを承認す

千島カラフト交換

江戸時代に於ける千島カラフトの問題

國は、琉球が、嘗て、その封冊を受けたりしを以て、兩屬の國たるべきを論じ、わが處置を難ぜしが、偶、來遊中なりし、アメリカ合衆國前大統領グラント、兩國の間を調停し、琉球の、わが版圖たること、益、明白になりしを以て、改めて、これを各國に通牒し、各國も、また、これを承認せり。

江戸時代において、津輕海峽以北、大小の島嶼は、これを蝦夷と概稱し、また、松前附近を西蝦夷、根室近傍を東蝦夷、カラフト邊を北蝦夷と稱へしが、土地、大いに隔りて、わが勢力、周く、及ばざりしかば、ロシアは、これに乗じて、益、南下し來たり、安政元年紀元一八四二には、兩國の境をウルップ・エトロフの間に置き、カラフトにては、界を分かつたず、兩國人の雜居、從來の如く

なるべし」と定めらるるに至りぬ。かくて、六年、更に、カラフト問題確定の爲、ムラビョフ來たりて、議を江戸に開くや、我は、北緯五十度分界説を提出せしも、彼は、遂に、頑として、これに應ぜざりき。ついで、文久二年五紀二元二、竹内保徳イグナチエ、松平康直Ignatiev、ロシアに到り、再び、議するところありしに、彼の全權、イグナチエフは、前約を固守して、動かざりしが、わが使節、また、辯論、大いに、勉め、遂に、更に、委員をカラフトに派し、天然の地形によりて、境界を確定すべし」と約して歸りぬ。されど、幕府は、内外、多事の爲に、久しく、約を履む能はず、慶應二年五紀二元六に至りて、使をロシアに派遣し、國境改定を迫りしが、遂に、要領を得ずして止みにき。

明治初世における千島カラフトの問題

明治二年、蝦夷の一部を北海道と改稱して、渡島以下の十

千島カラフト交換

朝鮮との關係

朝鮮修交を拒む

征韓論起る

一國に分ち、大いに、開拓移民を奨励し、三年には、アメリカ合衆國政府を介して、ロシア政府に、北緯五十度分界説を提議せしが、彼は、なほ、これに應ぜざりき。かくて、榎本武揚の、公使として、ロシアに駐在するに及び、數次、交渉の末、カラフト全島を彼に與へ、シムシ以南の群島を我に收めて、兩國の國境論、ここに、始めて、局を結びぬ。

朝鮮は、文化以後、使聘を絶ちしが、明治元年十一月、朝廷、宗氏に命じて、開國親政を告げしめたまひ、舊交を修めんとせられしに、彼は、わが文書の、舊例に違へるを論じて、これを受けず。よりて、翌年、更に、使を遣はして、問ふところありしに、彼は、また、これに答へざるのみならず、そのち、屢、無禮の舉動ありしかば、西郷隆盛等は、問罪の師を發せんと主張し、廟議、

征韓論行はれずして西郷隆盛等野に下る

朝鮮の兵わが軍艦を砲撃す

朝鮮との修交成る

小笠原島問題

殆ど、これに決す。然るに、偶、岩倉大使の一行、歸朝して、内治の急務なるを述べ、征韓論を斥けしかば、隆盛を始とし、副島種臣、後藤象二郎、板垣退助、江藤新平等は、袖を連ねて、職を辭せり。  
明治八年、わが雲揚艦、朝鮮の東南海を測量し、清國に航せんとして、江華島を過ぐるや、戍兵、故なくして、發砲せしかば、我、遂に、應戰して、その砲臺を破碎し、歸りて、事由をわが政府に報ず。ここにおいて、政府は、黒田清隆を朝鮮に遣はして、その罪を問ひ、且つ、修交を議せしめしに、彼は、辭、屈して、罪を謝し、今後、我と交通し、釜山のほか、新たに、元山、仁川を開くべきことを約しぬ。

小笠原島は、太平洋の航路に當たれるを以て、往往、外人の、

來たり、住するものあり、一時は、その所屬につきて、紛議、起こらんとせり。然るに、明治九年、わが政府は、イギリスに交渉して、わが版圖たることを明かにし、ついで、これを東京府に屬し、島司を置きぬ。

### 第二十一章 西南諸國の亂

佐賀の亂

江藤新平等民選議院設立を建議して容れられず

新平等兵を擧ぐ

江藤新平、志を廟堂に得ずして、野に下りしものち、板垣、後藤、副島等と共に連署して、民選議院を設けんことを建議せしが、政府は、時機、なほ、早しとなして、これを用ひざりき。ここにおいて、新平は、不平黨と結び、明治七年二月、兵を佐賀前肥に擧げしが、忽ち、捕へられて、斬に處せられぬ。  
されど、これより、議院設立論は、朝野の一論題となるに至

熊本及び萩の亂

りしかば、政府は、漸次、立憲政體を立つる準備をなして、これら急進主義の横流を鎮壓するに勉めしが、一方には、なほ、守舊黨の反抗に苦しめらるること多かりき。明治九年十月、熊本肥後の神風連シノカゼノムスシ亂を起こして、鎮臺チンタイを襲ひ、舊秋月アキキ藩士前筑前これに應じて起ち、前原マエハラ一誠イツマサキも、また、同時に、兵を萩門ハギカドに擧げしが、皆相踵ぎて、平げられぬ。

西南の役

西郷隆盛故山に歸りて私學校を起こす

不平の徒多く鹿兒島に集まる

これよりさき、西郷隆盛は、征韓の議、容れられざるを以て、桐野利秋キリノトシ、篠原國幹シノハラクニノリ等と共に、職を罷めて、故山に歸臥し、私學校を興こして、子弟を養ひ、名望、甚だ、高かりしかば、諸方より、來たり、投ずるもの、また、頗る、多かりき。政府は、鹿兒島の、漸く、不穩なるを見、人をして、その動靜を偵察せしめ、且つ、事變を慮りて、舊藩以來、鹿兒島に置きたる彈藥を大坂に移さんと

私學校黨隆盛を擁して兵を擧ぐ

征討軍の進發

隆盛等自殺す

せしに、私學校黨起ちて、これを妨げ、明治十年二月、遂に、隆盛を擁して、兵を擧げ、進みて、熊本城を圍みぬ。

この時、天皇は、畿内御巡幸中なりしが、變報、到るに及び、鳳輦を京都に駐めたまひ、有栖川宮熾仁親王アソカワミヤヒロノを征討總督となし、山縣有朋等ヤマノケノトモトモをして、福岡前筑前方面より進討せしめ、黒田清隆等をして、八代肥後より、賊の背後を衝かしめらる。この間、熊本城は、重圍のうちニに在り、谷干城等タニノシノ、よく、これを防守せしも、糧餉彈藥、殆ど、盡きて、落城、旦夕に迫らんとせしかば、奥保鞏圍オクホウカウを破りて、狀を八代の官軍に報ず。かくて、内外の官軍、遂に、聯絡するに至りしより、賊は、圍を解きて、鹿兒島に走り、城山シノヤマに據りしが、九月二十四日、城、陥りて、隆盛等、自殺し、亂、漸く、平ぎぬ。

日本赤十字社の濫觴

この役、佐野常民、大給恒等、首唱となりて、博愛社を創設し、官軍、賊軍の別なく、懇に、負傷者を治療せり。これ、實に、日本赤十字社の濫觴なり。

### 第二十二章 立憲政體の確立

立憲政體を立つるに至る來歴

政府は、さきに、民選議院の設立を、なほ、早しとなして、江藤新平等の建議を容れざりしが、第二章 第十一、明治八年、朝野の政客、大坂に會合して、立憲政治を興こす方法を議し、その結果、板垣退助等、再び、朝に立つに至るや、間もなく、天皇は、誓文の意を擴充して、漸次に、國家立憲の政體を立てん。との詔を下したまひ、また、命じて、地方官會議を東京に開き、地方の政務を討議せしめ、勉めて、民情蔽塞を防がしめられぬ、かくて、十

朝野の政客大坂に會して立憲政治を興こす方法を議す

地方官會議を東京に開く

府縣會を開く

一年には、府縣會規則、及び、郡區町村編成法、發布せられ、翌年、府縣會を全國に開き、民選議員をして、地方の政治を議せしむることとなりぬ。

板垣退助民權自由を唱ふ

愛國社員等國會開請願書を奉呈す

これよりさき、板垣退助は、また、廟議と合はず、退きて、その郷里、土佐に歸りしが、盛んに、民權自由の説を唱へて、大いに、世論を喚起せり。かくて、明治十二年、愛國社員、大坂に會して、國會開設の請願を決議し、のち、全國を遊説して、翌年三月、二府二十二縣、八萬餘人の連署請願書を奉呈せり。愛國社は、のち、他の結社と聯合して、名を國會期成同盟會と改めしが、集會條例の出づるに及びて、大いに、運動を檢束せられ、その結果、自由黨の組織を見るに至り、板垣を首領として、急進主義を執り、一院制を主張せり。ついで、大隈重信、野に下りて、同志

自由黨起る

改進黨及び立憲帝政黨起る

と共に、改進黨を組織し、漸進主義を執り、二院制を主張して、自由黨と對峙し、また、丸山作樂、福地源一郎等は、この二黨に當たらんが爲に、立憲帝政黨を興こし、互に、機關新聞を發行して、政説を闘はしぬ。

開拓使官有物拂下事件

明治十四年、開拓使官有物拂下事件ありて、輿論、大いに沸騰し、新聞に、演説に、盛んに、これを非難し、且つ、かかる專横を防がんには、必ず、國會なかるべからずと論ず。この時、天皇は、奥羽御巡幸の際なりしかば、還御ののち、官有物拂下の中止を命ぜられ、また、大詔を下し、二十三年を期して、國會を開き、立憲政體を建てんことを諭示したまへり。

國會開設の大詔下る

憲法發布及び國會開設制度取調局を置く

かくて、伊藤博文を海外に遣はし、各國の制度、典例を研究せしめ、その歸朝後、制度取調局を置き、博文をその長官とし

憲法議院法等の發布

帝國議會を東京に召集す

て、憲法の制定、及び、官制の改革に従事せしめられ、諸般の制度、漸く、具はりぬ。ここにおいて、明治二十二年二月十一日、天皇は、賢所を祀りて、皇靈に告祭し、皇后と共に、式場に臨御ありて、勅語を賜ひ、大日本帝國憲法、及び、これに附屬する議院法、衆議院議員選舉法、貴族院令等を發布せられぬ。ついで、翌二十三年十一月二十五日、詔して、帝國議會を東京に召集し、二十九日、天皇、親臨して、開院の式を擧げさせたまひき。これ、實に、第一帝國議會なり。

### 第二十三章 諸制度の完成

中央官制

維新以後、屢、官制の變更ありしも、大體は、令の制に據り、これを潤色するに過ぎざりき。然るに、明治十八年に至り、西洋

十名

内閣

樞密院

地方制度

市町村會を開く

公選の市町村長を置く

の制度を參酌して、未曾有の大改革を行ひ、宮内・内務・外務・大藏・陸軍・海軍・文部・司法・農商務・遞信の十省を設け、各、大臣を置き、内務以下九省の大臣は、その省の政務を行ふと同時に、内閣を組織し、總理大臣、その首班となりて、大政を輔弼し、宮内大臣は、内閣のほか、に在りて、帝室の事務を總攝することと定む。また、宮中には、内大臣・宮中顧問官を置き、ついで、樞密院を設け、元老を擧げて、その顧問官に任じ、國家最高の諮問府となせり。

かくて、また、大いに、地方官制を改め、明治二十一年、市制・町村制を發布し、市・町・村會を開設し、官選の區長・戸長を廢して、公選の市・町・村長を置き、地方公共の事務を處理せしめ、二十三年五月には、府・縣制・郡制を布きて、益、地方自治の進歩を促

法律

新律綱領と改定律令

刑法治罪法の制定

訴訟法裁判法を定む

裁判所構成法を布く

民法と商法

せり。

明治三年、新律綱領を編み、五年、更に、改定律例を定め、磔刑を廢し、梟刑を斬罪に改むる等、漸次、寛典を主とし、酌情減刑を許すに至りしが、なほ、完からざるところありしかば、範を西洋諸國に取りて、十三年、新たに、刑法・治罪法を制定しぬ。ついで、二十三年には、民事訴訟法・刑事訴訟法・行政裁判法を公布し、また、裁判所構成法を布きて、裁判所内に、檢事局を分立し、裁判所を大審院・控訴院・地方裁判所・區裁判所の四等となし、別に、行政裁判所を立て、兼ねて、判官の資格・權限を定めぬ。この時、民法・商法等も編纂せられしが、漸次、修正して、民法は、三十一年七月より、商法は、翌年二月より施行せらるるに至れり。

兵制

徴兵令發布以前の兵制

維新の際には、諸藩に賦課して、陸軍を編成せしめ、ついで、徴兵規則を頒ち、府藩縣一萬石ごとに兵五人を徴して、石卷イシノ・小倉コクラの兩營に配し、別に、薩長土の兵を以て、御親兵ミツノイを編成せしが、明治五年に至りて、兵制の大改革を行ひ、徴兵令を定め、全國の男子、年二十歳に達するものは、悉く、兵籍に編入し、翌年、近衛のほか、東京・仙臺センタイ・名古屋ナゴヤ・大坂オオサカ・廣島ヒロシマ・熊本の六鎮臺ロクチンダイを置き、更に、六師團を増設せり九二十年。海軍も、明治の初には、徴徴たるものなりしが、造船所を建て、軍艦を建造し、横須賀ヨコスカ・賀茂カモ・吳ウ・佐世保サセボを軍港となして、鎮守府を設け、次第に、その擴張を計りて、現時は、軍艦の總噸數三十餘萬噸に達し、五鎮守府の設あるに至れり。

學制

造船所軍港鎮守府を設く

明治五年、學制を布き、全國に小學校を設けて、學齡兒童の

小學校と尋常師範學校

中學校高等女學校と高等師範學校

高等學校

大學

就學を督勵し、漸次、府縣に尋常師範學校を置いて、小學教員を養成し、以て、普通教育の普及を計りしが、更に、中等普通教育を受けんとするもの爲に、中學校・高等女學校を設立し、中等教員を養成するが爲、東京・廣島に高等師範學校を置きぬ。また、全國に七高等學校ありて、中學より大學に入らんとするものに豫備教育を施し、兼ねて、高度の普通教育を授く。維新の初、聖堂を大學本校、開成所を大學南校、醫學所を大學東校となして、和漢學・洋學・醫學を教へしが、明治二年、本校を閉ぢて、南校を擴張し、十年、東・南校を合併して、東京大學と改め、のち、次第に、工部大學校・司法省法學校・東京農林學校をこれに合はせて、今の東京帝國大學となり、法・醫・工・文理・農の六分科あり。また、京都には、近年、京都帝國大學を置いて、法・理



各種の専門學校

工・醫・文科を設け、九州には、福岡醫科大學を建てぬ。専門の學校には、高等商業學校、高等工業學校、高等農林學校、醫學專門學校、美術學校、音樂學校、陸軍大學校、陸軍士官學校、海軍大學校、海軍兵學校、海軍機關學校、商船學校等あり。また、私立學校にては、慶應義塾、早稲田大學、日本女子大學校等、殊に、盛んにして、それぞれ、専門の學術、技藝を教授しつつあり。

私立學校

思潮の變遷と教育の方針

維新の初には、復古の氣運、一時、盛んなりしが、開國進取の國是、定まりしより、西洋の新思想、大河を決するが如くに入り來たり、世を擧げて、西洋心酔の渦中に投ぜられたり。然るに、間もなく、その反動として、國粹保存主義を唱ふるもの起り、國民的自覺心、これより、漸く、發揮せられんとせしが、教

西洋心酔の風

國粹保存主義

教育勅語下る

育上には、なほ、西洋の主義、盛んに行はれ、教育者、また、各、欲するところに任せて、その方針、一定せざりしかば、明治二十三年十月、教育勅語を下したまひて、國民道德の大本を示され、教育の方針を定めさせたまへり。かくて、教育の普及、發達すると共に、人材、陸續、輩出し、東洋學の研究、醫學上の發見、新式軍器、火藥の發明等、往往、西洋を凌ぐものあるに至りしかば、清韓兩國人を始とし、海外より、來たり、學ぶもの、年年、その數を増加する傾あり。

學藝の進歩

運輸交通

江戸時代には、諸街道、大いに、開けて、往來、やや、自由になり

第二十四章 運輸・交通機關の擴張と産業の發達

關所を廢し道路を修む

電信を架す

郵便の制を布

鐵道及び電話を創設す

電車鐵道を創

燈臺を築く

三菱會社起る

たれど、一方には、警備の必要上より、諸所に關所を構へて、行人を檢察し、河川にも、故意に、橋梁を架せざるが如きことありしかば、運輸交通の不便は、なほ、甚だ、少なからざりき第七章。然るに、維新以後は、凡て、關所を廢し、道路の修繕開鑿その二。及び、架橋に勉め、また、明治二年、始めて、電信を東京・横濱間に架し、四年には、郵便を東京・京都・大坂間に創め、ついで、鐵道・電話を京・濱間に創設せしが、爾來、次第に、擴張せられ、且つ、近年、大都會には、電車鐵道も開通して、陸上の運輸交通機關、漸く、完備の域に近づかんとす。海運の業も、また、次第に、發達し、二年、沿海航路の險難を慮りて、洋式燈臺を觀音崎模相に設立し、ついで、これを諸海角に及ぼし、海面には、燈船・浮標・礁標等を設けしが、五年、三菱會社起り、政府の保護を得て、漸く、隆盛

農業

農學校及び農事試驗場設立

北海道の拓殖進む

工業

政府大工場を建てて、範を民間に示す

工業勃興す

に赴き、日本沿海、及び、上海航路を開き、のち、共同運輸會社と合併して、日本郵船會社と改稱し、東洋汽船會社・大坂汽船會社と共に、盛んに、海外諸國へ航路を開きぬ。

農學の進歩に伴ひて、各府縣に農學校・農事試驗場等、設立せられ、種子・肥料の改良、病蟲害・驅除・豫防の方法等を講ずるに至りしより、農業は、前代と、頗る、面目を改め、從來、殆ど、耕種に力を盡くさざりし北海道の如きも、今は、アメリカ風の大型農具を使用して、拓殖、大いに、進みぬ。工業は、在來、概ね、手工に屬したりしが、政府は、率先して、工部省製作局・大藏省印刷局・横須賀製鐵所・富岡野上製絲場等の大工場を建て、洋式機關を使用して、範を民間に示し、また、漸く、これを民業に移すに至りしかば、企業家、陸續、出でて、諸種の工業、勃興せり。

商業  
内地の商業及び外國貿易大いに振ふ

交通機關の完備と農工業の進歩とに加へて、金融機關の漸く、整頓せしより、内地の商業、頗る發達し、東京・大坂は、全國商業の中心點となりぬ。また、外國貿易も、海運の開くると共に、益、振ひ、横濱・神戸等の各開港場は、年ごとに、繁榮に赴きつつあり。

第二十五章 明治二十七八年戰役

その一

朝鮮政府は、わが勸告を容れて、漸く、開進の政を布かんとせしに、國王の生父、大院君を始とし、守舊黨甚だ、これを喜ばず、明治十五年七月、遽に、起ちて、わが公使館を襲ひ、火を放つ。ここにおいて、わが政府は、辨理公使、花房義質ハナナオヨシツグをして、罪をそ

韓王を花房義質に殺す

明治十五年の朝鮮事變  
守舊黨わが公使館を襲ふ

日清兩國守備兵を京城に置く

の政府に問はしめ、遂に、賠償金を出だし、且つ、公使館護衛の爲に、わが兵を京城に駐在せしむることを諾せしめしに、清國も、また、我と權衡を保つを口實として、守備兵を京城に置きぬ。

明治十七年の朝鮮事變  
獨立事大の二黨の争ひ、獨立黨はわが國に頼り、事大黨は清國に通ず

當時、朝鮮に、獨立事大の二黨あり。事大黨の首領、閔氏等は、常に、清の使臣、袁世凱Yuan-shih-kaiと氣脈を通じ、獨立黨の朴泳孝・金玉均Pak-yong-kyo Kim-ok-kyun等は、わが國に頼りて、内政の改革を計らんとし、互に、相協はざりしが、十七年十二月、獨立黨起ちて、事大黨を斥け、國王を奉じて、大政一新の令を下し、王は、援をわが公使館に請ふ。よりて、公使、竹添進一郎Taketsugu Ichiroは、直ちに、兵、一中隊を従へて、王宮に入りしに、袁世凱は、兵、二千を率ゐ、朝鮮人と相合して、王宮を圍み、ついで、わが兵の、公使館に退くや、清兵等、來たりて、また、こ

清兵等わが公使館を襲ひ、わが居留民を殺す

天津條約の表

天津條約に  
りて日清兩國  
京城駐在の守  
備兵を撤す

日清戦争の経過

東學黨の亂

東學黨の亂  
とその餘波  
東學黨起り  
清國出兵す

れを焼き、京城在住のわが國人を殺害す。ここにおいて、わが政府は、井上馨イノウエノカキルを朝鮮に遣りて、まづその罪を問はしめ、更に伊藤博文を清國に派し、清の全權大臣、李鴻章リホンチヤウと天津に會して、談判せしめ、遂に、十八年四月、條約を締結し、京城キョウキョウにおける日清兩國の守備兵を撤回すること、及び、將來、出師の必要ある場合には、互に、まづ、行文知照すべきこと等を約しぬ。されど、清國は、これよりのちも、なほ、陰に、事大黨を助けて、朝鮮の内政に干渉せしかば、金玉均等は、早く、亡命して、わが國に來たりぬ。

二十七年五月、朝鮮に東學黨Tong-hak-tungの亂、起るや、清國は、屬邦の亂を鎮定するを名とし、兵を出だして、牙山アサンに上陸せしめしかば、わが政府は、偶、歸朝中なりし、公使、大鳥圭介オホトリケイスケに命じ、八重

我も兵を京城に進む

清國と共に朝鮮の内政改革を行はんとせしに彼應ぜず

豊島の海戦

牙山の戦

宣戦の大詔下る

山艦ヤマカンに搭乘して、急に、朝鮮に到らしめ、また、近海に遊戈せし帝國軍艦を仁川に廻航し、混成旅團を編制して、直ちに、京城に進め、わが公使館、及び、居留民を保護せしめぬ。かくて、清國に通牒して、共に、朝鮮の内政改革を議せんとせしに、彼は、頑として、これに應ぜざりしかば、我は、獨力、その任に當たらんとし、朝鮮政府に對ひて、種種、提議するところあり、内治の刷新は、着着、その途に就かんとせり。然るに、七月二十五日、わが吉野・浪速・秋津洲ヨシノ・ナニハ・アキツシマの三艦、豊島沖Pung-toに、清の軍艦と、相遇ふや、彼、まづ、發砲して、戦を挑みしかば、我、また、應戦して、操江チヤウキヤウを捕へ、高陞號カウシヤウを沈め、ついで、二十九日、陸軍は、朝鮮王の依頼によりて、牙山アサンの清兵を逐ひ、八月一日、天皇は、宣戦の大詔を下したまへり。

その二

平壤包圍攻  
大本營を廣島に進めたまふ

海洋島の海戦

かくて、大將、山縣有朋の部署せる第一軍は、進みて、平壤Pyongyangに向かひ、九月十五日、四面より包圍攻撃して、遂に、これを陥れ、清兵を朝鮮の域外に逐ひぬ。また、天皇は、この日を以て、大本營を廣島に進めさせられ、親しく、軍事を督したまひしかば、兵氣益々振へり。

十七日、中將、伊東祐亨Imoto Yūkenは、旗艦、松島Songushima以下の十二隻を率ゐて、黄海に進み、軍艦十四隻、水雷艇六隻より成れる清の北洋水師Peiyang-shui-shihと、大いに、海洋島附近に戦ひ、揚威以下四艦を撃沈し、平遠Pingyuan-shih等の諸艦を傷つけしに、敵の提督、丁汝昌Ching-tsu-changは、殘艦を率ゐて逃れ、黄海の制海權、殆ど、わが手に歸せり。

十月に至り、第一軍は、長驅して、鴨綠江を涉り、忽ちに、九連

九連城鳳凰城占領

旅順口陥落

紅瓦寨の戦

城、及び、鳳凰城を抜きぬ。この時、第二軍、また、編成せられ、大將、大山巖Ōyama Iwano、これを督して、遼東に向かひ、花園河口に上陸して、直ちに、金州、大連を攻略し、十一月二十一日、未明、進みて、旅順口Li-shun-kou總攻撃を行ひ、椅子山、松樹山、二龍山等の諸砲臺を奪ひ、海陸力を合はせて、夕刻、黄金山砲臺を陥れ、遂に、全く、旅順口を占領せり。

この間、第一軍は、連山關、摩天嶺、賽馬集、岫巖等に敵軍を破りて、十二月十三日、海城を占領せしに、敵將、宋慶Sung-ching、これを恢復せんと欲して、紅瓦寨Hung-wa-chaiに據りしかば、わが軍、また、大風雪を冒して、進撃し、激戦して、大いに、これを破りぬ。既にして、第二軍は、攻めて、蓋平Kai-pingを奪ひしかば、兩軍の聯絡、ここに、始めて、通ぜり。

威海衛占領  
威海衛の陸地占領

水雷艇の夜襲

敵將の降服と北洋水師の全滅

牛莊營口占領

講和談判

これより、第二軍は、更に轉じて、榮城灣に上陸し、二十八年二月二日、遂に、威海衛の陸地を占領せり。然るに、日島及び劉公島の敵兵は、艦隊と共に、死守して、降らざりしかば、わが水雷艇隊は、夜に乗じて、突進し、定遠、來遠、威遠等を轟沈し、ついで、わが艦隊、總攻撃を行ひ、脱出せんとする靖遠、及び、水雷艇數隻を沈め、福龍號を捕獲せしに、十二日に至り、丁汝昌は、鎮遠以下、残留の軍艦、砲臺、兵器、彈藥等を納れて、降り、その夜、遂に、自殺しぬ。

三月四日、わが軍は、進みて、牛莊を抜き、ついで、營口を陥れ、田庄臺を取りぬ。また、南に向かへる別軍は、海軍と力を合はせて、二十六日に、澎湖島を占領せり。これよりさき、清國にては、一度、請和使をわが國に送りし

清國和を請ふ  
下關係約  
その條件

三國干涉

遼東半島還附

凱旋

臺灣討平

が、その資格に缺くるところありしを以て、これを斥けしに、三月に至り、李鴻章は、全權大臣となりて、來たり、重ねて、和を請ふ。よりて、わが全權大臣、伊藤博文、陸奥宗光は、これと下關に會議し、四月十七日、條約を結び、清國は、朝鮮の獨立を確認すべきこと、遼東半島、臺灣、澎湖列島を割讓し、償金二億兩を支拂ふべきこと、沙市、重慶、蘇州、杭州の四港を開くべきこと等を定めぬ。然るに、ロシア、フランス、ドイツの三國は、わが國の、永く、遼東を領有するは、東洋の平和に害ありとて、切に、その還附を勧めしかば、わが政府は、これを容れて、遼東半島を清國に還し、代償として、三千萬兩を收め、王師、凱旋し、車駕、還御ありき。

臺灣、わが有に歸するや、清將、劉永福、愚民を煽動して、我に

條約改正

條約改正屢々失敗に終る

始めて對等の條約を結ぶ

反抗せしかば、北白川宮能久親王は、近衛師團の兵を率ゐて、これを討ち、間もなく、全島を平定せられぬ。  
條約改正は、維新以來、朝野の一問題となり、の第二十卷、寺島宗則、井上馨、大隈重信等、相續ぎて、これを圖り、皆、失敗に終りしが、この戦役中より、陸奥宗光は、國別談判を開きて、漸く、その目的を達し、始めて、對等の條約を結ぶに至れり。

第二十六章

明治二十七八年戦役後に

おける極東の形勢

韓國問題

わが對韓策の失敗

ロシア勢力を張る

明治二十七八年戦役以後、わが國は、韓國を輔導して、銳意、内治の改革に従ひしに、その政策、やや、急激なりしが爲に、却りて、失敗し、ロシアは、これに乗じて、次第に、勢力を韓國に扶

ロシア排斥の聲また起る  
韓國問題に關するわが國とロシアとの協約

列強の對清政策

カシニ密約

膠州灣事件

殖しぬ。然るに、ロシアの壓迫、また、益、加はるに及びては、韓國上下の心、漸く、離れ、ロシア排斥の聲、大いに、高まりしかば、ロシアは、急に、その方針を變じ、三十一年、わが政府と協議して、今後、兩國、共に、韓國の内政に干渉せざるべきこと、將來、もし、その必要、起らば、互に、まづ、協商を遂ぐべきことを約し、更に、ロシアは、韓國におけるわが商工業の發達を妨げざるべきを誓ひて、一時、韓國問題を解決せり。

ロシアは、また、とくより、滿洲經營の志ありて、シベリア鐵道の竣功を急ぎつつありしが、明治三十年、遂に、清國とカシニ密約を結びて、滿洲における鐵道布設權を獲、着着、南下の策を講じぬ。この時に當たり、ドイツは、その宣教師が、清國人に殺害せられたるを口實として、急に、膠州灣を占領し、三十

ロシアの旅順  
口大連租借  
イギリスの威  
海衛租借  
フランスの廣  
州灣租借

北清事件

清國人の排外  
思想激昂す

義和團起り  
て公使館を襲

一年、清國と契約を結び、九十九箇年を期限として、同地の租借をなすに至りしかば、ロシアは、これを好機となして、二十五箇年間箇のち九に改む、旅順口・大連の借入を清國に要求せり。ここにおいて、イギリスは、勢力の平均を保たんとして、威海衛の借入を請求し、ついで、フランスは、廣州灣租借の提議をなししに、清國は、皆、その請を容れしかば、わが國も、自衛の爲に、清國をして、福建省の不割讓を誓はしめたり。

*Fu-chien-sheng*

*Kwang-chow-wai*

かく、西洋の諸強國が、清國の疲弊に乗じて、頻に、その要地を占有するに至りしより、清國人の排外思想、激昂し、明治三十三年五月、義和團、山東省に蜂起して、鐵道、教會堂を破壊し、宣教師を殺害せしが、在廷の守舊黨、また、これに聲援を與へしかば、團匪は、益々、勢を得、北京に進みて、各國公使館を襲ふよ

*Yi-ho-tuan*

*Shan-tung-sheng*

諸國聯合軍北  
京に入る

匪徒平ぐ

ロシアの滿  
洲經營

ロシア兵を滿  
洲に入る

清國に警戒を  
與へロシアに  
抗議をなす

イギリスと攻  
守同盟を結ぶ

ロシア遂に滿  
洲撤兵を宣言

りて、わが兵は、イギリス・アメリカ・ドイツ・フランス・イタリア・ロシア等諸國聯合軍の主力となりて、まづ、太沽・天津を陥れ、八月十四日、北京に入りて、各國公使、及び、居留民を重圍のうちに援ひ、忽ち、擾亂を鎮定しぬ。

然るに、この間、ロシアは、鐵道保護等を名として、頻に、兵を滿洲に出だし、遂に、清國と密約を結びて、滿洲獨占の宿望を遂げんとせしかば、わが國は、清國に告ぐるに、ロシアの要求を容るる結果の恐るべきを以てし、また、ロシア政府には、屢々、強硬なる抗議をなしぬ。かくて、明治三十五年正月、わが國は、清・韓保全、東洋平和を目的として、イギリスと攻守同盟を結ぶこととなりしに、四月に至りて、ロシアは、急に、歩を譲り、十八箇月間を期限とし、三回に、滿洲の撤兵を行ふべしと宣言



するに至れり。

第二十七章 明治三十七八年戦役

その一

ロシアとの交渉

ロシア満洲の兵を撤せず

ロシア韓国の利権を侵害す

ロシアわが提議を容れず、提議を修む

さきに、ロシアは、時を刻して、悉く、滿洲駐在の兵を撤せんことを宣言せしに、第一、第二撤兵期を経過するも、毫も、その約を履行せざるのみならず、遂に、北韓疆上を壓して、龍巖浦の占領を敢てし、韓國の利権をも侵害するが如き行動に出たり。よりて、わが政府は、ロシア政府に通じて、その反省を促し、明治三十六年九月以降、外務大臣、小村壽太郎をして、本邦駐紮ロシア公使ローゼンと、前後、數回の交渉を累ねしめしに、彼は、一も、交讓の精神を以てこれを迎へず、徒に、時局の

國交斷絶

聯合艦隊の進發

仁川の海戦

聯合艦隊の敵艦攻撃

解決を遷延せしめて、陰に、海陸の軍備を修むるに至りしかば、我は、最早、妥協の望なきを察し、三十七年二月六日、遂に、ロシアとの國交を斷ち、自由行動を執るべきことをその政府に告げぬ。

かくて、わが聯合艦隊は、直ちに、佐世保を發し、司令長官、中將東郷平八郎の督せる三笠朝日初瀬等の主力艦隊は、八日、旅順港口に進みて、敵艦を襲撃し、司令官、少將、瓜生外吉の率ゐる浪速以下の七艦は、陸軍運送船を掩護して、仁川港に至り、先發の千代田と合し、九日、ワリヤーグ・コレイツの二艦を沈めて、機先を制せり。ついで、十日、天皇は、宣戰の大詔を下したまへり。

これより、聯合艦隊は、屢、旅順口に迫りて、敵艦を攻撃し、三

驅逐艦の接戦

敵の旗艦沈み司令長官戦死す

港口閉塞

月十日、朝潮、曉霞等の驅逐艦は、敵の驅逐艦と、殆ど、舷舷、相摩せんとするが如く、接戦し、四月十三日には、敵を港外に誘ひて、これを破り、敵の旗艦ピートルバプロブスクは、水雷に觸れて沈み、司令長官マカロフ、戦死せり。また、二月以來、三たび、港口閉塞を執行して、一時、敵艦の出入する能はざるに至らしめ、五月二十六日、東郷司令長官は、金州半島、實力封鎖を宣言せり。

第一軍の活動

定州占領

總軍鴨綠江を涉りて九連城等を抜く

益々北進す

大將、黒木爲楨の率ゐる第一軍の先鋒は、二月二十八日、平壤七星門外に敵騎を破りて、定州を占領せしが、五月一日には、總軍、鴨綠江を涉りて、九連城、鳳凰城、寬甸城を抜きぬ。ついで、また、敵を賽馬集、摩天嶺等に破り、次第に、右翼を展開し、遠く、遼陽を包みつつ、益々北進せり。

第二軍の活動

普蘭店占領

得利寺の戦

熊岳城蓋平大石橋占領

第四軍の活動

海城占領

遼陽占領

これよりさき、五月五日、大將、輿保鞏の督せる第二軍は、貔子窩に上陸して、普蘭店を取り、二十六日、金州城を抜き、南山の堅壘を陥れ、旅順の背面を壓迫せり。然るに、遼陽に在りし、敵帥クロバトキンは、南下して、わが背後を衝かんとせしかば、第二軍の主力は、直ちに、北上して、六月十五日、これを得利寺に破り、ついで、熊岳城、蓋平、大石橋等に戦ひて、皆、これに勝ちぬ。また、五月十九日、大孤山に上陸したる第四軍は、大將、野津道貫、これを督して、進み、六月八日、第一軍の一枝隊と共に、敵を岫巖に破り、ついで、分水嶺の險を衝き、八月三日、第二軍と共力して、海城を陥れ、牛莊を占領せり。ここにおいて、わが滿洲軍總司令官、大山巖は、三軍を統率して、敵を遼陽附近に包圍攻撃し、激戦數日に亘りしが、九月四日に至りて、遂

に、遼陽城を陥れぬ。

その二

黄海の海戦  
蔚山沖の海戦

この間、海軍は、部署を定めて、旅順封鎖海峡監視、土陸掩護、陸戦援助、掃海等の任務に従ひしが、八月十日、敵艦の、旅順港より脱出せんとするや、大いに、これと黄海に戦ひて、再び、港内に壓迫せり。これよりさき、ウラヂポストクに在りし敵艦隊は、屢、出でて、わが近海を騒がし、金州丸、常陸丸等を撃沈せしが、中將、上村彦之丞の率ゐる艦隊は、瓜生艦隊と共に、八月十四日、これを蔚山沖に破り、ルーリクを沈め、他の二隻を傷つけぬ。

沙河の會戰

奉天方面の敵軍は、新銳の増援兵を得て、勢を恢復し、十月初旬、決戦を期して、南下し來たりしが、わが軍、進みて、これを

第三軍の旅順要塞攻圍

わが軍頗る苦戦す

多大の犠牲を拂ひて漸く二〇三高地を占領す

敵の殘艦に止めを刺す

開城

沙河附近に邀へ撃ち、激戦、數日、遂に、敵を渾河の左岸に壓迫して、全然、その企圖を挫きたり。

南山、陥りてのち、第三軍、編成せられ、中將、乃木希典、これを督して、旅順口要塞を圍みしが、敵は、堅壘に據りて、死守せしかば、わが軍、頗る、苦戦して、八月二十二日、盤龍山砲臺を取り、ついで、クロバトキン砲臺、一戸堡壘等を奪ひ、十一月三十日に至りて、漸く、二〇三高地を占領せり。かくて、我は、海軍砲重砲を以て、港内に潜伏せる敵の殘艦を瞰射し、悉く、これに、止めを刺し、十二月十八日、東鷄冠山北砲臺を奪取し、ついで、二

龍山・松樹山等の諸砲臺を陥れ、三十八年正月一日には、望臺を占領するに至りしかば、敵將ステッセルは、力盡きて、その夜、降を請ひ、三日、旅順要塞を開城せり。旅順要塞戦は、この戦

黒溝臺の戦

奉天附近の  
會戰

役中、最も激烈を極め、少將、中村覺ナカムラトシノブの、白襪隊シロダスキ隊を率ゐて、松樹山に迫れる等の壯烈談は、殆ど枚擧に遑あらず。

一月二十五日、敵軍南下して、わが左翼に迫りしかば、わが軍、これと黒溝臺附近に戦ひて、大いに捷ちぬ。ついで、わが總軍、攻勢を取り、二月下旬、諸道並び進みて、敵を奉天附近に包圍攻撃し、三月十日に至りて、遂に、奉天城を占領し、追撃して、鐵嶺・開原・昌圖を陥れぬ。この役、敵の捕虜四萬餘、死傷二十餘萬を以て數ふ。

日本海の海  
戰

バルト海艦隊  
來たる  
東郷大將の信  
號

さきに、本國を發して、東航の途に上りたる、敵のバルト海艦隊は、五月二十七日に至りて、對島東水道に見はれしかば、東郷大將は、「皇國の興敗、この一戦に在り」と信號して、將士を勵まし、直ちに、進みて、敵を沖島オキシマ附近に激へ撃ち、對戦追撃

敵將を擒にし  
敵艦を全滅す

カラフト占  
領

講和談判

アメリカ合衆  
國大統領講和  
を勸告す

ポーツマス會  
議

講和條件

二晝夜に亘りて、旗艦スバロフ以下二十餘隻を沈め、ニコラ一世以下五隻を捕獲し、司令長官ロジストフロジストフを擒にして、殆ど全く、敵艦隊を殲滅せり。

七月七日、中將、原口兼濟ウラベノカネツネの率ゐる別軍は、コルサコフコルサコフ附近に上陸して、翌日、これを抜き、ついで、アレクサンドロフスクアレクサンドロフスクを陥れ、忽ちに、カラフト全部を占領せり。

この時に當たり、アメリカ合衆國大統領、ローズベルトローズベルトは、兩國政府に通じて、講和を勸告せしかば、我は、外務大臣、小村壽太郎、合衆國駐紮公使、高平小五郎タカヒラコイチロウを全權委員となし、ロシアの全權、ウイッテ・ローゼンウイッテ・ローゼンとポーツマスポーツマスに會して、協議せしめ、九月五日、條約を結び、ロシアは、韓國におけるわが優秀權を承認すること、全然、滿洲より撤兵すること、旅順口、大連、及

凱旋

大廟 語捷の大

典 凱旋觀艦觀兵

び、その附近の租借權、長春旅順口間の鐵道並に、カラフトの南部を我に讓與すること等を約しぬ。かくて、十一月十四日、天皇は、伊勢大廟に行幸ありて、親しく、戰捷を皇祖の神靈に告げさせられ、ついで、海陸諸軍の凱旋するや、觀艦式を横濱灣に、觀兵式を青山練兵場京東に行ひたまひて、ここに、戰役の局を結びぬ。

イギリスとの新同盟協約

これよりさき、わが國は、益々、東洋の平和を確保するが爲、八月十二日、イギリス國と攻守同盟の新協約を結びしが、講和成立ののちに至りて、その發表ありき。また、十一月十八日、日韓協約を訂結して、統監府を京城に、理事廳を仁川、釜山、元山、鎮南浦、木浦、馬山、浦等Chin-nam-pho, Mok-pho, Ma-san-phoに開き、わが政府にて、韓國の外交事務を監理することとなりしかば、在韓各國公使館は、次第に、撤

日韓協約

廢せられぬ。

附

録

Table of Contents (Table of Contents) with multiple columns of text, including page numbers and chapter titles, written in vertical columns.

### 史實熟語要解

- 一、史實熟語要解は、本文に、ただ、その件名のみを擧ぐるに過ぎざりし重要な史實と、史的熟語とを、簡単に、説明せるものなり。
- 一、編者が、この要解を附載せるは、これを、學生諸君の豫習、または、自習に供して、教官諸氏が説明の勞を省き、授業時間に多少の餘裕を與ふると共に、學生諸君をして、教場以外に、幾分學ぶところあらしめんと欲するにあり。
- 一、ここに説明せる史實熟語の、本文中に見はれたる箇處には、それぞれ、番號を記し置きたり。彼我、對照して、見られんことを望む。

#### 參考第一

一 東西史部。

東西史部は、上代に、朝廷の文事を掌りし東文直ヤマトノミナトノカヘチノフミノオヒト・西文直ヤマトノミナトノカヘチノフミノオヒトの率ゐたる部にして、西文直は、應神天皇の十六年（紀元九四五）に來朝して、河内に住せし王仁の子孫、東文直は、同二十年に歸化して、大和に住せし阿知使主の後裔なり。

#### 第五章

一 班田收授の法。

全國の民、年六歳以上のものに、田ク（口分田）を分ち授けらるるを班田といひ、男は二段、女は、そ

の三分の二を受く。班田は、六年を一期とし、班年には、京職、國司、各々、その管轄内の民口を調査して、帳簿を作り、これを太政官に申請し、官よりは、班田使を諸國に遣はし、十一月一日より翌年二月末日までに收授し畢らしむ。もし、班年の中途に死亡するものあらば、戸内のもの代りて、その地を耕し、租稻を官に輸し、班年に至りて、これを公に返上せり。

第六章

一五 衛府。

令の制、禁衛に衛門府、左右衛士府、及び、左右兵衛府ありて、これを五衛府と稱せり。然るに、聖武天皇の朝には、中衛府、淳仁天皇の朝には、授刀衛を創置し、ついで、授刀衛を近衛府と改稱し、平城天皇の大同二年（紀元一四六七）に至りては、近衛中衛を合して、左近衛右近衛の二府となし、翌年、衛門府を左右衛士府に併せ、のち、これを左右衛門府と改名せられしかば、遂に、左右近衛府、左右衛門府、左右兵衛府の六衛府（四衛二府ともいふ）となれり。

二三 世一身法。

元正天皇の養老七年（紀元一三八三）、天下に令して、開墾を勸め、新たに、溝池を作りて、山野を開くものは、これを三世に傳へ、舊溝池を逐ひて開くものは、終身、所有することを許したまへり。世に、これを三世一身法といふ。

三六 議。

六議とは、議親（皇室に近親のもの）、議故（天皇に故舊あるもの）、議賢（大德行あるもの）、議能（大

才藝あるもの）、議功（大勳功あるもの）、議貴（三位以上のもの）をいふ。

四八 虐。

入虐とは、謀反（國家を危くせん）と謀るもの、謀大逆（山陵・宮闕を毀たんと謀るもの）、謀叛（本國に叛きて、外國に従ふもの）、惡逆（祖父母・父母を毆打し、または、これを殺さんと謀るもの）、不道（伯叔父・外祖父母を毆打し、または、これを殺さんと謀るもの）、大不敬（大社を毀ち、神物を盗まんとするもの等）、不孝（祖父母・父母を咀言し、その喪に哀を擧げず、または、婚嫁するもの等）、不義（本主・上長官を殺すもの、または、夫の喪に哀を擧げず、改嫁せんとするもの等）をいふ。

五 官當、免所居官、免官、除名。

官當。 徒罪に當たるものの、勳位・官位を以て、その罪を贖はしむるをいひ、一品以下三位以上は、一官、徒、三年、五位以上は、一官、徒、二年、八位以上は、一官、徒、一年に當つ。また、勳位・官位併せ有するものは、まづ、官位を以て、當て、位、低くして、罪に足らざるものは、銅を以て贖はしむ。免所居官。 官位、一階を下し、同時に、官職を解くをいひ、勳位は、これを留む。但し、勳位のみならば、その一等を下す。

免官。 勳位・官位共に、これを剝奪し、同時に、官職を解くをいふ。  
除名。 官吏の籍を除き、勳位・官位共に、これを剝奪するをいふ。

第七章

一 阿衡の議。



光孝天皇に皇子、多くおはしまししが、皆藤原氏の出にあらざりしかば、天皇は藤原基經を憚りて、久しく儲君を定めたまはざりき。かくて、天皇の御病、重くならせたまふに及び、基經に、「皇儲は、大臣の計らひにて定めん。」との仰ありしかば、基經は、皇子、定省親王(さきくに)に、源姓を賜はりて、源定省朝臣と申されしを、この時、また、親王に列せられ、立ちて、皇太子となりたまひしなり。を推擧し奉りしに、天皇、大いに喜ばせられ、左に基經の手を執り、右に親王の御手を執らせたまひて、「大臣の恩、深し、よく、これを思へよ。」とのたまひき。親王は、即ち、宇多天皇にておはす。

宇多天皇は、父帝の御遺訓を守りて、深く、基經に御依頼あり、御即位の初、優渥なる勅書を基經に賜ひて、「萬機、巨細となく、卿、關白し、然るのち、奏下せよ。」と仰せられしが、基經は、固く、これを辭し奉りしかば、天皇は、橘廣相に命じ、更に、勅書を作らしめて、基經に賜ふ。然るに、この勅書のうちに、「シク以シテ阿衡之任ヲ爲ス卿之任ト」の句ありしより、藤原佐世は、基經に説きて、「阿衡は、位にして、職掌なし。」といひければ、基經、甚だ、これを快しとせず、「聖旨、臣が辭意に暗合す。」と奏して、參朝せず、有司、官奏を持ち來たれども、曾て、これを覽ず、萬機、大いに、滯滞す。ここにおいて、議、遂に、勅書改作に決し、重れて、關白の勅命を基經に下したまひしに、基經、始めて、勅を奉じ、萬機の事に與かり、廣相も、幸に、罪を得ずして、阿衡の議の局を結びぬ。蓋し、この事件は、佐世及び、藤原氏の徒が、名をこれに藉りて、廣相を斥けんとしたるものなるべく、また、藤原氏の權勢は、已に、大詔をも、翻す力あるに至りしことを示したるものといふべし。

二 承平・天慶の亂。

桓武天皇の曾孫、高望王は、姓平氏を賜はり、上總介となりて、任に赴き、その子、國香、良兼、良將等、多く、東國の國司となりて、一族、頗る、蔓延せり。然るに、良將の子、將門は、事を以て、國香と隙を生じ、承平五年(紀元一五九五)、遂に、これを攻め殺ししかば、國香の子、貞盛は、良兼と共に、將門を撃たんとせしに、却りて、破られぬ。

この時、武藏介たりし源經基(清和天皇の孫)は、權守興世王と、相善からざりしが、將門の、興世王と結ぶに及び、大いに、驚きて、京に走り、將門等、謀反の由を奏す朝廷、乃ち、人を遣りて、その實否を糺さしめしに、將門は、頗る、無實の由を陳ぜしかば、朝廷にても、これを追責したまはざりき。

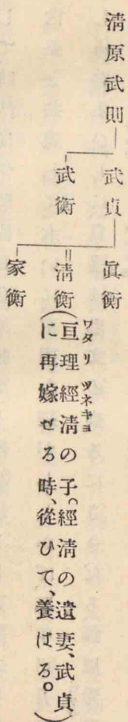
既にして、將門は、常陸國司、藤原維幾と争を起こし、天慶二年(紀元一五九九)、攻めて、國府を燒き、また、興世王と共に謀して、大いに、東國を騷がししかば、三年正月、朝廷にては、藤原忠文を遣りて、これを討たしめたまひしに、貞盛は、忠文の到るにさきだち、藤原秀郷と共に、攻めて、これを滅ぼしぬ。これよりさき、伊豫、藤原純友は、將門の、東國に起これるを聞きて、また、兵を擧げ、南海山陽、西海を騷がししが、小野好古、源經基等に破られて、四年六月、誅に服しぬ。これを承平・天慶の亂といふ。

三 安倍清原二氏の亂。

陸奥の豪族、安倍氏は、世世、この地に住して、一族、蔓延し、廣大なる土地を領有して、威風、大いに、振ひしが、その勢を恃みて、課役に従はず、代代の國司も、これを制すること能はざりき。ここにおいて、後冷泉天皇の永承年中、國司、藤原登任は、兵を出だして、安倍賴時(賴良)を攻めしに、却りて、破られしかば、天喜四年(紀元一七一六)、朝廷、源賴義に命じ、行きて、これを討たしめたまふ。賴義、乃ち、その

子義家・義綱と共に進みて頼時を討ち、頼時は流矢に中りて死せしが、その子、貞任・宗任等は、險要の地に據りて防戦し、大いに官軍を苦しむ。時に、出羽の豪族清原武則等、兵を率ゐて來たり、頼義の軍に會せしかば、頼義はこれと共力して、貞任を衣川柵（陸中）、厨川柵（陸中）等に破り、遂にこれを斃し、康平七年（紀元一七二四）、宗任以下の降虜を率ゐて、京に歸りぬ。これを前九年の役といふ。

清原武則は、戦功によりて、鎮守府將軍に任ぜられ、武貞・眞衡相、繼ぎて、安倍氏の遺領を承傳し、勢甚だ強大となりしが、眞衡の姑夫、吉彦秀武は、事を以て、眞衡を怨み、清衡・家衡等を引きて援となし、白河天皇の朝、兵を起こして、眞衡を襲ひしかば、陸奥守源義家は、眞衡を援けて、秀武を攻め、家衡等



を討ちしに、武衡、また來たりて、家衡を助け、金澤柵（羽後）に據る。然るに、間もなく、秀武・清衡は、驕りて、義家に屈し、共に力を合はせて、金澤柵を攻むるに至りしかば、寛治元年（紀元一七四七）、柵、遂に陥り、武衡・家衡は、斬られ、奥羽始めて、平ぎぬ。ここにおいて、義家は、これを朝廷に奏上せしに、廷議、私闘となして、その功を賞せられざりしかば、義家、私財を散じて、有功の將士に與へぬ。世に、これを後三年の役といふ。

一 三筆、三蹟。

參考第三

- 三筆。嵯峨天皇、空海、橘逸勢。
- 三蹟。小野道風、藤原佐理、藤原行成。

第九章

一 保元の亂。

保元の亂は、皇室の御不和と、攝家一門の争とに基因す。而して、その直接の原因とらひふべきは、藤原忠實長子、忠通を疎んじて、次子、頼長を愛せし爲、忠通・頼長の間の、益、不和となりしこと。

崇徳天皇御年、なほ、若うおはすに、鳥羽法皇は、強ひて、御位を、寵姫、美福門院の御腹なる近衛天皇に譲らしめたまひ、また、近衛天皇、崩御ののち、崇徳上皇は、皇子、重仁親王を次の帝にとおぼされしを、法皇は、忠通と計りたまひて、後白河天皇を立て奉りしかば、上皇、益々、御不満なりしこと。

これなり。

保元元年（紀元一八一六）、鳥羽法皇、崩ぜらるるや、崇徳上皇は、頼長の勳に從ひたまひて、源爲義・爲朝・平忠正等を白河殿に召し、擧兵の準備をなしたまひしに、朝廷にては、早くも、これを察し、源義朝・頼政・平清盛等をして、急に、白河殿を襲はしめられしかば、上皇の軍、大いに、敗れ、頼長は、流矢に中りて薨ぜり。かくて、亂、平ぎてのち、爲義・忠正等は、斬に處せられ、上皇も、讃岐に遷されたまひき。

二 平治の亂。

平治の亂の主要なる原因は、次の二つなり。

イ、藤原通憲(信四)、信賴、共に、後白河上皇に寵あり。信賴は、上皇に請ひて、近衛大將たらんとせしを、通憲、これを妨げしかば、信賴、通憲を怨むに至りしこと。

ロ、源義朝は、平清盛の勢望、おのれに越ゆるを忌み、また、通憲が、義朝の望を斥けて、清盛と婚嫁を結びしより、源平、二家の怨、益々、甚だしくなりしこと。

信賴は、遂に、義朝と謀り、平治元年(紀元一八一九)十二月、清盛の、熊野(紀伊)參詣を機とし、兵を擧げて、大内に入り、ついで、通憲を殺ししが、清盛は、これを聞きて、直ちに、途より引き返し、その子、重盛等と共に、攻めて、大いに、信賴、義朝を破りぬ。かくて、信賴は、捕へられてのち、斬に處せられ、義朝は、尾張に走りて、殺され、その子、賴朝は、伊豆に流されぬ。

三富士川・磯並山・一谷・屋島の合戦。

治承四年(紀元一八四〇)、源賴朝は、北條時政と謀りて、三浦義澄、土肥實平、天野遠景等の諸將を招き、以仁王の令旨を奉じて、兵を擧げしが、八月、大庭景親と石橋山(相模)に戦ひて、敗北せり。されど、間もなく、千葉常胤、葛西清重、島山重忠等の諸豪族、また、來たり屬し、勢大いに、振ひしかば、相模に討ち入りて、鎌倉に據る。平清盛、これを聞き、維盛、忠度等を遣りて、賴朝を撃たしめんとせしに、賴朝は、進みて、これを富士川に邀へ撃ち、平氏の軍は、潰えて、京に歸れり(十月)。

賴朝の、兵を擧ぐるや、從弟、木曾義仲、また、信濃に起りて、これに應じ、養和元年(紀元一八四一)、城、長茂を破りて、越後に進み、忽ちにして、北陸を徇へき。ここにおいて、壽永二年(紀元一八四三)三

月、平維盛等は、大軍を率ゐて、北陸に進み、義仲を攻めしに、義仲は、磯並山に邀へ撃ちて、大いに、これを破り、長驅して、近江に入り、延曆寺に據りしかば、平宗盛は、安徳天皇を奉じて、西國に赴きぬ。

これよりさき、賴朝は、義仲と不和を生ぜしが、壽永三年(元暦元年)正月、賴朝は、弟、範賴、義經をして、義仲を攻めしめ、遂に、これを粟津(近江)に斃せり。

この間、平氏の軍は、勢を恢復し、東上して、屋島に陣し、義仲の軍を水島(備中)に破り、壽永三年正月には、進みて、一谷城に據りしかば、範賴、義經は、粟津合戦ののち、直ちに、これを撃ち、平氏は、大敗して、再び、屋島に退きぬ。然るに、翌、元暦二年(文治元年)、義經は、また、平氏の軍を屋島に破りしより、宗盛は、海を航して、西奔し、義經、更に、これを追撃して、壇浦の戦となりぬ。

第十章

一陸奥の藤原氏征討。

陸奥の藤原氏は、亘理清衡の裔にして、累世、威を奥羽に振ひしが、清衡の孫、秀衡はその勢を恃みて、賴朝に從はず、義經の、賴朝と不和を生じて、陸奥に走るに及びては、これを衣川館(陸中)に迎へたり。然るに、秀衡の子、泰衡は、鎌倉幕府の勢、盛んなるを見、賴朝の命に從ひて、義經を斬りしに、賴朝の素志は、奥羽を平定するにありしかば、却りて、その遅きを責め、文治五年(紀元一八四九)七月、みづから將として、陸奥に進み、八月、阿津賀志山(岩代)に激戦して、これを破り、追撃して、平泉(陸中)に至りしに、泰衡、遁れて、家臣に害せられぬ。ここにおいて、賴朝は、葛西清重を奥州總奉行となし、ほば、秀衡の舊制によりて、この地を治めしめぬ。

二 承久の變。

後鳥羽天皇は英明の君にましまし、夙に幕府の專横を憤らせたまひしが、土御門天皇に御讓位ののちは院中におはして、政を親させられ、西面の武士を置き、北面に配し、大いに武藝を講習せしめて、時こそあれと待ちたまひき、建保七年(承久元年、紀元一八七九)正月、賀朝、弑に遭ひて、源氏の正統、絶え、幕府は、勅許を請ひて、藤原頼經を鎌倉に迎ふるや、京都にては、これを以て、公武の合體と早断せるものもありしほどなりしに、事實は、全く、これに反し、幕府の基礎は、依然として動かず、政權は、政子を通じて、執權、北條氏に移るに至り、北條氏は、屢、朝命に背くことありしかば、後鳥羽上皇は、遂に、鎌倉追討の御志を決し、順德上皇と謀り、承久三年(紀元一八八一)五月、城南寺(山城)の流鏑馬に託して、近畿諸國の兵を徴したまふ。ここにおいて、政子は、執權、義時、及び、大江廣元と議し、泰時、時房を兵十九萬餘騎に將として、直ちに、西上せしめ、官軍を諸處に破りて、京都に討ち入らしめぬ。かくて、幕府は、事に與かれる親王、公卿將士を斬流に處し、その領地を沒收して、戦功ある將士に頒ち、また、後鳥羽上皇を隱岐に、順德上皇を佐渡に遷し、奉りしかば、土御門上皇も、土佐に赴かせたまひき。

三大番。

大番に、京大番、鎌倉大番の別あり。

イ、京大番。京大番とは、諸國武人の、更番在京して、禁闕の警衛、洛中の巡撫を司るをいふ。この役は、鎌倉時代以前よりもありて、在番年限は三年なりしが、その費用、多くして、武人の苦

痛、少なからざりしかば、鎌倉幕府の初には、六箇月となし、のち、また、三箇月に改めたり。

四 兩皇統迭立。

承久の變ありて以來、北條氏は、京都に對して、大いに警戒を加へ、四條天皇の、皇子なくして、崩御あるや、泰時、順德院の御後を排して、土御門院の御子、後嵯峨天皇を立て奉りぬ。かくて、天皇ののちは、後深草、龜山兩帝御兄弟にて、御位を繼がせたまひしが、後嵯峨法皇は、深く、龜山天皇の英邁なるを愛せられ、皇位は、永く、この御子孫に傳へしむべきことを遺詔したまへり。これによりて、龜山天皇は、御位を、皇子、後宇多天皇に譲りたまひしに、後深草上皇は、御不満の由を鎌倉に申し送られしかば、北條時宗、計らひて、後深草上皇の皇子(伏見天皇)を當代の東宮に立て奉りぬ。これ實に、兩皇統迭立の濫觴にして、のち、後宇多上皇は、嵯峨(山城)の大覺寺に、伏見上皇は、持明院(京都)に閑居せられしより、大覺寺統、持明院統の稱、起これり。

參考第五

一流鏑馬、笠懸、牛追物、犬追物、草鹿。

流鏑馬。流鏑馬は、武家の射藝の、最も、古きものにして、まづ、馬場を設け、普通、板の角的を三箇所に立て、射手は、馬を馬場のうちに馳せながら、この的を射るなり。

笠懸。笠懸は、騎射の一種にして、もと、綾、蘭、蘭にて編みたる笠(ガサ)を竿に懸け、これを的として射たるより、この名あり、のちには、種種の的を用ひき。

牛追物、犬追物。牛追物は、騎馬にて犢を射る武技にして、初めは、定まれる場所をも構へず、野飼の牛ある所に行きて射たりしを、のちには、一定の場所を設けて行ひ、また、犬を以て牛に代ふるに至れり。犬追物、即ち、これなり。

草鹿。草鹿は、歩射の一種にして、野草を束れて、鹿の形に作り、これを射て、狩獵に倣ふものなり。二 繪所預。

繪所は、主として、朝廷の畫事を掌る。令制、中務省の被管に畫工司あり、その廢止以後、新たに、繪所を置かれしならん。長官を別當といひ、五位藏人を以てこれに任じ、その下に預あり。

三七座。

七座とは、絹座、炭座、米座、檜物座、相物座、干架積座、馬座をいふ。絹座、炭座、米座、馬座は、その名の示すが如く、絹布、薪炭、米穀、馬匹を賣り捌く所にして、檜物座は材木、相物座は鹽魚、干架積座は雜種を商ふ店なり。

第十二章

一 糺河原の戦。

足利尊氏、新田義貞を破りて、西犯するや、北畠顯家、結城宗廣は、その後を追ひて、入京し、建武三年(延元元年)正月、これと糺河原に戦ひて、大いに勝ち、尊氏は、一旦兵庫(攝津)に逃る。然るに、楠木正成、義貞は、また、これを追撃して、豊島河原(攝津)に破りしかば、尊氏は、遂に、九州に奔れり。二 應仁の亂。

應仁の亂は、種種複雑なる事情の轉合して起これるものなれども、その主因ともいふべきは、當時、幕府の實權下に移り、管領家の細川勝元と四職家の山名持豊(宗全)とが、これに乗じて、政權を獨占せんと計りたること。

これなり。而して、その動機となりしは、將軍家、及び、管領家における相續の争なるが、更に、これを詳説すれば、

イ、將軍義政、初め、子なかりしより、弟、義視(義尋)を養ひて、嗣と定め、勝元をその執事となししに、夫人、富子、のち、義尚を生み、強ひて、これを立てんと欲して、竊に、持豊に託したること。

ロ、島山持國の子、義敏、一族、政長(持國の弟、持富の子)と家督を争ひ、政長は勝元に、義敏は持豊に頼りしこと。

ハ、斯波義健の養子、義敏、義廉も、互に、家督を争ひ、義敏は勝元に、義廉は持豊に頼りしこと。これなり。

應仁元年(紀元二二二七)、持豊は、義廉と共に、義敏を助けて、政長を攻め、勝元は、政長を助けしより、戦端、開かれ、細川黨は、幕府の東に、山名黨は、その西に陣を張りて、相對抗せり。然るに、義視は、のち、故ありて、西軍に投じ、文明五年(紀元二二三三)には、持豊、勝元、相繼ぎて、卒せしかば、義尚は、立ちて、將軍となり、また、義統は、西軍に背きて、東軍に歸し、ついで、河内に走り、義視は、美濃に走りしかば、西軍の將士、まづ、奔散して、戦亂、收まり、政長は、遂に、管領となりたり(文明九年)。

第十三章

一段錢、棟別錢、倉役。

朝廷及び幕府における臨時の用度を支辨する爲、田畠一段ごとに、錢何文と定めて賦課するを一段錢といひ、軒別に徵收するを棟別錢といふ。また、倉役は、一に、土倉役といひ、土倉即ち、質屋に課する課役なり。

二徳政。

徳政は、もと、租税の怠納を免じ、或は、官より人民に貸與せる貸稻を免除するが如きことを稱し、全く、慈善的の意味を含める政令なりしが、のちには、その意義、大いに變じて、貸借の關係を無効にせしむる法令となれり。かくて、足利時代の中葉ごろには、幕府及び幕吏が、富豪より借財して、償却の途なきに至るや、忽ち、徳政の令を出だし、また、窮民、屢々、蜂起して、幕府に徳政を迫るが如きことあるに至れり。

第十四章

一堀越公方。

鎌倉管領家は、持氏に至りて、亡び、關東の實權は、執事、上杉氏の手に歸せしが、上杉氏は、政略上、主將を擁する必要を悟り、將軍、義政に請ひて、持氏の遺孤、成氏を鎌倉に迎へ、上杉憲忠(山内家)、その執事となり、長尾景仲(山内上杉の家臣)、太田資清(扇谷上杉の家臣)これを輔佐せり。然るに、景仲等は、成氏が、父の事を以て上杉氏を怨み、常に、復讐の念を挾めるを見、成氏を撃たんとして、兵を起こししより、成氏は、これを憲忠の使喚せるものと信じ、結城氏の勸に従ひて、憲忠を殺し、また、景仲

等の軍を破りて、陣を古河(下總)に進めしに、義政は、兵を遣りて、鎌倉の虚を衝かしめしかば、成氏は、遂に、鎌倉に歸る能はず、城を古河に築きて、ここに居れり。世人、これを古河公方と稱す。

かくて、古河公方と上杉氏との攻争、益々、甚だしくなりしかば、義政は、澁川義鏡を關東に遣はして、これを鎮撫せしめぬ。然るに、關東の諸將、なほ、多く、心を成氏に屬し、義鏡の命に従はざりしかば、義鏡は、幕府に請ひ、義政の弟、政知(伊豆)に置き、古河に對抗せり。時人、これを堀越公方と稱す。

かく、兩公方相對峙して、暫く、戦を續けしが、文明の末、成氏と上杉氏との和睦、成り、成氏を以て關東の公方となし、政知には、成氏より、相當の所領を與ふることとなれり。蓋し、事、ここに至れるは、扇谷上杉の家臣、太田持資(道灌)與かりて力あり、從ひて、扇谷家の勢、山内上杉氏を壓するに至りしかば、上杉顯定(山内)は、大いに、これを忌み、上杉定正(扇谷)に讒して、道灌を殺さしめぬ。然るに、間もなく、兩上杉氏の争、起り、定正は、成氏と連合して、頼に、顯定を破りしが、定正死して、子、朝真繼ぐに及び、顯定は、成氏と合して、朝真を破り、遂に、和を請はしむるに至れり。かくて、これより、兩上杉氏、力を合はせて、小田原の北條氏及び越後の長尾氏(のちの上杉氏)に當たることとなり、關東の形勢、一變せり。また、堀越公方家にては、そのころ、内訌、起り、政知の子、茶茶丸に至り、北條早雲に滅ばされぬ。

二國府臺の戰。

北條早雲は、上杉氏を傾けんとし、古河公方、政氏(成氏の子)に、上杉顯定を讒す。この時、政氏の子、

高基・義明も、早雲と謀を通じ、顯定を除かんとせしに、政氏、これを聽かさざりしかば、遂に、父子の戦争となり、義明は陸奥に走り、高基は、政氏を破りて、公方となりぬ。

既にして、義明は、上總の豪族に迎へられて、小弓(下總)に移り、里見・眞理谷諸氏を服して、房總を從へしが、早く、北條氏の野心あるを察して、これを討たんとする志あり。北條氏も、また、義明が、關東平定の意あるを見て、これを忌み、撃ちて、その勢を挫かんとし、天文七年(紀元二一九八)十月、北條氏綱(早雲の子)は、その子、氏康と共に、義明及び、里見義興等と國府臺に激戦し、遂に、義明を斬り、義興を走らせぬ。

三川越の戦。

大永四年(紀元二一八四)、北條氏綱は、上杉朝興(朝良の子、扇谷)を攻めて、江戸城を奪ひしかば、朝興は、川越に退きぬ。ついで、朝興の子、朝定は、父の遺命を守りて、恢復を圖らんとせしに、天文六年(紀元二一九七)、氏綱は、また、進みて、川越城を陥れ、部將を留めて、これを守らしめぬ。ここにおいて、朝定は、一旦、松山(武蔵)に退きしが、遂に、上杉憲政(山内)と連合し、古河公方晴氏(高基の子)を奉じて、天文十四年、川越城を圍みしかば、氏康は、みづから將として、來たり援ひ、翌年四月、大いに、上杉氏の軍を破りぬ。この戦に、朝定は、戦死し、憲政は、敗走して、のち、越後の長尾景虎に投じ、晴氏は、幽せられ、兩上杉氏・古河公方家、共に、没落せり。

四山崎の合戦。

羽柴秀吉は、織田信長の命を受けて、中國に向かひ、高松城(備中)を圍み、信長も、また、みづから將

として、秀吉を援けんとし、天正十年(紀元二二四二)五月、安土(近江)を發して、入京し、本能寺に宿す。然るに、部將、明智光秀、叛きて、六月二日の未明、急に、本能寺を襲ひしかば、信長は、遂に、自殺せり。ここにおいて、秀吉は、毛利氏と和睦して、直ちに、軍を還し、十三日、光秀と山崎に會戦して、これを斃せり。

五賤嶽の合戦。

秀吉、光秀を誅してのち、前田利家・柴田勝家・瀧川一益等諸將、漸く、來たり會せしかば、秀吉は、これと清洲(尾張)に會議し、信長の嫡孫、秀信(三法師)を嗣と定め、信孝をその後見となせり。然るに、勝家・一益等は、秀吉の威名を忌み、信孝と謀りて、これを除かんとせしかば、秀吉は、天正十年(紀元二二四二)十二月、信雄(信長の子)と共に、近江に入りて、勝家の屬城、長濱を降し、轉じて、信孝を岐阜に圍みしに、信孝は、和を請へり。ついで、翌年正月、秀吉は、伊勢に討ち入りて、一益の屬城、龜山を抜き、信雄をここに置きて、一益に備へしめ、再び、近江に進入して、四月二十一日、勝家の將、佐久間盛政と、大いに、賤嶽の北麓に戦ひて、これに勝ち、追撃して、勝家を北莊(越前)に圍みしに、勝家は、遂に、自殺せり。

これより、信孝は、再び、兵を擧げて、勝家等に應ぜしかば、信雄は、別に、軍を留めて、一益に當たらしめ、みづから美濃に入りて、岐阜を圍みしに、信孝は、敵せずして、開城し、ついで、自盡せり。かくて、一益は、孤立の勢となりしかば、間もなく、秀吉に降服して、この戦役の局を結びぬ。

六長久手の合戦。

秀吉は、表面上、信雄に敬意を表せしも、陰に、これを倒さんとする意ありしより、信雄は、漸く、秀吉を疎んじ、徳川家康に親しむに至れり。かくて、信雄が、その家臣の、秀吉と懇ろにせるを疑ひて、これを殺すや、秀吉、大いに、怒りて、信雄を撃たんとせしかば、信雄は、援を家康に求め、家康は、信長の舊恩を思ひ、信雄を奉戴して、義兵を擧ぐるを名とし、實は、これを擁して、秀吉と雌雄を決せんとし、天正十二年（紀元二二四四）、遂に、長久手の戦あり。

家康は、長曾我部氏、佐佐氏等に通じて、秀吉を牽制し、みづから出て、小牧（尾張）に陣を張り、秀吉、また、來たりて、これと對陣せしが、四月九日、秀吉の部將、池田信輝等は、長久手に戦ひて、大敗せり。この時、長曾我部氏、漸く、動かんとする形勢なりしかば、秀吉は、諸將を留めて、みづから大坂に歸りしに、家康は、これに乗じて、伊勢に討ち入り、信雄の據城、長島と聯絡を通ぜんと計れり。ここにおいて、秀吉は、また、馳せて、尾張に出陣せしが、のち、忽ち、戦略を變じ、急に、信雄を長島に圍みて、和を勧め、信雄は、家康に計りて、これを諾し、ここに、始めて、戦局を結びぬ。

この役、秀吉は、後面の敵を顧慮する必要ありし爲、始終、家康に先鞭を着けられ、やや、狼狽の態なりしは、秀吉の一生を通じて、殆ど、他に、その例を見ず。されば、秀吉は、頗る、これを遺憾に思ひたれども、よく、家康の技倆を認め、無念を抑へて、和を講じ、のち、大いに、これを厚遇せしかば、家康も、秀吉の人物の偉大なるを見、羽翼を収めて、これに従へり。蓋し、秀吉の霸業は、山崎の合戦にその端を開き、長久手の役に完成したるものといふを得べし。

## 第十五章

## 一 胡惟庸の陰謀。

明の太祖の世、丞相胡惟庸、異志を抱き、兵をわが國に藉りて、事を擧げんとし、征西宮、懷良親王に通ず。親王、乃ち、精兵四百餘人を發し、使僧と共に、入貢と詐稱して、明に赴かしめしに、事露はれて、胡惟庸は、誅せられぬ。時に、弘和三年（明の洪武十六年、紀元二〇四三）なり。

## 二 見送番所、遠見番所。

兩番所、共に、出入の外國船を監視するを職務とし、見送番所にては、長崎港を出帆する外國船を、港外、遙に、遠く、進航するまで護送し、いかなる事情あるも、再び、歸港する能はざらしめ、遠見番所にては、常に、眼鏡を以て、大洋を望み、外國船の、長崎港に向かひて進航するものあらば、これを奉行所に注進せり。

## 第十六章

## 一 生類憐みの令。

將軍、綱吉は、繼嗣なくして、頗る、憂慮せる際、その母、桂昌院夫人の信仰せる、護持院（東京）の僧、隆光は、綱吉に説きて、「將軍に嗣なきは、前世、多殺の報なれば、よろしく、生類憐愍を主とせらるべく、また、將軍は、戊年の生なれば、殊に、狗を愛せらるべし。」といひたるに、綱吉は、深くこれを信じて、貞享年中より、生類憐みの令を出だせり。かくて、獵者、漁夫のほかは、一切、鳥、獸、魚、鼈を捕ふることを禁じ、また、城、西、中野（武藏）の地に小屋を造りて、無主の狗數萬頭を飼養するに至りしが、殺生の禁愛狗の令に觸れて、刑せらるるもの、甚だ、少なからず、時人、頗る、これに苦しむたりき。



二 親王家増置。

王朝以來、皇室御用度の御都合上より、皇子、皇女の、僧門に入りて、宮門跡、比丘尼御所とならせた。まふ御方、多かりしかば、新井白石は、これを慨きて、親王家増置の議を幕府に建言し、京都にては、近衛基熙（將軍家宣夫人の父）等、計らひて、寶永七年（紀元二三七〇）、中御門天皇の皇弟、直仁を立て、親王家に列し奉れり。これ、即ち、閑院宮家にして、これよりのちば、從來の伏見宮（崇光天皇の御後）、京極宮（桂宮。正親町天皇の御後）、有栖川宮（後陽成天皇の御後）と合はせて、四親王家あるに至れり。

三 足高の制。

職の高下によりて、役高を定め、就職者の世祿、その高に満たざる時は、不足の分を増給し、職を罷むれば、また、もとの世祿に復す。これを足高の制といふ。

第十七章

一 國主、准國主、城主、領主。

國主とは、一國、または、一國以上を有する大名、准國主とは、領地、大ならざるも、家格高くして、國主に準ずるもの、城主とは、一城に主たるもの、領主とは、城を有せざる小さき大名をいふ。

二 親藩、譜第、外様。

徳川家の近親を親藩、三河以來の臣下を譜第といひ、徳川氏と同じく、豊臣氏に仕へ、のち、徳川氏に屬したるものを外様と稱す。

三 武家傳奏。

公武の間に關係する事を傳達、奏聞する重要な職にして、定員は二人なり。

四 參觀交代。

室町時代には、諸大名、多く、方隅に割據して、大いに、その統御に苦しみたるに鑑み、江戸幕府は、權力を中央に集むる一手段として、參觀交代の法の案出し、將軍、家光の時に至りて、その制度を確立せり。

この制度は、諸大名をして、一年は、その領地に歸り、一年は、江戸に在らしむる方法にして、交代期も一定し、天災、その他、特別の事情あるにあらざれば、これに違ふことを許さず。但し、對馬は、海中の一孤島にして、參觀の不便なるのみならず、外國に對する關係上、緊要の地なるが故に、宗氏は、三年一度の參觀にて、四箇月間の在府となし、黒田・鍋島二氏は、代る、代る、長崎に勤番を命ぜられ、従ひて、同時に入府する能はざるが故に、交代して、參觀せしめたる等の例外あり。また、時代により、場合によりて、在府期間、交代期日等に多少の變替ありしが、その大方針は、依然として、動かさず、幕府は、往々、不便を忍びて、嚴に、これを勵行せり。然るに、幕末に至り、内外の形勢に餘義なくせられて、この制度を改め、文久二年（紀元二五二二）には、三年一度の參觀にて、在府は、概ね、百日（宗氏は一箇月。間となし、諸侯の妻子をその國に歸らしめたりしかば、程なく、この制度は、根本より崩れぬ。

五 改易。

改易とは、士籍を除きて、その家祿等を沒收するをいふ。

六三奉行各自擔當の事務。

寺社奉行。寺社奉行は、主として、寺社に關する一切の事務を司り、併せて、關八州外なる私領の事件にて、領主の添書ある訴訟を受理裁斷す。

町奉行。町奉行は、専ら、江戸府内の行政司法警察等の事務を司り、武家を除きて、江戸市民の全體を管す。

勘定奉行。勘定奉行の公事方は、主として、公領幕府の直轄地、及び、關八州内における私領の事件にて、奉行・領主等の添書ある訴訟を受理裁斷す。

七五人組。

令に、五保の制あり。五家、相頼り、相保ちて、一は、治安を圖り、一は、風俗を厚くすることを勉めしが、世の治亂につれて、或は、全く廢絶し、或は、その形を變じて、これを持續せる地方もありき。然るに、江戸時代に入りては、五人組の制度、大いに、發達し、公領と私領との別なく、ほぼ、その趣を等しくして、殆ど、全國に行はるるに至れり。

五人組は、必ずしも、五家を以てせず、或は、これより多きも、少なきもありしが、なほ、多數は、五家を一團とし、土地の便宜によりて、これを組み合はせ、そのうち、一人を選びて、クミガシラヘンガシラ組頭(判頭)となし、組合中の長となしたり。

八朱印地。

幕府より、朱印を捺したる書付を以て、由緒ある寺社に與へたる領地を朱印地といふ。朱印地は、

永代の祿なるが故に、これを有する寺社は、おのづから、安泰なれども、一方より見れば、その財政を制限せられたるが如き趣ありて、その以前、大なる寺社の、勢力あるに任せ、無制限に領地を増加したるに比すれば、やや、窮屈の感なき能はずといふべし。

九遠島追放・敲・手鎖・戸締・過料。

遠島。遠島は、即ち、流罪にして、配地に、伊豆・七島・隱岐・五島・天草・壺岐等あり。

追放。追放は、罪の輕重によりて、重・中・輕の三等を立て、その住地より驅逐し、且つ、禁制の土地に入ることを得ざらしむるをいふ。

敲。敲は、即ち、笞刑にして、罪の輕重によりて、その笞數を異にす。

手鎖。手鎖は、その名の示すが如く、兩手を合はせて、手頸に錠を施すをいひ、罪の輕重によりて、日數を異にす。

戸締。戸締は、門を以て、門戸を釘締にせしむるをいひ、これ、また、罪の輕重によりて、日數に差等あり。

過料。過料は、今日の罰金なり。

一〇關所・入墨・晒。

關所。關所は、死罪・遠島・追放等の刑に處せられたるものの田・畠・家・屋敷・家財を、悉く、または、一部、沒收するをいふ。

入墨。入墨は、主として、竊盜犯のものに科する附加刑にして、腕、または、額上に、これを施す。

晒。晒は、おもに、死罪を犯せるものに科する附加刑にして、道路に、罪狀を書き列れたる札を建て、三日間、その傍に露坐せしむるをいふ。

一 遠慮、閉門、蟄居。

遠慮、閉門。遠慮、閉門は、共に、門を鎖して、謹慎せしむるをいふ。但し、遠慮にては、夜中、潜門より、目立たざるやう、出入することを得しめたれど、閉門にては、特別の事情あるほか、晝夜共、出入を禁じたる等、二者、寛嚴の相違あり。

蟄居。蟄居は、邸内に蟄伏して、謹慎せしむるをいひ、往々、永蟄居、即ち終身蟄居を命ずることあり。

一 二 追院、構。

追院。追院とは、居住の寺院より放逐するをいふ。

構。構には、一宗構、一派構ありて、その宗旨、または、その宗旨中の一派より除籍するをいふ。

一 三 検見取、定免取。

毎年、作物の豊凶を調査して、その年の賦租を定むるを検見取といひ、五年若くは、十年の租額を平均して、租率を定め、一定の年限内は、年の豊凶に關係なく、定租を納めしむるを定免取といふ。但し、水旱等にて、甚だしき凶作なる場合は、勿論、例外なりとす。

一 四 一里塚。

慶長九年(紀元二二六四)、幕府は、江戸日本橋を基點として、東海、中山、奥羽等諸街道の里程を測

り、一里(三十六町)と、道路の左右に塚を築き、そのうへに榎などを植ゑしめて、行程を計るに便せり。これ、即ち、一里塚にして、今日にても、所所に、その遺蹟あり。

一 五 助郷。

驛傳は、もと、公用に備へたるものにして、その餘力を以て、士庶人の交通に便せんとする目的なりしが、交通の、益々、盛んなるに従ひ、限りある驛傳にては、その需用に應ずる能はざりしかば、元祿年間に至りて、助郷の制を確立せり。

助郷には、定助郷、加助郷の二種あり。定助郷は、宿驛の近傍一二里の近村、加助郷は、それ以上遠隔の郷村をいひ、もし、驛傳、足らざる時は、まづ、定助郷に課して、これを助けしめ、なほ、不足なる時に、始めて、加助郷に徴す。されど、この法は、必ずしも、制規の通りに行はれず、従ひて、定加の助郷に宛てられたる郷村にては、頗る、困難を感じたりといふ。

一 六 繼飛脚。

各驛に、飛脚を常備し置き、通信の要ある時は、各驛、飛脚を繼ぎて、これを發するものなるが故に、繼飛脚の名あり。

一 七 三度飛脚。

初め、大坂在番の士、東海道各驛の長と計り、その家隸を飛脚として、東西の通信に資し、大坂の商人も、その庇蔭を蒙りつつありしが、寛文三年(紀元二三三三)に至り、大坂の商賈、京江戸の同業者と、相謀りて、町飛脚屋を設け、書信、及び、輕量の貨物を送達することを開始せり。

町飛脚の、大坂を發して、江戸に至るや、旅宿の門前に蓆席を敷き、書信・貨物を陳列して、名宛人のこれを受け取るに任せ、また、江戸の人は、その飛脚の出發の日を聞き、これに書信・貨物を依頼せり。のち、大坂町飛脚は、出發日を一定して、毎月、二日・十二日・二十二日の三度に大坂を發することとなりしかば、世人、これを三度飛脚と稱へたり。

### 第十八章

#### 一生夢村事變。

文久二年（紀元二五二二）、島津久光は、勅使を護衛して、江戸に下り、事果てて、歸途、生夢村に至りし時、イギリス人、騎馬にて、前驅を衝きしかば、從士、その無禮を怒りて、これを斬りぬ。然るに、イギリス公使は、その償を求めんとて、幕府と交渉を開き、その翌年には、軍艦を神奈川灣に進め、「久光を刑するにあらざれば、償金を出さすべし。」と迫り、「もし、聽かざれば、直ちに、砲撃を加へん。」と威嚇せしより、幕府は、遂に、屈して、償金を與へき。されど、イギリスは、なほ、これに甘んぜず、轉じて、薩藩に遣書者遣族の扶育料を要求し、鹿兒島灣に闖入せしかば、一旦、開戦するに至りしなり。

### 第十九章

#### 一五條の御誓文。

- 一、廣く、會議を興し、萬機、公論に決すべし。
- 二、上下、心を一にして、盛に、經綸を行ふべし。
- 三、官武一途、庶民に至る迄、各、其志を遂げ、人心をして、倦まざらしめんことを要す。

- 四、舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし。
- 五、智識を世界に求め、大に、皇基を振起すべし。

## 挿畫要解

一、挿畫要解は、本書に挿入せる繪畫そのものの説明と、該繪畫に關係ある史實にして、本文に省略せられたるものの補遺とを兼ねるものなり。

### 第一 北條時宗畫像及び蒙古襲來繪卷。

北條時宗畫像。この畫像は、滿願寺(肥後)の所藏に係る。滿願寺は、北條時宗、執權の時代に、その叔父時定が、敵國降伏祈願の爲に建立せるものにして、南北朝時代に至りては、勅願所の繪旨をも賜はりしほどの名刹なり。されば、この寺に、北條時宗の肖像と傳ふるこの畫像の現存せるは、蓋し、大いに故ありといふべく、その容姿、また、よく、時宗の性格を發揮し得て、遺憾なきに近きが如し。時宗は、有名なる最明寺入道、時頼の子なり。文永五年(紀元一九二八)三月、年、僅に、十八歳にして、執權となり、爾來、職に在ること十七年、對外硬を以て、始終を一貫し、上下の信賴と同情とを得て、よく、舉國一致の實を擧げ、玄海洋上、十餘萬の元兵を殲滅して、遂に、彼の野心を根底より挫きたる偉勳は、永く、青史を照らして、千載不滅なるべし。讀者、この畫像に對ひて、その當時を忍び、更に、時宗の心事に思ひ及ばば、一片の畫像が、諸子に教ふるところは、蓋し、多大なるべきを信ぜんとす。

蒙古襲來繪卷。この繪卷は、弘安の役に奮戦して、武名を輝かしたる竹崎季長が、戦後、その實況を、畫伯、土佐長隆父子に語り、のちの思ひ出にとて、これを描かしめたるものにして、本書の挿畫は、伯爵、酒井忠興氏所藏の古寫圖による(原圖は、今、帝室の御藏に係る)。

本書に掲げたる二葉中、上段のものは、わが將士の一隊が、石壘に據りて陣を布き、「よい敵、御參なれ。」と待ち構へ、一隊は將に、敵に駈け向かはんとするさまを寫したるなり。また、下段に、單身汗馬を躍らせて、群がる敵兵を追ひ巻くり追ひ巻くりつつ進みゆくは、誰あらう、竹崎の五郎兵衛尉季長その人にして、馬は、傷つき、砲彈、近く、破裂するも、毫も、屈するなき、彼が勇壯の振舞を見よ。

蒙古(元)が、高麗を介して、始めて、國書をわが國に贈りしは、文永五年(紀元一九二八)にして、その書の大意は、表面、平和の國交を求むるにありたるが如きも、實は、大いに、わが國情を誤認して、我を慢り、「もし、聽かざれば、兵を用ふべし。」との意をほのめかせり。ついで、また、使節を送りて、その回答を促すや、朝廷にては、交通謝絶の返書を贈らんとせられしが、幕府は、なほ、一層、強硬なる手段に出で、廷議を醜して、斷然、返書をも與へざることと定め、使節を九州より追ひ返し、諸國に令して、各處の要害を固めしめたり。

これよりさき、蒙古は、造船の命を高麗に下し、盛んに、戦備を修めつつありしが、わが國にて、再三、その使節を斥けたるを怒り、文永十一年、遂に、高麗兵を先導として、對馬、壹岐に、寇し、守護代、平景隆、宗助國を斬り、多く、無辜の民を虐殺し、進みて、筑前に迫る。この時、賊は、火器を用ひて、大いに、わが兵を惱まし、少貳、大友、松浦、菊池等の諸豪族、一時は、頗る、苦戦せしが、偶々、大風、起りて、賊船、多く、破れしかば、殘れる賊は、夜に乗じて、逃れ去りぬ。

翌、建治元年、元は、なほ、懲りず、更に、使節を送り、また、我に、順伏を促せしかば、執權、北條時宗は、斷然、これを、鎌倉に斬りて、わが決意を示し、また、元の來寇に、さきだち、我、まづ、大舉して、高麗に討ち入りんと計り、諸國の地頭に、人馬兵器の徵發を命ぜしに、老弱男女、等しく、奮ひ起ち、皆、進みて、忠勤を致さんと冀へるが如き有様なりき。この壯舉は、何故にか、遂に、實行を見るに至らざりしが、時宗は、公私の費を省きて、益々、防備を嚴にし、諸國の人馬を催發して、太宰府、その他の沿海に、配置し、また、九州の豪族に、課して、博多、灣(筑前)の沿岸に、石壘を築かしめ、大いに、外寇に備へしめたり。

弘安四年(紀元一九四一)、元は、果して、再舉を計り、洪茶丘は、元兵三萬、高麗兵一萬を率ゐて、五月、合浦(朝鮮)を發し、壹岐を掠めて、筑前に迫り、巨砲を放ちて、大いに、わが兵を苦しめしが、わが將士は、防戦、よく、勉め、河野通有、草野次郎等は、奮進して、賊船に、跳り入り、或は、その將を擒にし、或は、その船を焼き棄てて、歸れり。既にして、賊將、范文虎は、元兵十餘萬を載せたる兵船三千五百餘艘を率ゐて、肥、筑の海上に、推し寄せ來たりしが、わが兵の勇壯、機敏なる働に、賊は、支へ兼ねて、一旦、鷹島(肥前)附近に、退きしに、七月晦日の夜半、暴風、俄に、起りて、賊船、概れ、覆没し、殘兵の、なほ、逃れて、鷹島に據れるは、翌、閏七月一日、少貳、景資等の襲撃に、遇ひて、殆ど、塵に、せられぬ。

幕府は、この空前の大捷に、毫も、驕ることなく、これよりのちも、愈々、海防を嚴にして、外寇に備へ、元も、屢々、來攻せんと企てたることありしが、遂に、永く、その事なく、止みにき。

第二豊太閣所持と傳へらるる扇面。

この扇面は、今、一幅の掛物となりて、戸澤子爵の家扶、古瀬彈治氏の家に、藏せらる。ここに、掲げたるは、實に、その一面にして、他の一面には、日本、高麗、明三國の地圖を、畫き、京城、北京等の重要なる地點は、赤色にて、標示し、置けるを見て、秀吉の素志の、那邊に、在りたるかを、知るに、足るべし。その圖

は拙著、中等日本歴史の下巻に載せたり。このうちに見ゆる文字の下なるは、本邦當時の日用語、上なるは、恐らく、當代の支那語ならん。寫眞の文字、極めて、小にして、不分明の嫌なきにあらざれば、左に、これを記述すべし。

御れい申なり  
(此)程  
このほど御目にかゝらす  
(出)  
(久)  
(暇)  
(夫)  
(腹)立  
(歸)  
(茶)持  
(酒)  
(視)  
よしき事  
あしき事  
ふかうれう  
なちうらい  
なひえんらい  
かうれう  
ふかうれう

くんれう  
かんふかん  
なほんらい  
(慶)  
(左)様  
めしもつてこい

國際關係に外國語の必要なることは、いふまでもなきことにして、秀吉が、日常、手に觸るべき扇面に、邦語と支那語との對譯を記し置ける用意は、極めて、周到なりと評し得べく、文祿の役に際して、安國寺(安藝)の僧、惠瓊が、陣中より故國に贈りたる書簡のうち、「以文字は、萬事相通、候。云云」とあり、言語は、倭律に、殊の外、相違、候。依然、從、太閤様、通事一人、被、付、下、所々、可、申、付、通、被、成、御、提、候。云云」とあるを始とし、この戦役に關する古文書類に、秀吉が、頗る、意を通譯の事に留めたるを發見するも、決して、偶然にあらざるを認め得べし。されば、秀吉が、名護屋(肥前)へ下向の際、漢文に長ぜるもの隨行を勧めし人あるを晒ひて、「我は、寧ろ、彼に、いろはを用ひしめん。」といひたりとの逸話は、英雄の慣用手段たる、豪放、人の膽を奪ふの類にあらざれば、實際、秀吉が、相國寺(京都)の僧、承兌等を隨へたるにて、秀吉の眞意は、明かなるべし。外國征服のちにおける企圖の一端を洩らしたるものなるべく、當時の識者が、國語の勢力範圍を擴張せんとするに意ありしは、惠瓊の同じ書簡に、「内々、於、其、許、如、申、候、高麗人に、いろはを教、云云。」とあるにても窺ひ知られん。要するに、この一遺物は、萬事に、極めて、磊落なりし大偉人の、平素の用意は、また、極めて、細やかなりしことを思ひ忍ばしむるに足るものといふべし。

第三朝鮮陣戦死者供養碑。

高野山(紀伊)に詣づる人は、女人堂を過ぎて、一の橋より奥院に至る十八町の間、杉の木立の、も古りて、畫なほ、暗き路の左右に、碑碣累累として、その數、幾百千なるかを知らざるに驚くならん。こは、蓋し、海内の諸名家その他が、宗旨の如何を問はず、亡き人の菩提を弔はんが爲に建設したるものにして、形狀、大小、さまざまなるが中に、殊に、一異彩を放てるものは、島津氏の墓石と並びて、路の左側に南面して立てる朝鮮陣戦死者供養碑なりとす。

この碑は、慶長の昔、島津氏が朝鮮陣に戦没したる敵味方の將卒の後世を弔はんが爲に、特に、この地を擇びて建てたるものにして、高さ七尺餘、幅二尺二寸餘あり、今、その碑文を擧ぐれば、次の如し。

慶長二年八月十五日、於全羅道南原表、大明國軍兵數千騎、被討捕之内、至當手前、四百廿人、伐果畢。

同十月朔日、於慶尙衛泗川表、大明人、八萬余兵、擊亡畢。

爲高麗國、在陣之間、敵味方、同死軍兵、皆、令入佛道也。

右於度々、戰場、味方士卒、當弓箭刀杖、被討者、三千余人、海陸之間、

横死、病死之輩、具難記矣。薩州島津兵庫頭藤原朝臣義弘、建之。

慶長第四己亥歲六月上澣。同子息 少將 忠恒

戦に臨みては、勇猛無比の名ありし島津義弘が、その戦没者を合祀するや、獨り、これを味方にのみ止めずして、また、深く、思を敵の將卒にまで及ぼししは、加藤清正、鍋島直茂等の諸將が、朝鮮の二

王子以下の俘虜を厚遇して、撫恤、至らざるところなかりしと共に、千古に傳ふべき美談といふべし。

第四南蠻人上陸繪屏風。

この繪屏風は、某名家の所藏に係るものにして、その模本は、東京帝室博物館にあり。

本圖は、南蠻船が、今しも、開港場に着きて、その乗組員の、陸續、上陸するさまを寫したるものにして、右に見ゆる家は、舶載の貨物などを陳列して販賣する邦人の商店、及び、寺院、また、その前を通行する、鼠色の毛布の如きものを纏へる異體の人は、キリスト教の宣教師なるべく、従者に日傘をささせて、大道狭しと潤歩し來たる鬚男は、船長にやあらん。總じて、彼等の服装は、下部に、わが國の山袴の如きものを着け、上部には、筒袖のうへに、鶺鴒合羽に類せる半外套を纏ひ、多く、刀を佩びたり。

第五朝鮮來聘使繪卷。

この繪卷は、子爵、秋元與朝氏の所藏に係るものにして、ここには、そのうちより、前驅の旗手、及び、樂手と、使節とを寫して、掲げたり。

朝鮮來聘使の送迎は、江戸時代における一盛典に屬し、幕府は、使節の來朝にさきだち、令を諸國に布きて、道路家屋の修築を命じ、失火を戒め、饗應の準備を整へしむるなど、用意をさなき怠るところなかりき。而して、使節の一行は、正使、副使以下數百人、まづ、對馬に上陸し、それより、舟行、赤間關(長門)を過ぎて、瀬戸内海に入り、大坂に着し、東海道筋を江戸に下りて、本誓寺(家宣の時より東本願寺)に宿り、のち、登城するを常とせしが、その間、船舶、人馬の徴發、休憩、宿泊所における饗應等に、



沿道の人民を苦しめたること甚だしく、また、入府以後における幕府の待遇も、至らざるところなかりしかば、従ひて、府庫の費は莫大なりき。されば、將軍、家宣の時、新井白石は、建議して、使節の待遇法を改め、國家の體面を保たんとを請ひ、且つ、その費用を節減せしも、なほ、六十萬兩を費したりと。かくて、家齊襲職の際には、來聘使の入府を延期せしめ、ついで、文化八年（紀元二四七二）に來朝の際には、對馬において、その應接をなさしめ、以て、大いに、公私の費を省きしが、それよりのちは、遂に、使節の來たること絶えぬ。

第六長崎貿易繪屏風。

この繪屏風（六、枚折）は、龜田孝氏の所藏に係り、筆者は、住吉具慶なりと傳へらる。

江戸時代において、支那との國交は、遂に、成らざりしが、その國の商人は、わが國に渡航し來たりて、盛んに、貿易を營み、鎖國令、出でてよりのちも、オランダ人と共に、長崎に出入を許されしことは、本文のうちに見えたり。初め、清商の、長崎に來たるや、直ちに、自己の知人を訪ね、その家に宿して、相對自由の商賣をなし、或は、貨物を肩に擔ひて、市中を徘徊し、これを賣るもありしが、かくては、弊害、少なからざりしにより、元祿元年（紀元二三四八）、清商の市街散宿を禁じ、新たに、唐人屋敷を設けて、翌年、ここに移し、市民の、許可なくして、この屋敷に出入するを禁じ、また、清商の、猥に、門外に出づることを制せり。この唐人屋敷は、總坪數九千九百餘坪ありて、全部、これを繞らすに、溝渠と木柵とを以てし、柵内には、清商の住宅、市場、關帝廟、牢獄等を建て、門には番所を置きて、監視の任に當たらしめたり。

清の商船は、毎年、春夏、秋の三季に入津するを例とし、搭載貨物には、端物、砂糖、諸藥、種、朱、鹽、甲、香、木、唐、木、錫、鉛等あり。最初は、その船數、頗る、多く、従ひて、貨物の員數、巨額に達し、金、銀、銅の流出、甚だしかりしかば、正徳五年（紀元二三五〇）、令して、清の商船を三十艘と制限し、搭載貨物の金額を限りぬ。そののち、時代によりて、また、多少の増減はありしが、當時、専ら、貿易の料に供せられし銅の産額、次第に、減ぜしより、多くは、その船數、金額を遞減する方針を執り、また、嚴に、密賣買を禁じたり。

清、及び、オランダの貿易は、最初、生絲を除くほか、凡て、自由賣買なりしが、のち、長崎市民の公共團體ともいふべき長崎會所ナガサキカイショ、興り、奉行所の監督の下に、貿易の事務一切を掌理することとなれり。かくて、二國の商船、入津するや、會所は、まづ、積荷目録を徴し、吏員、立合のうへにて、貨物の陸揚げをなし、これを倉庫に藏めしめ、のち、二國の商人と協議して、買入直段を定め、更に、わが商人に、その見本と員數とを示して、買入直段を入札せしめ、輸出品も、同様、會所の手を経て、これを外商に賣り渡し、その差額は、これを會所の利益となし、そのうちより、幕府の命ずる運上ウンジョウを納め、會所の諸費等を引き去りたる殘額は、これを市民に分配せり。

第七末吉船、及び、オランダ渡航朱印狀。

末吉船。この圖は、清水寺キヨミヅテラ（京都）に存する扁額の一にして、寛永年間、末吉船の乗組員が、諸願成就の御禮として、同寺に奉納せるものなり。

末吉船は、いはゆる朱印船の一にして、當時、幕府より朱印を賜はりて、海外貿易に従事せし末吉家の所有船なりしが、故に、この名あること、角倉氏の角倉船、末次氏の末次船と同じ。讀者、よろしく、

この圖に對し、當時の國民の意氣、頗る盛んなりしことを思ひ見るべし。  
 オランダ渡航朱印狀。こは、江戸時代に、わが國と、縁故最も、深かりし、オランダ人が、慶長十四年(紀元二二六九)七月二十五日、徳川家康より授けられたる渡航免許狀にして、わが文化に裨益するところ少なからざりしオランダ貿易は、實に、この朱印狀に、その端を開きしなり。原本は、現今、同國ハーグ文書館に所藏せらる。

なほ、朱印狀の文面は、次の如くにて、宛名の「ちやくすくるうんへいけ」は、この時、來朝せるオランダ人、ヤコブ・フルーネッヘーなり。  
 Jacob Gronovogon

おらした船、日本江渡海之時、何之浦々、雖レ爲<sub>レ</sub>着岸、不可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>相違<sub>レ</sub>候。

向後、守<sub>レ</sub>此旨、無<sub>レ</sub>異儀、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>往來<sub>レ</sub>、聊<sub>カ</sub>疎意、有<sub>レ</sub>間敷候也。仍<sub>カ</sub>、如<sub>レ</sub>件。

慶長十四年七月廿五日

源家康  
弘忠恕

ちやくすくるうんへいけ

第八大友有馬・大村三侯使節ローマ法王に謁見の圖、及び、紀念銅牌。

大友有馬・大村三侯使節ローマ法王に謁見の圖。こは、法王グレゴリオ十三世偉業聖蹟要略(Corpenitium del Ia Heroiche et Gloriose Athone et Santa Vira di Papa Gregorio XIII.)のうちに見ゆる圖書にして、中央に椅子に倚れるは法王、その前に跪けるは、三侯の使節なるべし。  
 三侯の使節、伊藤義賢・千石清左衛門等は、天正十年(紀元二二四二)正月二十八日、長崎を出帆し、アマカオ・マラカコッチ・ゴアに寄港滞在のち、十二年正月、再び、コッチより出帆、グード・ホーフ崎を廻り、七月、ポルトガルのリスボンに着、ついで、イスパニアの首都マドリッドに至りて、國王フイリポ二世に謁見し、その年の冬、アリカントより、また、官船に乗りて、翌年の春、漸く、イタリアのレリホルノに着、ピサ・シエナ等を経て、ローマに着き、法王グレゴリオ十三世に謁見せり。然るに、使節の滞在中、グレゴリオ十三世逝去せしかば、使節は、次の法王シクス脱五世の即位式にも臨み、また、ローマ市公民權を與へらるるなど、大いに、優遇を受けたるのち、ローマを辭して、フェララより舟行、ベネチアに赴き、マントバ・ミラノを経て、シエナに出で、こゝより乗船して、イスパニアのバルセロナに着し、マドリッドを経て、陸路、リスボンに到り、十四年春、同港を出發して、十八年六月二十日、無事、長崎に歸着せり。  
 序にいふ。支倉常長の、ローマに赴きたる時は、慶長十八年(紀元二二七三)九月十五日、月浦(陸前)を出帆して、メエバエスバニアのアカブルコに着し、翌年、また、サン・フアン・デ・ウロアより乗船して、イスパニアのサン・ルカルに着き、マドリッドに至りて、國王フイリポ三世に謁し、ついで、バルセロナより舟行、サボナ・シエナを経て、ローマに赴き、元和元年(紀元二二七五)九月、法王パウロ五世に謁

見し、歸途には再び、メエバエスバニアを経て、六年八月二十六日、月浦に歸りしが、ローマに滞在中、常長が、市公民権を授與せられたることは、三侯使節の時と同じかりき。この公民権贈與の公書は、羊皮紙にラテン文にて記し、縦二尺三寸、横三尺ほどあり、伯爵、伊達宗基氏の所藏にて、明治三十九年五月、東京帝室博物館にて開催せる特別展覽會に出品せられたれば、見し人、多かるべし。

紀念銅牌。この銅牌は、大友有馬、大村三侯使節の、ローマに着したる年、同地にて、紀念の爲に、調製したるものにして、表面に彫刻せるは、法王クレソリオ十三世の半身像なり。なほ、現物舊型によりて、のちに製作せるもの。は、文學博士、三上參次氏、これを所藏せらる。

第九 出島のオランダ屋敷。

この圖は、文學士齋藤阿具氏著、西力東侵史のうちに見えたるものを轉寫したるなり。

出島のオランダ屋敷は、總坪數三千九百六十餘坪にして、その形は、殆ど、柄なき扇に似たり。全島の周圍には、數尺の板塀を設け、そのうへに二重の忍返シビガヘを造り、構内には、長崎奉行所派出官吏、並に、通詞の詰所、オランダ人の住宅、倉庫、公園等を設け、正面には、門を建て、番所を置きて、警衛を嚴にし、オランダ人の無斷外出を止め、奉行所の特許證を有せざる本邦商人等の出入を禁じたり。

オランダ船は、年一回、生絲、毛布、諸藥、種、染料、獸皮、砂糖、玻璃器等を搭載して、夏季に入津し、秋季に至りて出帆するを例とし、清の商船と同じく、最初は、その船數金額に制限なかりしが、元祿年間には、毎年、四五艘と限られ、正徳の改革に二艘となり、文化年中には、遂に、一艘に減せられき。されば、その利益も、從ひて、少なかりし上に、年一回（うち、五年に一回と改む。）、江戸幕府への參禮旅費、獻上物、

出島の地代、諸役人への手當等の出費、甚だ、多かりしかば、オランダ人は、屢々、幕府に哀願して、貿易貨物の増額を請ひ、幕府も、時に、これを許したることなきにあらざれども、要するに、鎖國以後におけるオランダ貿易は、甚だ振はざりしこと明かなり。されど、鎖國當時に在りて、幕府の當局者及び、一部の人人が、驟げながらも、多少、海外の事情を窺知し、幕末、外船の渡來に際して、衆にさきだちて、開國の止み難きを悟りしは、オランダ貿易の、細くも、繼續せられたるが爲にして、この點より觀察すれば、今日におけるわが國文明の種子は、まづ、このオランダ屋敷より散布せられたりといふも、不可なかるべし。

第十 將軍家光の枕屏風。

この屏風（六、枚折。）、は、北村泰一氏の所藏に係るものにして、日本繪圖と世界繪圖とを以て一雙を成し、日本繪圖には、各城市間の通路里程を明記し、世界繪圖には、假名にて、やや、詳に、各國の地名を記入せり。本書に挿入せるは、世界繪圖の一枚目、三枚目、及び、四枚目にして、二枚目は、缺けて、傳はらず。東アジア、南洋諸島、ヨーロッパ、アフリカ、南アメリカに相當せるが、寫眞、極めて、小さきが故に、圖中、記入の文字等は、明かに、讀み得ざる憾なきにあらざれども、その當時、わが國人が、海外に關して有せし智識の程度は、これによりて、ほほ、察せらるべく、また、進みては、かかる屏風を枕頭に立てたる、將軍、家光の素志の、那邊に在りたるかをも、充分に、推し得べし。

第十一 荒井の關。

この繪畫は、子爵、秋元與朝氏の所藏せらるる東海道繪卷のうちより擇びしものなり。

荒井關は、慶長年間、濱名湖<sup>ハマナコ</sup>畔に置かれたる關所にして、箱根の關、大井川の渡などと並びて、東海道筋における難場と呼ばれたる所なりき。濱名湖は、足利時代の末葉、地震、海嘯の爲に、湖口、切れて、海に合し、いはゆる今切<sup>イマギリ</sup>の舟行の危険、甚だしかりしより、旅人は、往、山路を迂回したることありしが、江戸時代に入りては、元祿、寶永に、また、風波の難ありて、關所を移すこと二回、湖口は、益々、廣くなりて、元祿以前、二十七町と稱せられたる渡は、一里となり、更に、延長して、一里餘となり、渡船は、眞向に、遠州灘の波濤を受くるに至りしかば、舟行は、一層、危険の度を増しぬ。

かく、舟行の難澁なりしに加へて、幕府は、關所前にては、笠頭巾を脱がすべきこと、第一に、婦人と鐵砲とに注意し、女乗物は、女に見しむべきこと、上使、總飛脚等、いはゆる御定の面面のほかは、夜中、通行せしむべからざること等の制規を設けて、關所改<sup>セキショウカク</sup>を嚴重に行はしめたれば、行旅の人の困難は、一方ならざりき。これ蓋し、幕府が、治安を保つ手段として設けたるものにして、いつれの關所にも、ほぼ、同一なりしが、殊に、上りの女と下りの鐵砲<sup>イハ</sup>（いはゆる「入る鐵砲に出る女」）とを戒め、女は女手形<sup>メナテガタ</sup>、鐵砲は、老中の證文なくては、通行を許さざる規定なりき。

われらは、幸にも、明治の御代に生まれ、關所通行の困難などは、夢にも知らざることなれども、讀者、まづ、暫く、江戸時代の人となりて、この圖に對ひ、今しも、婦人の審問に熱中せる關吏の、そら怖しげなるさまを熟視し、「通れ。」と許されて出てゆく人の勇み顔なるに反して、關門に來かかれる人の、いかに戰戰兢兢たるかを見れば、感興、殊に、深かるべきを信ず。

第十二レサノフ來朝の圖。

こは、東京帝國大學附屬圖書館に藏するラングスドルフの *Voyages and travels in various parts of the world during the years 1803, 1804, 1805, 1806 and 1807.* のうちに挿める繪畫を寫したるものにして、使節一行、大陸の光景なり。

著者ラングスドルフは、レサノフ來朝の際、これに隨行して、長崎に來たり、その當時の實況を目撃したる人なれば、この繪畫の信據するに足るべきは、多く、いふを要せぬ。

ロシアは、早くより、わが國に着目して、その國情を知らんことを欲し、カタリナ二世<sup>Katerina II</sup>は、わが明和五年（紀元二四二八）、イルクツク<sup>Irkutsk</sup>に日本語學校を設け、わが漂流民をして、教鞭を執らしめたるが如きことありしが、遂に、寛政四年（紀元二四五二）ラクスマン<sup>Laksman</sup>を使節とし、わが漂流民を護送して、根室に來たり、交易を聞かんことを請はしむるに至れり。然るに、幕府は、「わが國法、長崎のほか、外人の來たるを許さざるが故に、交易の事は、よろしく、かの地に到りて、請ふべし。」と諭し、長崎に到るべき信牌を與へて、一旦、使節を去らしめしかば、文化元年（紀元二四六四）には、レサノフ、更に、アレキサンダル一世<sup>Aleksandr I</sup>の使命を帶び、また、漂流民を護送して、長崎に來たりたるなり。

この時、長崎港に入りしロシア船は、五百噸に満たざる小帆船にして、乗組員も、さまで多からざりしが、長崎の混雜は、殆ど、名状すべからず。また、臺場、海岸等には、幕を張りて、旗指物を樹立し、官船數隻、使船を圍み、筑前佐賀、大村（肥前）、平戸、唐津等諸藩の軍船、これを警固し、夜間は、陸上、所所に、大篝火を點じ、頗る、警備を嚴にせしが、のち、幕府の命ありて、やや、これを弛めたり。

レサノフは、國書方物を呈して、その使命を陳べしが、幕府は、交易の國禁たることを告げて、國書

方物を返し、且つ、「今後、故なくして、わが近海に出没することなかれ。」と諭し、米鹽魚類蔬菜等を與へて、厚く、これを慰め、翌年、この地を解纜せしめぬ。然るに、レサノフは、大いに、わが處置を怨み、武力を用ひて、我を威嚇せんとし、屢々、來たりて、わが北海を荒し、ついで、八年には、海軍士官ゴロブニシ、軍艦に乗り組み、千島の近海を測量せしかば、わが戍兵は、ゴロブニシ等を捕へて、箱館(渡島)に送り、僚友リコルドが、頼に、その放免を求めしを斥けて、斷然、これを許さざりき。ここに於いて、リコルドは、わが商船を拿捕し、船主、高田屋嘉兵衛等を捕へて、カムチャツカに歸りしが、嘉兵衛、彼我の間に立ちて、斡旋、大いに、勉めしより、十年に至りて、遂に、彼我俘虜の交換、行はれ、長き葛藤も、ここに局を結びぬ。これらの事は、本文のうちにも略叙したれど、なほ、説明の必要ありと信じ、該事件に關係深きレサノフ來朝の圖解に附言したる所以なり。

第十三ペリー來朝繪卷。

この繪卷は、東京帝國大學附屬圖書館の所藏にして、當時、その實況を目撃したる高井文笠の筆に成れり。また、ここに掲げたるは、同繪卷中に見ゆる使節ペリーの肖像、使節搭乗の軍艦、及び、隨行將卒上陸の光景なり。

地理要解

- 一、地理要解は、本文、並に、他の二要解のうちに見ゆる山川都邑、寺社等の位置を明かにせんが爲に、附載したるものなり。
- 一、排列の方法は、五十音の順序に従ひたり。また、和行のエナは、それぞれ、阿行のエ・オに交へ、濁音のものは、凡て清音の次に置き、チの濁音は、シの終に收めたり。
- 一、山川都邑の名稱にて、同音異字のもの、及び、別名の顯著なるものは、おほかた、これを註記し置きたり。
- 一、郡名、町、村名を始とし、本文中に見えざる人名、年號等には、概ね、振假名を施し置きたり。

ア

足利學校。 栃木縣下野國足利郡足利町昌平町。

阿津賀志山(厚樫山)。 福島縣岩代國伊達郡と宮城縣磐城國刈田郡との界にある重嶺。

安土。 滋賀縣近江國蒲生郡安土村。城址は、湖畔の崖上にあり。

姉川。 源を近江・美濃兩國の境にある金叢嶽に發し、南流して、伊吹山の西を過ぎ、更に、西流して、草野川・高月川と相合し、琵琶湖に注ぐ。古戰場は、淺井郡湯田村附近より坂田郡北郷里村邊に及ぶ。

粟津。 滋賀縣近江國滋賀郡膳所村(大津市の東南に當たり、琵琶湖に瀕す)。

天草。 肥後の西方にある天草上島、下島以下諸島の總稱なり。今は、これらを合はせて、天草郡を置き、熊本縣に屬せしむ。寛永十四年、匪徒は、まづ、上島の北なる大矢野島に起り、上島に移り、下島を犯し、のち、海を渡りて、有馬の匪徒と合し、原城に據りしなり。

荒井。静岡縣遠江國濱名郡新居町(濱名湖今切の西岸)。有馬。佐賀縣肥前國南高來郡有馬村(口之津の東北凡そ二里)。

石橋山。神奈川縣相模國足柄下郡石橋村附近。

一谷。兵庫縣攝津國武庫郡須磨村の西部、俗稱濱須磨。

碓氷關趾。群馬縣上野國碓氷郡白井町舊稱横川。

浦賀。神奈川縣相模國三浦郡浦賀町。

叡山。京都の東北に峙ち、山城近江の二國に跨る。現時は滋賀縣近江國滋賀郡坂本村に屬す。

江戸。東京。

延曆寺。叡山にあり。延曆七年(紀元一四四八)、最澄開基、天台宗。

圓覺寺。神奈川縣相模國鎌倉郡小坂村字山内(大船停車場の東南二十餘町)。弘安五年(紀元一九四二)、北條時宗創立、開山は祖元(佛光禪師)、禪宗臨濟派。

沖島。福岡縣筑前國宗像郡に屬する海島、鐘岬の西北凡そ四十海里にあり。

桶狭間(屋形狭間)。愛知縣尾張國知多郡有松村字桶狭間附近(大高の東凡そ一里)。

小田原。神奈川縣相模國足柄下郡小田原町。大谷。京都市内智恵院附近。

園城寺(三井寺)。滋賀縣近江國滋賀郡大津市。弘文天皇の御子與多王創立、天台宗。

小弓御所址。千葉縣下總國千葉郡生實濱野

村(蘇我野)停車場の東南。

カガ

高野山。和歌山縣紀伊國伊都郡の南に聳ゆる山。山上を高野村といひ、金剛峯寺あり。

榎原。奈良縣大和國高市郡白檀村。

金澤文庫址。神奈川縣武藏國久良岐郡金澤村稱名寺内(蓮池の西邊と傳ふ)。

金澤柵址。秋田縣羽後國仙北郡金澤町の邊。川越(河越)。埼玉縣武藏國入間郡川越町。城址は、市街の東にあり。

川中島(河中島)。長野縣信濃國更級郡千曲川、犀川の中洲。

鎌倉。神奈川縣相模國鎌倉郡鎌倉町。幕府は、頼朝以下三代は大倉町(鶴岡社の東隣)、頼經以下六代は若宮大路(社前の廣衢)の東側。

龜山。三重縣伊勢國鈴鹿郡龜山町。城址は町の北偏。

合浦。韓國慶尙道馬山浦。

キ

北莊。福井縣越前國福井市。

清洲。愛知縣尾張國西春日井郡清洲町。城址は、町の北方、五條川畔にあり。

久里濱(栗濱)。神奈川縣相模國三浦郡久里濱村(浦賀町の西南凡そ半里)。

厨川柵址。岩手縣陸中國岩手郡厨川村の邊(盛岡停車場の西方二十餘町)。

寬永寺。東京市下谷區上野公園地内。寬永元年(紀元二二八四)、徳川家光創建、開山天海、天台宗。

郡内。山梨縣甲斐國南北都留郡邊の總稱。

建長寺。神奈川縣相模國鎌倉郡小坂村字山内(圓覺寺の東南凡そ八町)。建長五年(紀元

一九一三。北條時頼創建、開山道隆、禪宗臨濟派。  
 建仁寺。京都市松原通(賀茂川の東、八坂神社の西南)。建仁二年(紀元一八六二)、榮西開基、禪宗臨濟派。

コゴ

興福寺。奈良縣大和國奈良市三條通の北にあり。初め、藤原鎌足、一寺を山科(山城)に建て、山階寺と名づけしが、天武天皇の朝、これを飛鳥(大和)に移して、法光寺と改稱し、ついで、藤原不比等に至り、更に、今の地に移して、名を興福寺と改めたり。法相宗。

古河城址。茨城縣下總國猿島郡古河町の西南、渡良瀬川の邊。  
 國府臺(鴻臺)。千葉縣下總國東葛飾郡市川町北方の丘陵。

小牧。愛知縣尾張國東春日井郡小牧町附近

(名古屋市の北凡そ三里)。  
 衣川館址。岩手縣陸中國西磐井郡平泉停車場の北凡そ八町。衣川柵址、また、この附近にあり。  
 護持院。もと、東京神田橋外(今の錦町邊)にありしが、享保回祿のち、小石川區音羽町の護國寺内に移れり。元祿年間隆光開基、眞言宗。

サ

相國寺。京都市上立賣通の北。弘和三年(紀元二〇四三)、足利義滿創建、寺祖疎石、禪宗臨濟派。

坂下門。東京市麩町區。  
 櫻田門。東京市麩町區。

シダ

鹿谷。京都市鹿谷町。  
 嵯峨(志津嶽)。滋賀縣近江國伊香郡伊香具村の西にあり。山南は、直ちに、琵琶湖に浸さる。

忍岡。東京市下谷區上野公園地。  
 島原。佐賀縣肥前國南高來郡島原町。  
 下田。静岡縣伊豆國賀茂郡下田町。  
 持明院址。京都市安樂小路。

ス

駿府。静岡縣駿河國静岡市。

セ

聖堂(昌平坂學問所)。東京市本郷區湯島四丁目教育博物館これなり。門前の坂を昌平坂といふ。  
 城南寺。京都府山城國紀伊郡下鳥羽村。  
 關原。岐阜縣美濃國不破郡關原村附近。

タダ

鷹島。長崎縣肥前國北松浦郡鷹島村(伊萬里灣内の一島)。  
 高田。栃木縣下野國芳賀郡物部村字高田(眞岡町の東南凡そ一里半)。

高松城址。岡山縣備中國賀陽郡高松村(岡山市の西凡そ三里)。  
 竹下。静岡縣駿河國駿東郡足柄村(御殿場の東北凡そ一里)。  
 多多羅濱(多多良濱、彌濱)。福岡縣筑前國粕屋郡多多羅村の海岸(博多灣の東偏にて、香椎宮以南糟屋川(多多羅川)口の邊をいふ)。

糺河原。京都府山城國愛宕郡下鴨村の南にて高野・賀茂二川會合の地點附近。  
 大覺寺。京都府山城國葛野郡嵯峨村。同寺は、もと、嵯峨天皇の山院なりしを、貞觀十八年紀元一五三六、淳和皇后の御願にて、眞言道場とせられたり。

大德寺。京都府山城國愛宕郡大宮村(舟岡山の東北)。初め、赤松則村、一室をこの地に建て、僧妙超を置きしが、元亨年中、後醍醐天皇、これを勅願所となしたまへり。禪宗臨濟派。

太宰府址。福岡縣筑前國筑紫郡水城村(有名なる太宰府天滿宮の西に當たり、相、去る十町許。)

鹽浦。山口縣長門國下關海峽東口の北岸。

月浦。宮城縣陸前國牡鹿郡荻濱村の西北。

豊島河原。大坂府攝津國豊能郡豊島村古戰場は、同地箕面川の礫なるべし。

天龍寺。京都府山城國葛野郡嵯峨村字天龍寺(桂川の邊)。足利尊氏創建、開基疎石禪宗臨濟派。

東大寺。奈良縣大和國奈良市今小路の東。聖武天皇御建立、華嚴宗。

彌並山(砥波山)。富山縣越中國彌波郡と石川縣加賀國河北石川二郡とに跨る。今、彌波山と

いふ。

鳥羽。京都府山城國紀伊郡鳥羽村。

中野。東京府武藏國豊多摩郡中野町。

長久手(長湫)。愛知縣尾張國愛知郡長湫村附近(名古屋の東北)。

長篠。愛知縣三河國南設樂郡長篠村(鳳來寺山の麓)。

長島。三重縣伊勢國桑名郡長島村(木曾川の伊勢灣に注ぐ口)。

滋賀縣近江國坂田郡長濱町。

名護屋。佐賀縣肥前國東松浦郡名護屋村(唐津の西北)。

生麥村。神奈川縣武藏國橋本郡生見尾村(鶴見川の河口右岸)。

南禪寺。京都市南禪寺町。初め龜山上皇、離宮をここに營みたまひ、正應四年紀元一九五一)。

これを、曾、普門(佛心禪師)に賜へり。禪宗臨濟派。

萩。山口縣長門國阿武郡萩町。

箱根關址。神奈川縣相模國足柄下郡箱根町(蘆湖の東南岸)。

原城址。佐賀縣肥前國南高來郡口之津の南崖。

平泉。岩手縣陸中國西磐井郡平泉村。

平戸。長崎縣肥前國北松浦郡平戸町(平戸本島の北部)。

伏見。京都府山城國紀伊郡伏見町。

府中(府内)。大分縣豊後國大分郡豊府村(宇古國府(大分町の南凡そ三十町、大分川の左傍)。

平城京。奈良縣大和國生駒郡都跡村附近(奈良市の西)。

本能寺。今は、京都市三條寺町通にあれど、いはゆる本能寺變の當時には、四條西洞院(商業學校の近傍)にありき。

堀越御所址。静岡縣伊豆國田方郡韮山村字四日町近傍。

松前。北海道渡島國福山町。

松山城址。埼玉縣武藏國比企郡西吉見村(松山町の東凡そ半里)。

三方原(味方原)。静岡縣遠江國濱名郡三方原村附近(濱松北方の曠野)。

水島。岡山縣備中國淺口郡柏島村(玉島港の西南に接する漁村)。水島洋の海中に岩嶼あ



りて、水島と呼べども、こは、戦地にあらず。  
 湊川。 兵庫縣攝津國神戸市の中央。  
 務古水門(武庫港)。 神戸港の南部。  
 室町幕府址。 京都市室町通今出川の北(同志社附近)。

屋島(八島)。 香川縣讃岐國木田郡瀧元村(高松市の北凡そ一里)。

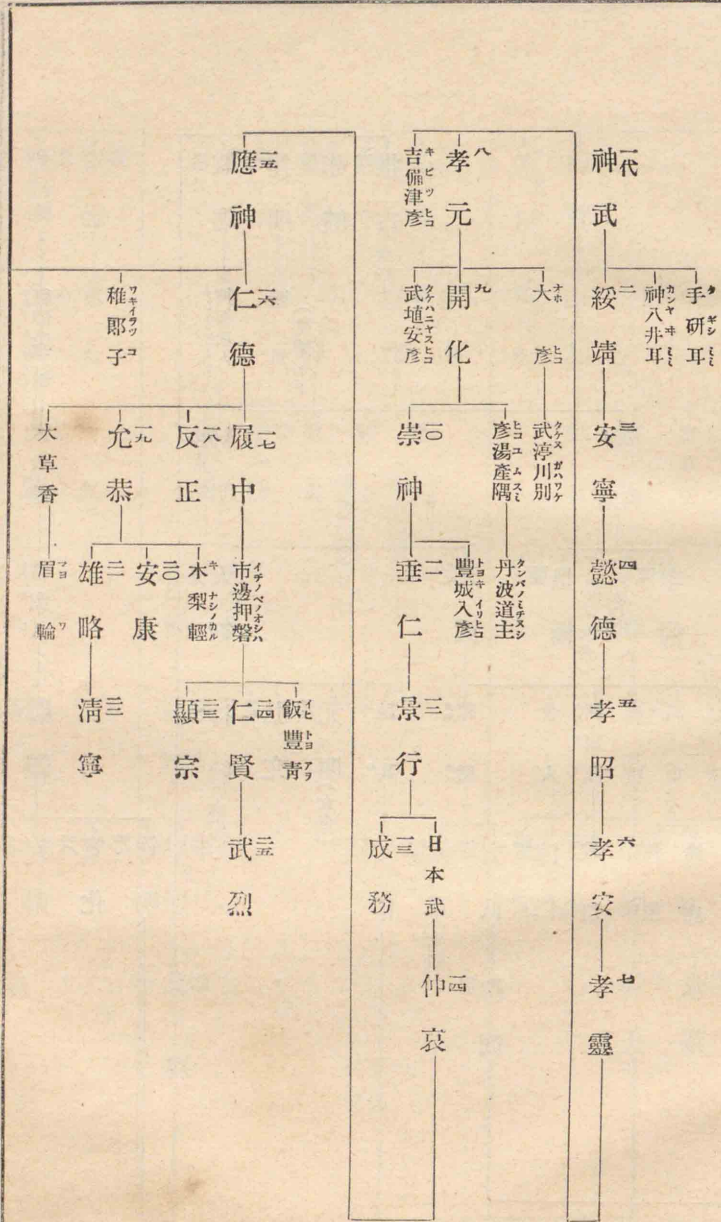
山崎。 京都府山城國乙訓郡大山崎村(京都市の西南凡そ四里、山城・攝津兩國の界)。

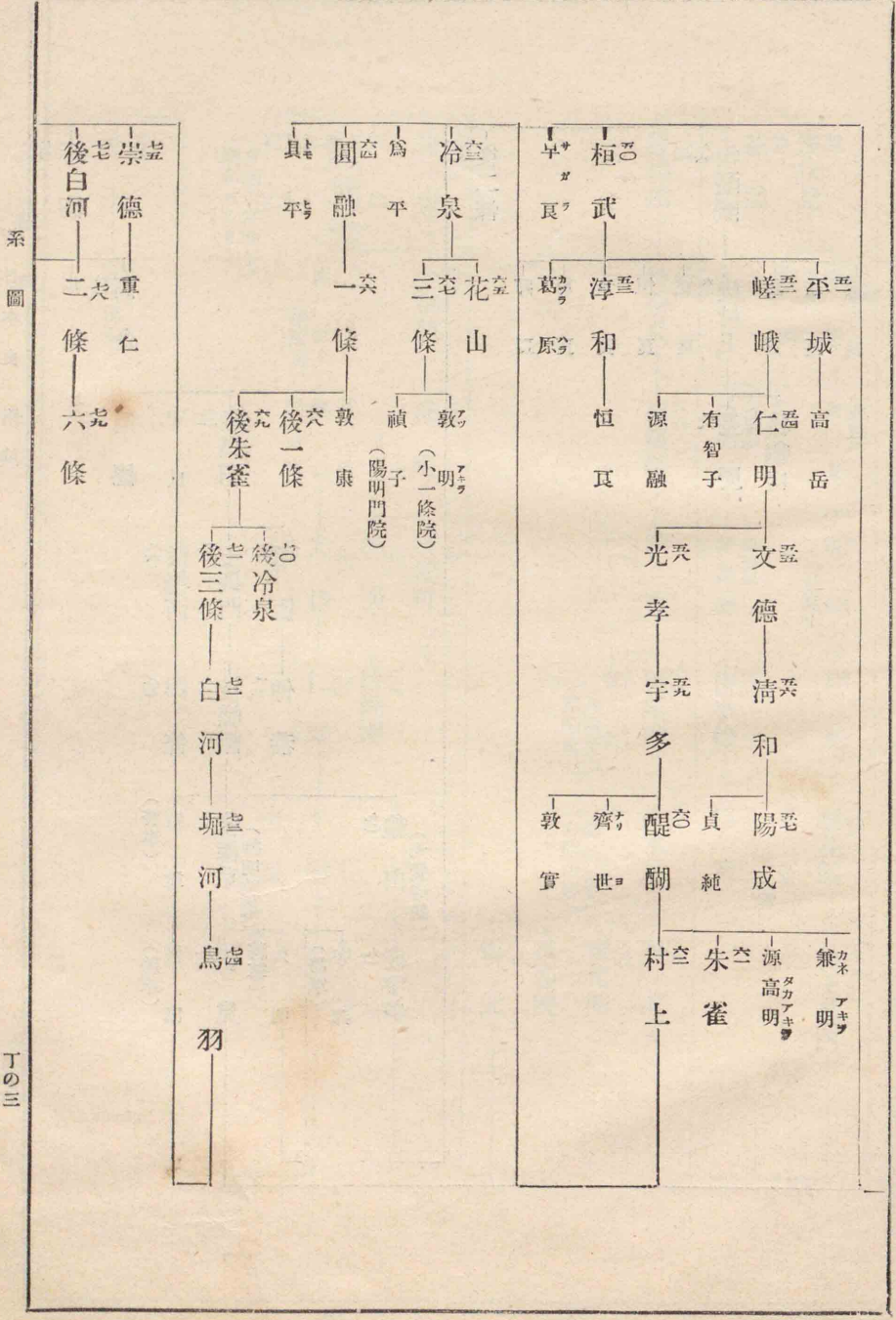
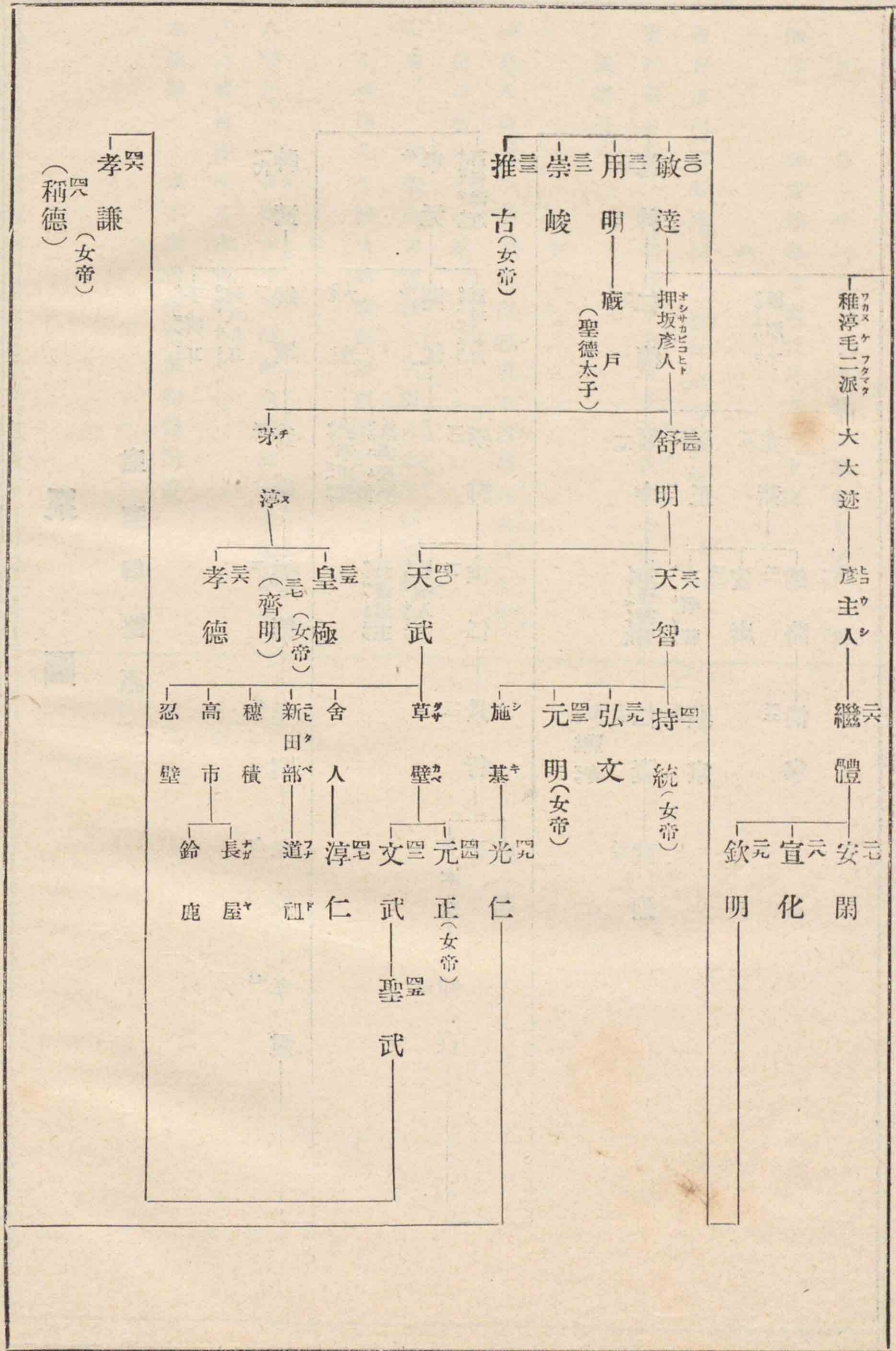
六郷川。 多摩川の下流、東京府武蔵國荏原郡六郷村邊にて六郷川といふ。

六波羅。 京都市内帝室博物館附近。

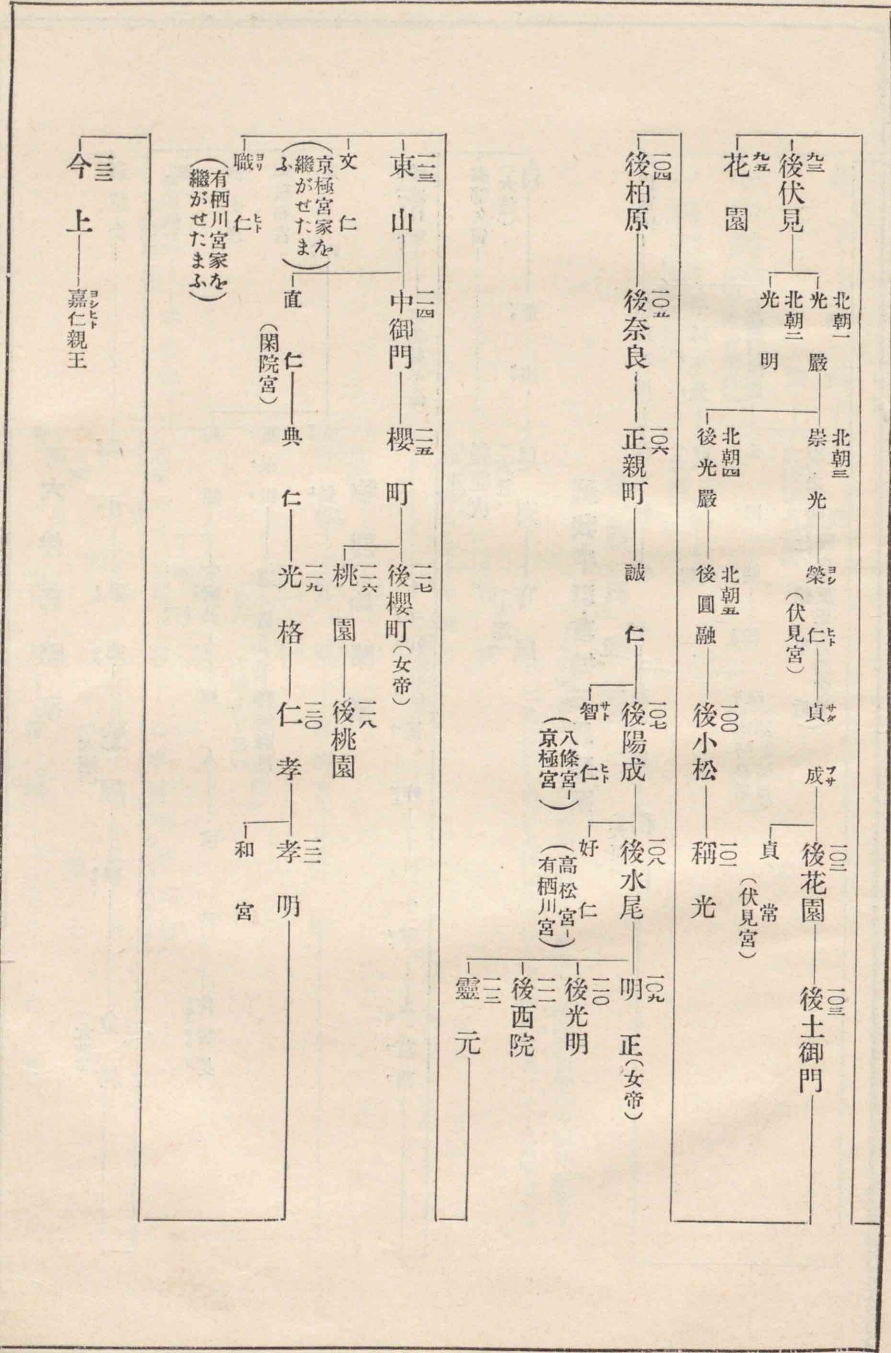
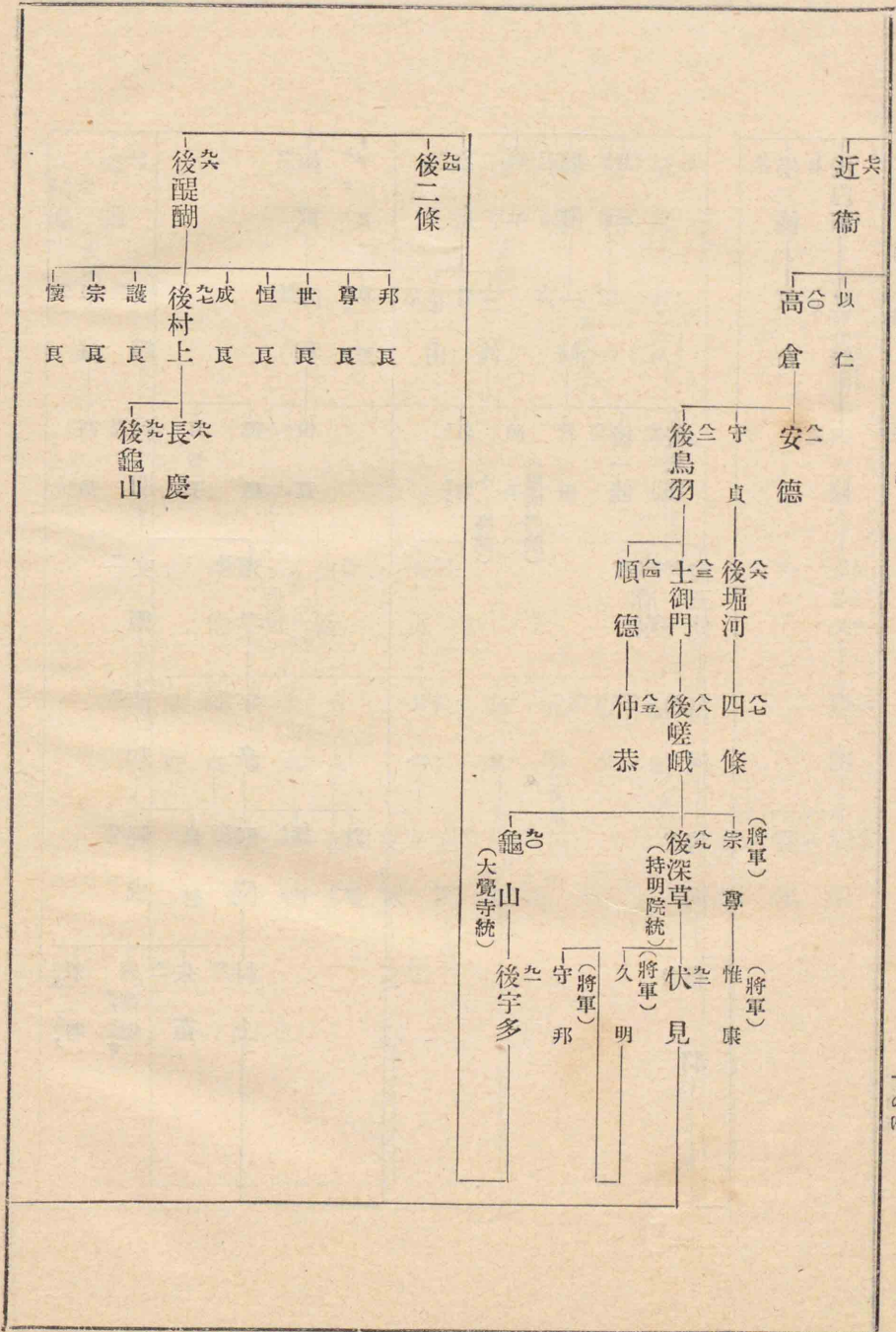
系圖

皇室御略系

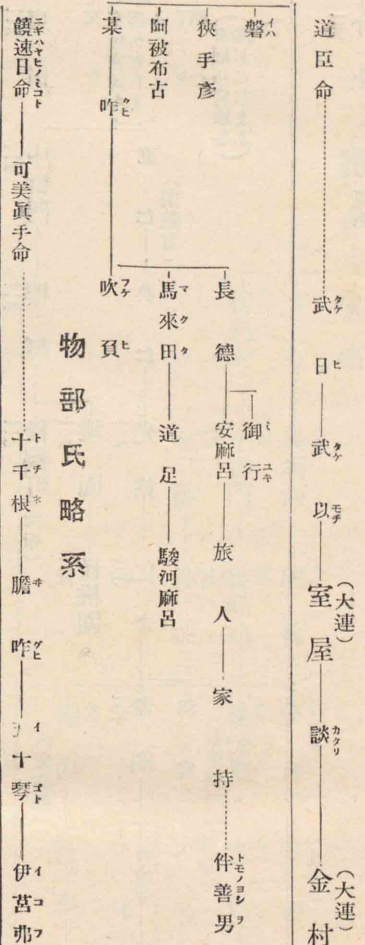




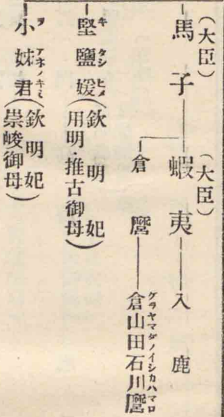
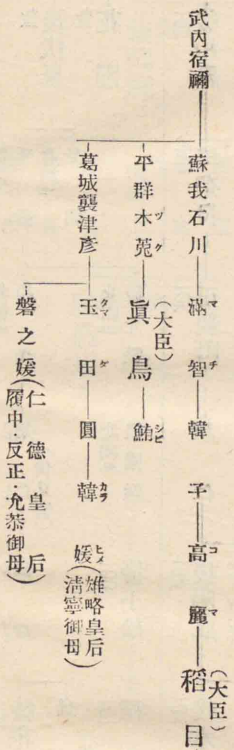
系圖



大伴氏略系

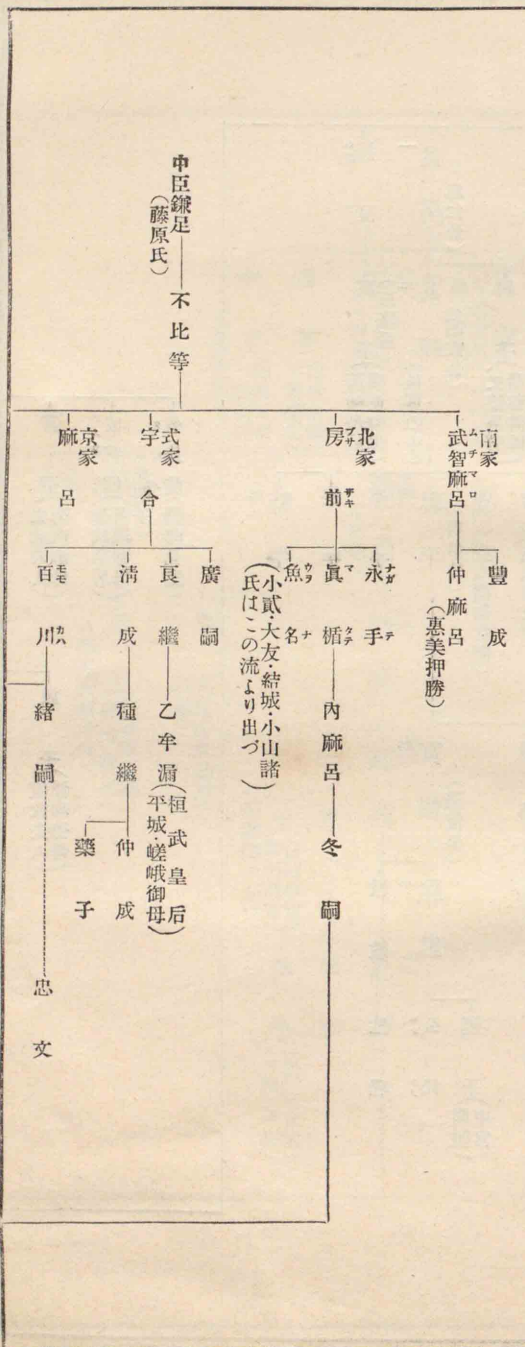


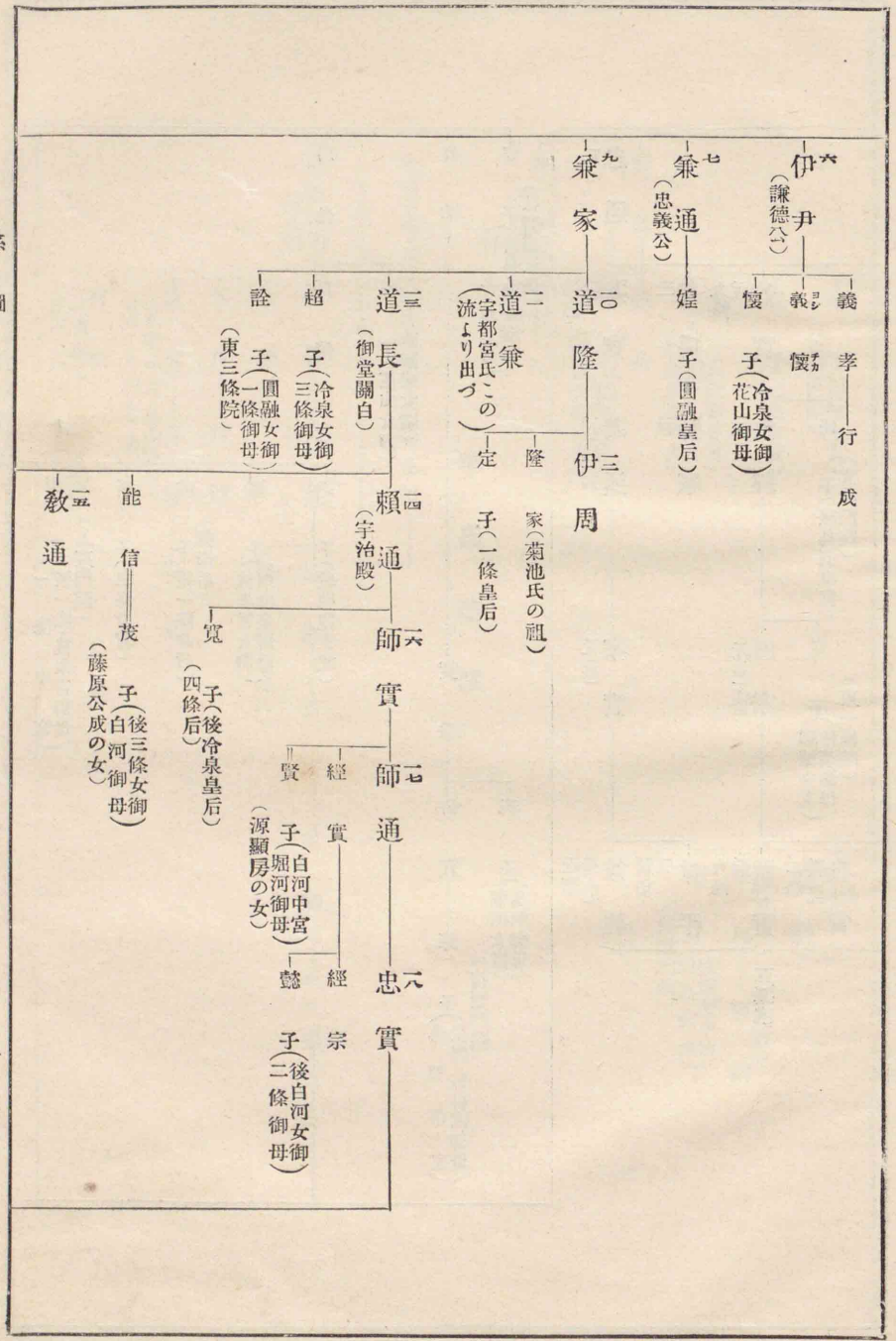
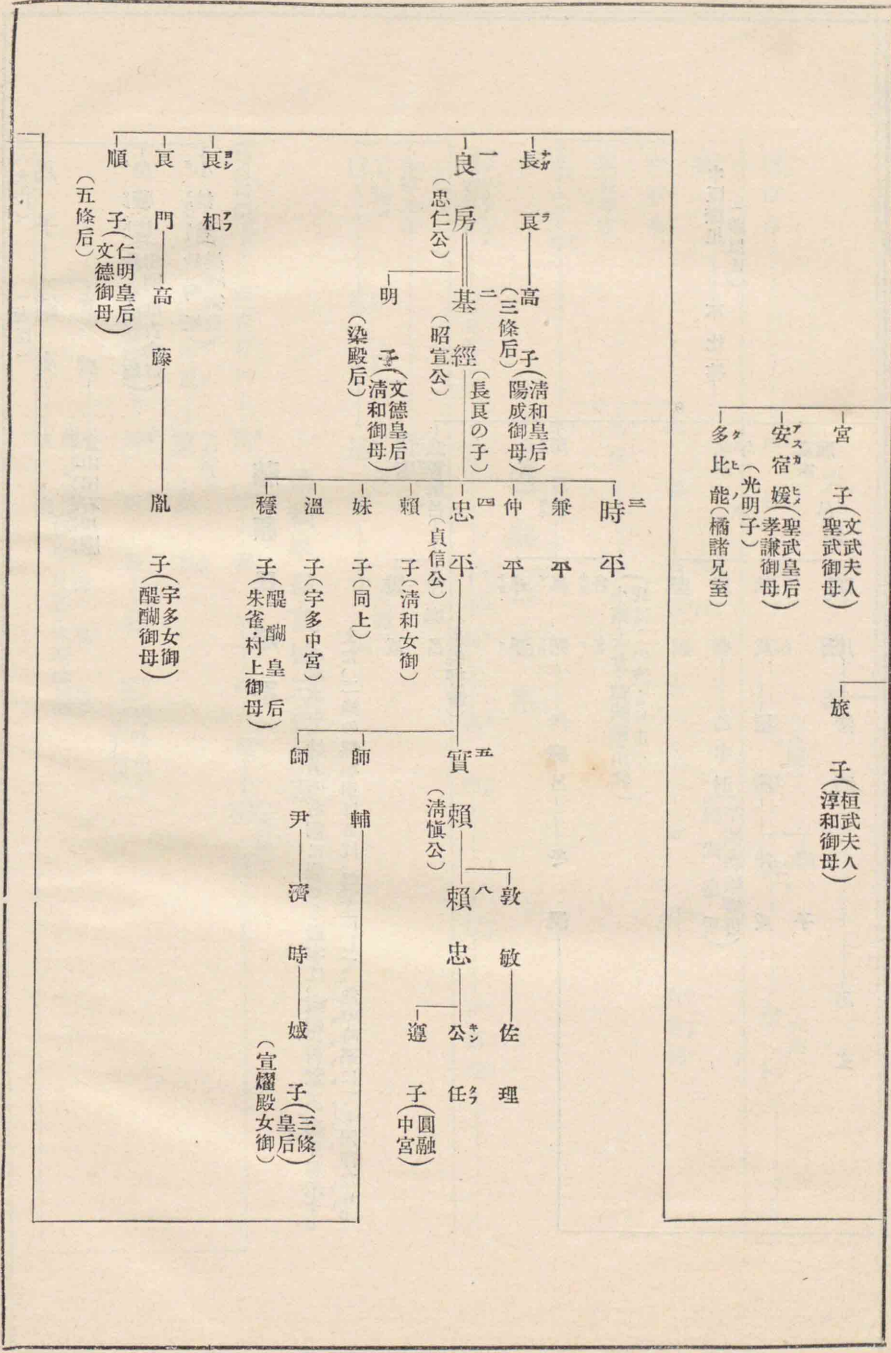
蘇我平群葛城三氏略系



藤原氏略系

この略系中、姓名の右側に記せる数字は、攝關(内覽)の順序を示す。また、二條の線を引けるは、養子にして、他の略系にても同様なり。



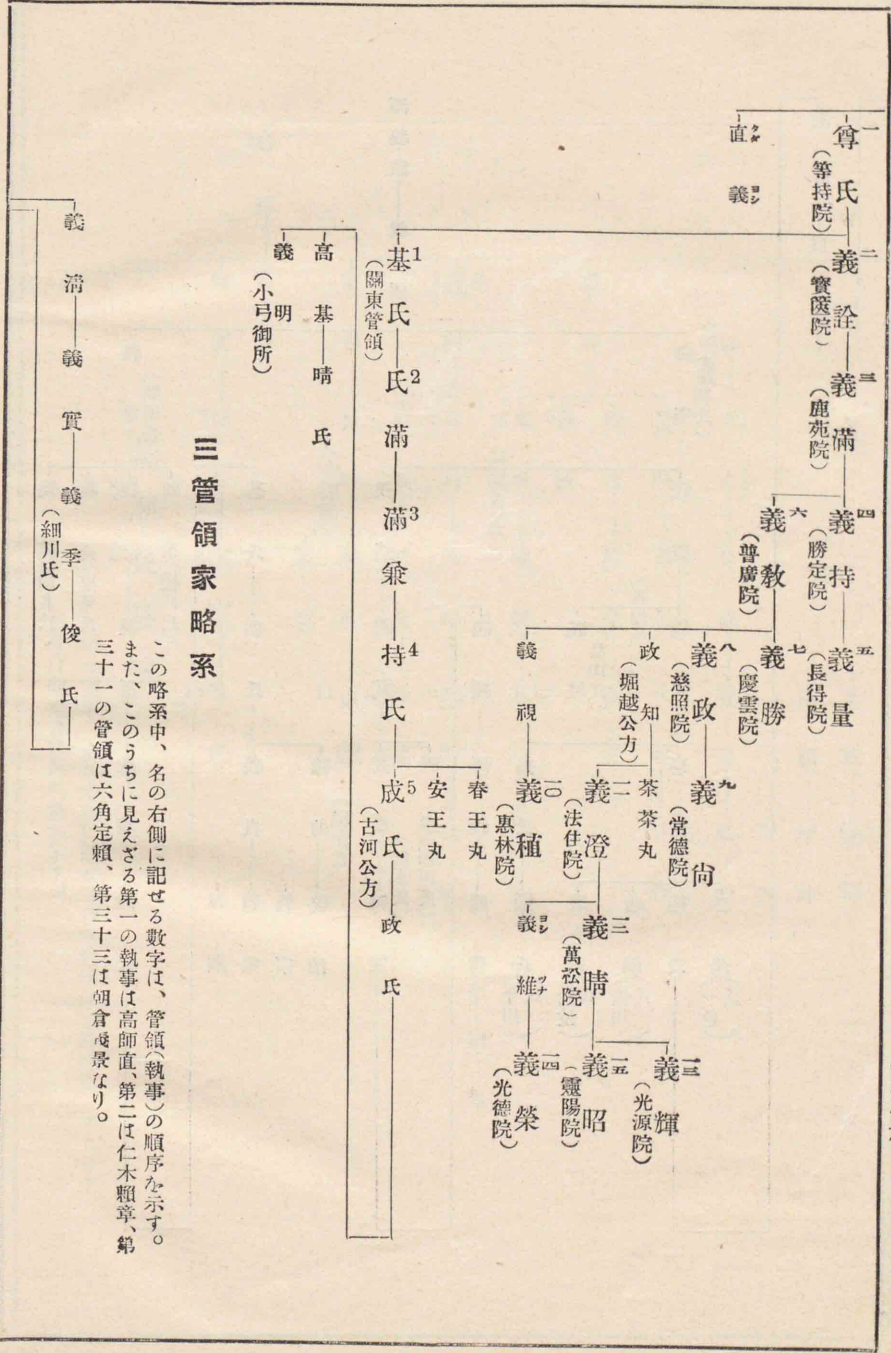






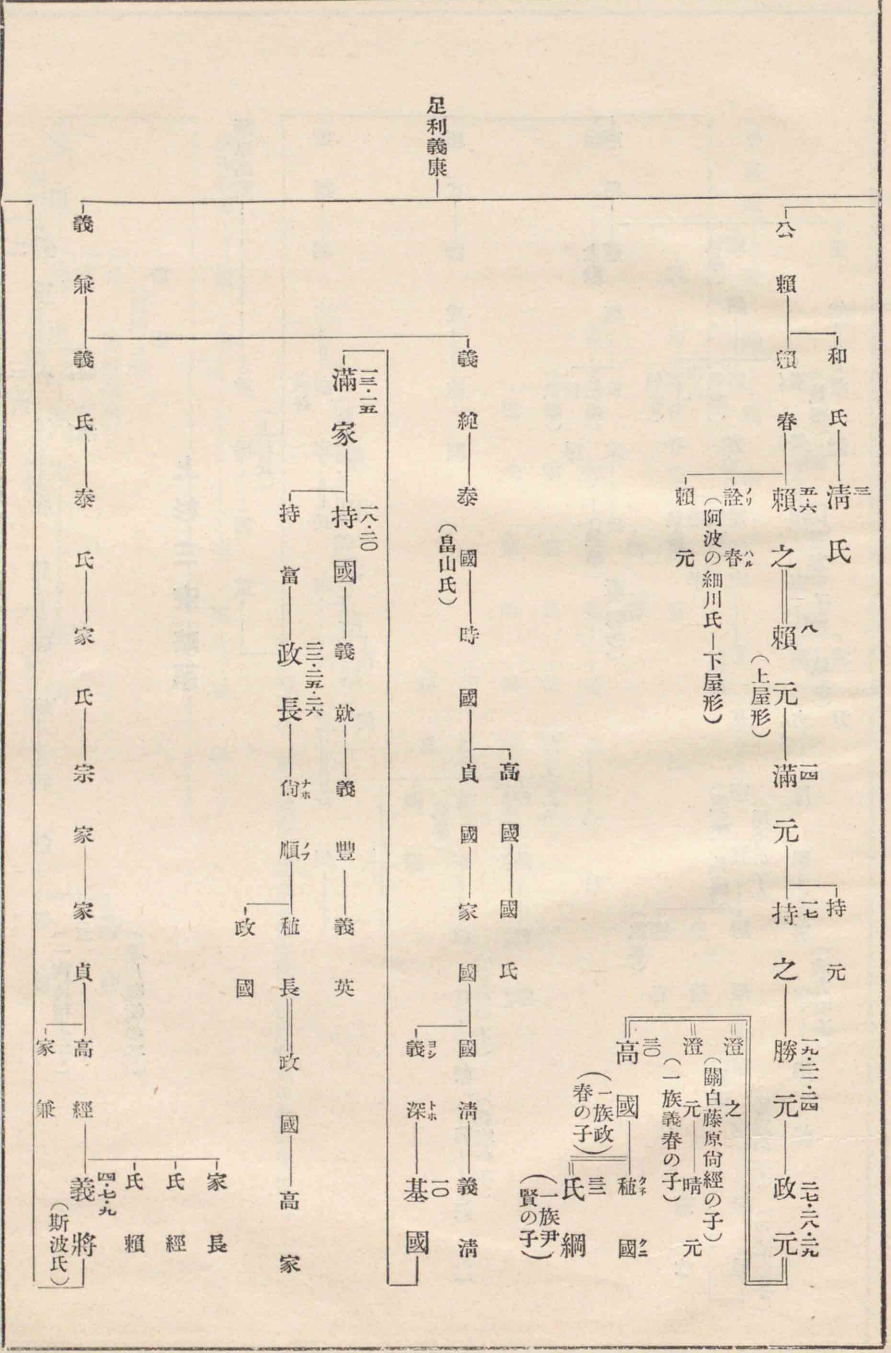






三管領家略系

この略系中、名の右側に記せる数字は、管領(執事)の順序を示す。  
 また、このうちに見えざる第一の執事は高師直、第二は仁木頼章、第三十一の管領は六角定頼、第三十三は朝倉景景なり。



義重 義淳 義豐 義邦 義健

義廉 (一族持種の子) (澁川義鏡の子)

上杉三家略系

藤原高藤

重頼 (上杉氏)

重顯

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

頼成

藤成

頼顯

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

憲房

大懸

藤朝

宗房

憲房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

憲房

大懸

藤朝

宗房

憲房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

重能

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

朝定

顯房

織田氏略系

平重盛

資盛

親

(織田氏)

敏定

信定

信定

信定

信定

信定

信定

信定

信定

信定

信定

信定

信定

信定

信定

信定

信定

信定

徳川氏略系

新田義重

義季

清康

廣忠

廣忠

廣忠

廣忠

廣忠

廣忠

廣忠

廣忠

廣忠

廣忠

廣忠

廣忠

廣忠

廣忠

廣忠

この略系中、名の右側に記せる数字は、江戸將軍の代數を示す。

家康 (東照宮)

秀忠 (台徳院)

家光 (大猷院)

家綱 (嚴有院)

家綱

家綱

家綱

家綱

家綱

家綱

家綱

家綱

家綱

家綱

家綱

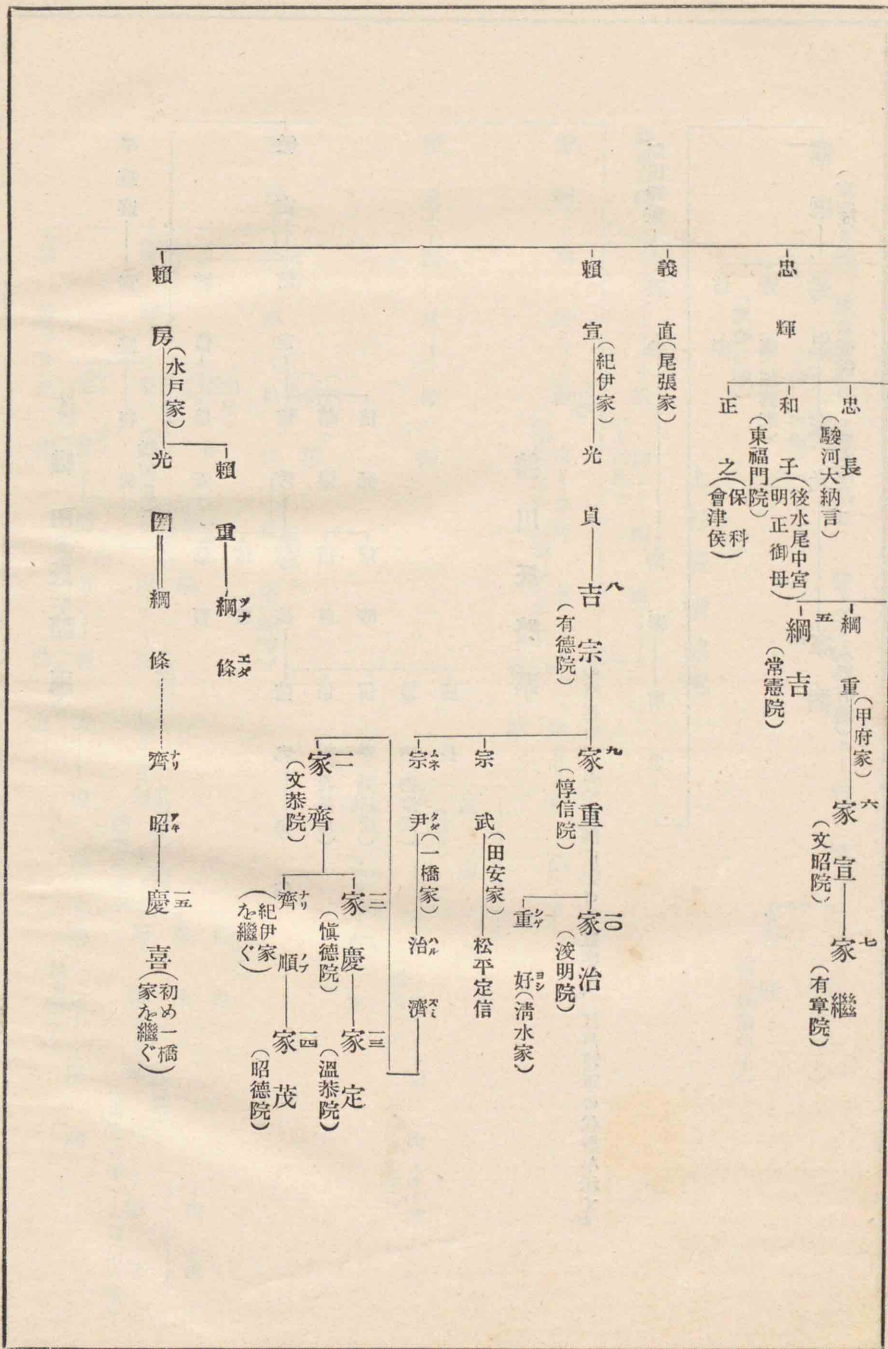
家綱

家綱

家綱

系圖

丁の一九



# 大事表

天皇大臣・大連・太政大臣・攝政・關白・將軍・執權・管領・大老の左側に記せる数字は在位・在職の年限を示せるものなり

代數	一	二	三	四	五
天皇	神武	綏靖	安寧	懿德	孝昭
重					
要					
事					
項					
紀元	元				
年	二				
號	四				
支那年代					
キリス					
ト紀元					

大事表

戊の二



二七	履中	一〇六三	始めて史官を諸國に置く
一八	反正	一〇七二	詔して姓氏を定めらる
一九	允恭	一〇七三	
二〇	安康	二二三	皇后親しく蠶を養ひたまふ
二一	雄略	二二三	吉備田狹任那に據りて叛す
二二	清寧	二二四	新羅を討つ
		二二五	始めて樓閣を起す
		二二六	支那の織工・縫工來たる
		二二七	諸國に課して桑を植ふしめたまふ
		二二八	豊受大神を伊勢の山田に祀る
		二二九	億計・弘計二王を迎へたまふ

大臣大連

物部目

平群眞鳥 大伴室屋

二三	顯宗	一一四七	
二四	仁賢	一一四八	使を高麗に遣はして工匠を求めたまふ
二五	武烈	一一五二	
二六	繼體	一一七二	大伴金村任那の四縣を百濟に與ふ
二七	安閑	一一九二	筑紫國造磐井叛す
二八	宣化	一二九七	物部鹿火火磐井を誅す
二九	欽明	一三三三	大伴狹手彦を遣はして任那を助けしめたまふ
		一三三三	百濟佛像・經論を獻す
		一三三四	百濟曆書の博士を買す
		一三三三	新羅任那を滅ぼす○問罪軍進發

巨勢男人

大伴金村

物部鹿火

蘇我稻目

物部尾輿

三五	三四	三三	三二	三一	三〇
皇極 (女帝) 一〇〇—一〇五	舒明 二八九—三〇二	推古 (女帝) 一五二—一五六	崇峻 一四七—一五〇	用明 一四一—一四四	敏達 一三三—一三五
蘇我蝦夷 一三六—一三五			蘇我馬子 一三三—一三六		
				物部守屋 一三三—一四七	
一〇五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
蘇我氏亡ぶ	高向玄理等唐より歸る	大上御田敏を唐に遣はし唐使御田敏を送りて來朝す	法興寺成る 新羅を討つ 冠位十二階を定む 憲法十七條を定む 小野妹子を隋に遣はしたまふ 厩戸皇子薨ぜらる 新羅を討つ	物部氏亡ぶ	百濟經論・律師・比丘尼等を獻す
一九	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六
六四〇	六三三	六三三	六三三	六三三	六三三

四一	四〇	三九	三八	三七	三六
持統 (女帝) 一四六—一五〇	天武 一三三—一三六	弘文 一三一—一三五	天智 一三一—一三五	齊明 (女帝) 一三五—一三三	孝德 一〇五—一〇四
			太政大臣 大友皇子 一三三		
高市皇子 一三〇—一三六					
一五〇	一四六	一三三	一三三	一三三	一〇五
	朱鳥元				大化元
天皇御即位	皇后制を稱す	八等の姓を定む	壬申の亂	皇太子制を稱す○阿曇比羅夫をして百濟を撥はしめたまふ 新羅を討ちて克たず百濟を討ちて好を通ず 百濟人多く歸化す○唐使節を送りて好を通ず 天皇御即位○高麗亡ぶ 中臣鎌足薨す	阿倍比羅夫蝦夷及び肅慎を討つ 郡領を後方羊蹄に置く
天授元	武太后垂拱元	成亨元	龍朔元	麟德元	高宗顯慶元
六〇	六六	六五	六三	六三	六五

四二	文武	忍壁親王 二五七—二五七 (知太政官事)	一三六 一三六 一三六	大寶 元	夜久・多禰等の人來貢す 律令成る 始めて岐蘇の山道を開く	聖曆 長安	二 元	六九 七二 七三
四三	元明	穗積親王 一三五—一三五 (知太政官事)	一三六 一三六 一三六	和銅 元	武藏國より銅を出たす 銅錢和同開珎を鑄る 都を平城に奠めたまふ 蓄錢叙位の令を發す 古事記成る 諸國に命じて風土記を作 らしめたまふ	中宗 景龍 睿宗 景雲 睿宗 先天 玄宗 開元	二 元 二 元 二 元 元	七八 七〇 七二 七二 七三
四四	元正	舍人親王 一三〇—一三五 (知太政官事)	一三七 一三〇	養老 元	按察使を置く 日本書紀成る		八 七	七九 七〇
四五	聖武	鈴鹿王 一三九—一四〇 (知太政官事)	一三七 一四〇 一四〇	神龜 天平	渤海始めて來朝す 藤原廣嗣叛す 諸國に國分二寺を置く 東大寺を建てしめらる		二 三 二 元	七三 七四 七四 七三
四六	孝謙		一四一 一四一	天智 寶字	藤原仲麻呂叛す	代宗 廣德	二	七四 七四
四七	淳仁		一四二 一四二	天智 寶字			八	七五 七五

四八	稱徳		一四三 一四三	天智 神護 景雲	道鏡を法王となしたまふ 和氣清麻呂を大隅に流す 道鏡を流し清麻呂を召し 還したまふ 始めて天長節を定む	大曆 元	七六 七六	
四九	光仁		一四四 一四四	延暦 元	都を長岡に營みたまふ 延暦寺を建つ 不破・鈴鹿・愛發三關を廢 す 阪上田村麻呂等を遣はし て蝦夷を討たしめたまふ 平安遷都 續日本紀成る 使を渤海に遣はす 諸國 吏民の蓄錢を禁ず 阪上田村麻呂蝦夷を平ぐ	德宗 興元 貞元	七四 七四 七四	
五〇	桓武		一四五 一四五	大同 元	觀察使を置く	靈宗 元和	二	七五 七五
五一	平城		一四六 一四六	大同 元	藏人所を置く ○藥子の亂 空海高野山を開く 弘仁格式を施行す		七六 七六	
五二	嵯峨		一四七 一四七	天長 元	畿内七道の巡察使を置く 經國集を撰ぶ	敬宗 寶曆	元	七六 七六
五三	淳和		一四八 一四八	天長 元		文宗 大和	元	七六 七六

	五四	五五	五六	五七	五八	五九
	仁明 一四九三—一五〇〇	文德 一五〇〇—一五〇八	清和 一五〇八—一五二八	陽成 一五二八—一五四〇	光孝 一五四〇—一五四七	宇多 一五四七—一五五七
攝政關白		攝政關白 藤原良房 一五〇〇—一五〇八	藤原良房 一五〇八—一五二八 攝政	基經 一五二八—一五四〇 攝政 關白 一五四〇—一五五〇	基經 一五四〇—一五五二	菅原道真 一五五二—一五六〇
令義解成る	日本後紀成る	橋邊勢等叛す	藤原良房人臣にて太政大臣となる	良房攝政となる	山陽南海に海賊横行す	應天門の變
武宗會昌元	宣宗大中二	懿宗咸通三	僖宗乾符五	昭宗大順元	乾寧元	光化二
八三三	八四二	八五〇	八五八	八六六	八七四	八八二

	六〇	六一	六二	六三
	醍醐 一五五七—一五七〇	朱雀 一五七〇—一五八二	村上 一五八二—一五九二	冷泉 一五九二—一六〇二
菅原道真 一五六〇—一五六二	忠平 一五六二—一五六九	忠平 一五六九—一五七〇	實賴 一五七〇—一五七二	實賴 一五七二—一五七四
延喜 一五七二—一五八〇	承平 一五八〇—一五八二	天曆 一五八二—一五八四	天德 一五八四—一五八六	安和 一五八六—一五八八
古今和歌集を撰ぶ	延喜格成る	三善清行意見封事を上る	延喜式成る	菅原道真貶せらるる○三代實錄成る
後梁太祖開平元	均王乾化四	後唐明宗天成二	後周太祖廣順元	世宗顯德元
九〇五	九〇七	九一四	九二〇	九二四



六四	六五	六六
圓融 <small>カネミチ</small> 一六九一—一六九四	花山 <small>クラサン</small> 一六四四—一六四六	一條 <small>イチヂョウ</small> 一六六六—一六七七
兼通 <small>カネミチ</small> 一六三一—一六三七 (關白)	賴忠 <small>ヨリタダ</small> 一六三七—一六四六 (關白)	道隆 <small>ミチタカ</small> 一六五〇—一六五三 (攝政) 兼家 <small>カネイハ</small> 一六四六—一六五〇 (攝政) 兼家 <small>カネイハ</small> 一六五〇(關白)
兼通 <small>カネミチ</small> 一六三一—一六三七	賴忠 <small>ヨリタダ</small> 一六三八—一六四九	爲光 <small>タケミツ</small> 一六五一—一六五二 (關白)
	寬和 <small>ニ</small>	正曆 <small>ニ</small>
	花山天皇御出家	阿波の海賊を追捕す
	太宗 雍熙 <small>三</small>	淳化 <small>三</small>
	九六六	九九二

六九	六八	六七	
後朱雀 <small>ゴシュク</small> 一六九六—一七〇五	後一條 <small>ゴイチョウ</small> 一六七六—一六八六	三條 <small>サンジョウ</small> 一六七二—一六七六	
	賴通 <small>ヨリミチ</small> 一六七七—一六八六 (攝政) 關白 <small>カネミチ</small> 一六七九—一七八八	道長 <small>ミチナガ</small> 一六五二—一六五六 (内覽) 攝政 <small>カネミチ</small> 一六六六—一六七七	
	公季 <small>キミノキ</small> 一六八八—一六八九	道長 <small>ミチナガ</small> 一六七七—一六八六	
長曆 <small>ニ</small>	長元 <small>ニ</small>	萬壽 <small>ニ</small>	寬仁 <small>ニ</small>
長久 <small>ニ</small>	長元 <small>ニ</small>	元長 <small>ニ</small>	寬弘 <small>ニ</small>
延曆寺の僧叡訴す 内裏炎上	源賴信忠常を降す	平忠常叛す	刀伊の賊入寇す
	仁宗 天聖 <small>六</small>	天禧 <small>三</small>	至道 <small>二</small>
寶元 <small>ニ</small>	九		眞宗 景德 <small>二</small>
一〇〇元	一〇〇八	一〇〇九	一〇〇五

七四	七三	七二	七一	七〇
鳥羽 一七七一—一七三三	堀河 一七六一—一七七〇	白河 一七三一—一七三三	後三條 一七三六—一七三三	後冷泉 一七三六—一七三六
白河 一七六一—一七九		院政		(以下略)
				頼通 一七三三—一七三三 (以下略)
一七七一	一七六一	一七三一	一七三六	一七三六
天永 (元永久)	寛治 應徳	永保	治暦 (元延久)	康平
興福寺の僧東大寺と闘ふ 延暦・興福二寺兵を構ふ	院政の初 源義家興羽の亂を平ぐ 白河上皇高野山に幸せらる 白河上皇熊野に幸せらる 興福寺の僧徒神木を奉じて入京す 延暦寺の僧徒神興を奉じて宮闕に迫る	延暦・園城二寺の僧徒闘ふ 熊野の僧徒神興を奉じて 敷訴す	莊園の弊を正したまふ 記録所を置く 宣旨升を定めらる	源頼義陸奥の亂を平ぐ
徽宗 政和 元	哲宗 元祐 元	元豐 元	神宗 熙寧 元	嘉祐 元
一一二二	一一〇六	一一〇一	一一〇九	一一〇二

八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五
安徳 一八〇一—一八四五	高倉 一八二一—一八四〇	六條 一八五二—一八五六	二條 一八二一—一八三五	後白河 一八二五—一八二八	近衛 一八〇一—一八二五	崇徳 一七三三—一八〇二
	後白河 一八二一—一八三五			鳥羽 一七九一—一八二八		
一八四四	一八三三	一八二七	一八二〇	一八二六	一八〇四	一七九七
元暦 (壽永)	壽永 (養和)	治承 (安元)	承安 (安元)	仁安	平治 永暦	天養
木曾義仲敗死す○一谷の戦○後鳥羽天皇御即位	平宗盛西奔す○後鳥羽天皇踐祚 清盛薨す	源頼政兵を起す○諸源大いに東國に起る	清盛の女を立てて中宮となしたまふ 清盛經島を築く 藤原成親・僧俊寛等流さる	平清盛太政大臣となる	平治の亂 源頼朝を伊豆に流す	詞花和歌集を撰ぶ
						南宋高宗建炎 元
一一	一〇	八	七	三	二	二
一一八四	一一八三	一一八一	一一八〇	一一七七	一一五九	一一二七

八七	八六	八五	八四	八三	八二
四條	後堀河	仲恭	順德	土御門	後鳥羽
藤原頼經			實朝	頼家	征夷將軍 頼朝
義時	義時	義時	執權 (北條氏)	北條時政	
承久	承久	承久	建仁	建久	建久
嘉祿	嘉祿	嘉祿	元久	元久	元久
貞永	貞永	貞永	源實朝	源實朝	源實朝
嘉元	嘉元	嘉元	嘉元	嘉元	嘉元
成宗	成宗	成宗	成宗	成宗	成宗
二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三

九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八
後二條	後伏見	伏見	後宇多	龜山	後深草	後嵯峨
久明親王			惟康親王	宗尊親王	頼嗣	
師時	貞時	貞時	時宗	政村	長時	時賴
嘉元	嘉元	嘉元	嘉元	嘉元	嘉元	嘉元
新後撰和歌集成	伏見天皇受禪	伏見天皇受禪	文永の役	文永の役	文永の役	文永の役
成宗	成宗	成宗	成宗	成宗	成宗	成宗
二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三	二〇三

九五		九六	
花園		後醍醐	
一六八—一七六		一八九—一九九	
守邦親王		北朝	
一六六—一九三		光厳	
宗宣		光明	
一六二—一七三		一八九—一九九	
熙時		足利尊氏	
一七三—一七五		一八九—二〇六	
基時		高師直	
一七五—一七六		一六六—二〇二	
貞顯		管領	
一六六—一九六		高師直	
高時		高師直	
一七六—一九六		一六六—二〇二	
元應		興國	
一九〇—一九二		一四二—一四三	
元亨		正平	
一九四—一九五		一四三—一四四	
正中		延元	
一九五—一九六		一四四—一四五	
嘉曆		建武	
一九六—一九八		一四五—一五五	
元弘		元弘	
一九八—一九九		一九八—一九九	
元弘の變		元弘	
續千載和歌集成		元弘	
後醍醐天皇北條氏討たんとせらる		元弘	
續後拾遺和歌集成		元弘	
量仁親王皇太子に立ちたまふ		元弘	
仁宗 皇慶		元弘	
一三二—一三三		元弘	
延祐		元弘	
一三〇—一三二		元弘	
泰定帝 泰定		元弘	
一三四—一三五		元弘	
文宗 至順		元弘	
一三三—一三五		元弘	
寧宗 元統		元弘	
一三五—一三五		元弘	
順帝 至元		元弘	
一三五—一三五		元弘	
至正		元弘	
一三五—一三五		元弘	

九七		九八		九九	
後村		長慶		後龜山	
一〇一—一〇六		一〇六—一〇八		一〇八—一〇九	
後光嚴		後圓融		後小松	
一〇一—一〇六		一〇三—一〇四		一〇九—一〇九	
義詮		義満		義満	
一〇一—一〇六		一〇八—一〇八		一〇八—一〇八	
仁木頼章		細川頼之		斯波義將	
一〇一—一〇八		一〇三—一〇三		一〇九—一〇九	
細川清氏		細川頼之		細川頼元	
一〇一—一〇一		一〇三—一〇三		一〇九—一〇九	
斯波義將		斯波義將		斯波義將	
一〇三—一〇三		一〇九—一〇九		一〇九—一〇九	
足利基氏		氏満		氏満	
一〇三—一〇七		一〇七—一〇七		一〇七—一〇七	
關東管領		關東管領		關東管領	
一〇九—一〇九		一〇九—一〇九		一〇九—一〇九	
文中		天授		弘和	
一〇三—一〇三		一〇四—一〇四		一〇四—一〇四	
菊池武政今川貞世を肥後に破る		懷良親王今川貞世を破りたまふ		新築和歌集を上る	
一〇三—一〇三		一〇四—一〇四		一〇四—一〇四	
明太祖 洪武		明太祖 洪武		明太祖 洪武	
一〇六—一〇六		一〇六—一〇六		一〇六—一〇六	
應永		應永		應永	
一〇九—一〇九		一〇九—一〇九		一〇九—一〇九	
足利義満太政大臣となる		義満北山に金閣を造る		應永の亂	
一〇九—一〇九		一〇九—一〇九		一〇九—一〇九	
義満使を明に遣はす		建文帝 建文		建文帝 建文	
一〇九—一〇九		一〇九—一〇九		一〇九—一〇九	

100	後小松	義持	1054-1083	1011	義滿明使を北山第に引見す	成祖 永樂	4	1401
101	斯波義重	義重	1055-1066	1012	明使來たる	元	1	1403
102	斯波義淳	義淳	1056-1067	1013	義滿明使を北山第に引見す	2	2	1404
103	島山滿家	滿家	1067-1071	1014	明の船來たる	3	3	1405
104	細川滿元	滿元	1071-1081	1015	義滿薨す	4	4	1406
105	島山滿家	滿家	1081-1088	1016	明弔喪使を送る	5	5	1407
106	持氏	持氏	1088-1093	1017	稱光天皇受禪	6	6	1408
107	斯波義淳	義淳	1088-1095	1018	上杉氏憲亂を作す	7	7	1409
108	細川持之	持之	1095-1101	1019	幕府明使に諭して交通を謝絶す	8	8	1410
109	島山持國	持國	1101-1105	1020	赤松滿祐播磨に奔る	9	9	1411
110	後花園	義勝	1105-1109	1021	後花園天皇踐祚	10	10	1412
111	義教	義教	1109-1111	1022	天皇御即位	11	11	1413
112	義勝	義勝	1111-1113	1023	足利義教使僧を明に遣はす	12	12	1414
113	細川勝元	勝元	1113-1124	1024	新編古今和歌集を撰ぶ	13	13	1415
114	島山政長	政長	1124-1133	1025	足利持氏亡ぶ	14	14	1416
115	細川勝元	勝元	1133-1134	1026	嘉吉の亂	15	15	1417
116	細川政元	政元	1134-1147	1027	嘉吉の亂	16	16	1418
117	細川政元	政元	1147-1156	1028	嘉吉の亂	17	17	1419
118	細川政元	政元	1156-1157	1029	嘉吉の亂	18	18	1420
119	細川政元	政元	1157-1158	1030	嘉吉の亂	19	19	1421
120	細川政元	政元	1158-1159	1031	嘉吉の亂	20	20	1422

103	後土御門	義政	1101-1133	1121	足利義政使を明に遣はす	景帝 景泰	2	1451
104	義政	義政	1133-1134	1122	島山義就・政長嗣を争ふ	3	3	1452
105	義政	義政	1134-1135	1123	足利成氏上杉憲忠を殺す	4	4	1453
106	義政	義政	1135-1136	1124	成氏古河に走る	5	5	1454
107	義政	義政	1136-1137	1125	成氏古河に走る	6	6	1455
108	義政	義政	1137-1138	1126	成氏古河に走る	7	7	1456
109	義政	義政	1138-1139	1127	成氏古河に走る	8	8	1457
110	義政	義政	1139-1140	1128	成氏古河に走る	9	9	1458
111	義政	義政	1140-1141	1129	成氏古河に走る	10	10	1459
112	義政	義政	1141-1142	1130	成氏古河に走る	11	11	1460
113	義政	義政	1142-1143	1131	成氏古河に走る	12	12	1461
114	義政	義政	1143-1144	1132	成氏古河に走る	13	13	1462
115	義政	義政	1144-1145	1133	成氏古河に走る	14	14	1463
116	義政	義政	1145-1146	1134	成氏古河に走る	15	15	1464
117	義政	義政	1146-1147	1135	成氏古河に走る	16	16	1465
118	義政	義政	1147-1148	1136	成氏古河に走る	17	17	1466
119	義政	義政	1148-1149	1137	成氏古河に走る	18	18	1467
120	義政	義政	1149-1150	1138	成氏古河に走る	19	19	1468



一〇七	後陽成	三六三—三七七	徳川家康 トクガハイヘキス 三六三—三六五	三六三 三六四 三六五 三六六 三六七	二 二 三	朝鮮來聘 江戸城成る	三 二 一	一五八 一五九 一六〇 一六一 一六二 一六三 一六四 一六五 一六六
一〇八	後水尾	三七七—三九一	秀忠 ヒデタダ 三六五—三六九	三六九 三七〇 三七一 三七二 三七三 三七四 三七五 三七六 三七七 三八八 三八九	二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三	キリスト教を禁ず イギリス人が國と通商 を始め伊達政宗支倉常 長がローマに遣はす 大坂の冬陣 大坂の夏陣 公武法度を 頒かつ 家康薨す 福島正則罪せらる イギリス人平戸の商館を 閉じてわが國を去る 徳川秀忠太政大臣となる 後水尾天皇の御讓位	三 二 一 〇 九 八 七 六 五 四 三 二	一六二 一六三 一六四 一六五 一六六 一六七 一六八 一六九 一七〇
一〇九	明正	三八一—三九一	家光 イヘミツ 三八一—三九一	三九一 三九二 三九三 三九四 三九五 三九六 三九七 三九八 三九九	一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三	若年寄を置く 寺社奉行を置く 參觀交 代の制を定む 重れてキリスト教を嚴禁 し南蠻人の住地を出島に 限る 島原の亂 島原の亂平ぐ 鎖國令出	六 五 四 三 二 一 〇 九 八 七 六 五 四 三 二	一七〇 一七一 一七二 一七三 一七四 一七五 一七六 一七七 一七八 一七九 一八〇 一八一 一八二 一八三 一八四 一八五
一一〇	後光明	三九一—四〇一	酒井忠勝 サカキタダカツ 三九一—四〇一	四〇一 四〇二 四〇三 四〇四 四〇五 四〇六 四〇七 四〇八 四〇九 四一〇 四一一	一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三	明の遺臣鄭芝龍援兵を請 ぶ 由井正雪の亂	一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三	一八五 一八六 一八七 一八八 一八九 一九〇 一九一 一九二 一九三 一九四 一九五 一九六 一九七 一九八 一九九 二〇〇

一〇七	後陽成	三六三—三七七	徳川家康 トクガハイヘキス 三六三—三六五	三六三 三六四 三六五 三六六 三六七	二 二 三	朝鮮來聘 江戸城成る	三 二 一	一五八 一五九 一六〇 一六一 一六二 一六三 一六四 一六五 一六六
一〇八	後水尾	三七七—三九一	秀忠 ヒデタダ 三六五—三六九	三六九 三七〇 三七一 三七二 三七三 三七四 三七五 三七六 三七七 三八八 三八九	二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三	キリスト教を禁ず イギリス人が國と通商 を始め伊達政宗支倉常 長がローマに遣はす 大坂の冬陣 大坂の夏陣 公武法度を 頒かつ 家康薨す 福島正則罪せらる イギリス人平戸の商館を 閉じてわが國を去る 徳川秀忠太政大臣となる 後水尾天皇の御讓位	三 二 一 〇 九 八 七 六 五 四 三 二	一六二 一六三 一六四 一六五 一六六 一六七 一六八 一六九 一七〇
一〇九	明正	三八一—三九一	家光 イヘミツ 三八一—三九一	三九一 三九二 三九三 三九四 三九五 三九六 三九七 三九八 三九九	一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三	若年寄を置く 寺社奉行を置く 參觀交 代の制を定む 重れてキリスト教を嚴禁 し南蠻人の住地を出島に 限る 島原の亂 島原の亂平ぐ 鎖國令出	六 五 四 三 二 一 〇 九 八 七 六 五 四 三 二	一七〇 一七一 一七二 一七三 一七四 一七五 一七六 一七七 一七八 一七九 一八〇 一八一 一八二 一八三 一八四 一八五
一一〇	後光明	三九一—四〇一	酒井忠勝 サカキタダカツ 三九一—四〇一	四〇一 四〇二 四〇三 四〇四 四〇五 四〇六 四〇七 四〇八 四〇九 四一〇 四一一	一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三	明の遺臣鄭芝龍援兵を請 ぶ 由井正雪の亂	一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三	一八五 一八六 一八七 一八八 一八九 一九〇 一九一 一九二 一九三 一九四 一九五 一九六 一九七 一九八 一九九 二〇〇

一一二	後西院	家綱	保科正之	三三四	承應三	曾隱元歸化す	八	一六五四
一一二	靈元	井伊直澄	酒井忠清	三三六	明曆二	後西院天皇踐祚	八	一六五四
一一二	靈元	井伊直澄	酒井忠清	三三七	明曆三	天皇御即位	一〇	一六五六
一一二	靈元	井伊直澄	酒井忠清	三三八	萬治三	江戸の大火	一一	一六五七
一一二	靈元	井伊直澄	酒井忠清	三三九	萬治元	鄭成功援兵を請ふ	一二	一六五八
一一二	靈元	井伊直澄	酒井忠清	三三九	萬治元	朱之瑜歸化す	一三	一六五九
一一三	東山	綱吉	井伊直興	三四七	貞享四	生類憐みの令出づ	一六	一六七七
一一三	東山	綱吉	井伊直興	三四九	元祿二	唐人屋敷を長崎に設く	一八	一六八九
一一三	東山	綱吉	井伊直興	三五〇	元祿三	昌平校を建つ	一九	一六九〇
一一三	東山	綱吉	井伊直興	三五三	元祿五	徳川光圀楠木氏の碑を湊川に建つ	二一	一六九二
一一三	東山	綱吉	井伊直興	三五四	元祿七	賀茂祭を復す	二三	一六九三
一一三	東山	綱吉	井伊直興	三五五	元祿八	元字金を鑄る	二四	一六九四
一一三	東山	綱吉	井伊直興	三五九	元祿二	歴代山陵の修理成る	二六	一六九九
一一三	東山	綱吉	井伊直興	三六三	元祿一	赤穂義士の復讐	四一	一七〇三

一一四	中御門	家宣	家繼	柳澤吉保	井伊直該	三三九	寶永六	中御門天皇受禪	四八	一七〇九
一一四	中御門	家宣	家繼	柳澤吉保	井伊直該	三三七	正徳七	乾字金を鑄る○天皇御即位	四九	一七一〇
一一四	中御門	家宣	家繼	柳澤吉保	井伊直該	三三五	正徳五	朝鮮來聘使の待遇を改む	五〇	一七一一
一一四	中御門	家宣	家繼	柳澤吉保	井伊直該	三三五	享保五	長崎貿易に制限を加ふ	五〇	一七一一
一一四	中御門	家宣	家繼	柳澤吉保	井伊直該	三三〇	享保五	キリスト教に關係なき洋書の舶載を許す○水戸大日本史を幕府に上る	五九	一七二〇
一一四	中御門	家宣	家繼	柳澤吉保	井伊直該	三三二	享保七	施薬院を小石川樂園に置く	六二	一七二三
一一四	中御門	家宣	家繼	柳澤吉保	井伊直該	三三三	享保八	足高の制を立つ	六二	一七二三
一一四	中御門	家宣	家繼	柳澤吉保	井伊直該	三三三	享保九	甲府勤番を置く	六二	一七二三
一一四	中御門	家宣	家繼	柳澤吉保	井伊直該	三三三	享保九	享保金を鑄る	六二	一七二三
一一四	中御門	家宣	家繼	柳澤吉保	井伊直該	三三六	享保一〇	田安家を起す	六三	一七二四
一一五	櫻町	吉宗				二四〇	寛保元	一橋家を起す	六六	一七四一
一一五	櫻町	吉宗				二四一	延享元	甘藷の種を植ゑしむ	六九	一七五九





二五八	二五九	二五〇	二五二	二五三	二五四	二五五	二五七	二五八	二五九	二六〇		
五	六	六	二	三	三	元	三	元	二	三		
五國の假條約成る	安政の大獄	櫻田の變○使をアメリカ合衆國に遣はす	和宮東下せらる	浪士安藤信正を要撃す	家茂上洛す○薩長二藩外國船を砲撃す	長州征伐	長州再征○條約勅許	今上天皇踐祚○大政奉還○攝關以下舊來の官職を廢して總裁・議定・參與を置く	鳥羽伏見の戰○五條の御誓文出づ○新に職制を御改めて東京と稱す○江戸を殿に御即位の大典を擧げさせたまふ○明治と改む	奧羽平定○奥羽を七國に分かつ	燈臺を觀音崎に設く○東京を北海道的と改め十一國に分かつ○版籍奉還○神祇太政の二官民部・大藏省及び彈正臺を置く○電信を東京・横濱間に設く	始めて公使を海外に派遣す○工部省を置く○新律綱領を頒かす
一八五八	一八五九	一八六〇	一八六一	一八六二	一八六三	一八六四	一八六五	一八六六	一八六六	一八七〇		
八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一九		

今上

家茂 イヘサチ  
二五八―二五六

井伊直弼 ナホスケ  
二五八―二五〇

慶喜 ヨシノブ  
二五六―二五七

二五二	二五三	二五四	二五五	二五六	二五七	二五八	二五九	二六〇	二六一		
四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三		
郵便法施行○公債を興こす○刑部省・彈正臺を廢して司法省を設く○廢藩置縣○文部省を置く○廢稱を廢す○岩倉具視等を西洋諸國に遣はす	兵部省を廢して陸軍・海軍の二者を置く○教部省を置く○學制を定め師範學校を設く○改定律例を定む○東京・横濱間の鐵道成る○琉球王を藩王とし華族に列す○太陽曆を行ふ○徵兵令を定む	六鎮臺を置く○征韓論起る○内務省を置く	○警視廳を置く○佐賀の亂	○臺灣征討	イギリス・フランス兩國横濱の成兵を撤す○元老院・大審院・上院裁判所を設く○郵船の航路を開く	○千島・カラフト交換	地方官會議○朝鮮事件	朝鮮との修交成る○佩刀の禁○熊本・秋月・秋の暴動	内國勸業博覽會を開く○萬國郵便聯合條約に加盟す○西南の役○博愛社起る○木戸孝允薨す	大久保利通刺さる	東京學士會院を設く○府會縣會を開く○沖繩縣を置く
一八七〇	一八七〇	一八七〇	一八七〇	一八七〇	一八七〇	一八七〇	一八七〇	一八七〇	一八七〇		
一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九		

光緒帝 光緒元

二五四〇	三	會計検査院を置く○刑 法・治罪法を定む○自由 黨起る	六	一八八〇
二五四一	四	農商務省を設く○國會開 設の詔下る	七	一八八一
二五四二	一五	改進黨起る○立憲帝政 黨起る○朝鮮事變	八	一八八二
二五四三	一六	官報を發行す○岩倉具視 薨す	九	一八八三
二五四四	一七	朝鮮事變○横須賀鎮守府 成る	一〇	一八八四
二五四五	一八	天津條約○日本郵船會社 起る○官制の大改革	一一	一八八五
二五四六	一九	帝國大學令を發布す	一二	一八八六
二五四七	二〇	鎮臺を師團とす	一三	一八八七
二五四八	二一	市制・町村制を發布す○ 樞密院を設く	一四	一八八八
二五四九	三	憲法發布○吳・佐世保の 鎮守府成る○嘉仁親王皇 太子に立ちたまふ	一五	一八八九
二五五〇	三三	裁判所構成法を布く○府 縣制・郡制を布く○教育 勅語下る○元老院を廢す ○第一帝國議會召集	一六	一八九〇
二五五一	三四	三條實美薨す	一七	一八九一
二五五二	三五	國民協會成る	一八	一八九二
二五五三	三七	銀婚式○立憲革新黨成る ○朝鮮に東學黨の亂起る ○明治二十七八年戰役 起る○イギリスとの條 約改正成り漸次諸國とも 條約を改正す	二〇	一八九四

二五五五	二六	下關條約○三國干涉○北 白川宮能久親王薨せらる ○全國に十三師團を置く○ 進歩黨起る	三三	一八九五
二五五六	二九	皇太后宮崩御○金本位制 の實施○ドイツ國清國膠 州灣を占領す	三三	一八九七
二五五七	三〇	ロシア國旅順・大連を租 借す○憲政黨起る	三四	一八九八
二五五八	三三	東京・大阪間の電話開通	三五	一八九九
二五五九	三三	○改正條約の實施	三五	一八九九
二五六〇	三三	清國に義和團の亂起る ○政友會起る	三六	一九〇〇
二五六一	三四	舞鶴鎮守府成る	三七	一九〇一
二五六二	三五	日・英同盟	三六	一九〇二
二五六四	三六	明治三十七八年戰役起る	三六	一九〇三
二五六五	三六	イギリスと新たに攻守同 盟を結ぶ○媾和條約成る ○大觀瞻式○伊勢大廟に 誥捷の大典を擧げさせた まふ○滿洲軍總司令部の 凱旋○日韓協約成る	三三	一九〇五
二五六六	三六	大觀瞻式	三三	一九〇六

歷代宮號一覽

仲成	景垂	崇開	孝孝	孝孝	懿安	安綏	神武	天皇										
哀務	行仁	神化	元靈	安昭	德寧	靖武	宮號											
角志	志賀	纏向	纏向	磯城	春城	輕境	黑田	室秋	掖上	輕曲	片鹽	葛城	樞原	宮				
鹿賀	高穴	向日	向日	珠瑞	率川	原	盧戶	津島	池心	峽	浮穴	高丘	原	宮				
筒飯	穗穗	代城	代城	籬城	籬城	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮				
越前	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大和	河內	同	大和	所				
國敦	江國	同	同	磯城	奈良	高市	磯城	南葛	南葛	高市	中河	南葛	高市	在				
賀町	滋賀	郡	郡	郡	市	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡					
宣安	繼武	仁顯	清雄	安允	反履	仁應	應											
化閑	體烈	賢宗	寧略	康恭	正中	德神	神											
檜限	勾金	磐余	弟國	筒城	泊瀨	石上	近飛	磐余	泊瀨	石上	遠飛	丹比	磐余	難波	輕島	樞原	豐浦	
盧入	金橋	玉穗	國城	城	瀨城	上高	飛鳥	朝粟	穴倉	穴穗	飛鳥	柴籬	稚櫻	波高	島豐	樞原	日浦	
野宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮
同	大和	大和	同	山城	同	同	同	同	同	同	大和	河內	大和	大和	筑前	長門		
郡	國高	國磯	乙訓	城磯	磯城	山邊	高市	磯城	山邊	磯城	國高	國中	國磯	國高	前國	門國		
郡	市郡	城郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	市郡	河內	城郡	市郡	屋郡	浦郡		

歷代宮號一覽

己の

文 武	持 統	天 武	弘 文	天 智	天 和	齊 明	孝 德	皇 極	舒 明	推 古	崇 峻	用 明	敏 達	欽 明				
藤原	飛鳥 淨見	飛鳥 淨見	滋賀 大津	滋賀 大津	朝倉 本	飛鳥 川原	飛鳥 板蓋	長柄 豐碕	飛鳥 板蓋	飛鳥 岡本	小墾 田	豐浦 柴垣	倉邊 雙槻	磐余 池邊	譯語 田幸	磯城 島刺	磯城 島刺	
宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	郡	郡	
同	同	大和 國高 市郡	同	近江 國滋 賀郡	筑前 國朝 倉郡	同	同	大和 國高 市郡	大和 國高 市郡	同	同	同	同	同	同	大和 國磯 城郡	大和 國磯 城郡	
今上	東平	長平	長平	長平	長平	長平	長平	長平	長平	長平	長平	長平	長平	長平	長平	長平	長平	長平
安	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡
京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京
都	都	都	都	都	都	都	都	都	都	都	都	都	都	都	都	都	都	都

明明明明明明明明  
治治治治治治治治  
四四四四四四四三  
十十十十十十十  
三三三三三三三  
年年年年年年年  
三三三三三三三  
月月月月月月月  
十廿十廿十廿十  
五五五五五五五  
日日日日日日日  
七六五四三訂訂發  
版版版版版版  
發發發發發發  
行行行行行行



製 複 許 不  
著者の検印なき  
ものは偽版とす

著者 遠藤國次郎  
代表者 専務取締役  
上原益藏  
東京市本郷區東片町百十六番地  
東京市本郷區本郷一丁目七番地  
株式會社 成社

五年級用新日本史奥附  
定價金七拾五錢

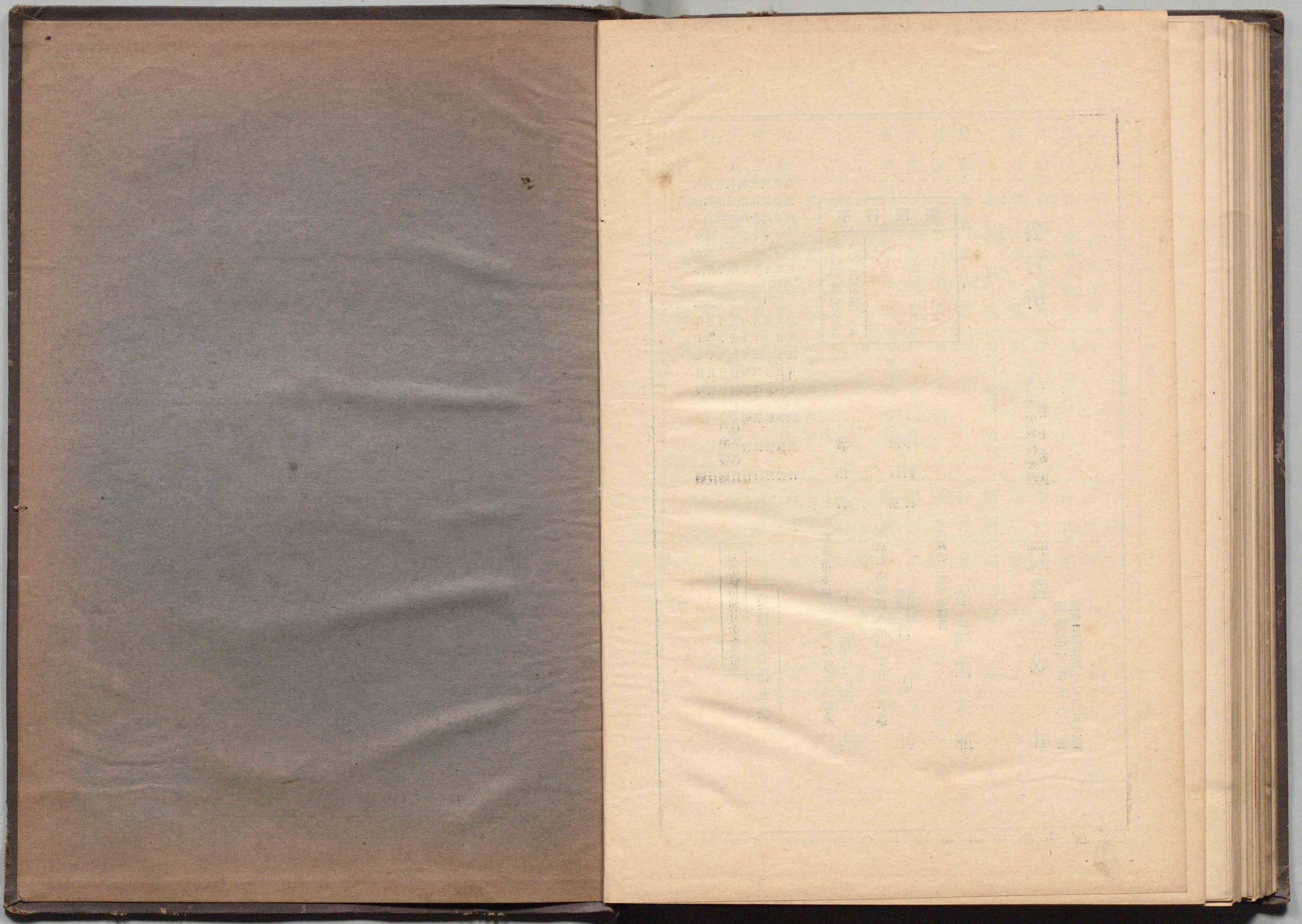
發行所

一東京市本郷區本郷  
一丁目七番地

株式會社

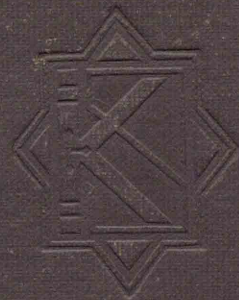
成社

電話(長)下谷五八〇番  
振替口座東京二〇五五番



7

7



広島大学図書

2000073451

